

1 第213回国会概観

1 会期及び活動等の概要

（召集・会期）

第213回国会（常会）は、令和6年(2024年)1月26日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、6月23日までの150日間であった。

（院の構成）

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、議院運営委員長の辞任、5 常任委員長の選挙（内閣、外交防衛、財政金融、予算、議院運営）、7 特別委員会（災害対策、ODA 沖縄北方、倫理選挙、拉致問題、地方デジタル、消費者問題、震災復興）の設置等が行われた。4月12日、本会議において、尾辻議長が発議により、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会は政治改革に関する特別委員会と改められた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、常任委員長の辞任及び選挙、8 特別委員会（災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、震災復興、原子力、地域・こども・デジタル）の設置等が行われた。4月11日、本会議において、額賀議長が発議により、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会は政治改革に関する特別委員会と改められた。

（政府4 演説）

1月30日、衆参両院の本会議で、岸田内閣総理大臣の施政方針演説、上川外務大臣の外交演説、鈴木財務大臣の財政演説及び新藤国務大臣の経済演説のいわゆる政府4 演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で1月31日及び2月1日、参議院で2月1日及び2日にそれぞれ行われた。

（令和6 年度総予算）

令和6 年度総予算は、1月26日、衆議院に提出された。

同総予算は、衆議院では、3月2日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月4日から予算委員会において質疑が行われ、3月28日に同総予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同総予算は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（1）参照）。

（内閣不信任決議案）

6月20日、衆議院において岸田内閣不信任決議案が提出され、同日の衆議院本会議において否決された。

2 予算・決算

(1) 令和6年度総予算

令和6年度総予算3案は、1月26日、衆議院に提出され、2月2日に衆参の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

衆議院では、2月5日から質疑を行った。3月2日に質疑を終局した後、維教、共産及び国民がそれぞれ提出した編成替動議（3件）の趣旨弁明を聴取し、総予算3案及び動議3件に対する討論を行い、採決の結果、動議3件をそれぞれ否決し、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月2日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月4日及び5日に基本的質疑（岸田内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、その後、一般質疑（岸田内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を3月6日に、一般質疑（財務大臣及び関係大臣出席）を3月7日、11日、19日及び26日に行った。

このほか、集中審議（岸田内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を、3月8日（政治資金問題等を含む内外の諸課題）、13日（外交・安全保障等を含む内外の諸課題）、15日（農業・地方等を含む内外の諸課題）、18日（こども政策・社会保障等を含む内外の諸課題）、25日（岸田内閣の基本姿勢）及び27日（内外の諸課題）に行った。

また、3月12日に公聴会を行ったほか、3月21日及び22日には各委員会における委嘱審査を行った。

3月28日には、締めくくり質疑（岸田内閣総理大臣以下全大臣出席）を行った。質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月28日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、成立した。

(2) 令和4年度決算

令和4年度決算外2件は、第212回国会の令和5年11月20日に提出された後、参議院では、第212回国会の令和5年12月11日に本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会概要説明を聴取した。その後、今国会の令和6年4月1日には、岸田内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った。

以降、決算委員会では、4月8日から5月20日まで6回にわたり省庁別審査を、5月27日に准総括質疑を行い、6月10日には締めくくり総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、令和4年度決算は是認すべきものと、4項目について内閣に警告すべきものと議決した。次いで令和4年度決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。また、令和4年度国有財産関係2件は、いずれも是認すべきものと決定した。

6月12日の本会議において、討論を行い、採決の結果、令和4年度決算は委員長報告のとおり是認することとし、内閣に対し警告することに決した。また、令和4年度国有財産関係2件はいずれも委員長報告のとおり是認することに決した。

なお、4月1日の決算委員会では、令和3年度決算に関する本院の議決等について政府の講じた措置及び最高裁判所の講じた措置の説明を聴取した。

令和4年度予備費関係6件は、5月27日の決算委員会で概要説明を聴取した後、令和4年度決算外2件と一括して質疑を行い、同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

5月29日の本会議において、令和4年度予備費関係6件はいずれも承諾することに決した。

3 法律案・条約・決議等

（審議の概況）

内閣提出法律案は、今国会提出62件のうち、61件が成立した（成立率98.4%）。常会としては、令和3年（2021年）以降4年連続で成立率が95%を超えた。

参議院議員提出法律案は、今国会提出13件であったが、成立した法律案はなかった。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出32件、継続95件のうち、8件が成立した（成立率6.3%）。

条約は、今国会提出11件の全てが承認された。

承認案件は、今国会提出1件が承認された。

決議案は、今国会提出3件のうち、1件が可決された。

（1）令和6年度歳入関連法案

「所得税法等の一部を改正する法律案」（閣法第1号）は2月2日に、「地方税法等の一部を改正する法律案」（閣法第2号）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律案」（閣法第3号）は2月6日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、閣法第1号について、2月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、2月16日に趣旨説明を聴取し、2月20日から質疑を行った。3月2日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第2号及び同第3号については、2月15日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、2月20日から質疑を行った。3月2日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月2日の本会議において、閣法第2号及び同第3号はいずれも可決され、次いで、閣法第1号が可決され、上記3法律案は参議院に送付された。

参議院では、閣法第1号について、3月8日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を

行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、3月12日に趣旨説明を聴取し、3月21日から質疑を行った。3月22日に質疑を終局した後、3月28日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第2号及び同第3号については、3月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、3月19日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。3月22日に質疑を終局した後、3月28日に討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月28日の本会議において、閣法第2号及び同第3号はいずれも可決され、次いで、閣法第1号が可決され、上記3法律案は成立した。

（２）流通業務総合効率化法等改正案

物資の流通の効率化を図るため、基本理念及び国の責務並びに貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関し講ずべき措置等を定めるとともに、貨物自動車運送事業における下請構造に対応するため、一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合の措置等を定めるほか、貨物軽自動車運送事業の安全対策を強化するため、貨物軽自動車運送事業者に対し貨物軽自動車安全管理者の選任を義務付ける等の措置を講じる「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」（閣法第19号）が、2月13日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月21日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、3月27日に趣旨説明を聴取し、4月3日から質疑を行った。4月10日に質疑を終局した後、共産提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月11日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された国土交通委員会で、4月18日に趣旨説明を聴取し、4月23日から質疑を行った。4月25日に質疑を終局した後、共産提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月26日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（３）子ども・子育て支援法等改正案

子ども・子育て支援に関する施策を抜本的に強化するため、妊婦及び児童の保護者等に対する新たな給付の創設、児童手当の支給期間の延長、支給額の増加及び所得要件の撤廃等の措置を講ずるとともに、これらの措置に必要な費用に充てるための子ども・子育て支援納付金及び子ども・子育て支援特例公債について定める「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」（閣法第22号）が、2月16日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月2日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、4月3日から質疑を行った。4月11日には地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。4月16日に質疑を終局した後、4月18日に立憲提出の修正案及び維教提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び両修正案について討論を行い、採決の結果、両修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月19日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月17日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、5月21日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。5月28日には内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。6月4日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月5日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(4) グローバル戦闘航空プログラム政府間機関（G I G O）設立条約

政府は、次期戦闘機の開発に係るグローバル戦闘航空プログラム（G C A P）の管理等を日本国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びイタリア共和国のために行うことを目的とする国際機関を設立するため、令和5年12月14日に東京で、グローバル戦闘航空プログラム（G C A P）政府間機関の設立に関する条約に署名した。同条約を締結するため「グローバル戦闘航空プログラム（G C A P）政府間機関の設立に関する条約の締結について承認を求めるの件」（閣条第1号）が、2月20日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月25日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同件が付託された外務委員会で、5月8日に趣旨説明を聴取し、5月10日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同件を承認すべきものと決定した。

5月14日の本会議において、同件は承認され、参議院に送付された。

参議院では、5月29日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同件が付託された外交防衛委員会で、5月30日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月4日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同件を承認すべきものと決定した。

6月5日の本会議において、同件は承認され、国会の承認を得た。

(5) 重要経済安保情報保護活用法案、経済安保推進法改正案

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及

び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定める「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」（閣法第24号）、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為が多様化し、安全保障を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、特定社会基盤役務の安定的な提供を確保するため、特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加する「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第25号）が、2月27日、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、3月19日の本会議で両法律案について、趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された内閣委員会で、3月22日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。4月2日には内閣委員会経済産業委員会連合審査会において質疑を行った。4月5日に質疑を終局した後、閣法第24号に対する自民、立憲、維教、公明、国民及び有志の6派共同提出の修正案及び国民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、両法律案及び両修正案について、討論を行い、採決の結果、閣法第24号について、国民提出の修正案を否決した後、上記6派共同提出の修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。次に閣法第25号を可決すべきものと決定した。

4月9日の本会議において、両法律案は討論の後、閣法第24号は修正議決、閣法第25号は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月17日の本会議で両法律案について、趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された内閣委員会で、4月18日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。4月25日には内閣委員会、経済産業委員会連合審査会において質疑を行った。5月9日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

5月10日の本会議において、両法律案は討論の後、いずれも可決され、成立した。

（6）食料・農業・農村基本法改正案

近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策等を定める「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案」（閣法第26号）が、2月27日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月26日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された農林水産委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。4月15日には地方公聴会を行った。4月18日に、立憲及び有志の2派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を

終局した後、自民、維教及び公明の３派共同提出の修正案、共産提出の修正案及び国民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び各修正案について、討論を行い、採決の結果、国民提出の修正案、共産提出の修正案並びに立憲及び有志の２派共同提出の修正案を否決した後、自民、維教及び公明の３派共同提出の修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

４月１９日の本会議において、同法律案は討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、４月２６日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された農林水産委員会で、５月７日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、５月９日から質疑を行った。５月２１日には地方公聴会を行った。５月２８日に、立憲及び民主の２派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、原案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

５月２９日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（７）地方自治法改正案

地方公共団体の運営の合理化及び適正化並びに持続可能な地域社会の形成を図るとともに、大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係を明確化するため、地方制度調査会の答申にのっとり、公金の収納事務のデジタル化及び情報システムの適正な利用等のための規定の整備を行うとともに、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例の創設、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための制度の創設等の措置を講じる「地方自治法の一部を改正する法律案」（閣法第３１号）が、３月１日、衆議院に提出された。

衆議院では、５月７日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された総務委員会で、５月９日に趣旨説明を聴取し、５月１４日から質疑を行った。５月２３日に、自民、維教及び公明の３派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、５月２８日に原案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、原案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

５月３０日の本会議において、同法律案は討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、６月５日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された総務委員会で、６月６日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。６月１８日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

６月１９日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（８）民法等改正案

子の権利利益を保護する観点から、子の養育についての父母の責務に関する規定の新設、父母が離婚した場合にその双方を親権者と定めることができるようにする等の親権に関する規定の整備、子の監護に要する費用の支払を確保するための制度の拡充、家事審判等の手続における父又は母と子との交流の試行に関する規定の新設等の措置を講じる「民法等の一部を改正する法律案」（閣法第47号）が、３月８日、衆議院に提出された。

衆議院では、３月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、３月27日に趣旨説明を聴取し、４月２日から質疑を行った。４月12日に、自民、立憲、維教及び公明の４派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

４月16日の本会議において、同法律案は討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、４月19日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、４月25日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。５月16日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

５月17日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（９）出入国管理法等改正案、外国人技能実習法等改正案

本邦に適法に在留する外国人の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、在留カード及び特別永住者証明書と個人番号カードの一体化並びに一体化したカードに係る地方出入国在留管理局又は市町村における手続の一元処理を可能とするとともに、在留カード及び特別永住者証明書の記載事項等を見直すほか、出入国及び在留の公正な管理に係る電磁的記録の取扱いに関し必要な事項を定める等の措置を講じる「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案」（閣法第58号）、近年における技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、特定産業分野のうち、その分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保するため、現行の技能実習に代わる新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行う事業を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、一号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講じる「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第59号）が、３月15日、それぞ

れ衆議院に提出された。

衆議院では、4月16日の本会議で両法律案について、趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された法務委員会で、4月23日に趣旨説明を聴取し、4月24日から質疑を行った。5月8日には4月25日に提出された「外国人一般労働者雇用制度の整備の推進に関する法律案」（衆第10号）の趣旨説明を聴取し、同日から閣法第58号、閣法第59号及び衆第10号を一括して議題とし、質疑を行った。5月10日には法務委員会厚生労働委員会連合審査会を行ったほか、5月13日には地方公聴会を行った。

5月17日に質疑を終局した後、閣法第59号に対する自民、立憲、維教及び公明の4派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、各法律案及び修正案について討論を行い、採決の結果、衆第10号を否決すべきものと決定し、閣法第58号を可決すべきものと決定するとともに、閣法第59号について修正案を可決し、修正議決すべきものと決定した。

5月21日の本会議において、各法律案は討論の後、衆第10号は否決、閣法第58号は可決、閣法第59号は修正議決され、閣法第58号及び閣法第59号は参議院に送付された。

参議院では、5月24日の本会議で両法律案について、趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された法務委員会で、5月28日に、趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月3日に地方公聴会を行ったほか、6月4日には法務委員会、厚生労働委員会連合審査会を行った。6月13日に質疑を終局した後、閣法第59号に対する維教提出の修正案及び共産提出の修正案について趣旨説明を聴取し、両法律案及び両修正案について、討論を行い、採決の結果、閣法第58号を可決、閣法第59号について両修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

6月14日の本会議において、両法律案は討論の後、いずれも可決され、成立した。

(10) 児童対象性暴力防止法案

児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにし、学校設置者等が講ずべき措置並びにこれと同等の措置を実施する体制が確保されている民間教育保育等事業者を認定する仕組み及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者が講ずべき措置について定めるとともに、教員等及び教育保育等従事者が特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を国が学校設置者等及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者に対して提供する仕組みを設ける「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案」（閣法第61号）が、3月19日、衆議院に提出された。

衆議院では、5月9日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律

案が付託された地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。5月22日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月23日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月7日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、6月11日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月18日に質疑を終局した後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月19日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(11) 政治資金規正法改正案

「政治資金規正法の一部を改正する法律案」（衆第13号）が5月17日に、「政治資金規正法等の一部を改正する法律案」（衆第14号）及び「政治資金パーティーの開催の禁止に関する法律案」（衆第15号）が5月20日に、「政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案」（衆第16号）が5月22日にそれぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、各法律案が付託された政治改革に関する特別委員会で、5月22日に、各法律案及び「政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案」（第208回国会衆第48号）の趣旨説明を聴取し、5月23日から質疑を行った。6月5日に、衆第16号の撤回を許可し、衆第13号に対する自民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、各法律案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、各法律案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、第208回国会衆第48号、衆第15号及び衆第14号をそれぞれ否決すべきものと決定した後、衆第13号について修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

6月6日の本会議において、各法律案は討論の後、第208回国会衆第48号、衆第15号及び衆第14号はそれぞれ否決された後、衆第13号は修正議決され、参議院に提出された。

参議院では、同法律案が付託された政治改革に関する特別委員会で、6月7日に、衆第13号、1月26日に提出された「政治資金規正法の一部を改正する法律案」（参第1号）、「政党助成法を廃止する法律案」（参第2号）及び6月5日に提出された「政治資金規正法等の一部を改正する法律案」（参第11号）を一括して議題とし、衆第13号の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取するとともに、参第1号、参第2号及び参第11号の趣旨説明を聴取し、6月10日から質疑を行った。6月18日に衆第13号について質疑を終局した後、同法律案に対する維教提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

6月19日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(12) 決議案

参議院では、6月14日の本会議において、「ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議案」が可決された。

4 調査会

「外交・安全保障に関する調査会」、「国民生活・経済及び地方に関する調査会」及び「資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会」は、いずれも6月5日に2年目における調査を取りまとめた調査報告書（中間報告）を議長に提出し、6月7日の本会議で各調査会長が報告を行った。

5 その他

(1) 参議院改革協議会

協議会は、今国会中、2回開催された。2月27日、今後の進め方について協議を行い、6月14日、「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会報告書」が6月7日に提出されたことを受け、専門委員長から報告を聴取し、今後の進め方について協議を行った。

参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会は、今国会中、7回開催された。2月27日に参議院選挙に関する最高裁判決について、4月5日に現行選挙制度の課題について（特に合区の現状等について）、4月12日及び19日に参議院選挙制度の在り方について（都道府県選挙区の意義、選挙制度論、各種選挙制度の論点等について）、それぞれ参考人から意見を聴取し、各会派から質疑を行った。5月17日に参議院選挙制度の在り方や具体的な論点・方向性について各会派からの意見表明を行い、5月24日に参議院選挙制度の在り方や具体的な論点・方向性について意見交換を行った後、今後の進め方について協議を行った。6月7日には、令和5年2月8日から令和6年6月7日まで16回にわたり行われた協議を整理した報告書を参議院改革協議会座長に提出することを決定した。

(2) 行政監視

行政監視委員会は、6月3日に行政監視の実施の状況等に関する報告書を議長に提出し、6月5日の本会議で委員長が報告を行った。

また、新たな年間サイクルの起点として、6月21日の本会議で、松本総務大臣から令和5年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を聴取し、質疑を行った。

(3) 国会同意人事案件

今国会に提出された22機関65名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

(4) 党首討論

国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）が6月19日に開会され、泉健太君（立

憲)、馬場伸幸君(維教)、田村智子君(共産)及び玉木雄一郎君(国民)と岸田内閣総理大臣との間で討議が行われた。

(5) 憲法審査会

審査会は6回開催された。

5月8日は、憲法に対する考え方について、意見の交換を行った。5月15日は、「憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会について)」について、参議院法制局及び憲法審査会事務局当局から説明を聴いた後、意見の交換を行った。5月29日は、「憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会について)」について、参議院法制局及び政府参考人から説明を聴いた後、意見の交換を行った。6月12日には、「憲法に対する考え方について(国民投票法等について)」について、憲法審査会事務局当局及び参議院法制局から説明を聴いた後、意見の交換を行った。

(6) 情報監視審査会

審査会は4回開催された。

2月8日は、防衛省で特定秘密の不適切な取扱事案が複数確認されたこと等を受け、特定秘密の管理について、政府参考人からの説明聴取及び質疑を行った。また、同日及び2月13日には、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人からの説明聴取及び質疑を行った。2月20日には、公安調査庁(東京都)への委員派遣を実施し、必要に応じて特定秘密の提示を受けながら説明を聴取した。4月16日には、海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案の公表に先立ち、特定秘密の管理について、政府参考人からの説明聴取及び質疑を行った後、高市国務大臣及び政府参考人に対し、締めくくり的な質疑を行った。

また、6月12日の審査会において、令和5年5月1日から令和6年5月31日までを対象期間とした審査会の調査及び審査の経過及び結果に関する年次報告書(令和6年6月)を決定し、議長に提出した。その後、6月14日の本会議において、会長が同報告書の概要等について報告を行った。

(7) 政治倫理審査会

審査会は4回開催された。

2月27日、申立委員から説明を聴取し、3月8日、審査申立ての件32件について審査することを決定した。3月14日に、議員世耕弘成君、議員西田昌司君及び議員橋本聖子君からそれぞれ弁明を聴取した後、質疑を行った。5月17日には、審査申立ての件29件について被申立議員の出席を求めることを決定した。

(8) 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応

今国会において、両議院正副議長は、各政党・各会派が出席する「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応に関する全体会議」を2回行った後、個別の意見聴取を行った。

2 参議院役員等一覧

役員名		召集日（ 6. 1. 26）	会期中選任
議長	尾辻 秀久（無）		
副議長	長浜 博行（無）		
常任委員 長	内閣	阿達 雅志（自民）※	
	総務	新妻 秀規（公明）	
	法務	佐々木さやか（公明）	
	外交防衛	小野田 紀美（自民）※	
	財政金融	足立 敏之（自民）※	
	文教科科学	高橋 克法（自民）	
	厚生労働	比嘉 奈津美（自民）	
	農林水産	滝波 宏文（自民）	
	経済産業	森本 真治（立憲）	
	国土交通	青木 愛（立憲）	
	環境	三原じゅん子（自民）	
	基本政策	浅田 均（維教）	
	予算	櫻井 充（自民）※	
	決算	佐藤 信秋（自民）	
	行政監視	川田 龍平（立憲）	
	議院運営	浅尾 慶一郎（自民）※	
	懲罰	松沢 成文（維教）	
特別委員 長	災害対策	竹内 真二（公明）※	
	ODA沖縄北方 （倫理選挙）	藤川 政人（自民）※	
	政治改革	豊田 俊郎（自民）※	
	拉致問題	松下 新平（自民）※	
	地方デジタル	長谷川 岳（自民）※	古川 俊治（自民） 6. 5. 31
	消費者問題	石井 章（維教）※	
調査会 長	震災復興	野田 国義（立憲）※	
	外交・安保	猪口 邦子（自民）	
	国民生活	福山 哲郎（立憲）	
	資源・持続可能	宮沢 洋一（自民）	
憲法審査会会長		中曽根 弘文（自民）	
情報監視審査会会長		有村 治子（自民）	
政治倫理審査会会長		野村 哲郎（自民）	
事務総長		小林 史武	

※召集日選任

（注）倫理選挙特委は、目的及び名称が変更され、政治改革特委となった（ 6. 4. 12）

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 7.7.28 任期満了			② 10.7.25 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自 由 民 主 党	115 (24)	19 (5)	33 (6)	52 (11)	18 (5)	45 (8)	63 (13)
立 憲 民 主 ・ 社 民	40 (19)	9 (3)	14 (7)	23 (10)	8 (5)	9 (4)	17 (9)
公 明 党	27 (4)	7 (1)	7 (1)	14 (2)	6	7 (2)	13 (2)
日 本 維 新 の 会 ・ 教育無償化を実現する会	21 (5)	4	5 (2)	9 (2)	8 (2)	4 (1)	12 (3)
国民民主党・新緑風会	11 (3)	3 (1)	3	6 (1)	3	2 (2)	5 (2)
日 本 共 産 党	11 (5)	4 (1)	3 (2)	7 (3)	3 (2)	1	4 (2)
れ い わ 新 選 組	5 (1)	2 (1)	0	2 (1)	2	1	3
沖 縄 の 風	2	0	1	1	0	1	1
NHKから国民を守る党	2	1	0	1	1	0	1
各 派 に 属 し な い 議 員	12 (4)	1	7 (2)	8 (2)	1	3 (2)	4 (2)
合 計	246 (65)	50 (12)	73 (20)	123 (32)	50 (14)	73 (19)	123 (33)
欠 員	2	0	1	1	0	1	1
定 数	248	50	74	124	50	74	124

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は令和7年7月28日任期満了、○印の議員は令和10年7月25日任期満了

また、()内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党】

(116名)

○足立 敏之 (比 例)	○阿達 雅志 (比 例)	○青木 一彦 (鳥取・島根)
○青山 繁晴 (比 例)	赤池 誠章 (比 例)	○赤松 健 (比 例)
○浅尾 慶一郎 (神奈川)	○朝日 健太郎 (東 京)	有村 治子 (比 例)
○井上 義行 (比 例)	○生稲 晃子 (東 京)	石井 準一 (千 葉)
○石井 浩郎 (秋 田)	石井 正弘 (岡 山)	石田 昌宏 (比 例)
○磯崎 仁彦 (香 川)	○猪口 邦子 (千 葉)	○今井 絵理子 (比 例)
岩本 剛人 (北海道)	○上野 通子 (栃 木)	○臼井 正一 (千 葉)
○江島 潔 (山 口)	衛藤 晟一 (比 例)	○小野田 紀美 (岡 山)
○越智 俊之 (比 例)	○大家 敏志 (福 岡)	太田 房江 (大 阪)
○岡田 直樹 (石 川)	加田 裕之 (兵 庫)	○加藤 明良 (茨 城)
○梶原 大介 (比 例)	○片山 さつき (比 例)	○神谷 政幸 (比 例)
北村 経夫 (山 口)	○こやり 隆史 (滋 賀)	○小林 一大 (新 潟)
古賀 友一郎 (長 崎)	○古庄 玄知 (大 分)	上月 良祐 (茨 城)
○佐藤 啓 (奈 良)	佐藤 信秋 (比 例)	佐藤 正久 (比 例)
酒井 庸行 (愛 知)	○櫻井 充 (宮 城)	山東 昭子 (比 例)
清水 真人 (群 馬)	○自見 はなこ (比 例)	白坂 亜紀 (大 分)
○進藤 金日子 (比 例)	○末松 信介 (兵 庫)	世耕 弘成 (和歌山)
○関口 昌一 (埼 玉)	田中 昌史 (比 例)	高橋 克法 (栃 木)
高橋 はるみ (北海道)	滝沢 求 (青 森)	滝波 宏文 (福 井)
武見 敬三 (東 京)	柘植 芳文 (比 例)	○鶴保 庸介 (和歌山)
堂故 茂 (富 山)	○友納 理緒 (比 例)	豊田 俊郎 (千 葉)
○中曾根 弘文 (群 馬)	中田 宏 (比 例)	○中西 祐介 (徳島・高知)
○永井 学 (山 梨)	長峯 誠 (宮 崎)	西田 昌司 (京 都)
○野上 浩太郎 (富 山)	○野村 哲郎 (鹿児島)	羽生田 俊 (比 例)
○長谷川 岳 (北海道)	○長谷川 英晴 (比 例)	馬場 成志 (熊 本)
橋本 聖子 (比 例)	比嘉 奈津美 (比 例)	○広瀬 めぐみ (岩 手)
○福岡 資麿 (佐 賀)	○藤井 一博 (比 例)	○藤川 政人 (愛 知)
○藤木 眞也 (比 例)	○船橋 利実 (北海道)	古川 俊治 (埼 玉)
○星 北斗 (福 島)	堀井 巖 (奈 良)	本田 顕子 (比 例)
舞立 昇治 (鳥取・島根)	牧野 たかお (静 岡)	○松川 るい (大 阪)
○松下 新平 (宮 崎)	○松村 祥史 (熊 本)	松山 政司 (福 岡)
丸川 珠代 (東 京)	三浦 靖 (比 例)	○三原じゅん子 (神奈川)
三宅 伸吾 (香 川)	宮崎 雅夫 (比 例)	○宮沢 洋一 (広 島)
宮本 周司 (石 川)	森 まさこ (福 島)	森屋 宏 (山 梨)
○山崎 正昭 (福 井)	山下 雄平 (佐 賀)	山田 太郎 (比 例)

山田 俊男 (比 例)	○山田 宏 (比 例)	○山谷 えり子 (比 例)
○山本 啓介 (長 崎)	○山本 佐知子 (三 重)	○山本 順三 (愛 媛)
○吉井 章 (京 都)	吉川 ゆうみ (三 重)	和田 政宗 (比 例)
○若林 洋平 (静 岡)	○渡辺 猛之 (岐 阜)	

【立 憲 民 主 ・ 社 民】

(40名)

○青木 愛 (比 例)	石垣 のりこ (宮 城)	石川 大我 (比 例)
○石橋 通宏 (比 例)	打越 さく良 (新 潟)	小沢 雅仁 (比 例)
小沼 巧 (茨 城)	大椿 ゆうこ (比 例)	○鬼木 誠 (比 例)
勝部 賢志 (北海道)	川田 龍平 (比 例)	岸 真紀子 (比 例)
熊谷 裕人 (埼 玉)	○小西 洋之 (千 葉)	○古賀 千景 (比 例)
○古賀 之士 (福 岡)	○斎藤 嘉隆 (愛 知)	塩村 あやか (東 京)
○柴 慎一 (比 例)	○杉尾 秀哉 (長 野)	田島 麻衣子 (愛 知)
○田名部 匡代 (青 森)	○高木 真理 (埼 玉)	○辻元 清美 (比 例)
○徳永 エリ (北海道)	野田 国義 (福 岡)	羽田 次郎 (長 野)
○福島 みずほ (比 例)	○福山 哲郎 (京 都)	牧山 ひろえ (神奈川)
○三上 えり (広 島)	水岡 俊一 (比 例)	水野 素子 (神奈川)
宮口 治子 (広 島)	○村田 享子 (比 例)	森本 真治 (広 島)
森屋 隆 (比 例)	横沢 高德 (岩 手)	吉川 沙織 (比 例)
○蓮 舫 (東 京)		

【公 明 党】

(27名)

○秋野 公造 (福 岡)	○伊藤 孝江 (兵 庫)	○石川 博崇 (大 阪)
○上田 勇 (比 例)	河野 義博 (比 例)	○窪田 哲也 (比 例)
佐々木 さやか (神奈川)	○里見 隆治 (愛 知)	塩田 博昭 (比 例)
下野 六太 (福 岡)	杉 久武 (大 阪)	高橋 光男 (兵 庫)
○竹内 真二 (比 例)	○竹谷 とし子 (東 京)	○谷合 正明 (比 例)
新妻 秀規 (比 例)	○西田 実仁 (埼 玉)	平木 大作 (比 例)
○三浦 信祐 (神奈川)	○宮崎 勝 (比 例)	矢倉 克夫 (埼 玉)
安江 伸夫 (愛 知)	山口 那津男 (東 京)	山本 香苗 (比 例)
山本 博司 (比 例)	○横山 信一 (比 例)	若松 謙維 (比 例)

【日本維新の会・教育無償化を実現する会】

(21名)

○青島 健太 (比 例)	○浅田 均 (大 阪)	東 徹 (大 阪)
○石井 章 (比 例)	○石井 苗子 (比 例)	○猪瀬 直樹 (比 例)
梅村 聡 (比 例)	梅村 みずほ (大 阪)	音喜多 駿 (東 京)
嘉田 由紀子 (滋 賀)	○片山 大介 (兵 庫)	○金子 道仁 (比 例)
○串田 誠一 (比 例)	清水 貴之 (兵 庫)	柴田 巧 (比 例)
○高木 かおり (大 阪)	○中条 きよし (比 例)	藤巻 健史 (比 例)

○松沢 成文（神奈川） ○松野 明美（比 例） 柳ヶ瀬 裕文（比 例）

【 国民民主党・新緑風会 】

（ 1 1 名）

○伊藤 孝恵（愛 知） 磯崎 哲史（比 例） 大塚 耕平（愛 知）
○川合 孝典（比 例） 榛葉 賀津也（静 岡） 田村 まみ（比 例）
○竹詰 仁（比 例） 芳賀 道也（山 形） ○浜口 誠（比 例）
浜野 喜史（比 例） ○舟山 康江（山 形）

【 日 本 共 産 党 】

（ 1 1 名）

井上 哲士（比 例） 伊藤 岳（埼 玉） ○岩渕 友（比 例）
紙 智子（比 例） 吉良 よし子（東 京） 倉林 明子（京 都）
小池 晃（比 例） ○田村 智子（比 例） ○仁比 聡平（比 例）
山下 芳生（比 例） ○山添 拓（東 京）

【 れ い わ 新 選 組 】

（ 5 名）

○大島 九州男（比 例） 木村 英子（比 例） ○天畠 大輔（比 例）
船後 靖彦（比 例） ○山本 太郎（東 京）

【 沖 縄 の 風 】

（ 2 名）

○伊波 洋一（沖 縄） 高良 鉄美（沖 縄）

【 N H K から国民を守る党 】

（ 2 名）

○齊藤 健一郎（比 例） 浜田 聡（比 例）

【 各派に属しない議員 】

（ 1 2 名）

○上田 清司（埼 玉） 尾辻 秀久（鹿児島） 大野 泰正（岐 阜）
○神谷 宗幣（比 例） 須藤 元気（比 例） 鈴木 宗男（比 例）
寺田 静（秋 田） ○堂込 麻紀子（茨 城） ながえ 孝子（愛 媛）
長浜 博行（千 葉） ○平山 佐知子（静 岡） 広田 一（徳島・高知）

5 議員の異動

第212回国会閉会後及び今国会（6. 1. 26召集）中における議員の異動

○逝去

室井 邦彦君（維新・比例）

6. 1. 3 逝去

○辞職

渡邊 紗耶香君（無・比例）

6. 4. 26 辞職

○公職選挙法第90条による退職

須藤 元気君（無・比例）

6. 4. 16 退職

蓮 舫君（立憲・東京）

6. 6. 20 退職

○繰上補充当選

藤巻 健史君（維教・比例）

6. 1. 19 任期開始（室井邦彦君死去による）

渡邊 紗耶香君（無・比例）

6. 4. 26 任期開始（須藤元気君退職による）

奥村 政佳君（立憲・比例）

6. 5. 13 任期開始（渡邊紗耶香君辞職による）

○会派名変更

「日本維新の会」

6. 1. 16 「日本維新の会・教育無償化を実現する会」に変更

○所属会派異動・会派所属

－ 6. 1. 16 日本維新の会・教育無償化を実現する会に入会－

嘉田 由紀子君

－ 6. 1. 19 自由民主党を退会－

大野 泰正君

－ 6. 1. 22 国民民主党・新緑風会を退会－

上田 清司君

－ 6. 4. 5 自由民主党を退会－

世耕 弘成君

1 議案審議概況

閣法は、新規提出62件（本院先議4件を含む）のうち、重要経済安保情報保護活用法案、食料・農業・農村基本法改正案等61件が成立し、残る1件については、本院において継続審査となった。

参法は、新規提出13件が、いずれも本院において審査未了となった。

衆法は、新規提出32件のうち、政治資金規正法改正案等8件が成立し、残る24件については、衆議院において3件が否決、20件が継続審査、1件が撤回となった。また、衆議院で継続審査となっていた95件のうち、衆議院において1件が否決、88件が継続審査、3件が審査未了、3件が撤回となった。

予算は、3件提出され、いずれも成立した。

条約は、新規提出11件が、いずれも承認された。

承認案件は、新規提出1件が承認された。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた6件が、いずれも承諾された。また、新規提出5件が、いずれも衆議院において継続審査となった。

決算は、令和4年度決算外2件（第212回国会提出）が是認され、令和2年度NHK決算（第207回国会提出）、令和3年度NHK決算（第210回国会提出）及び令和4年度NHK決算（第212回国会提出）は、いずれも審査に入るに至らなかった。

決議案は、3件提出され、このうち、ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議案が可決された。残る2件については、1件が審査未了、1件が撤回となった。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備 考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新 規	6 2	6 1	1	0	0	0	0	0	
参 法	新 規	1 3	0	0	0	1 3	0	0	0	
衆 法	新 規	3 2	8	0	0	0	2 0	3	0	撤回 1
	衆 継	9 5	0	0	0	0	8 8	1	3	撤回 3
予 算		3	3	0	0	0	0	0	0	
条 約	新 規	1 1	1 1	0	0	0	0	0	0	
承 認	新 規	1	1	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新 規	5	0	0	0	0	5	0	0	
	衆 継	6	6	0	0	0	0	0	0	
決算その他	継 続	6	3	0	0	3				
決 議		3	1	0	0	1				撤回 1

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（62件）

●両院を通過したもの（61件）

- 1 所得税法等の一部を改正する法律案
- 2 地方税法等の一部を改正する法律案
- 3 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 4 関税定率法等の一部を改正する法律案
- 5 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 6 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 7 二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法案
- 8 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（修）
- 10 雇用保険法等の一部を改正する法律案
- 11 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案
- 12 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案
- 13 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 14 防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 15 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 16 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案
- 17 二酸化炭素の貯留事業に関する法律案
- 18 都市緑地法等の一部を改正する法律案
- 19 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案
- 20 令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律案
- 21 地方税法の一部を改正する法律案
- 22 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案
- 23 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案
- 24 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（修）
- 25 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案
- 26 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案（修）
- 27 食料供給困難事態対策法案
- 28 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案

- 29 地域再生法の一部を改正する法律案
- 30 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案
- 31 地方自治法の一部を改正する法律案（修）
- 32 放送法の一部を改正する法律案
- 33 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案
- 34 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（修）
- 35 学校教育法の一部を改正する法律案
- 36 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案
- 37 風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律案
- 38 道路交通法の一部を改正する法律案
- 39 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
- 40 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案
- 41 再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律案
- 42 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
- 43 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案
- 44 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案
- 45 公益信託に関する法律案
- 46 総合法律支援法の一部を改正する法律案
- 47 民法等の一部を改正する法律案（修）
- 48 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案
- 49 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
- 50 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案
- 51 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 52 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案
- 54 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案
- 55 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
- 56 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案
- 57 事業性融資の推進等に関する法律案
- 58 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案
- 59 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（修）
- 60 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案
- 61 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案
- 62 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案
- 衆議院を通過し、本院において閉会中審査するに決したもの（１件）
- 53 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（13件）

●本院において審査未了のもの（3件）

- 1 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 2 政党助成法を廃止する法律案
- 11 政治資金規正法等の一部を改正する法律案

●本院において委員会等に付託されなかったもの（10件）

- 3 電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の利用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講ずべき措置等に関する法律案
- 4 財政法の一部を改正する法律案
- 5 揮発油価格高騰時における揮発油税等税率特例停止措置の実施並びに揮発油税等税率特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置に関する法律案
- 6 育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案
- 7 サイバー安全保障を確保するための能動的サイバー防御等に係る態勢の整備の推進に関する法律案
- 8 自動車盗難対策等の推進に関する法律案
- 9 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案
- 10 消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案
- 12 農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案
- 13 地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案

◎衆議院議員提出法律案（127件）（継続95件を含む）

●両院を通過したもの（8件）

- 3 令和六年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案
- 4 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律案
- 13 政治資金規正法の一部を改正する法律案（修）
- 17 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律案
- 18 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
- 19 ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 22 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院において閉会中審査するに決したもの（108件）（継続88件を含む）

- 1 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
- 2 就労支援給付制度の導入に関する法律案
- 6 訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案
- 7 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案
- 8 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 9 サイバー安全保障態勢の整備の推進に関する法律案
- 11 デジタル歳入給付庁の設置による内国税・保険料等の徴収等に関する業務及び公的給付の支給等に関する業務の効率化等の推進に関する法律案

- 12 食品衛生法の一部を改正する法律案
- 20 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
- 21 手話言語法案
- 23 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 24 新しい国のかたちの創造的改革の推進に関する基本法案
- 25 不払養育費の立替・取立制度の導入に関する法律案
- 26 全世代にわたる教育無償化等の推進に関する法律案
- 27 高等学校等に係る教育無償化等の推進に関する法律案
- 28 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 29 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の一部を改正する法律案
- 30 令和六年能登半島地震災害により被害を受けた建物の除却の円滑化に関する暫定措置法案
- 31 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 32 水俣病問題の解決に向けて講ずべき措置に関する法律案

(第207回国会提出)

- 2 揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案
- 3 現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための揮発油税等に関する法律の臨時特例等に関する法律案
- 10 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者に対する特別給付金の支給に関する法律案
- 11 領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案

(第208回国会提出)

- 3 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案
- 6 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案
- 17 日本放送協会改革推進法案
- 18 特定土砂等の管理に関する法律案
- 19 土砂等の置場の確保に関する法律案
- 22 戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案
- 23 所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 24 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案
- 28 保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案
- 34 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
- 35 自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案
- 36 インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案
- 39 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案
- 40 公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案
- 44 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案
- 45 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案

- 46 中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案
- 47 地方自治法の一部を改正する法律案
- 52 国家賠償法の一部を改正する法律案
- 53 民法の一部を改正する法律案
- 54 性暴力被害者の支援に関する法律案
- 55 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案
- 56 分散型エネルギー利用の促進に関する法律案
- 57 国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案
- 58 多文化共生社会基本法案
- 59 消費税の減税その他の税制の見直しに関する法律案
- 60 特定人権侵害行為への対処に関する法律案

(第210回国会提出)

- 1 国会法の一部を改正する法律案
- 2 国葬儀法案
- 3 通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の認定こども園等における幼児等の安全の確保のための措置等に関する法律案
- 6 新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案
- 7 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案
- 13 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 18 子育て・若者緊急支援法案

(第211回国会提出)

- 1 日本銀行法の一部を改正する法律案
- 2 児童手当法の一部を改正する法律案
- 3 民法の一部を改正する法律案
- 4 副首都機能の整備の推進に関する法律案
- 5 低所得である子育て世帯に対する緊急の支援に関する法律案
- 7 特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実のための措置に関する法律案
- 8 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 9 発電に関する原子力の利用に係る責任を明確化するための改革の推進に関する法律案
- 10 電力の取引における公正な競争の促進に関する法律案
- 11 学校給食法の一部を改正する法律案
- 15 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
- 22 公立学校働き方改革の推進に関する法律案
- 23 インターネット投票の導入の推進に関する法律案
- 27 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 28 国家公務員法の一部を改正する法律案
- 29 消費税の逆進性を緩和するための給付付き税額控除の導入等に関する法律案
- 30 持続可能な開発の目標の達成に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案
- 31 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
- 32 公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案

- 33 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る対策の推進に関する法律案
- 34 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済等に係る措置に関する法律案
- 35 宗教法人法の一部を改正する法律案
- 36 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部を改正する法律案
- 37 公益法人等に対する寄附を促進するための税制上の措置等に関する法律案
- 38 財政法の一部を改正する法律案
- 39 我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案
- 40 国会法の一部を改正する法律案
- 41 保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止に関する法律案
- 42 国家公務員法等の一部を改正する法律案
- 43 国家公務員の労働関係に関する法律案
- 44 公務員庁設置法案
- 45 地方公務員法等の一部を改正する法律案
- 46 地方公務員の労働関係に関する法律案
- 47 我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案
- 48 国会法の一部を改正する法律案
- 49 新型コロナウイルス感染症対策検証委員会法案
- 50 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

(第212回国会提出)

- 2 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 3 地方自治法の一部を改正する法律案
- 5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 6 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 7 児童扶養手当法の一部を改正する法律案
- 8 選挙等改革の推進に関する法律案
- 13 特定遊興飲食高額債務問題対策の推進に関する法律案
- 14 インターネット誹謗中傷による被害の救済に資するための弁護士等の報酬の補助に関する法律案
- 16 放送法の一部を改正する法律案
- 17 国会法の一部を改正する法律案
- 18 執行職職員給与制度改革推進法案

●衆議院において審査未了のもの（継続3件）

(第207回国会提出)

- 9 自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案

(第208回国会提出)

- 32 現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するために講ずべき国民負担の軽減等に関する措置に関する法律案

(第212回国会提出)

- 15 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院において否決したもの（４件）（継続１件を含む）

- 10 外国人一般労働者雇用制度の整備に関する法律案
- 14 政治資金規正法等の一部を改正する法律案
- 15 政治資金パーティーの開催の禁止に関する法律案

（第208回国会提出）

- 48 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案

●撤回されたもの（４件）（継続３件を含む）

- 16 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案

（第208回国会提出）

- 30 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案
- 49 政治資金規正法の一部を改正する法律案

（第210回国会提出）

- 14 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の一部を改正する法律案

◎予算（３件）

●両院を通過したもの（３件）

- 1 令和六年度一般会計予算
- 2 令和六年度特別会計予算
- 3 令和六年度政府関係機関予算

◎条約（11件）

●両院を通過したもの（11件）

- 1 グローバル戦闘航空プログラム（G C A P）政府間機関の設立に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 2 日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 3 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 4 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とギリシャ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 5 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 6 航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 7 社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 8 刑事に関する共助に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 9 国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件
- 10 欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件
- 11 千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の二千九年の改正の受諾について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（１件）

●両院を通過したもの（１件）

- １ 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（11件）（継続６件を含む）

●両院を通過したもの（継続６件）

（第211回国会提出）

- 令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
- 令和四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
- 令和四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
- 令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
- 令和四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
- 令和四年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書
- 衆議院において閉会中審査するに決したものの（５件）
 - 令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
 - 令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
 - 令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
 - 令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
 - 令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

◎決算その他（６件）

●是認すると議決したもの（３件）

（第212回国会提出）

- 令和四年度一般会計歳入歳出決算、令和四年度特別会計歳入歳出決算、令和四年度国税収納金整理資金受払計算書、令和四年度政府関係機関決算書
- 令和四年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 令和四年度国有財産無償貸付状況総計算書

●委員会に付託されなかったもの（３件）

（第207回国会提出）

- 日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

（第210回国会提出）

- 日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

（第212回国会提出）

- 日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

◎決議案（３件）

●可決したもの（１件）

- １ ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議案

●未了のもの（１件）

- ２ 内閣総理大臣岸田文雄君問責決議案

●撤回されたもの（１件）

- ３ 議院運営委員長浅尾慶一郎君解任決議案

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）

（衆議院 6.3.2可決 参議院 3.8財政金融委員会付託 3.28本会議可決）

【要旨】

本法律案は、物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、所得税の定額減税

居住者の令和6年分の所得税額から居住者並びに配偶者及び扶養親族一人につき3万円を控除する。ただし、合計所得金額が1,805万円超の高額所得者は対象外とする。

二、賃上げ促進税制の強化

- 1 従来の大企業向けの措置について、税額控除率の上乗せ措置等を見直す。
- 2 中堅企業（従来の大企業のうち従業員数が2,000人以下の法人）向けの新たな措置を創設する。
- 3 中小企業向けの措置について、5年間の繰越控除制度を創設する。
- 4 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置についての適用要件を緩和する。
- 5 子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への税額控除率の上乗せ措置を創設する。

三、戦略分野国内生産促進税制の創設

電気自動車、半導体等を対象に、生産・販売量に応じた10年間の税額控除を行う制度を創設する。

四、イノベーションボックス税制の創設

国内で自ら研究開発した特許権等から生ずる一定の所得について、30%の所得控除を行う制度を創設する。

五、プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して国内向けに行うデジタルサービスについて、国外事業者の取引高50億円超のプラットフォーム事業者に消費税の納税義務を課す制度を導入する。

六、その他

適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

七、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和6年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う令和6年度の租税減収見込額は、約2兆3,460億円である。

【附帯決議】（6.3.28財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 所得税の定額減税の実施に当たっては、対象者が確実に減税措置を受けられるよう、適切な執行体制を確保するとともに、十分な周知・広報を行うほか、各事業者や自治体の事務負担にも配慮し、減税事務の円滑な実施に努めること。とりわけ、令和6年能登半島地震の被災地においては、被災地の実情に十分配慮した対応に努めること。
- 二 賃上げ促進税制については、中小企業の実態を踏まえ、長期にわたり実施されている同税制の効果の検証を行うとともに、新たに創設された上乗せ要件が子育てと仕事の両立支援や女性活躍支援に与える効果についても的確に把握するよう努めること。
- 三 新たに創設される各種の企業関係税制については、今後、各措置の適用実態を検証し、企業等

の行動変容を促すインセンティブ措置として機能しているか否か等の観点から、政策効果や必要性をよく見極めた上で、一部の企業等に対する過度の優遇にならないよう、不断の見直しを行うこと。また、他の租税特別措置についても、適用実態の把握と効果等の検証を十分に行い、効果が不透明なもの等は廃止・縮減するなど、徹底した改革を推進すること。

四 今般の政治資金を巡る問題を踏まえ、税制は国民の理解と信頼の上に成り立っているとの認識の下、国民からの税に対する信頼を損なわないよう、課税上問題があると認められる場合には適時・適切に税務調査を行うなど、適正、公平な課税の実現に努めること。

五 適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施されたことにより、事業者間取引において不当な扱いが生じているといった意見があることを踏まえ、中小・小規模事業者に対する不当な扱いを防止するための取引環境の整備への取組を強化すること。

六 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引のグローバル化・デジタル化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度やインボイス制度の実施への対応など社会情勢の変化による事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い消費税の不正還付防止への対応、国際的な租税回避行為や富裕層への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）

（衆議院 6.3.2可決 参議院 3.13総務委員会付託 3.28本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税の改正

令和6年度分の個人住民税について、定額減税を実施する。

二、法人事業税の改正

減資等により外形標準課税の対象法人が減少していること等の課題に対応するため、その適用対象法人の見直しを行う。

三、固定資産税及び都市計画税の改正

令和6年度の評価替えに当たり、現行の土地に係る負担調整措置等を継続する。

四、森林環境譲与税の改正

譲与基準の見直しを行う。

五、その他

1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

2 この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）

（衆議院 6.3.2可決 参議院 3.13総務委員会付託 3.28本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

1 令和6年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額、同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額18兆6,671億円とする。

- 2 地方交付税の基準財政需要額の算定方法については、こども・子育て施策に要する経費の財源を充実することとし、新たに「こども子育て費」を設けるとともに、令和6年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するほか、臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とする。
 - 3 令和6年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税については、新たに611億円を確保することとし、総額904億円とする。
- 二、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正
個人住民税の定額減税による地方公共団体の減収額を埋めるため、定額減税減収補填特例交付金を創設する。
- 三、施行期日
この法律は、令和6年4月1日から施行する。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）

（衆議院 6.3.19可決 参議院 3.22財政金融委員会付託 3.29本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、個別品目の関税率の見直し
ルイボスの分類変更に伴い、税細分を新設し、現行の関税率を維持する。
- 二、輸入手続の利便性向上
特例輸入者による特例申告の納期限の延長において必須とされている担保について、関税の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求める取扱いに緩和する。
- 三、重加算税制度の見直し
仮装・隠蔽に基づく更正の請求について、関税の重加算税の対象に追加する。
- 四、暫定税率等の適用期限の延長等
 - 1 令和6年3月31日に適用期限が到来する暫定税率（411品目）及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を1年延長するとともに、加糖調製品（5品目）の暫定税率を引き下げる。
 - 2 令和6年3月31日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置（特定免税店制度）について、適用期限を3年延長する。
 - 3 ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋について、暫定税率を撤廃する。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和6年4月1日から施行する。

【附帯決議】（6.3.29財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響に十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 二 特例輸入者による特例申告の納期限の延長に係る担保の取扱い緩和については、その運用が恣意的になって一部の事業者に対する過度な優遇につながらないよう留意し、関税等の徴収に支障を来すことのないよう財務状況の確認を徹底するとともに、AEO（認定事業者）制度については、国際物流におけるセキュリティ確保と貿易の円滑化の両立を一層図っていく観点から、AEO認定の審査、事後監査に万全を期すよう努めること。
- 三 ロシア等に対する輸出入規制や経済安全保障への対応及び覚醒剤等の不正薬物や金の密輸入阻止の観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。
- 四 社会のデジタル化や経済・社会構造の変動に伴う輸入申告件数の急増や新型コロナウイルス感染症に関する水際措置の終了に伴う訪日外国人旅行者数の回復など、税関を取り巻く環境が急速

に変化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、覚醒剤等の不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品や知的財産侵害物品等の国内持込みの阻止により国民の安全・安心を確保しつつ、2025年に開催される大阪・関西万博におけるテロ対策や展示物等の的確かつ迅速な通関等を通じ安全かつ円滑な開催に寄与するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実、職場環境及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）

（衆議院 6.4.4可決 参議院 4.8財政金融委員会付託 4.12本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国際通貨基金に対する加盟国の出資総額が増額されることとなったこと等に伴い、我が国の同基金への出資額を増額するための措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国際通貨基金に対する加盟国の出資総額が増額されることとなったことに伴い、政府は、同基金に対し、462億3,080万特別引出権に相当する金額（現行は308億2,050万特別引出権に相当する金額）の範囲内において出資することができることとする。

二、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】（6.4.11財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 世界経済の複合的な危機に伴い、加盟国が直面する課題への対応に国際通貨基金が一層貢献できるよう、今後も同基金の機能やガバナンス等の強化に向け、我が国としても同基金に協力するとともに、主要出資国にふさわしいリーダーシップを発揮するなど、我が国の国際的プレゼンスの向上に努めること。

二 今後のクォータの見直しに当たっては、その増資規模について十分検討するとともに、加盟国の出資割合の調整に関し、経済力を基礎としながらも新たな指針の必要性について各加盟国に働きかけ、我が国の国益に資する見直しとなるよう努めること。

三 開発途上国の抱える債務問題が深刻化する中、国際通貨基金や世界銀行グループを通じて債務国における借入先や借入額等の債務データを的確に把握することが重要であることから、債権国による当該債務データの共有を促進していくとともに、債務国が適切な債務管理を行い、返済能力に応じた借入れが実施されて債務の持続可能性が確保できるよう、各加盟国に対し積極的に働きかけていくこと。

四 我が国の国際貢献の機会を拡大する観点から、国際機関において日本人職員の登用機会を更に広げる活動を推進し、有能な人材が円滑に採用されるよう支援に努めるとともに、出資に見合う枢要なポストの獲得に尽力すること。

五 国際機関の活動や我が国の貢献について国民の理解を得るために、日本語表記を含めた広報活動や情報公開のより一層の充実に努めること。

右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）

（衆議院 6.3.19可決 参議院 3.25外交防衛委員会付託 3.28本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、在ナイロビ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、同政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

- 二、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 三、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の小学校に係る加算額の限度の適用対象年齢を引き下げる。
- 四、在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の月額を規定する通貨を改定する。
- 五、この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、在ナイロビ国際機関日本政府代表部の新設に係る部分は、政令で定める日から施行する。

二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法案（閣法第7号）

（衆議院 6. 3. 26可決 参議院 3. 27外交防衛委員会付託 3. 29本会議可決）

【要旨】

- 本法律案は、令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約第12条の規定に基づく政府委員として2027年国際園芸博覧会政府委員を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一、外務省に、2027年国際園芸博覧会政府委員（以下「委員」という。）一人を置く。
 - 二、委員は、特別職の国家公務員とし、かつ、外務公務員とする。
 - 三、委員は、2027年国際園芸博覧会に関し、日本国政府を代表することを任務とする。
 - 四、関係府省の長は、委員の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとる。
 - 五、委員の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。
 - 六、委員の俸給月額、は、117万8,000円とする。
 - 七、この法律は、令和6年4月1日から施行し、2027年国際園芸博覧会の終了の日から起算して1年を経過した日に効力を失う。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）

（衆議院 6. 4. 11可決 参議院 4. 22財政金融委員会付託 4. 26本会議可決）

【要旨】

- 本法律案は、国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、国費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一、旅費の計算等に係る規定の簡素化
 - 1 旅費の種類及び内容に係る規定を簡素化する。
 - 2 旅行命令簿等及び旅費請求書の様式を廃止する。
 - 二、旅費の支給対象の見直し
 - 1 自宅発の出張に係る旅費の支給を可能とする。
 - 2 旅行代理店等に対する直接の支払を可能とする。
 - 三、国費の適正な支出の確保
 - 1 本法の規定に違反して旅費の支給を受けた旅行者等に対して旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等からの控除を可能とする規定を新設する。
 - 2 本法の適正な執行を確保するため、財務大臣による各庁の長に対する監督規定を新設する。
 - 四、施行期日

この法律は、令和7年4月1日から施行する。

【附帯決議】（6. 4. 25財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 政令で定めることとする旅費については、宿泊料に係る上限額の設定方法次第では現行制度の場合と比較して支給額が増加する可能性もあることから、年度ごとに旅費総額を把握するとともに、適切な実費弁償が図られていることを検証し、必要に応じて改善策を講じるなど不正防止や冗費節約の観念を損なうことなく国費の適正な支出が確保されるよう努めること。

二 国家公務員等の旅費制度に係る業務プロセスについては、働き方改革の観点から、更なる事務負担軽減を図るべく、不断に見直しを行うこと。

右決議する。

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）

（衆議院 6. 3. 29修正議決 参議院 4. 3厚生労働委員会付託 4. 17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、単身高齢者世帯の増加等を踏まえた安定的な居住の確保の支援、被保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、生活困窮者自立相談支援事業において、居住に関する相談支援等を行うことを明確化する。
- 二、生活困窮者一時生活支援事業の名称を生活困窮者居住支援事業に改め、都道府県等は、同事業のうち必要があると認めるものを行うように努めるものとする。
- 三、生活困窮者住居確保給付金の対象者について、収入が著しく減少し、家賃を支払うことが困難となった者等であって、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められるものを追加する。
- 四、市町村長は、無届の疑いがある社会福祉住居施設を発見したときは、都道府県知事に通知するよう努めるものとする。また、社会福祉住居施設設置に係る届出義務に違反した者は、罰金に処するものとする。
- 五、保護の実施機関は、訪問その他の適当な方法により被保護者である子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う子どもの進路選択支援事業を実施できるものとする。
- 六、進学準備給付金の名称を進学・就職準備給付金に改め、その対象者に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保護者であって安定した職業に確実に就くと見込まれる者等を追加する。
- 七、生活困窮者家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げる。
- 八、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者居住支援事業の一部の事業の対象に、生活保護法に規定する特定被保護者を追加する。
- 九、都道府県等は、支援会議を組織するように努めるものとする。また、保護の実施機関は、被保護者に対する支援に関係する者により構成される調整会議を組織することができるものとする。
- 十、都道府県知事は、市町村長が行う医療扶助及び被保護者健康管理支援事業について、広域的な見地から調査等を行い、市町村長に対し、当該調査等に基づく必要な援助を行うよう努めるものとする。
- 十一、この法律は、一部を除き、令和7年4月1日から施行する。

なお、衆議院において、この法律による改正後の各法律の規定の検討について、生活困窮者に対する支援等が公正で分かりやすいものであることを確保する観点も含めて行うことを明記する修正が行われた。

【附帯決議】（6. 4. 16厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、「住まい」は生活の基盤そのものであり、その確保に向けて入居時から入居中、退居時までの切れ目のない居住支援の体制を構築するため、住宅セーフティネット制度や住宅確保要配慮者居住支援法人との連携、空き家・公営住宅の活用も含め、居住支援に関する省庁横断的な施策の推進を図ること。また、生活困窮者居住支援事業の全国的な実施に向け、小規模自治体での広域実施の推進等、実施率の向上に資する効果的な支援策を講ずること。
- 二、本法による見直し後の生活困窮者住居確保給付金の支給状況を把握するとともに、生活困窮者等が住居を確保し、安心して暮らせるよう、居住保障の在り方について引き続き議論を継続すること。
- 三、貧困者の窮迫に付け込む貧困ビジネスの実態と原因について把握し、必要な対策を講ずること。
- 四、子どもの貧困への対応として、子ども食堂等、学校や家庭以外の子どもの居場所の充実を図るとともに、重層的支援体制整備事業との連携を強化すること。また、教育行政やこども家庭庁の

施策とも連携を図りつつ、被保護世帯の子どもの大学等への進学を促進するために必要な施策を行うこと。

五、生活困窮者自立相談支援事業の機能を強化するため、社会福祉士等、専門性を持つ専任職員を配置するとともに、地域の実情に応じた適切な人員体制が確保されるよう、良質な人材確保を促す補助体系に見直すなど、相談支援員の処遇改善による人材確保及び定着促進を図ること。また、相談支援員の研修の充実などスキルの向上や資格の取得を支援するための必要な措置を講ずること。

六、生活困窮者の早期支援につなげられるよう、生活困窮者自立支援法に規定する支援会議等の設置を更に促進すること。その際、現場の業務負担に留意し、既存会議の活用等、効率的な運用の促進に努めること。

七、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の質の改善を図るとともに、自治体間格差を是正するため、好事例の横展開、未実施自治体への丁寧な支援などを行い、広域連携等の必要な環境整備に努め、両事業の全国的な実施を目指すこと。

八、生活困窮者家計改善支援事業が、本人の尊厳の確保に配慮しつつ行われ、また、私生活への行き過ぎた介入が行われることがないよう、関係機関に改めて周知を行うこと。

九、生活困窮者就労準備支援事業における就労体験先への交通費負担を軽減する予算措置を実効的なものとする。

十、支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制を整備するため、認定生活困窮者就労訓練事業者の認定方法を工夫するとともに、事業者に対する優先発注、税制優遇、事業の立上げ支援等の経済的インセンティブの活用や支援ノウハウの提供など、受皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること。

十一、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施等を図るための指針を策定するに当たっては、委託先となる法人の財政基盤の安定化及び相談支援員の処遇改善を図るため、地方自治体による委託先の選定において、複数年度契約の方法も採り得ることや、経費の多寡のみで評価するのではなく、支援の質や実績、地域の実情への理解や関係機関との連携状況を総合的に評価すべきことを明記すること。

十二、生活困窮者自立支援制度は誰もが利用者になり得ることから、必要な者に支援が届くように、引き続き必要な予算をしっかりと確保するとともに、支援が分かりやすいものであることを確保すること。

十三、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携強化に当たっては、被保護者が生活困窮者向けの事業に参加する場合でも、ケースワーカーと連携し、保護の実施機関が継続的に関与する仕組みとするとともに、現場の業務負担の増加により支援の質が低下しないよう、両制度の実施機関の適切な人員体制を確保すること。

十四、医療扶助の適正化を推進するとともに、地方自治体のガバナンス強化の観点から、被保護者の国民健康保険や後期高齢者医療制度への加入について検討を深めること。また、不正請求を行った医療機関の指定取消しを徹底すること。

十五、地方自治体における保護の実施体制については、その質及び量の両面において必ずしも十分とは言えないのが現状であることに鑑み、本法に定めた被保護者等に対する支援施策の確実な実施を図るため、地方交付税措置の更なる拡充を含む必要な措置を講ずるよう検討すること。

十六、生活保護の申請、利用に当たっては、被保護者就労準備支援事業及び被保護者家計改善支援事業の利用を条件とするようないわゆる「水際作戦」はあってはならないことを地方自治体に周知徹底すること。

十七、社会福祉協議会における緊急事態対応の仕組みについて、平時から検討を行うこと。

十八、ひきこもりを対象としたいいわゆる「引き出し屋」による被害防止のために必要な措置を講ずるとともに、当事者及びその家族に対して生活困窮者自立相談支援事業やひきこもり地域支援センターの周知、アウトリーチの強化を行うこと。

十九、居住支援は生活困窮者支援の最重要課題の一つであることから、本法による見直し後の諸施策の達成状況を確認すること。

右決議する。

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）

（衆議院 6.4.11可決 参議院 4.17厚生労働委員会付託 5.10本会議可決）

【要旨】

本法律案は、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築するとともに、労働者の学び直しの支援強化による雇用の安定及び就業の促進を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、1週間の所定労働時間が10時間未満である者について、雇用保険法の適用除外とする。
- 二、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な教育訓練を受ける受給資格者（正当な理由がなく自己の都合によって退職した者に限る。）にあっては、当該教育訓練を受ける日以降（離職日前1年以内に当該教育訓練を受けたことがある者にあっては、待期期間の満了後）、失業している日について、基本手当を支給するものとする。
- 三、教育訓練給付金の額について、一般被保険者又は一般被保険者であった者等が教育訓練の受講のために支払った費用の額に100分の20以上100分の80以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。
- 四、一般被保険者が、職業に関する教育訓練を受けるための休暇（以下「教育訓練休暇」という。）を取得した場合に、当該教育訓練休暇を開始した日（以下「休暇開始日」という。）から起算して1年の期間内の教育訓練休暇を取得している日について、当該一般被保険者を受給資格者と、休暇開始日の前日を受給資格に係る離職の日とみなした場合に支給されることとなる基本手当の日額に相当する額の教育訓練休暇給付金を、特定受給資格者以外の受給資格者に対する所定給付日数に相当する日数分を限度として、支給するものとする。
- 五、育児休業給付に要する費用に係る国庫の負担額について、暫定措置を廃止し、国庫は、育児休業給付に要する費用の8分の1を負担するものとする。
- 六、育児休業給付に要する費用に対応する部分の雇用保険率を、1,000分の5とする。厚生労働大臣は、雇用保険財政の状況に応じて、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、1年以内の期間を定め、育児休業給付に要する費用に対応する部分の雇用保険率を1,000分の4とすることができるものとする。
- 七、この法律は、一部を除き、令和7年4月1日から施行する。

【附帯決議】（6.5.9厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、雇用保険の適用拡大による短時間労働者の就労状況の変化について調査を行い、その結果を踏まえ、労働政策審議会において必要な検討を行うこと。
- 二、就業調整等に伴い雇用保険被保険者の資格を喪失する者について、その実態を把握し、労働政策審議会に報告して、議論を行うこと。
- 三、複数の事業所で雇用される労働者の雇用保険の加入手続が確実に行われるよう、周知・広報を強化すること。また、複数の事業所で雇用される労働者への雇用保険の適用の在り方等について労働政策審議会において検討を行うこと。
- 四、65歳以上の労働者を対象に令和4年1月から試行中の雇用保険マルチジョブホルダー制度について、制度の周知・広報を強化した上で、その施行状況を適宜労働政策審議会に報告し、制度の適用対象者の在り方等について議論を行うこと。
- 五、雇用保険の強制適用事業ではない暫定任意適用事業について、実態の把握を行い、適用の在り方について労働政策審議会において議論を行うこと。
- 六、我が国の完全失業者に占める基本手当の受給者割合が20パーセント程度となっていることも踏まえつつ、今般の適用拡大の施行状況を把握し、必要な取組を検討すること。
- 七、教育訓練給付について、効果的な給付の観点から、講座の効果、賃金上昇の確認方法等の十分な検証を行い、その結果を踏まえ、指定講座の見直し等を含め、労働政策審議会において必要な検討を行うこと。
- 八、教育訓練給付の拡充措置について、非正規雇用労働者の活用状況を把握するとともに、より多

- くの非正規雇用労働者が教育訓練を受けられるよう必要な支援を行うこと。
- 九、非正規雇用労働者については、同一労働同一賃金の徹底に取り組み、雇用の安定化と労働者保護を図ること。
- 十、雇用保険の国庫負担は雇用政策に対する政府の責任を示すものであることから、求職者給付の国庫負担の在り方について、令和4年の雇用保険法改正により導入した国庫負担の仕組みの下で、適正な財政運営を行うとともに、国の財政・財源の構造から検討を行うこと。
- 十一、介護休業給付の国庫負担割合の暫定措置的引下げについて、労働政策審議会において引き続き検討を行い、令和9年4月1日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で、暫定措置を廃止して本則の水準に戻すものとする。
- 十二、雇用形態に関わらず、職業能力の開発・向上が労働者の雇用や職業の安定のために不可欠であるとともに、我が国経済の発展にも資するものであることを踏まえ、労働者の職業能力開発支援について、給付の趣旨を踏まえた国庫負担を含めた必要な予算を確保すること。
- 十三、保険料率の引上げは抛出する労使に多大な影響があることを踏まえ、育児休業給付の保険料率を弾力的に調整できるかを労働政策審議会で確認する際には、育児休業給付の状況や見通しに基づいた丁寧な議論を行うとともに、その財政運営の在り方について適時に検証していくこと。
- 右決議する。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第11号）

（衆議院 6.3.19可決 参議院 3.25国土交通委員会付託 3.29本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

- 1 法律の目的に、奄美群島への移住の促進を図ることを追加することとする。
- 2 基本理念に、奄美群島と自然的、経済的、社会的及び文化的に密接な関連がある沖縄（沖縄県の区域をいう。）その他の奄美群島と近接する地域との連携の促進を追加することとする。
- 3 基本方針に定める事項について、移住の促進に関する事項を追加するとともに、住宅及び生活環境の整備に関する事項に空家等に関する対策が含まれること等とする。
- 4 振興開発計画に定める事項について、3の基本方針の改正に準じた改正を行うこととする。
- 5 交付金事業計画に記載することができる事業に、移住の促進に資する事業等を追加することとする。
- 6 配慮規定について、移住の促進に関する事項を追加するとともに、医療の確保、情報の流通の円滑化、防災対策の推進、教育の充実等に関する事項を拡充することとする。
- 7 独立行政法人奄美群島振興開発基金は、他の業務の遂行に支障のない範囲内で、同基金による債務の保証・事業資金の貸付けを受けようとする者又は受けている者及び振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者に対し、経営の改善及び発達に係る助言を行うことができることとする。
- 8 法律の有効期限を5年間延長し、令和11年3月31日までとすることとする。

二 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

- 1 法律の目的に、小笠原諸島への移住の促進を図ることを追加することとする。
- 2 基本方針に定める事項に、移住の促進に関する事項を追加することとする。
- 3 振興開発計画に定める事項に、移住の促進に関する事項を追加することとする。
- 4 配慮規定について、移住の促進に関する事項を追加するとともに、医療の充実、情報の流通の円滑化、防災対策の推進、教育の充実等に関する事項を拡充することとする。
- 5 法律の有効期限を5年間延長し、令和11年3月31日までとすることとする。

三 この法律は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】（6.3.29国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 奄美群島及び小笠原諸島における定住や移住の促進に資するため、医療・介護や住宅の確保といった生活環境の整備について具体的かつ充実した施策の実施に努めること。また、両地域における交流人口の増大や本土との物価格差の是正等のため、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実について検討を加え、所要の措置の実現を図ること。
- 二 奄美群島及び小笠原諸島における子育て環境の格差解消に向け、特に奄美群島における子供の貧困について、特段の配慮を行うこと。また、両地域の子供が遠隔教育等を活用し、確実な学力を身につけることができるよう必要な支援に努めること。
- 三 奄美群島振興交付金制度は、主にソフト面において、地域が主体的に施策を実施するためのものである趣旨に鑑み、沖縄との連携などについても積極的な活用が図られるよう配慮すること。また、奄美群島における住環境や情報通信等インフラの整備に当たっては、沖縄振興に関する諸施策の状況を参考にし、調和ある発展が図られるよう留意すること。
- 四 奄美群島及び小笠原諸島は、自然環境面において極めて貴重な地域であることから、その振興開発に当たっては、自然環境の保護・保全に積極的に取り組むとともに、エコツーリズム等の自然環境の保護・保全と両立する持続可能な観光の振興が図られるよう配慮すること。
- 五 離島航空路線が住民の生活路線であること、他地域との交流の活発化に欠かせないインフラであること等に鑑み、地元の意見や自然環境との調和に十分配慮しつつ、本土と奄美群島間の航空運賃の軽減について必要な措置を講ずるとともに、小笠原諸島における航空路の開設を含め、必要となる取組に努めること。
- 六 奄美群島及び小笠原諸島は、台風の常襲地帯に位置するとともに、地震に伴う津波被害も想定されるなど、災害を被りやすい地理的及び自然的条件にあることから、台風に強い農林水産業の生産基盤の強化のため奄美群島振興交付金及び小笠原諸島振興開発補助金などの活用や、災害時の物資の確保、津波浸水想定区域等に位置する学校、社会福祉施設、医療施設等の公共施設に係る避難救助体制の充実に向けた支援など、必要な防災・減災対策を推進すること。
- 七 独立行政法人奄美群島振興開発基金の債務保証・融資業務については、主務省とも連携して業務実績の向上に努めること。また、新たな業務については、専門人材の育成等に努め、業務が同基金の確実な収益基盤の拡大を図るとともに、更なる業務改善のための機能強化についても検討を進めること。
- 八 奄美群島及び小笠原諸島は、島ごとに独立したエネルギー供給網を持つという特性をいかし、再生可能エネルギーを活用した分散型エネルギー供給システムを構築できるよう必要な制度上及び財政上の支援措置の検討を進めること。

右決議する。

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号） （衆議院 6.4.25可決 参議院 5.8国土交通委員会付託 5.15本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 広域的特定活動として、特定居住（当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めることをいう。以下同じ。）のため必要な住宅又は事務所等の提供その他の特定居住の促進に関する活動（相当数の者を対象に行われるものに限る。）を追加するとともに、拠点施設として、一団地の住宅施設、特定居住を行う者の共同利用に供する事務所・事業所、特定居住を行う者と地域住民との交流の促進に資する施設等を追加することとする（当該拠点施設を以下「特定居住拠点施設」という。）。
- 二 市町村は、都道府県に対し、特定居住拠点施設に関する事項及び当該特定居住拠点施設に係る重点地区の区域をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画の作成を提案することができることとする。

三 市町村は、都道府県から特定居住拠点施設に関する事項及び当該特定居住拠点施設に係る重点地区の区域が記載された広域的地域活性化基盤整備計画の写しの送付を受けたときは、単独で又は共同して、当該広域的地域活性化基盤整備計画等に基づき、当該市町村の区域内の当該重点地区の区域内において特定居住の促進を図るための計画（以下「特定居住促進計画」という。）を作成することができることとする。また、特定居住促進計画には、おおむね、計画の区域、一に定める特定居住に係る広域の特定活動に関する基本的な方針、特定居住拠点施設等の整備に関する事項、計画期間等を記載するものとする。

四 特定居住促進計画の作成及び同計画に定められた事業等の実施について、建築基準法等の特例等を定めることとする。

五 市町村は、単独で又は共同して、特定居住促進計画の作成等に関する協議等を行うための特定居住促進協議会を組織することができることとする。

六 市町村長は、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人等又は特定居住の促進を図る活動を目的とする会社で、特定居住促進計画の区域における特定居住拠点施設等の整備等の業務を適正かつ確実に行えるものを、その申請により、特定居住支援法人として指定することができることとする。

七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（6.5.14国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 本法による措置は、地域の活性化とともに東京一極集中の是正にもつながるものとするよう努めること。

二 二地域居住等に係る施策の効果を検証し、今後の検討に資するため、二地域居住者等の実数及びその居住地を把握し公表すること。また、今後の二地域居住者等の推計についても、可能な限り具体的に把握し公表するよう努めること。

三 二地域居住等の促進に関し、附則第4条に基づく検討に際しては、本法の枠組みによる制度や市町村主体による推進の適否について、具体的なデータと実態に基づく検証を踏まえ、根本的に検討すること。

四 二地域居住等を実施する際の公共サービスの提供及びそれに応じた費用負担の在り方並びにこれらに対する二地域居住者等の意見の反映のための仕組みについては、二地域居住等を促進する観点から重要な論点であることを踏まえ、諸外国の事例も含めて早急に検討を進め、二地域居住者等が希望する環境を整備すること。なお、本法の施行後5年を目途として、本項に係る方策等について総合的に検討し、必要な措置を講ずること。

五 二地域居住等を実施する際の移動費用の負担軽減に係る支援を検討すること。その支援期間については、二地域居住等を長期間にわたり実施できるよう配慮すること。なお、本法の施行後5年を目途として、本項に係る方策等について総合的に検討し、必要な措置を講ずること。

六 二地域居住等に伴う地域内の移動における時間的な負担等を軽減するとともに、それに必要な交通基盤の整備に関する支援策を講ずること。また、二地域居住先等での住まいの確保の需要に対応するため、空き家や既存施設の有効活用等のための支援策を充実させること。

七 二地域居住等を適正かつ円滑に促進するため、二地域居住者等が居住先で果たすべき役割や責任の在り方についても、市町村が作成する特定居住促進計画に反映されるよう促すこと。また、同計画の策定に係る市町村の負担軽減のための支援を行うこと。加えて、二地域居住者等の地域コミュニティとの関係構築を促進するため、二地域居住者等を受け入れる地域の体制や環境の整備に必要な支援策を充実させること。

八 二地域居住等を促進するため、新しいライフスタイルの魅力やメリットを発信し、認知度向上に向けて必要な措置を講ずるとともに、企業に対して二地域居住等に関するヒアリングを行い、制度のニーズや課題、必要な支援等を把握すること。また、ヒアリングを踏まえて、従業員が二

地域居住等を円滑に実施できるよう、テレワークの推進を含め、所要の環境の整備を促すこと。
加えて、二地域居住先等における子育てと仕事の両立など多様なライフスタイルに応じた就業環境の確保及び二地域居住先等での保育・教育環境の整備に必要な支援策を講ずること。

- 九 二地域居住等が災害時の避難先の確保や支え合いの基盤の構築につながることにについて周知に努めるとともに、こうした観点を踏まえた地方公共団体の取組を後押しすべく、好事例の共有を含め必要な対応を行うこと。また、令和6年能登半島地震や東日本大震災等の災害からの復興に向けて、二地域居住等により、被災地に多様な知見やノウハウを有する人材を結び付けることができれば、復興の加速化や地域の発展にも資することから、被災地方公共団体における二地域居住等の実態や支援等のニーズを把握し、更なる促進に向けた対応を検討すること。
右決議する。

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

（衆議院 6.3.19可決 参議院 3.19外交防衛委員会付託 3.28本会議可決）

【要旨】

本法律案は、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の失効規定及び同法の失効後の経過措置を定めた規定等を削除するものである。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）

（衆議院 6.4.16可決 参議院 5.8外交防衛委員会付託 5.10本会議可決）

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、統合作戦司令部の新設を含む自衛隊の組織の改編、任期を定めた自衛官の採用を含む自衛官等の人材確保のための制度の導入及び拡大、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備、国際機関等に派遣される防衛省の職員の業務の追加等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、統合作戦司令部を新設し、併せて陸上総隊司令官の指揮権に関する規定を整備する。
- 三、公務に有用な専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を任期を定めて自衛官として活用するため、自衛官を任期を定めた採用の対象に加えるとともに、任期を定めて採用された自衛官に対する俸給、号俸の決定基準等その他給与に関し必要な事項を定める。
- 四、予備自衛官及び即応予備自衛官について、その任用期間が満了した時に一定の年齢に達している者を引き続き任用できることとする。また、予備自衛官補の教育訓練の修了期限について、当該期限を延長することができる期間「1年」を「2年」に拡大する。
- 五、修学後、自衛隊に勤務しようとする者に対する学資金の貸与の対象範囲を拡大する。
- 六、ドイツとの物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定を整備するとともに、大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、ドイツの軍隊を追加する。
- 七、共同の部隊の新編に伴い、共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる自衛官の権限を整備するとともに、船舶の登録、船舶に必要な施設及び船舶のトン数の測度等を定めた関係法律並びに船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び遵守事項等を定めた法律の適用除外その他所要の規定を整備する。
- 八、大湊地方隊を廃止する。
- 九、国際機関等に派遣される防衛省の職員が従事することができる業務に、装備品等の共同開発事業等の管理、調整及び実施に関する業務を追加する。
- 十、本法律は、令和7年3月31日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行

期日を定める。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第15号）

（衆議院 6. 3. 19可決 参議院 4. 1法務委員会付託 4. 5本会議可決）

【要旨】

本法律案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官以外の裁判所の職員の員数を31人減少し、2万1,713人に改める。
- 二、この法律は、令和6年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【附帯決議】（6. 4. 4法務委員会議決）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。
- 二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。
- 三 令和2年4月16日、令和3年4月6日及び令和5年4月6日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて検討していくこと。
- 四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。
- 五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。
- 六 両親の離婚時における子の利益確保の要請等への対応の必要性、子をめぐる事件を始めとした家事事件の複雑化・困難化の動向等を踏まえ、家庭裁判所における多角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、家庭裁判所の人的・物的体制の整備を進めること。
- 七 裁判官・裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。子育て、介護等について仕事と家庭の両立に向けた取組をより一層進めること。
- 八 地域の人口及び交通状況等の推移や事件動向、裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、地域の実情に即した、国民の裁判所へのアクセスの向上を図るため、適切な人的・物的体制の整備に努めること。

右決議する。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案（閣法第16号）

（衆議院 6. 4. 9可決 参議院 4. 24経済産業委員会付託 5. 17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、我が国における脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行に向けて、低炭素水素等の供給及び利用を早期に促進するため、主務大臣による基本方針の策定、主務大臣の認定を受けた低炭素水素等の供給及び利用に関する計画に基づき事業を実施する者に対する助成金の交付及び規制の特例措置、水素等を供給する事業者による低炭素水素等の供給の促進に関し判断の基準となるべき事項の策定等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 総則

「低炭素水素等」とは、水素等であつて、その製造に伴って排出される二酸化炭素の量が一定

の値以下であること等の経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

二 基本方針等

主務大臣は、環境大臣その他関係行政機関の長に協議した上で、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針を定めるものとする。

三 低炭素水素等供給等事業計画の認定

低炭素水素等供給事業者又は低炭素水素等利用事業者は、単独で又は共同して、低炭素水素等供給等事業計画を作成し、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

四 認定供給等事業計画に係る支援措置

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、認定供給等事業者が、低炭素水素等を継続的に供給するために必要な資金や、共同して使用する施設の整備に必要な資金に充てるための助成金を交付する。また、認定供給等事業計画に基づく高圧低炭素水素等ガスの製造について、製造開始から３年間、経済産業大臣が保安の確保のための検査を行うことができることとする等の高圧ガス保安法の特例等を創設する。

五 水素等供給事業者の判断の基準となるべき事項

経済産業大臣は、水素等供給事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.5.16経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 我が国が、パリ協定の1.5度目標と整合的に2050年カーボンニュートラルを実現するために、既に確立された技術をもって低廉なコストでその達成に貢献できるとされる再生可能エネルギー等の導入や省エネルギー化の取組を更に強化するとともに、本法に基づく支援措置については、エネルギーの安定供給と脱炭素化の両立、国民負担の過度な増大に留意しながら適切に進めること。
- 二 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する各種施策については、省エネルギー化や再生可能エネルギーの普及拡大等の推進を前提として、電化では代替が困難な分野への活用により優先的に取り組むこととし、GX経済移行債をもって行われる他の脱炭素の施策を含めた総合的な効果等を適時分析し、その評価に基づいて投資対象の拡大又は縮小を含めた見直しを的確に行うこと。
- 三 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行において、我が国のエネルギー自給率の向上や経済安全保障の観点からも重要となる国内における低炭素水素等のサプライチェーン構築を着実に進めるとともに、国際競争力確保の観点から、徹底したコスト削減が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 四 低炭素水素等に関する技術や製品をいかした我が国の産業振興や、国際競争力強化に向けては、世界の脱炭素政策、とりわけ欧州で炭素国境調整措置が整備されつつある現状に鑑み、各種産業に係る国際的なルール形成や国際標準化において、我が国が主導権を握ることができるよう施策を戦略的に実施するとともに、低炭素水素等の生産過程における脱炭素化を図る取組を推進すること。
- 五 我が国が持つ低炭素水素等の製造、輸送、貯蔵、活用その他の脱炭素技術について、特に二酸化炭素排出量が多い技術や設備を多く有する国々における産業やエネルギーの脱炭素化への国際貢献も視野に、その質を更に高めるよう取り組むこと。
- 六 低炭素水素等を活用するための施策が長期にわたって必要となることを踏まえ、事業者が予見可能性を持って事業に取り組むことができるよう、GX経済移行債の先行投資支援を始めとした資金調達や、GX価値の向上、GX製品市場の拡大等を通じてコスト回収を可能とする制度措置を講じ、必要な人材の確保及び育成、技術基盤の強化、低炭素水素等が利活用される機会と分野の拡充等に向けた事業環境の整備を進めること。
- 七 低炭素水素等のサプライチェーンの構築における地方公共団体の果たす役割の重要性に鑑み、地方公共団体における地域のグランドデザイン作成を支援するとともに、地域産業や、利用者の

視点に立ったエネルギーインフラの整備等の取組が着実に進むよう必要な措置を講ずること。

八 低炭素水素等の基準については、本法成立後速やかに設定し、公表するとともに、将来的には、国際的なルールとの動向を踏まえて、低炭素水素等の生産時のみならず、利用までのライフサイクル全体の二酸化炭素排出量を評価することを検討すること。また、基準の見直しや支援の在り方の検討に当たっては、水素等の更なる低炭素化・脱炭素化が進むよう配慮すること。

九 GX経済移行債の先行投資支援を活用した価格差に着目した支援及び拠点整備支援などの政府による財政支援は、将来的に事業者が自立することを前提とし、事業者が予見可能性を持って確実に事業に取り組むことができるよう必要となる条件や評価項目・方法等の詳細を明確に定めるとともに、カーボンニュートラルを加速する制度設計とすること。また、支援の実施に当たっては、多額の国費を活用して行われる事業であることや国民負担、国際競争力への影響、炭素リーケージの可能性、負担と受益の公平性等を踏まえ、その施策の進捗状況や費用対効果について定期的に評価及び分析を行い、投資対象も含め必要に応じた柔軟な見直しを行うこと。

十 水素の特性による漏えいや爆発の危険性に鑑み、その製造から輸送・貯蔵・利用・取扱い等における安全性を確保するとともに、保安体制の充実を始め製造保安責任者等への指導、教育の充実、保安に関する技術基準の整備の検討など、安全性向上のための取組を確実かつ早期に進めること。また、事業者による安全対策や周辺住民への影響等について、地域住民とのリスクコミュニケーションが適切に図られるよう取り組むとともに、水素等の物性や取扱い等に関する情報発信等を進めること。

十一 低炭素水素等の供給を促進するため水素等供給事業者に求める自主的な取組を促すための措置については、事業者が取り組むべき基準を明確に定めるとともに、その運用に当たっては、事業者に過度な負担とならないよう十分留意すること。

十二 本法に基づく支援措置の実施に向けての制度設計に当たっては、学識経験者や有識者、産業界、労働界等から広く意見を聴き、その意見を尊重するとともに、意思決定過程の透明性を確保すること。

十三 低炭素水素等の利用を促進するため、国民に対して低炭素水素等に関する適切かつ具体的で分かりやすい情報が提供されるよう、必要な措置を講ずること。

十四 政府は、毎年、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する施策の実施状況に関する客観的調査を行い、その結果をエネルギーに関する年次報告の中で国会に報告するとともに、公表しなければならないこと。また、国内及び諸外国における低炭素水素等の供給及び利用の状況、技術の進捗その他諸課題について適時調査を行い、分析し公表すること。

十五 低炭素水素等の供給及び利用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかに低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

右決議する。

二酸化炭素の貯留事業に関する法律案（閣法第17号）

（衆議院 6.4.9可決 参議院 4.24経済産業委員会付託 5.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、二酸化炭素の貯留事業の健全な発達等を図るとともに、公共の安全を確保するため、二酸化炭素の貯留事業に係る許可制度及び貯留権の創設、貯留事業における保安の確保のために必要な措置の義務付け、二酸化炭素が貯蔵された事業場の長期的な管理のための制度の整備、導管輸送事業に係る届出制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 貯留事業及び試掘の許可

経済産業大臣は、貯留層が存在する可能性がある区域を「特定区域」として指定した上で「特定区域」において、貯留事業又は試掘を行おうとする事業者を募集し、これらを最も適切に行うことができると認められる者を選定し、貯留事業等の許可をする。経済産業大臣が貯留事業等を

許可したとき、当該貯留区域等に係る貯留権等が設定される。貯留権等は物権とみなす。

二 貯留事業及び試掘の事業規制及び保安規制

貯留事業者等は、貯留事業等を開始する前に、実施計画について主務大臣の認可を受けなければならないものとするとともに、技術基準への適合義務等の保安規制を課す。また、貯留事業者に対し、二酸化炭素の貯蔵の状況の監視を義務付けるほか、特定貯留事業の業務について、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをすること等を禁止する。さらに、一定の要件を満たす場合には、経済産業大臣の許可により、貯留事業場の管理業務を、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に移管することを可能とする。

三 損害の賠償

貯留事業等によって他人に損害を与えたときは、貯留事業者等が当該損害を賠償する責任を負う。

四 導管輸送事業の事業規制及び保安規制

貯留層に貯留することを目的として、二酸化炭素を導管で輸送する導管輸送事業を行おうとする者は、経済産業大臣に届け出なければならないこととした上で、導管輸送事業者は、特定導管輸送事業の業務等について、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをすること等を禁止する。また、技術基準への適合義務等の保安規制を課す。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.5.16経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 政府は、二酸化炭素の分離回収、輸送、貯留に係る技術概要、CCSを導入する意義や必要性等について広く国民の理解を得るため、前面に立って丁寧に説明すること。その際、二酸化炭素の地下貯留に伴う国民の様々な懸念を払拭することに最大限努めること。
- 二 CCS事業を実施する地域の選定に当たっては、北海道苫小牧市等の先行地域の事例を参考にしつつ、地域住民や地方公共団体、利害関係者を始めとする幅広い国民の多様な意見を丁寧に聴取し、それらの意見を十分に踏まえるとともに、事業者に対し、こうした意見を十分に踏まえて事業を実施するよう求めること。あわせて、地域で活用できる交付金制度を含め、関連する産業や雇用の創出等に向けた支援の仕組みを検討すること。
- 三 CCS事業の特性として、分離回収、輸送、貯留に至るバリューチェーンの過程で多数の関係者が関与し、事業実施期間が長期にわたる上、地下の地質は不確実性を伴うことから、政府は、その実施に当たって、二酸化炭素が漏えいすることのないよう、公共の安全の確保と環境の保全に万全を期すこと。とりわけ、環境の保全の観点からは、鉱業法や環境影響評価法等を参考にしながら、必要な対応を検討すること。その際、最新の科学的な知見に基づき、事業者の負担にも十分配慮するよう努めること。
- 四 政府は、CCS事業の実施に当たって、労働団体等の意見も十分に踏まえ、労働者の安全の確保に万全を期すこと。
- 五 貯留事業者によるモニタリングの内容や項目、貯留事業者から独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に貯留事業場の管理業務を移管する際の要件や期間等については、透明性を確保しつつ、最新の科学的な知見に基づいて定めること。
- 六 鉄鋼等の脱炭素化が難しい事業分野において、グリーントランスフォーメーションの推進が図られるよう、当該事業分野におけるCCS事業の支援に努めるとともに、こうした支援と並行して、既に確立された技術をもって低廉なコストで2050年カーボンニュートラルの実現に貢献できるとされる再生可能エネルギー等の導入や省エネルギー化の取組を更に強化すること。
- 七 民間事業者によるCCS事業への積極的な参入を促すため、過度な規制が事業推進の阻害要因とならないよう留意しつつ、分離回収に係る保安措置等の事業規制の在り方を含め、ビジネスモデル構築に向けた環境整備の検討を加速すること。また、事業者が投資回収の予見性を確保でき

るよう、予算措置や税制措置、カーボンプライシング制度の在り方など、経済的な支援措置や制度的措置を早期に明確化すること。その際、政府による財政支援措置は、ＣＣＳ事業を将来的に民間事業として自立させ、2050年カーボンニュートラル実現への道のりを加速できる制度設計とすること。

- 八 ＣＣＳ事業に係る費用の低減と安全性の確保を両立し、ＣＣＳ事業の活用可能性を高めるため、直接空気回収技術を含む二酸化炭素の分離回収や液化二酸化炭素輸送船等に係る技術開発の取組を強化すること。また、ＣＣＳを含めた脱炭素技術の研究開発の状況など、ＣＣＳ事業を巡る状況が著しく変化したときは、速やかにＣＣＳ事業に関する施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。加えて、分離回収に係る技術は、ＣＣＳに限らず、カーボンリサイクルの実施の前提となる共通技術であることから、当該技術の研究開発の積極的な推進により、カーボンリサイクルに係る新たな産業分野の育成にも努めること。
- 九 ＣＣＳ事業に関して、様々な専門的知見を有する人材を育成する取組を強化するとともに、貯留適地の調査や貯留事業場の管理業務を担う独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の体制強化に取り組むこと。
- 右決議する。

都市緑地法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）

（衆議院 6.5.14可決 参議院 5.15国土交通委員会付託 5.22本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針を定めなければならないこととする。また、都道府県は、同方針に基づき、当該都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画を定めることができることとする。
- 二 市町村が定めることができる当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の記載事項に、特別緑地保全地区内における緑地の有する機能の維持増進を図るために行う事業であって高度な技術を有するものとして国土交通省令で定めるもの（以下「機能維持増進事業」という。）の実施の方針等を追加するとともに、同事業の実施に係る都市計画関係手続を簡素化できる特例を創設することとする。
- 三 都市における緑地の保全及び緑化の推進を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、都道府県等の要請に基づき、特別緑地保全地区内の土地を買い入れること、当該買入れに係る土地の区域内において機能維持増進事業及び土地の管理を行うこと等の業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、国土交通大臣が、全国を通じて一に限り、都市緑化支援機構として指定できる制度を創設することとする。
- 四 緑地確保事業者（その事業において都市における緑地の整備、保全その他の管理に関する取組を行う事業者をいう。）が作成・申請した、その実施する都市における緑地の確保のための取組に関する計画を国土交通大臣が認定する制度を創設するとともに、国土交通大臣は、その登録を受けた者に当該認定のための審査に当たっての調査について、その全部又は一部を行わせることができることとする。
- 五 都市計画区域について定められる都市計画は、都市における自然的環境の整備又は保全の重要性を考慮して定めなければならないこととする。
- 六 都市の脱炭素化の促進に資する都市再生事業に係る民間都市再生整備事業計画に、再生可能エネルギー発電設備等の整備事業の概要等の事項を記載できることとするとともに、当該事項が記載された認定計画に係る当該事業に対し、民間都市開発推進機構による金融支援措置を講ずることとする。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（6.5.21国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 国の基本方針を定めるに当たっては、気候変動対応、生物多様性確保、幸福度の向上などを観点とした定量的な指標等を盛り込み、今後の目指すべき都市緑地の姿について具体的に示すこと。また、都道府県や市区町村の定める計画と政策的連携が図られるよう努めるとともに、取組の進捗状況について定期的な把握とその評価を実施し、必要に応じて目標達成のために追加的施策を講ずること。
- 二 特別緑地保全地区等内の緑地の買入れに当たっては、都市緑化支援機構が国から都市開発資金の無利子貸付けを受けて実施する制度に加え、地方公共団体に対する支援を拡充し、国が直接買入れを実施する制度についても追加を検討すること。
- 三 機能維持増進事業の実施に当たっては、防災上危険な場所で優先的に実施すること、事業実施後も緑地の状況変化に応じた継続的な対応が求められる可能性があること、地域をよく知る地域住民や有識者などの声に丁寧に対応することなどにも留意しつつ、都市と地方いずれもが、それぞれの地域の実情を踏まえた取組を行うよう、また、都市緑化支援機構が実施する場合においては、これらを踏まえた業務実施協定が締結されるよう周知すること。
- 四 都市緑化支援機構による機能維持増進事業の対象に、新たに都道府県等が買入れる土地以外の既に指定されている特別緑地保全地区等も加えるよう検討すること。
- 五 都市緑化支援機構の指定に当たっては、全国での緑地の買入れや機能維持増進事業の実施を行う法人として全国を通じて一に限ることを踏まえ、その手続過程の透明性を図ること。また、指定を受けた法人が、いわゆる新たな天下り先となることを防止する観点からも、経営体制等の情報公開などを積極的に行うよう指導監督を徹底すること。
- 六 都市緑化支援機構に対する都市開発資金の無利子貸付けに当たっては、その要望額の根拠となる機能維持増進事業等に要する費用の透明性を確保し、その妥当性について十分検証を行うとともに、全体の事業量を確認し必要十分な予算の確保に努めること。
- 七 都市緑化支援機構や地方公共団体に限らず、都市緑地の維持管理を行う者として重要な役割を担っている地域のボランティアやNPOなどに対しても、持続可能な活動を行うための税財政上の支援を講ずること。
- 八 優良緑地確保計画について、認定手続の透明性を確保するため、開発に見合った必要な緑地の割合を示すなど認定審査の基準を明確化すること。また、民間事業者等による緑地確保の取組も重要であることを踏まえ、認定制度の効果的な活用が図られるよう、認定を受ける具体的なメリットを十分に周知すること。
- 九 都市開発により損なわれる生態系の価値と同等の土地等を確保するミティゲーション制度等の取組について、調査研究や導入の検討を進めること。
- 十 都市緑地は、その立地上、相続時に宅地開発事業者などに売却されることが多いことを踏まえ、都市緑地の維持や保全を図る観点から、相続時の納税猶予制度の創設や民有緑地の物納許可の拡充など税制面での負担軽減措置について検討を行うこと。
- 十一 オフサイトにおける整備を含む再生可能エネルギー発電設備等に対する民間都市開発推進機構による金融支援は、他の再生可能エネルギー事業との公平な競争に配慮して、民間資金では実現しえないもの等に限定して行うよう努めるとともに、他の公的支援と重ならない公平なものとする。
- 十二 グリーンインフラは、自然を資本として社会資本の整備やまちづくり等に取り入れることで、防災・減災等のインフラとしての機能を発揮するとされ、都市の持続可能性を高めることが見込まれることから、海外の先進事例を参考として、今後、その導入に向けた取組を一層推進すること。

右決議する。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（閣法第19号）

（衆議院 6. 4. 11可決 参議院 4. 17国土交通委員会付託 4. 26本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正

- 1 物資の流通の効率化のための取組に係る基本理念の規定を新設するとともに、国は、基本理念にのっとり、物資の流通の効率化に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有することとする。
- 2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務に、認定を受けた流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の出資を追加することとする。
- 3 貨物自動車運送事業者等は、運送ごとの貨物の重量の増加のための措置を、また、荷主は、同措置に加え、運転者の荷待ち時間等の短縮のための措置を、それぞれ講ずるよう努めなければならないこととする。さらに、これらの者のうち、輸送能力等が一定以上で国土交通大臣等の指定を受けた者は、定期に、これらの措置の実施に関する中長期計画を作成等しなければならないこととするほか、このうち指定を受けた荷主は、当該計画の作成等の業務を統括管理する者を選任しなければならないこととする。

二 貨物自動車運送事業法の一部改正

- 1 真荷主（自らの事業に関して貨物自動車運送事業者と運送契約を締結して貨物の運送を委託する者で、貨物自動車運送事業者以外をいう。）及び一般貨物自動車運送事業者は、運送契約を締結するときは、運送の役務の内容及びその対価等を書面に記載して相互に交付しなければならないこととする。
- 2 元請となる一般貨物自動車運送事業者は、貨物の運送を下請事業者に委託する場合、当該下請事業者に係る運送事業の健全な運営の確保に資するための措置を講ずるよう努めなければならないこととする。また、元請事業者は、真荷主から引き受けた一定以上の重量の貨物の運送を下請事業者に委託したときは、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿を作成等しなければならないこととする。
- 3 貨物軽自動車運送事業者は、一定の重大事故を引き起こしたときは、遅滞なく、国土交通大臣へ報告しなければならないこととする。また、四輪以上の軽自動車を使用して貨物を運送する貨物軽自動車運送事業者は、営業所ごとに、貨物軽自動車安全管理者を選任しなければならないこととする。

三 この法律は一部を除き、公布の日から1年を超えない範囲で政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（6. 4. 25国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 トラック運送事業については、過労死や精神疾患などの健康被害が深刻であり、人手不足に陥っている現状を踏まえ、できるだけ早期に時間外労働の上限を一般労働者と同様にできるよう、関係省庁、労働者団体を含む関係団体及び荷主等の連携及び協力を強化し、トラックドライバーの賃金引上げの原資となる適正な運賃収受の実現や物流効率化等の労働環境改善に向けた実効性のある取組を一層強力に推進すること。その上で、トラックドライバーの人材の確保及び育成のため、運転免許取得費用の軽減等を始めとした各般の支援策を講ずること。特に、女性ドライバーの確保に向けて、荷役作業等の省力化等の取組はもとより、女性が働きやすい労働環境の整備を一層推進すること。また、2024年問題で不足する輸送力を補うため、原則として労働基準法が適用されない個人の運送事業者へ貨物が集中し、当該事業者の労働環境が悪化しないよう配慮するとともに、適宜必要な対策を講ずること。

二 トラックドライバーの賃金水準の向上等の観点から実運送事業者における適正な運賃収受を図

るため、貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃を毎年見直すとともに、その効果について検討し、在り方も含め適時適切な見直しを行うことにより、トラック運送事業者が当該運賃を活用して行う荷主との適正な運賃交渉と適切な価格転嫁を実現すること。また、実運送事業者における標準的な運賃の収受及び荷待ち時間の短縮等の状況について調査し、公表すること。さらに、その結果を踏まえ、トラックドライバーの賃金水準を全産業平均並みに引き上げられるよう、必要な措置を講ずること。

三 二の実効性を担保するため、国土交通省のトラックＧメン、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会等、関係行政機関に加え、労働者団体を含む関係団体との更なる連携強化を図るとともに、悪質な荷主等への監視を強化すること。また、市場運賃を度外視した安価な運賃で事業者を募ることや、安価な運賃で事業を請け負うことに対する監視を強め、その状況を踏まえ、「荷主至上主義」の実態から脱却するため、適切な規制措置を導入すること。さらに、当該関係行政機関等において情報収集と共有を図り、関係する荷主等に対し、違反行為を是正し再発を防止するため、貨物自動車運送事業法を始め、独占禁止法、下請代金法など関係法令に基づく勧告・公表等を積極的に行うこと。

四 国土交通省におけるトラックＧメンの機能を強化し、荷主や元請事業者等への是正指導を徹底すること。これに向け、全国及び地方貨物自動車運送適正化事業実施機関を活用し、貨物自動車運送事業者からの情報収集や、荷主・元請事業者等の違反原因行為に係る調査等を補完する体制について、調査員証の発行などにより、強化、明確化を図ること。また、トラック運送事業の近代化や、物流のサプライチェーン全体の取引の適正化に向け、トラックＧメンを物流産業全体の健全化に向けた組織とすることや、全国及び地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の業務の拡大や体制の抜本強化について検討を進めるとともに、官民一体での取組を一層推進すること。

五 一定規模以上の荷主等に義務付けられる中長期的な計画の作成や、元請事業者に義務付けられる実運送体制管理簿の作成及び下請関係に入るトラック事業者等に対して義務付けられる当該管理簿作成に必要な情報の通知に当たっては、事業者等にとって過度の負担とならないよう、ガイドラインの作成やデジタル技術の活用等を行い、制度が円滑に導入されるよう努めること。また、トラックＧメン等が効率的かつ確実に事業者等の取組状況を把握できるよう、デジタル技術の活用を推進すること。

六 トラック運送事業における多重下請構造の是正を図り、実運送事業者における適正な運賃収受を実現するため、実運送を行わず利用運送を専門に行う第１種貨物利用運送事業者（いわゆる「専業水屋」）についても実態を把握し、運転者の運送及び荷役等の効率化に向けた責務を担わせるよう検討するなど、規制措置の導入も含め必要な対策を講ずること。

七 運送契約の書面及び実運送体制管理簿については、可視化のためのＤＸの推進やデータ等の規格統一を目指すこと。また、当該管理簿により可視化された多重下請構造の実態を分析し、その是正に向けて諸外国の規制事例等を参考にしつつ、必要な措置の検討を継続すること。また、検討の結果、更なる措置が必要と判断された場合には、下請次数を２次までとする規制を含め必要な措置を検討すること。加えて、新たに標準的な運賃の項目として設定された下請手数料（利用運送手数料）の確実な収受に向け、制度を周知し、浸透を図るとともに、トラックＧメン等による監視を徹底し、併せて運賃収受等に係る実態調査を行うこと。

八 物流のサプライチェーン全体の最適化も念頭に、物流業界における商慣行の見直しを実現するため、トラックドライバーの荷役・荷待ち時間の短縮やトラックの積載率の向上等を図るための取組が適確に実施されるよう、関係所管大臣が判断基準として示す取り組むべき事項について分かりやすく示し、適宜改定を行うとともに、着荷主を含む荷主や倉庫業者、流通・仲介業者など関係する全ての事業者に当該取組を周知し、必要な支援を行うこと。また、荷主等における取組状況についてフォローアップ調査を定期的の実施し、取組が不十分な荷主等に対しては、関係省庁と連携しつつ、積極的に指導、助言等を行うこと。

九 物流効率化等の努力義務を課す対象に、運送契約には直接関わりを持たないものの商取引には大きな影響力を持つ商社等についても対象に含めることを検討すること。

- 十 荷主等において、物流統括管理者として物流改善の取組を推進できる人材の確保、育成を図ることができるよう、必要な支援を講ずること。また、物流統括管理者が、実効的に物流改善に取り組める環境整備に努めること。
- 十一 一貫パレチゼーションの推進により荷役等の負担を軽減するため、フォークリフトの免許取得や中小事業者に対するパレット導入促進等のための支援を行うこと。また、荷主においてパレットの標準化や回収が行われるよう、適切に指導を行うこと。
- 十二 トラックドライバーの拘束時間を短縮し、労働環境の改善等の働き方改革を進める観点から、高速道路の更なる活用に資する新たな料金制度の検討・導入に加え、安全面に万全の配慮を図った上での高速道路における自動運転トラックの導入、中継輸送や自動運転に活用可能な物流拠点の整備を進めること。また、中小トラック事業者においても中継輸送の普及、実用化が進められるよう、必要な助言、財政的支援等を行うとともに、多くの企業間の連携が図られるよう支援すること。さらに、ダブル連結トラックの一層の活用に向け、高速道路のサービスエリア・パーキングエリアにおける優先駐車マスの整備や、物流事業者のニーズを踏まえた通行経路の拡充等に取り組むこと。
- 十三 再配達率削減緊急対策事業の実施に当たっては、再配達率削減に資する先進的なD X、G Xの取組を支援するとともに、物流に係る広報に努め、広く消費者に意識改革、行動変容を促すこと。また、「送料無料」表示の見直しを含め、消費者の物流に対するコスト意識の浸透を図る取組を進めるとともに、運送業に対する社会的な理解の醸成に努めること。
- 十四 積載率の向上による物流効率化の推進に当たっては、過積載防止対策について万全を期すること。また、積載率が向上することにより、規模の大きな事業者等に貨物が集中するなどし、中小零細事業者等が顧客を失い経営環境が悪化しないよう配慮するとともに、適宜必要な対策を講ずること。
- 十五 貨物軽自動車運送事業における運行の安全を担保するため、貨物軽自動車安全管理者が受講する貨物軽自動車安全管理者講習において、整備の知識を含む運行管理者並みの要件を課すこと。また、貨物軽自動車運送事業者の多くを占める個人事業主においても、安全管理者の選任、講習の受講、国土交通大臣への事故報告が確実に行われるよう周知徹底を図るとともに、運転者の適性診断の受診、業務記録及び事故記録の作成・保存、貨物運送保険への加入等を図ること。
- 十六 貨物鉄道輸送や内航海運等へのモーダルシフトを進めるため、国土政策の観点も含め、鉄道施設や港湾施設等の必要なインフラの整備等を推進するとともに、荷主、運送事業者等の関係者ととともに、新たな需要を生むための方策を検討すること。また、次世代の物流高度化、生産性向上に資する「自動物流道路」の構想について、海外での事例等も踏まえ、今後の方針・計画を早期に示すこと。
- 十七 本法に基づく措置及び本決議を踏まえた措置のほか、平成30年及び令和5年の貨物自動車運送事業法の改正により創設・延長された措置や、令和5年6月に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」が決定した「物流革新に向けた政策パッケージ」等に基づく諸施策の実施状況等について、国土交通省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、公正取引委員会等が連携し、物流業界や労働者団体を含む関係団体及び荷主等の協力の下、定期的に検証を行い、その結果、必要となる措置を速やかに実施すること。
- 右決議する。

令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律案（閣法第20号）

（衆議院 6.2.20可決 参議院 2.20財政金融委員会付託 2.21本会議可決）

【要旨】

本法律案は、令和6年能登半島地震災害（以下「今般の災害」という。）の被災者の負担の軽減を図るため、令和5年分の所得税について、今般の災害による損失に係る特別な措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、雑損控除の特例

今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和5年分の所得において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる。

二、災害減免法の特例

今般の災害により住宅や家財について甚大な被害を受けたときは、雑損控除との選択により、令和5年分の所得税について、災害減免法による軽減免除の適用を受けることができる。

三、被災事業用資産等の損失の必要経費算入の特例

今般の災害により事業用資産等について損失が生じたときは、その損失の金額について、令和5年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができる。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第21号）

（衆議院 6.2.20可決 参議院 2.20総務委員会付託 2.21本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、雑損控除の特例

令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、令和6年能登半島地震災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができるものとする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

（衆議院 6.4.19可決 参議院 5.17内閣委員会付託 6.5本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、こども未来戦略の加速化プランに盛り込まれた施策を実施するため、次の措置等を講ずる。

- 1 児童手当の支給期間の延長、所得制限の撤廃、第3子以降の児童に係る支給額の増額等を行う。
- 2 妊娠期の負担軽減のため、妊婦支援給付金を支給する「妊婦のための支援給付」を創設する。
- 3 妊娠期から伴走型で支援を行う「妊婦等包括相談支援事業」を創設する。
- 4 保育所等に通っていない満3歳未満の子供の通園のための「乳児等のための支援給付」を創設する。
- 5 産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、計画的な提供体制の整備を行う。
- 6 児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額の引上げを行う。
- 7 両親共に育児休業を取得した場合に支給する「出生後休業支援給付」及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する「育児時短就業給付」を創設する。
- 8 自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

二、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の「子ども・子育て支援勘定」と労働保険特別会計の「雇用勘定の育児休業給付関係部分」を統合し、「子ども・子育て支援特別会計」を創設する。

三、一の1、2、4、7及び8に必要な費用等に充てるため、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で広く拠出する仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」を創設する。同制度において、政府は、令和8年度から毎年度、健康保険者等から子ども・子育て支援納付金を徴収する。健康保険者等は、その納付に要する費用について、被保険者等から子ども・子育て

支援金を医療給付に充てる保険料と合わせて徴収する。また、政府は、令和6年度から令和10年度までの間、子ども・子育て支援納付金の対象費用に充てるため、「子ども・子育て支援特例公債」を発行することができる。

四、この法律は、一部の規定を除き、令和6年10月1日から施行する。

五、この法律の施行に関し必要な経過措置及び留意事項等として、政府は、全世代型社会保障制度改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、子ども・子育て支援納付金を徴収することによる社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないものとする等々を定める。

【附帯決議】（6.6.4内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 児童の権利に関する条約の精神にのっとり制定されたこども基本法の基本理念を踏まえ、全てのこども・若者や子育て世帯の幸せを目標として、こども・子育てに関連する制度の運用実態を把握し、公正かつ適切に評価する仕組みの整備を含め適切な見直しを行いつつ、こどもまんなか社会の実現に向けて施策を進めること。
- 二 結婚や出産への希望を持ちながら、経済的理由等により将来展望を描けずにいる若者もいることを踏まえ、非正規雇用を始めとした雇用不安の払拭に向けた実効性ある取組の推進を含め、若者の可処分所得の持続的な増加を図ることに一層努めること。
- 三 「加速化プラン」において、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスとしていることを踏まえ、結婚、妊娠・出産、子育てについては個人の選択が尊重されるべきものであることを前提とした上で、中長期的に目指すべき少子化対策の具体的な目標設定を検討するとともに、「加速化プラン」の後継の検討を含め、こども未来戦略に基づくこども・子育て政策の抜本的強化に速やかに着手すること。あわせて、単に制度や施策を策定するのではなく、社会全体で、こども・若者や子育て世帯を応援する機運を高める取組を車の両輪として進めること。
- 四 子ども・子育て支援金制度の導入に当たっては、支援金による拠出が、歳出改革等による社会保険負担軽減効果の範囲内に収まるように取り組み、支援金の導入によって社会保障負担率が上昇しないものとするとともに、そのことを的確に確認できるようにすること。また、全世代型社会保障制度改革等については、医療・介護サービスへのアクセスや必要な保障が欠けることのないよう、丁寧に検討を進めること。
- 五 子ども・子育て支援金は、医療保険料や介護保険料とは区分して子ども・子育て支援金率が設定されることから、医療保険料等とは異なるものであることを健康保険者等に周知するとともに、給与明細等において医療保険料等と区別して支援金額が表示される取組が広がるよう、関係者の意見も聞きながら、必要な検討を進めること。また、子ども・子育て支援納付金の納付義務を負う健康保険者等のうち、被用者保険等保険者については、同納付金の負担が被保険者の標準報酬総額に応じた額となることから、子ども・子育て支援金率の基礎として国が実務上一律の支援金率を示す取扱いを堅持すること。
- 六 少子化対策は、中長期的な対応が必要であり、本法による改正後の各法律の施行状況について、子ども・子育て支援金制度の拠出とその充当対象事業の給付の状況を含め、こども・若者や子育て世帯の参画の下、不断に効果検証と適切な見直しを行うこと。あわせて、こども・子育て予算倍増に向けて、社会全体でどのように支えるかという観点を含め、政策及び財源の在り方について、あらゆる選択肢を視野に入れて総合的な検討を行うこと。
- 七 子ども・子育て支援納付金の使途、使用した額、支援金を徴収するに当たっての課題などに関する報告を国民に分かりやすく示すとともに、子ども・子育て支援金率、使途等を検討する際は、労使など複数の拠出する立場の者が参画した上で検討し、その結果に応じて必要な対応を講ずること。
- 八 児童手当については、本法により、児童手当の拡充に当たって同手当を次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済的支援として位置付けた趣旨を踏まえ、本法による効果も検証しつつ、必要に応じて、その在り方について、検討すること。
- 九 妊婦等包括相談支援事業の創設に当たっては、オンラインによる相談等の充実や体制の強化に努めること。あわせて、「伴走型相談支援」と呼ぶにふさわしい、産前産後を通じて専門的知見

- を有する伴走者が一貫してサポートを提供できる仕組みについて相談支援事業の効果の検証をしながら検討を進めること。また、妊婦が安全・安心に出産できるよう、希望に応じて無痛分娩を選択することが可能な環境整備を含め必要な支援に取り組むこと。
- 十 こども誰でも通園制度の創設に当たっては、現場や利用者の意見を十分に踏まえた実施に努めるとともに、通常保育での児童の受入れとの違いも踏まえ、通常保育も含めた幼児教育・保育の質が低下しないよう、万全を期すること。
- 十一 こども誰でも通園制度については、こどもの所属園や利用日数の在り方を含め、保育者との愛着形成ができるよう、本法に基づき、全てのこどもの権利として保育を保障する仕組みの検討を進めること。特に、医療的ケア児、障がいがあるこどもなど専門的支援が必要なこどもにとって使いやすいものとなるよう、安全な受入施設や体制整備に取り組むとともに、必要な人材確保に取り組むこと。
- 十二 児童扶養手当については、経済社会の動向を踏まえ、本法による拡充の検証を行い、必要に応じて在り方を検討すること。
- 十三 ヤングケアラーの実態や支援のニーズが表面化しづらいとの指摘があることを踏まえ、実態把握や早期発見、当事者に寄り添った支援と正しい理解の啓発に努めること。
- 十四 男女が共に育児を担うことの重要性を始め、「共働き・共育て」の推進に向けて、企業も含めた社会全体で機運を醸成していく取組を推進すること。
- 十五 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付について、その効果や現場に与える影響などを検証した上で、引き続き、労働政策審議会を始めとした関係審議会において審議を行うこと。
- 十六 出生後休業支援給付制度において、男性の育児参加をより促す観点も踏まえ、制度の施行状況を確認し、必要な対応を行うこと。
- 十七 育児時短就業給付制度により、利用する労働者のキャリア形成の阻害や給付の公平性の観点から労働者間の分断などにつながらないように、趣旨などを丁寧に周知しながら取組を進めること。
- 十八 自営業・フリーランス等に対する育児期間中の経済的支援について、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置の施行状況を確認しつつ、必要な対応を行うこと。
- 十九 子ども・子育て支援特別会計の創設後も、雇用保険財源の活用の在り方及び保険料率を始め、従来労働政策審議会において議論を行ってきた事項については、引き続き、同審議会において審議を行うこと。
- 二十 幼児教育・保育の質のより一層の向上を図り、全てのこどもが希望する施設を利用できるよう、「加速化プラン」に沿って、職員配置基準の見直しや受け皿の整備を進めること。また、処遇改善や働きやすい職場環境の整備に努め、保育人材の確保に万全を期すること。
- 二十一 貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が、経済的な面だけではなく、心身の健康、進学機会や学習意欲も含め、権利利益の侵害や社会的孤立などの困難に陥らず、また、貧困の連鎖が断ち切られるよう、こどもの貧困を解消する対策の積極的な推進に取り組むとともに、「加速化プラン」全体の施策の効果を検証していく中で、必要に応じ在り方を検討すること。
- 右決議する。

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（閣法第23号）

（衆議院 6.5.7可決 参議院 5.20経済産業委員会付託 5.31本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 産業競争力強化法の一部改正

- 1 特定新需要開拓事業活動（共同研究開発を行う事業者と大学等について、標準化と知的財産権を活用した市場創出に係る事業活動）に関する計画認定制度及び支援措置を整備する。
- 2 政府は、特定新需要開拓事業活動の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、標準化の動向及び知的財産権の活用状況の調査を行い、その結果を公表するものとする。
- 3 設立以後15年未満の株式会社が募集新株予約権を機動的に発行できる仕組みを整備する。
- 4 主務大臣の確認を受けたエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者が当該事業適応

のための措置として生産及び販売を行った産業競争力基盤強化商品（半導体、自動車、鉄鋼、基礎化学品、燃料等）については、課税の特例の適用があるものとする。

5 主務大臣の確認を受けた特別事業再編（中堅企業者（従業員数2,000人以下の会社及び個人（中小企業者を除く。））が新たな需要開拓を目的として、吸収合併等を行うもの）を行う事業者が当該事業再編のために行う措置として取得をした株式、持分等については、課税の特例の適用があるものとする。

6 株式会社産業革新投資機構が有価証券等の処分を行う期限を2050年3月末まで16年延長する。

二 投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正

投資事業有限責任組合契約の対象に暗号資産の取得及び保有等を追加する。

三 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部改正

中小企業者等に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言並びに助成金交付等の業務を追加する。

四 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正

研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に係る補助金交付等の業務を追加する。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.5.30経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 戦略分野国内生産促進税制については、革新的な技術開発や国際的な市場獲得競争の状況を適切に勘案し、税額控除の期間や産業競争力基盤強化商品の品目等について不断の見直しを行うとともに、この政策目的及び効果を中小企業を含めたサプライチェーン全体にまで広く波及させるよう、価格転嫁対策の強化を含め、必要な措置を講ずること。また、当該税制のほかにも、脱炭素製品について、市場価値の向上、国内における生産コストの低減その他競争力確保に必要な措置を講ずること。

二 イノベーション拠点税制については、国際ルールとの整合性や制度の運用状況等を踏まえつつ、真にイノベーションに向けた国内投資を促進するものとなるよう、対象となる所得の範囲、算出方法等について、不断の見直しを行うこと。

三 中堅企業支援及び事業再編支援を実施するに当たっては、支援対象となる中堅企業者の経営力等を適切に評価するとともに、我が国全体の経済成長及び地域に根差した中小企業・小規模事業者の重要性の観点から、事業再編対象の事業者が有する優れた技術・技能を始めとする経営資源や従業員の雇用・賃金が適切に確保されるよう、必要な措置を講ずること。また、中堅・中小企業の事業再編に関わる支援機関及び専門業者の質の確保・向上に向けた取組を進めること。さらに、これらの支援の対象とならない中小企業者についても、地域における雇用やコミュニティ維持の担い手として大きな役割を果たしていることを踏まえ、今後の中小企業政策の実施に当たっては、切り捨てられることのないよう留意すること。

四 スタートアップ支援については、株式会社産業革新投資機構の投資活動に対する継続的な検証及び適時適切な情報開示に努めるとともに、同機構を始めとするスタートアップ支援機関が持つそれぞれの機能を最大限に発揮しつつ、民間のベンチャーキャピタルや事業会社等との連携を強化し、適切な支援環境の整備を進めること。

五 企業と大学等の共同研究開発に関する、標準化と知的財産を活用した市場創出の計画認定制度を実施するに当たっては、独立行政法人工業所有権情報・研修館及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が適切な助言等を行うことができるよう、体制強化に取り組むとともに、いわゆるオープン・アンド・クローズ戦略について更なる知見醸成に努めること。

六 産業競争力強化法や税制等に基づく事業者に対する各種支援措置については、煩雑な手続を要するものもあることから、利用する事業者の利便性等に十分配慮して手続の簡素化に努めるとともに、その政策的な効果を毎年検証し、公表すること。そして、必要に応じて見直しを行うこと。

七 事業適応計画、特別事業再編計画等の認定を行うに当たっては、下請事業者の価格転嫁に配慮

できる基準を設けるなど、サプライチェーン全体として競争力強化が図られるようにすること。
右決議する。

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（閣法第24号）

（衆議院 6. 4. 9修正議決 参議院 4. 17内閣委員会付託 5. 10本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報であつて、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（特別防衛秘密及び特定秘密に該当するものを除く。）を重要経済安保情報として指定するものとする。
- 二、重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であつて重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していること等の基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）に当該重要経済安保情報を利用させる必要があると認めるときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該重要経済安保情報を提供することができる。
- 三、重要経済安保情報の取扱いの業務は、原則として、適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行つてはならない。
- 四、適性評価は、行政機関の長が、当該行政機関の職員等について、当該者の同意を得て、適性評価調査の結果に基づき実施することとし、適性評価調査は、原則として、適性評価を実施する行政機関の長の求めにより内閣総理大臣が一元的に行うものとする。
- 五、政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。
- 六、重要経済安保情報の取扱いの業務により知り得た重要経済安保情報を漏らした者等に対する所要の罰則を設ける。
- 七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、重要経済安保情報の指定等の状況についての国会への報告等の規定を設けること、重要経済安保情報の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策について、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（6. 5. 9内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 重要経済安保情報の運用に当たっては、衆議院及び参議院の情報監視審査会からなされた指摘や改善事項を含め、特定秘密の運用の蓄積を踏まえ、情報保全の必要性和国民の知る権利のバランスに十分配慮すること。
- 二 本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないこと。
- 三 同盟国・同志国との間で重要経済安保情報を含む機密情報の共有が円滑に進むよう、必要となる国際的な協力枠組みの構築の推進に努めること。また、大企業のみならず、中小企業やスタートアップ等が適合事業者として認定され、国際共同研究に参加すること等を通じて、我が国の産業競争力を維持、強化できるよう、官民の協力体制の構築や必要な支援を行うこと。
- 四 国際的な協力枠組みの中などの必要な場面において、外国政府等に本法に基づくクリアランス保有者であることを確認する仕組みの在り方について検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 五 本法により創設される新たな制度の具体的な中身を国民に分かりやすくかつ正確に説明することを通じ、官民双方において、情報保全の重要性に対する理解が広く醸成されるよう努めること。
- 六 本法に基づく重要経済安保情報の指定・解除、適性評価の実施、適合事業者の認定等を行うに当たっては、指定される重要経済安保情報の総量及びその取扱業務の最適な規模をできるだけ具

- 体化すること。また、各行政機関が行う重要経済安保情報の指定は、合理的で最小の範囲において行わなければならないこととするよう、独立公文書管理監等が適宜、検証や監察を行うこと。なお、独立公文書管理監の独立性を確保するために必要な方策について検討を行うこと。さらに、国会が監視機能を十分に果たすため、国会からの情報提供の求めに対しては誠実に応じること。
- 七 重要経済基盤、重要経済安保情報の範囲を明確にするとともに、恣意的な指定がなされないよう、指定の具体的な基準を運用基準で分かりやすく示すこと。加えて、運用基準に公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として、指定してはならないことを明記すること。また、技術革新等の経済安全保障分野における変化の速さ等に鑑み、情報の指定・解除を柔軟かつ機動的に行うため、行政機関の担当職員の技術に関するリテラシー向上に鋭意取り組むとともに、指定要件の充足性について随時見直しを行い、国民の知る権利が侵害されないよう留意すること。
- 八 重要経済安保情報に指定される前から民間事業者が保有していた情報については、その取扱いについて民間事業者が責任を問われないことを明確にし、広く周知すること。
- 九 適性評価を実施するに当たっては、対象者やその家族及び同居人のプライバシーが侵害されることのないよう十分に留意するとともに、収集した個人情報は厳重に管理すること。また、適性評価の結果等を重要経済安保情報の保護以外の目的のために用いてはならないという、目的外利用禁止規定の実効性を担保するため、禁止行為を運用基準で明記するとともに、禁止行為の遵守を行政機関と適合事業者との契約においても求める等、可能な限りの対策を講ずること。特に個人情報保護法との関係においては、個人情報保護委員会が適宜、監視・監督を行うこと。
- 十 民間事業者や適性評価対象者等への配慮として、適性評価における本人の真の同意、評価結果と理由の速やかな通知と苦情の申出の適切な処理を確保するための方策（契約への明記、十分な情報提供、通報・相談窓口の設置等）を検討し、運用基準等において必要な措置を講ずること。
- 十一 適性評価調査への不同意や評価結果を理由とする不合理な配置転換・解雇等の労働者への不利益な取扱いの防止のためには、事業者と重要経済安保情報の取扱いの業務に当たることが予定されている労働者との間の意思疎通が重要であることに鑑み、事業者の実情や事業の実態に応じた、労使間の協議も含めた適切な意思疎通が行われるようガイドラインを作成すること等を検討すること。
- 十二 適性評価を実施するに当たっては、対象者の弱みを握り情報を引き出す活動との関係についても十分留意しつつ、本法が定めた調査事項に基づき公正で実質的な調査を行うよう努めること。また、本法第12条第2項第1号に規定される「重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項」が何を指すのか可能な限り具体的な内容を明確化すること。加えて、調査事項に関係しない評価対象者の思想、信条及び信教並びに適法な政治活動、市民活動及び労働組合の活動について調査してはならないことや、調査の過程で調査事項に関係しない情報を取得した場合には、これを記録してはならないこと等を運用基準に明記すること。
- 十三 適性評価調査を行う内閣府や適性評価を行う各行政機関における実効的な体制整備を速やかに進めるとともに所要の予算を確保すること。また、評価結果を通知するまでの期間を可能な限り短縮化し、民間事業者の事業活動を阻害しないよう努めること。
- 十四 特定秘密保護制度を始めとする既存の情報保全の仕組みとの整合性、とりわけ、法人に対する両罰規定について見直すべき箇所がないか検討を行うこと。
- 十五 重要経済安保情報の漏えいや不正な取得を行った場合の罰則について、罰則の程度と抑止力のバランスを適宜検証し、本法施行後の状況を踏まえ、必要があれば速やかに見直しを検討すること。
- 十六 中小企業等が事業を継続するために適合事業者の基準を満たす必要が生じた際に、中小企業等にとっては必要な施設整備等のための負担が大きくなることが考えられるため、政府からの協力要請に応じて重要経済安保情報に触れることとなる場合等、経緯や実態も踏まえて、支援の在り方について合理的な範囲内で検討すること。
- 十七 適合事業者が重要経済安保情報を適切に保全できるよう、施設設備の基準等を作成・公表すること。また、「外国による所有、管理又は影響」（FOCI）を管理する制度の整備について検討した上で、適切な措置を講ずること。
- 十八 重要経済安保情報の指定を含む政府の政策決定プロセスに外国勢力等の不当な影響が及ぶこ

とにより、国益を損なうことのないよう留意すること。

十九 本法の適用に当たっては、産業分野の公正な競争環境が毀損されることのないよう十分留意すること。

二十 民間事業者や独立行政法人が保有している情報であって国として経済安全保障の観点から保護が必要と考えられる最先端技術等について、民間事業者等が必要となる対応をとれるような環境を整えていけるよう、指針策定の妥当性も含め検討すること。

二十一 技術は我が国の自律性・不可欠性の重要な一部を構成するものであり、その流出防止は経済安全保障上喫緊の課題であることを念頭に置き、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる国外流出を防ぐため、早急かつ徹底的に技術流出・技術管理対策の強化に取り組むこと。

二十二 経済安全保障に資するインテリジェンス能力を更に強化するため、政府全体における情報の収集・分析等に必要な体制を整備するとともに、関係省庁間における必要な情報の共有についても強化を図ること。また、本法の趣旨に鑑み、経済安全保障に資する情報について、民間を含む関係者への提供についても配慮すること。

右決議する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第25号）

（衆議院 6. 4. 9可決 参議院 4. 17内閣委員会付託 5. 10本会議可決）

【要旨】

本法律案は、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為が多様化し、安全保障を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、特定社会基盤役務の安定的な提供を確保するため、特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加する。

二、この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三、政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（6. 5. 9内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 基幹インフラ制度の対象事業については、技術の進展や社会構造の変化等を踏まえ、平時からリスクを幅広く点検、把握し、その対応策の検討を行う等の取組を通じて不断の見直しを行うこと。その際、特に海外で発生したサイバー攻撃の事案も含めて、幅広く政府全体として情報収集とその共有を行うこと。

二 医療DXの推進に関する取組を実施していく中で、セキュリティ対策の強化を図りながら、引き続き基幹インフラ制度の対象に追加することを精査、検討すること。

三 地方公共団体の基幹業務システムのガバメントクラウドへの統一・標準化が進められていることに鑑み、地方公共団体による情報システムの調達の在り方について、基幹インフラ制度の対象に追加することも含め、経済安全保障の観点から必要な検討を行うこと。

四 中小規模の事業者にとっては、規制への対応が大きな負担となり得ることから、特定社会基盤事業者に指定しようとする場合には一層配慮して慎重に行うこと。

五 基幹インフラ制度に基づき、特定社会基盤事業者に対し、特定妨害行為を防止するため必要な措置をとるべきこと等を勧告及び命令した場合の中小企業を含めた事業者の負担に配慮し、事前に政府より十分な情報提供を行うなど、対応に万全を期すこと。

右決議する。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案（閣法第26号）

（衆議院 6. 4. 19修正議決 参議院 4. 26農林水産委員会付託 5. 29本会議可決）

【要旨】

本法律案は、世界の食料需給の変動、国内の人口減少等の食料・農業・農村をめぐる情勢変化に応じ、基本理念を見直し、関連する基本的施策等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、食料安全保障の確保

- 1 食料安全保障とは、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを手に入れる状態をいうものとし、その確保を基本理念に位置付けることとする。
- 2 食料安全保障の考え方に基づき、農業生産の基盤等の食料供給能力の確保の重要性、食料の持続的な供給に資する食料の合理的な価格の形成等を基本理念に位置付けることとする。
- 3 食料・農業・農村基本計画の記載事項として、食料安全保障の動向に関する事項及び食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標を定めることとする。
- 4 食料安全保障の確保に関する施策として、食料の円滑な入手の確保、農産物等の安定的な輸入の確保、輸出の促進、食料の持続的な供給に要する合理的な費用の考慮等を定めることとする。

二、環境と調和のとれた食料システムの確立

- 1 食料システムについては、各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減により、環境との調和が図られなければならないことを基本理念に位置付けることとする。
- 2 農業生産活動等における環境への負荷の低減の促進に必要な施策を講ずることとする。

三、農業の持続的な発展及び農村の振興

- 1 農業については、農業の生産性の向上及び農業生産活動における環境への負荷の低減等が図られることにより、その持続的な発展が図られなければならないこと、農村については、地域社会が維持されるよう、その振興が図られなければならないことを基本理念に位置付けることとする。
- 2 農業法人の経営基盤の強化、先端的な技術等を活用した生産性の向上、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進等に必要な施策を講ずることとする。

四、この法律は、公布の日から施行することとする。

なお、衆議院において、先端的な技術等を活用した生産性の向上に資する施策について、その対象に多収化に資する新品種を明記するとともに、育成に加えて導入の促進を明記することの修正が行われた。

【附帯決議】（6. 5. 28農林水産委員会議決）

地球規模での気候変動や国際情勢の不安定化、各国の人口動態や経済状況等に起因する食料需給の変動などにより、世界の食料事情は厳しさを増している。さらに、我が国においては、農業就業者数及び農地面積の減少に歯止めがかからず、農村人口の減少が進む中で、生産基盤が弱体化している。政府は、産業政策と地域政策を車の両輪として施策を講じてきたが、農村の中には集落機能の維持さえ懸念される所もあり、食料自給率は一度も目標が達成されたことがない。このような状況において、「農政の憲法」とされる食料・農業・農村基本法が果たすべき役割は極めて大きく、その改正により生産基盤の強化につながる理念と政策が構築されることへの期待が寄せられている。農業者の所得の向上、合理的な価格の形成、生産基盤の維持強化等の喫緊の課題への機動的かつ効果的な対処が求められる。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 食料安全保障の確保に関しては、国民一人一人が安全かつ十分な量の食料を手に入れることが政府の責務であることを踏まえて施策を遂行すること。
- 二 国民に対する食料の安定的な供給については、食料の供給能力の維持向上を図り、国内の農業生産の増大を基本として確保し、これを通じて食料自給率の向上に努めること。農業生産においては、麦、大豆、飼料作物等の国内生産の拡大、輸入に頼る農業資材から堆肥等の国内資源への代替の促進など、食料及び農業資材の過度な輸入依存からの脱却を図るための施策を強化すること。
- 三 食料の価格に関しては、その持続的な供給を支える国内農業の持続的な発展に資するよう、食料

供給に必要な費用を考慮した合理的な価格の形成に向けた関係者の合意の醸成を図り、必要な制度の具体化を行うこと。

四 農業の持続的な発展には、農業者の生活の安定と営農意欲の維持が不可欠であることから、農業経営の安定を図りつつ、農業所得の向上を図るとともに、生産基盤の維持強化に必要となる農業就業者を確保するため、新規就農支援等を積極的に推進すること。

五 障害者が社会の構成員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることが重要であることに鑑み、障害者である農業者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動を行うことを促進し、関係省庁一体となり、障害者の福祉の向上を図るとともに、農福連携を推進すること。また、次期食料・農業・農村基本計画において、障害者等も貴重な農業人材であることを明確にすること。

六 食料消費に関する施策については、食品の安全性の確保を図る観点から、科学的知見に基づいて国民の健康への悪影響が未然に防止されるよう行うこと。また、食育は、食料自給率の向上等の食料安全保障の確保及び国内農業の振興に対する国民の理解醸成に重要なものであることから、その取組を強化すること。

七 食料システムにおける人権の尊重、家畜にできる限り苦痛を与えないなどアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理等を促進すること。

八 備蓄食料については、各品目の特性に応じ、民間在庫・流通在庫や代替輸入・国内増産の可能性、品目ごとのバランスも考慮した上で、適正な備蓄水準を検討し、計画的かつ透明性の高い運用を図ること。

九 望ましい農業構造の確立においては、地域における協議に基づき効率的かつ安定的な農業経営を営む者以外の多様な農業者が地域農業及び農地の確保並びに地域社会に果たす役割の重要性を十分に配慮すること。

十 農地を確保し、農業の持続的な発展に資するよう必要な支援措置を講ずるとともに、農業生産基盤に係る施設の維持管理などの費用の負担に対する支援措置を講ずること。水田は食料安全保障及び多面的機能の観点から優れた生産装置であることに鑑み、地域の判断も踏まえその活用を図ること。

十一 農業生産活動は自然環境の保全等に大きく寄与する側面と環境に負荷を与える側面があることに鑑み、温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全、有機農業の推進等により、環境と調和のとれた食料システムの確立を図ること。

十二 安定的な農業生産活動のためには安定的な種子の供給が重要であることに鑑み、その安定的な供給を確保するため地方公共団体等と連携して必要な取組を推進すること。

十三 農村は、食料の安定的な供給を行う基盤であり、かつ、国土の保全、自然環境の保全等の多面的機能が発揮されるとともに、多様な産業を生み出す地域資源を有する場であり、農村における地域社会の維持が農業の持続的な発展に不可欠であることに鑑み、食品産業の振興その他の地域社会の維持に必要な施策を講じ、農村の総合的な振興を図ること。都市農業は、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、都市住民の農業に対する理解の醸成等の多様な機能を果たしていることに鑑み、その推進に一層取り組むこと。

右決議する。

食料供給困難事態対策法案（閣法第27号）

（衆議院 6.5.23可決 参議院 5.29農林水産委員会付託 6.14本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国民の食生活上又は国民経済上重要な食料（以下「特定食料」という。）の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高い事態（以下「食料供給困難事態」という。）に対応するため、特定食料等の安定供給の確保のための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、食料供給困難事態対策の実施に関する基本方針

政府は、食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針を定めるものとする。

二、特定食料等の需給状況に関する報告の徴収

主務大臣は、特定食料等の国内の需給状況を把握するため、特定食料等の出荷、販売、輸入、生産又は製造を行う事業者等に対し、出荷等の状況について報告を求めることができることとする。

三、食料供給困難事態対策本部

内閣総理大臣は、農林水産大臣から食料供給困難兆候の発生に関する報告があった場合において、食料供給困難事態の発生を未然に防止するため必要があると認めるときは、閣議にかけて、臨時に内閣に食料供給困難事態対策本部を設置するものとし、当該本部は実施方針を定めるものとする。

四、食料供給困難事態対策

- 1 主務大臣は、食料供給困難事態の発生の未然防止又は解消のため、事業者に対し、出荷若しくは販売の調整又は輸入、生産若しくは製造の促進を行うよう要請することができることとする。
- 2 主務大臣は、1の要請をしても食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、当該要請を受けた事業者に対し、出荷等の計画の作成及び届出を指示することができることとする。
- 3 主務大臣は、2の届出がされた計画に沿って出荷等が行われたとしても食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、当該届出をした事業者であって、出荷等の事情を考慮して出荷等の調整等を行うことができるものに対し、計画の変更を指示することができることとする。
- 4 国は、1の要請に応じた出荷等の調整等の円滑な実行、また、3の指示により変更した計画に沿った出荷等の調整等が経営に及ぼす影響の回避のため、必要な財政上の措置等を講ずるものとする。
- 5 罰則について、2の指示に違反した場合の罰金等所要の規定を設けることとする。

五、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（6.6.13農林水産委員会議決）

世界人口の増加に伴い食料需要が増大する一方で、気候変動に伴う世界的な食料生産の不安定化等、世界の食料供給が不安定化することに伴い、我が国においても大幅な食料の供給不足が発生するリスクが増大していることから、政府が一体となり総合的に対策を実施することにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に支障が生ずる事態の発生をできるだけ回避し、又はこれらの事態が国民生活及び国民経済に及ぼす支障が最小となるようにすることが重要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 食料供給困難事態の未然防止を図るため、まずは国内の農業生産の増大を図り、食料自給率の向上に努め、我が国農林水産業の生産基盤の強化に向けた平素の取組の充実に努めること。また、日本の風土に適し連作障害もなく生産性も高い稲作が不測の事態において有する重要な役割に鑑み、需要に応じた生産を進めつつ、米穀の安定的な供給のため水田機能を維持すること。
- 二 食料の輸入については、不測時に備えた平時からの取組が重要であることを踏まえ、輸入相手国との連携強化のための政府間対話等の実施に一層努めること。
- 三 備蓄による対応は、国内生産量や輸入量が不足する場合の、初動的かつ即効性・確実性のある供給確保対策であることを踏まえ、特定食料等の備蓄に関して検討を行い、基本方針に適切に反映させるとともに、その他所要の措置を講ずるよう努めること。
- 四 不測時において国民に必要な食料を供給するため、スイスにおける食料安全保障の状況のシミュレーションや評価のための意思決定支援システムを参考にして、不測時の対応を迅速かつ円滑に行うことができるよう生産する品目や作付農地などのシミュレーションを行う仕組みを構築し、必要な生産の促進が円滑に行われるよう広く議論を行って、あらかじめ準備すること。
- 五 食料供給困難事態の発生等の公示に当たっては、国会に速やかに報告するとともに、国民生活及び国民経済に混乱が生ずることのないよう、国民に対し丁寧に説明すること。
- 六 関係省庁が適切に役割分担するとともに相互に連携協力し、政府一丸となって食料供給困難事

態対策を講ずること。

- 七 計画届出の指示については、真に必要な者及び場合に限るなど、適切かつ慎重な運用に努めること。特に、規模の小さい家族経営などの生産業者に関しては、負担が大きいことに留意しつつ、指示を出す規模等の考え方を明確化すること。
- 八 計画変更の指示に従わなかった場合等の公表については、公表された者が誹謗や中傷を受けるおそれがあることを踏まえ、適切かつ慎重な運用に努めること。また、公表措置の対象とならない「正当な理由」が認められる場合について、具体的な事例を挙げながら関係者にわかりやすく示すこと。
- 九 食料供給困難事態が発生した際の対策その他の本法に基づく措置について、広く議論を行って、生産者を始めとする全ての関係者に対して、その目的及び内容について十分周知すること。
右決議する。

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第28号）

（衆議院 6. 5. 23可決 参議院 5. 29農林水産委員会付託 6. 14本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標の達成に向けた措置の強化等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農業振興地域の整備に関する法律の一部改正

- 1 目的規定に「農業生産に必要な農用地等の確保」を図ること及び「国民に対する食料の安定供給の確保」に寄与することを追加することとする。
- 2 国及び地方公共団体は、それぞれの立場から農用地等の確保に努めなければならないこととする。
- 3 農用地区域からの除外に係る都道府県知事の同意の基準として、農用地の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること等を追加し、その判断材料として、市町村に対し、面積目標への影響緩和措置等を記載した書面の提出を求めることとする。農林水産大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、農用地等の確保のために必要な措置について勧告等を行うものとする。

二、農地法の一部改正

都道府県知事等は、農地転用許可の際に定期的な報告等の条件を付けるとともに、原状回復等の措置を命ぜられた違反転用者が期限までに命令に従わなかったときは、その旨を公表できることとする。

三、農業経営基盤強化促進法の一部改正

1 農業経営発展計画制度の創設

株式会社である農地所有適格法人であって、農業経営改善計画の認定を一定期間以上受けていること等の要件に該当する者が、物資又は役務の取引の相手方から出資を受け、かつ、当該取引の推進等により農業経営の発展を図るための計画を作成し、当該計画について農林水産大臣の認定を受けた場合には、農地法における農地所有適格法人の議決権要件を緩和する特例を講ずることとする。

- 2 地域計画内の遊休農地の解消を迅速に進めるため、農地中間管理機構が当該農地の権利設定に関し都道府県知事に裁定を申請する手続を迅速化及び義務化することとする。

四、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（6. 6. 13農林水産委員会議決）

国際情勢の変化等による世界の食料需給の変動や、国内の農地面積の減少、農業従事者の減少・高齢化が進む中、将来にわたって国民への食料の安定供給を確保するため、農業生産の基盤である農地の総量確保と有効利用に係る措置を強化するとともに、地域において人と農地の受け皿となる

法人経営体の経営基盤強化に係る措置を講ずることで、食料安全保障の根幹である人と農地の確保に取り組むことが重要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 人と農地の確保に向けた本法の措置については、農業従事者が安心して営農を継続できる環境整備を前提に、今後の人・農地政策の根幹となる地域計画と一体的に進めることが重要であることに鑑み、地域の実情に応じた地域計画の策定、農業従事者の所得向上等を通じた農業人材の確保、農地の集積・集約化、遊休農地や荒廃農地の解消等の関連施策の充実・強化を図ること。
- 二 確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の協議の場については、これまでの地方分権推進の経緯等を十分に踏まえるとともに、食料安全保障の観点から、国全体として必要となる農地の総量確保の重要性について国と地方が共有しながら、協議が調うよう努めること。
- 三 農用地等の確保に関する基本指針の変更については、次期食料・農業・農村基本計画との一体的な検討を図るとともに、食料の安定供給の確保のため地域計画に位置付けられる農地の面積との関係も踏まえ、農地の確保とその有効利用が確実に担保されるよう、農地全体面積の目標を定めることを検討し、国と地方の協議の場も活用し、国と地方が基本的認識を共有しながら行うこと。また、基本指針の変更を受けて都道府県が基本方針を変更する際、特に都道府県面積目標については、市町村の実情を踏まえ、市町村との共通認識の下に定められるよう都道府県に周知すること。
- 四 国と地方公共団体との適切な役割分担の下、我が国全体及び各都道府県において必要な農用地等が確保されるよう、国の面積目標と都道府県面積目標の合計との相異、農林水産大臣が毎年公表する都道府県面積目標の達成状況等を踏まえ、必要があると認められる場合には、総合的な調整や対応のため、国と地方の協議の場の柔軟な活用を図ること。
- 五 市町村による農用地区域からの除外に係る協議を受けた都道府県知事の同意に係る事務が適正に行われるよう、同意の基準や除外に係る影響を緩和するために講じようとする代替措置の具体例を示すなど、必要な措置を講ずること。その際、一定の面積により一律に面積目標達成への支障如何を考慮するような基準等ではなく、地域の実情を考慮しつつ、当該協議に係る地方公共団体の負担等に配慮すること。
- 六 農地の権利取得の許可については、農業関係法令の遵守状況の確認等が円滑に実施され、農地を適正かつ効率的に利用する者による権利取得が促進されるよう、具体的な判断基準の周知を行うこと。
- 七 農地転用許可に係る定期報告、違反転用に係る公表も含め、違反転用を防止するための措置が効果的に実施されるよう、必要な措置を講ずること。また、食料安全保障の根幹は人と農地であることに鑑み、地域活性化の名目の下、安易な転用が行われないよう都道府県等に周知すること。
- 八 農業経営発展計画制度については、地域において人と農地の受け皿となる農業法人の経営基盤強化により、地域農業の発展に裨益するよう、地方公共団体と密に連携して運用するとともに、当該制度が適切に活用されるよう、制度の趣旨及び内容について、農業現場に丁寧に周知すること。
- 九 農業経営発展計画の認定に当たっては、十分な審査体制を構築した上で、投機目的の出資を排除するなど厳格に審査するとともに、計画認定後も、議決権要件の緩和に係る農村現場の懸念を払しょくできるよう、農業現場に寄り添った監督措置等を適切に講ずること。
- 十 議決権要件の特例により出資できる者の要件を、制度の開始のため省令で定めるに当たっては、農業に密接に関連する業種に限定することを要件の一つとした上で、出資を受ける農地所有適格法人と農業上の取引等の実績が十分にある等の基準を満たす食品事業者及び地銀ファンドとすること。
- 十一 地域の実情に応じた人と農地の確保を図る観点から、農業委員・農地利用最適化推進委員が現場活動に十分に組み入る体制の構築や、市町村の農政関係部署及び農業委員会事務局の人員を始めとした現場の体制整備のために必要な支援措置を十分に講ずること。
- 十二 この法律の施行に当たっては、特に不適切な営農型太陽光発電への対応、農業経営発展計画

制度に係る農村現場の懸念払しょく状況等について、常時、きめ細かく把握・分析し、必要に応じて臨機に制度の見直し等の検討を行うこと。また、地域活性化の名目の下、安易な転用が行われないよう、農村産業法など、農地の転用に関する規制の特例措置について、必要に応じて見直し等の検討を行うこと。

右決議する。

地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第29号）

（衆議院 6.3.29可決 参議院 4.2地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 4.12本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、地域住宅団地再生事業について、地域再生推進法人は、地域住宅団地再生事業計画（以下「事業計画」という。）の作成又は変更の提案ができることとする。
- 二、事業計画の記載事項の見直し及びこれに伴う建築基準法等の規定による許可等の特例の拡充
 - 1 住居専用地域建築物整備促進事業に係る建築物について講ずる住居専用地域の指定の目的に適合させるために必要な措置に関する事項が記載された事業計画が作成、公表されたときは、用途地域等の変更に係る規定を適用しない。
 - 2 地域住宅団地再生区域内の住民の日常生活に必要な施設の用途に供する建築物の整備が必要とされる特定区域において、住宅の用途変更を促進する特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業に関する事項が記載された事業計画が作成、公表されたときは、容積率に関する規定の特例を適用する。
 - 3 特定区域内の学校の用途変更に係る特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業に関する事項が記載された事業計画が作成、公表されたときは、建築物の高さの限度に関する規定の特例を適用する。
 - 4 特定区域内の都市公園における住宅団地再生を図るために必要な施設の設置及び管理について、特定区域都市公園活用生活利便確保事業に関する事項が記載された事業計画が作成、公表されたときは、公園管理者は、技術的基準に適合する場合、当該事項に係る都市公園の占用の許可を与えるものとする。
 - 5 地域住宅団地再生区域において認定市町村又は地域再生推進法人が行う住民の日常生活に必要な交通手段の確保を図るための住宅団地再生自家用有償旅客運送に関する事項が記載された事業計画が作成、公表されたときは、その実施主体は、道路運送法の登録、届出等をしたものとみなすものとする。
- 三、認定地方公共団体が、認定地域再生計画に記載された事業のうち、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行うものに係る公の施設の整備に関する助成を行おうとする場合に、地方債の起債を可能とする。
- 四、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業について、特定業務施設の整備と併せて行う、当該特定業務施設の従業員の児童に係る児童福祉施設等を整備する事業を含める。
- 五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第30号）

（衆議院 6.4.25可決 参議院 6.4内閣委員会付託 6.7本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、銃砲等の発射及び所持に関する罰則の強化
 - 1 一定の場合を除き、不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは乗物に向かって、又はこれらの場所若しくは乗物において拳銃等以外の銃砲等を発射することを禁止し、所要の罰則を設ける。
 - 2 人の生命、身体又は財産を害する目的で拳銃等以外の銃砲等を所持した罪の罰則を強化する。

3 拳銃等を所持した罪又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的で拳銃等以外の銃砲等を所持した罪に当たる行為を、公然、あおり、又は唆したことに對する罰則を設ける。

二、電磁石銃の所持の禁止に関する規定の整備

電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものを「銃砲」に含めることとし、所持許可を受けた者が所持する場合等を除き、所持することを禁止する。

三、ライフル銃の範囲の拡大

銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの5分の1以上であるものについて、ライフル銃としての所持許可の基準の特例を適用する。

四、その他

- 1 猟銃等保管業者に保管を委託することができる銃砲に空気拳銃を追加する。
- 2 都道府県公安委員会は、猟銃等の所持許可を受けた者が引き続き2年以上当該猟銃等を当該所持許可に係る用途の全部又は一部に供していないと認めるときは、その所持許可を取り消し又は当該一部の用途が当該所持許可に係る用途に含まれないものに変更することができる。
- 3 都道府県公安委員会は、銃砲等の所持許可等に関する事務の処理に関し必要があると認めるときは、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

五、施行期日等

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一は公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。また、所要の経過措置を設ける。

【附帯決議】（6.6.6内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 銃砲等の所持のあおり又は唆しについては、インターネット上に関連する情報が多数存在している現状を踏まえ、サイバーパトロールを強化するとともに、AI等の先端技術を活用し、悪質性の高い行為を重点的に取り締まること。その際、不必要な検閲強化につながらないように運用には十分配慮すること。また、海外からの有害な情報発信にも対応できるよう、必要な体制を整備するとともに、外国の捜査機関を始めとした関係機関との緊密な連携を図ること。
- 二 既に販売、譲渡又は製造された電磁石銃の国内における流通・所持の状況について把握に努めるとともに、本改正により電磁石銃が新たに規制対象となることに鑑み、規制の内容について、広く国民に対し周知徹底を図ること。
- 三 ハーフライフル銃の所持許可に係る規制の強化については、有害鳥獣の駆除等に支障が生じることがないように、許可要件に関し地域の実情に応じた柔軟な運用を検討するとともに、各都道府県警察に対し適切に指導・助言を行うこと。
- 四 クマ類などの野生鳥獣による事業被害への対応等に長期的かつ継続的に取り組む必要性に鑑み、事業被害防止のため獣類の捕獲を必要とする者に対するハーフライフル銃の所持許可に係る特例措置については期限を設けないこと。また、当該所持許可を迅速かつ円滑に受けられる運用となるよう、有識者及び関係者の意見を聴きつつ、必要に応じて見直しを検討すること。
- 五 銃砲・弾薬の管理について、保管委託の実態を調査し、第三者による管理の在り方を検討すること。
- 六 猟銃等の所持許可を受けた者に対する教育・啓発の機会を充実させるとともに、報告徴収、検査、公務所等への照会等の的確な実施により不適格な者を把握し、所持許可の取消し等の適切な対応を行うなど、猟銃等が悪用されることがないように必要な措置を講ずること。
- 七 農林水産業に加え、人の生活圏での野生鳥獣による被害が増えている中、猟友会等における有害鳥獣駆除の担い手の高齢化が深刻であることに鑑み、広域的な管理や大量出沒にも対応できるよう、有害鳥獣駆除の担い手の育成・確保を図ること。

右決議する。

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第31号）

（衆議院 6.5.30修正議決 参議院 6.5総務委員会付託 6.19本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応に関する事項

- 1 地方公共団体の長は、エルタックスを用いた地方税以外の公金の収納事務を地方税共同機構に行わせるものとする。
- 2 地方公共団体の議会及び長等は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、これに基づき必要な措置を講じなければならないこととし、総務大臣は当該方針の策定等について指針を示すこととする。

二、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例の創設に関する事項

- 1 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処に関する基本的な方針の検討等を行うため、国又は都道府県は、地方公共団体に対し、資料又は意見の提出を求めることができることとする。
- 2 国民の生命等の保護の措置を的確かつ迅速に実施するため、国は、都道府県に対し、指定都市、中核市等の事務処理との調整を図るために必要な措置を講ずるよう指示をすることができることとする。
- 3 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模、態様等を勘案して国民の生命等の保護の措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があるときは、国は、閣議の決定を経て、地方公共団体に対し、当該措置を的確かつ迅速に実施するため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができることとする。
- 4 地方公共団体相互間の応援又は職員の派遣について、国による広域調整等に係る規定を整備する。

三、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための制度の創設に関する事項

地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動を行う団体を市町村長が指定することができることとし、当該団体への支援等に係る規定を整備する。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、各大臣が生命等の保護の措置に関する指示をした場合に、その旨及びその内容を国会に報告する規定を設ける修正が行われた。

【附帯決議】（6.6.18総務委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一、本法によって創設する国と普通地方公共団体との関係等の特例の対象となる「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」については、国と地方公共団体の認識や対応に違いが生じることのないよう、当該事態に該当するか否かを判断する考え方を可能な限り明確にし、速やかに地方公共団体に周知すること。
- 二、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当該事態に適切かつ効果的に対処できるよう、デジタル技術の積極的な活用や、地方公共団体への情報収集及び連絡のための要員の派遣などによって、関係地方公共団体との双方向での迅速かつ円滑な情報共有・意思疎通に努めること。この際、地方公共団体に過度な負担とならないよう十分に配慮すること。
- 三、生命等の保護の措置に関する指示を行うに当たっては、状況に応じて、あらかじめ関係地方公共団体等との協議を行うなど、事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うこと。
- 四、生命等の保護の措置に関する指示については、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、個別法を制定又は改正するいとまがない場合であって、かつ、当該指示以外の措置では目的を達成することができないと認められる場合に限定してこれを行うようにすること。また、当該指示の内容は、目的を達成するために必要最小限のものとするとともに、地方公共団体の意見や地域の実情を適切に踏まえたものとする。
- 五、生命等の保護の措置に関する指示を行った場合には、その旨及びその内容を速やかに国会に報告するとともに、国会報告の内容については、国会における検証と個別法に関する議論に資するものとなるようにすること。また、当該指示について、同様の指示が再度行われることのないよ

- う、地方公共団体等の関係者の意見を聴いた上で十分な事後検証を行い、その結果に基づいて、迅速に個別法の規定の整備に係る必要な法制上の措置を講ずること。
- 六、生命等の保護の措置に関する指示に基づき、地方公共団体が事務を処理する場合にあっては、これに要する経費の財源や必要な人材を適切に措置するなど、国が責任をもって当該地方公共団体を支援すること。
- 七、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国又は都道府県による応援の要求及び指示並びに職員の派遣のあっせんについては、個別法による措置が可能な場合には個別法によること。なお、個別法による措置を含めた応援の要求又は指示並びに職員の派遣のあっせんが行われる場合においては、応援や職員の派遣を行う側の地方公共団体の実情を適切に踏まえること。
- 八、総務大臣は、国と地方公共団体との対等な関係を踏まえ、各大臣による地方公共団体の長等に対する応援の要求又は指示が、各大臣により独断的・一方的に行われることがないように、運用の考え方を周知するなど本法の適正な実施の確保を図ること。
- 九、各大臣による職員の派遣のあっせんについては、総務大臣が事前の調整に協力するなど、あっせん及び職員派遣の円滑な実施を確保するために必要な措置を講ずること。
- 十、本法の規定に基づく応援や職員の派遣が行われる場合にあっては、これまでの災害時や感染症まん延時の事例も踏まえ、これに要する経費を負担する地方公共団体に対し、適切な財政措置等を講ずること。また、事態発生市町村等への応援や職員の派遣を適時適切に行うため、各地方公共団体における多様な職種の職員の充実を図ることや、都道府県・市町村の連携等による広域的な人材の確保及び活用の在り方について、必要な検討を行うこと。
- 十一、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に的確かつ迅速に対処するためには、その前提として、地方公共団体の規模・能力に応じ、適切に権限が配分されている必要があることに鑑み、都道府県から指定都市等への権限移譲を始め、更なる権限移譲を推進すること。
- 十二、公金収納のデジタル化に伴う各地方公共団体のシステム改修については、国が必要な財源を確実に措置するとともに、既に地方公共団体情報システムの標準化等により、地方公共団体に大きな負担が生じていることに鑑み、過度な負担を強いることとならないよう留意すること。
- 十三、地方公共団体が、サイバーセキュリティの確保の方針を定め、必要な措置を講ずるに当たっては、一定の水準を確保するために関係行政機関や関係団体と連携・協力し、知見の共有や研修の充実、デジタル人材の確保・育成等の取組を支援することにより、地方公共団体の情報セキュリティの向上を図ること。
- 十四、指定地域共同活動団体制度の創設に当たっては、行政財産の貸付や随意契約による事務委託に関して、弾力的な運用を可能とする特例を設けることに鑑み、指定に係る団体の民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するため、事前及び事後チェックを適確に行えるよう、地方議会が一定の役割を担うことも含め、市町村に対して必要な助言を行うこと。
- 十五、指定地域共同活動団体としての指定の有無にかかわらず、地域住民が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する団体に対し、市町村が十分な支援を行うことができるよう、引き続き、適切な財政措置を講ずること。

右決議する。

放送法の一部を改正する法律案（閣法第32号）

（衆議院 6.5.7可決 参議院 5.13総務委員会付託 5.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、日本放送協会（以下「協会」という。）の放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務を協会の必須業務とするとともに、民間放送事業者が講じる難視聴解消措置に対する協会の協力義務を強化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、原則として全ての協会の放送番組について、同時配信及び見逃し配信を協会の必須業務とする。
- また、協会の放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で配信されるよう、放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料により構成される番組関連情報の配

信についても、協会の必須業務とする。

- 二、番組関連情報の配信を行う業務を協会自らの判断と責任において適正に遂行するため、協会に対して業務規程の策定、公表等を義務付けるとともに、その実施状況を定期的に評価すること等を義務付ける。
- 三、協会の受信料の公平な負担を図るため、テレビ等の放送の受信設備を設置した者と同等の受信環境にある者として、通信端末機器の操作等を経て、協会が必須業務として行う放送番組等の配信の受信を開始した者を、受信契約の締結義務の対象とする。
- 四、民間放送事業者が講じる難視聴解消措置について、民間放送事業者から、協会が行う協力の具体的な内容に関する協議の求めがあったときは、協会に対し、当該協議に応じることを義務付ける。
- 五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第33号）

（衆議院 6.4.5可決 参議院 4.10総務委員会付託 4.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、近年における日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「日本電信電話株式会社等」という。）を取り巻く社会経済情勢の変化に鑑み、これらの会社について、電気通信技術に関する研究に係る責務を廃止するとともに、商号の変更を可能とするほか、日本の国籍を有しない人が取締役又は監査役に就くことを禁止する規制を緩和する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、日本電信電話株式会社等の電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及の責務を廃止する。
- 二、日本電信電話株式会社等がそれぞれその商号の変更をできるようにする。
- 三、日本の国籍を有しない人が、日本電信電話株式会社等の代表取締役就任すること及び取締役又は監査役の3分の1以上を占めることを禁止するとともに、日本電信電話株式会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議について総務大臣の認可を不要とする。
- 四、日本電信電話株式会社の剰余金の処分の決議について、総務大臣の認可を不要とする。
- 五、政府は、日本電信電話株式会社等に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて、令和7年に開会される国会の常会を目途として、必要な措置を講ずるための法律案を国会に提出するものとする。
- 六、この法律は、公布の日の翌日から施行する。

【附帯決議】（6.4.16総務委員会議決）

政府及び日本電信電話株式会社は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、日本電信電話株式会社は、本法による改正後においても、引き続き「電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと」がその業務の一つとされていること及びこれまで同社等が電気通信技術に関する研究において果たしてきた役割を踏まえ、その事業を営むこと。
また、政府は、同社等が行う研究の重要性に十分留意すること。
- 二、政府は、我が国の電気通信技術に関する研究開発が産学官全体で推進されるよう、電気通信分野の研究開発に対する財政的支援の一層の拡充も含め必要な措置を講ずること。
- 三、政府は、本法により日本電信電話株式会社等において外国人の役員への就任が一定割合まで可能となることを踏まえ、その事業運営による我が国の重要な基盤である通信インフラ、国民生活及び我が国の経済安全保障への影響について、適時、適切に検証を行うこと。
- 四、政府は、本法附則第4条の規定に基づく検討に当たっては、技術の進展を踏まえ、国民生活の利便性の向上を目的としたユニバーサルサービスの見直し、地域の活性化を踏まえた公正な競争の促進及び電気通信事業に係る安全保障の確保等に向け、慎重に検討を行うこと。また、国民生活への影響も大きいものであることに鑑み、幅広く意見を聴取し、国民の理解が得られるよう検討の過程及びその結果について十分に説明を行うこと。

右決議する。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）

（衆議院 6. 4. 19修正議決 参議院 4. 24総務委員会付託 5. 10本会議可決）

【要旨】

本法律案は、近年、インターネット上のＳＮＳ等の特定電気通信役務を利用して行われる他人の権利を侵害する情報の流通による被害が深刻化する一方、情報発信のための公共的な基盤としての特定電気通信役務の機能が重要性を増していることに鑑み、大規模なＳＮＳ事業者等を大規模特定電気通信役務提供者として指定し、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための義務を課す等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改める。
- 二、大規模なＳＮＳ事業者等を大規模特定電気通信役務提供者として指定する。
- 三、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化として、大規模特定電気通信役務提供者は、ＳＮＳ等において自己の権利を侵害されたとする者から削除の申出を受け付ける方法を公表し、必要な体制を整備して削除についての調査を行うとともに、一定期間内にその結果等を申出者に通知しなければならないこととする。
- 四、送信防止措置の実施状況の透明化として、大規模特定電気通信役務提供者は、削除等の実施に関する基準を定め、公表するとともに、削除等を行ったときは、その旨及びその理由を発信者に通知しなければならないこととする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、大規模特定電気通信役務提供者が毎年１回公表しなければならない事項として、送信防止措置の実施状況及び当該実施状況について自ら行った評価を明記する修正が行われた。

【附帯決議】（6. 5. 9総務委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、大規模特定電気通信役務提供者が定める削除基準の運用状況の公正性等の検証について、被害者救済と表現の自由の担保の観点から、大規模特定電気通信役務提供者に対して必要な助言等を行い、その内容を公表すること。
 - 二、大規模特定電気通信役務提供者による投稿の削除等の実績を踏まえ、削除基準の策定・改訂などの支援を行う第三者機関の設置等について検討すること。
 - 三、プラットフォーム事業者が自主的な取組として、通報に実績のある機関等からの違法・有害情報の削除要請や迅速な処理を必要とする権利侵害情報への対応を優先的に審査する場合において、事後的に要請等の適正性を検証可能とするため、プラットフォーム事業者及び機関等双方において透明性が確保されるよう、求めに応じ支援を行うこと。
 - 四、大規模特定電気通信役務提供者に該当しない中小のプラットフォーム事業者等においても、投稿による権利侵害への対処が自主的・積極的に行われるよう、必要な施策を講ずること。
 - 五、総務大臣による大規模特定電気通信役務提供者の指定の要件に係る総務省令及びその他の総務省令を定めるに当たっては、必要に応じて総務省に設置される審議会等の意見を聴取すること。
 - 六、本改正を実効性あるものとするため、大規模特定電気通信役務提供者に義務付けられる各措置の履行状況について確認し、その結果を公表すること。
- また、本法施行後５年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の施行状況について検討を行い、その結果を踏まえ、迅速に所要の措置を講ずること。
- 七、インターネット上の権利侵害情報による被害が深刻さを増している一方、現状の発信者情報の開示範囲が不十分であること等に鑑み、発信者情報の開示がより迅速かつ的確に進められるようにするための制度の充実に向けて検討を行うこと。
 - 八、限定された会員同士が交流するプラットフォーム上での誹謗中傷等について、その閉鎖性から学校や職場におけるいじめ等の温床となっている状況を踏まえ、プラットフォーム事業者等にお

いて適切な対応が図られるよう、必要な施策を検討すること。

九、インターネット上における誹謗中傷等の被害者を支援するため、違法・有害情報相談センター等の各相談機関間の連携を深めるとともに、相談体制の一層の充実・強化を図ること。

十、生成AIを悪用して作られた偽情報や令和6年能登半島地震の際に広く流布された偽・誤情報等、真偽の不確かな情報が社会に悪影響を与えていることに鑑み、必要な施策について早急に検討し、対策を講ずること。

右決議する。

学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第35号）

（衆議院 6.4.25可決 参議院 6.3文教科学委員会付託 6.7本会議可決）

【要旨】

本法律案は、専修学校における教育の充実を図るため、専修学校に専攻科を置くことができることとするとともに、専門課程の入学資格の厳格化、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、専修学校（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）を置くものに限る。）には専攻科を置くことができるものとし、専攻科は、専修学校の特定専門課程を修了した者等に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は1年以上とする。

二、専修学校の特定専門課程を修了した者は、文部科学大臣の定めるところにより、専門士と称することができることとする。

三、専修学校の専門課程において教育を受けることができる者の要件について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。

四、専修学校となるために必要な要件のうち、「授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。」の「授業時数」を「授業時数又は単位数」に改める。

五、専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとするとともに、当該状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。

六、この法律は、令和8年4月1日から施行する。

七、専修学校の専門課程において教育を受けることができる者の要件等について、経過措置を設ける。

【附帯決議】（6.6.6文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、我が国の高等教育段階においては、大学・短期大学、高等専門学校及び専門学校など多様な機関が併存していることから、各機関の位置付けや果たすべき役割等、高等教育機関の全体像について整理するとともに、急速な少子化による18歳人口の減少等も踏まえ、高等教育機関の将来像について国として検討すること。

二、大学等と専門学校との制度的整合性を明確化するに当たり、教育の質の更なる向上及び質を保証するための措置の一層の強化を図ること。

三、専門学校における単位制への移行を更に促進するとともに、高等教育機関間における単位互換制度を推進すること。

四、専攻科の入学資格の詳細を定めるに当たっては、多様な背景・キャリアを持つ者の進学機会が確保されるよう配慮すること。

五、リカレント教育・リスキリングを含む職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、高等教育段階における職業教育機関である専門学校について一層の振興を図るとともに、社会人等が専門学校をより活用しやすくなるよう、環境を整備すること。

六、労働生産性及び国際競争力の向上が我が国の国力の礎となることを鑑み、これに資するリカレント教育等にかかる経済的負担を軽減する措置を検討すること。

- 七、成長が見込まれる分野や人材不足が深刻な分野における専門人材の育成・確保を促進するため、専修学校における教育カリキュラムの充実や専門性のある教員の配置等に努めるとともに、産業界と連携した取組を一層進めること。
- 八、今般法定化される「専門士」の称号に加え、「短期大学士」・「準学士」等の一定の学修成果を示す学位・称号について、国内及び国際的な通用性と評価を向上させるため、周知・広報等適切な施策に努めること。
- 九、専門学校国際化を進め、外国人留学生の戦略的な受入れのための体制整備を進めること。
- 十、学校評価に関するガイドラインの見直しや説明会の開催等を通じ、専門学校における自己点検評価の確実な実施や外部の識見を有する者による評価の推進を図ること。また、専門学校に対し、評価結果や教育活動等に関する情報の積極的な公開を促すこと。
- 右決議する。

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）

（衆議院 6.5.30可決 参議院 6.12経済産業委員会付託 6.19本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 海外から直接販売される消費生活用製品等の安全確保のための措置
国内の消費者に直接製品を販売する海外事業者を消費生活用製品安全法等において届出を行う対象として明確化するとともに、規制の執行を担保すべく、海外事業者が届出を行う際に、国内における責任者（以下「国内管理人」という。）の選任を求める。
 - 二 取引デジタルプラットフォームの利用停止等に係る要請
取引デジタルプラットフォームにおいて販売される消費生活用製品等について、国内の消費者に危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、消費生活用製品等の製造事業者等によって必要な措置が講じられることが期待できないときは、取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該製品の販売に係る取引デジタルプラットフォームの利用の停止等を要請することができるものとする。
 - 三 届出事項の公表
届出事業者の氏名や特定製品等の型式の区分、国内管理人の氏名等を公表するものとする。
 - 四 法令等違反行為者の公表
本法律又は本法律に基づく命令等に違反する行為を行った者の氏名等を公表することができるものとする。
 - 五 子供用の製品に係る規制
子供用特定製品（特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であって、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるもの）の製造事業者等に対し、国が定める技術基準及びその使用に適した年齢に関する基準への適合を義務付けるとともに、これらの義務を履行していることを示す表示のない製品は販売等してはならないものとする。
 - 六 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 【附帯決議】（6.6.18経済産業委員会議決）
- 政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
- 一 海外事業者を消費生活用製品安全法等において届出を行う対象として明確化するに当たっては、国内の消費者が製品を安全に使用できる環境を整備する観点から、海外事業者が国内管理人を適切に選任した上で届出手続を円滑に行うことができるよう、本法の内容の周知徹底を行うとともに、届出に係る支援の充実に努めること。
 - 二 海外事業者が、特定製品以外の消費生活用製品においても、報告徴収、立入検査や製品事故情報報告・公表制度の対象となることについて周知徹底に努めること。
 - 三 インターネット取引が拡大する中における取引デジタルプラットフォームの果たす役割の重要性を踏まえ、国内の消費者の安全確保の観点から、取引デジタルプラットフォーム提供者が努力

義務として講ずるべきとされている措置等の実施状況及び主務大臣による取引デジタルプラットフォーム提供者に対する製品の出品削除等の要請への対応状況について実態把握に努めるとともに、取引デジタルプラットフォーム提供者及び関係機関と緊密な連携を図ること。

- 四 子供用特定製品の指定並びに子供用特定製品に係る技術基準及び使用年齢基準については、子供用の製品による事故を未然に防ぐ観点から、国内外における子供が被害に遭う事故の実態及び諸外国における規制の動向等を踏まえ策定し、機動的に見直すとともに、保護者等の消費者への周知徹底を図るなど、子供用の製品の安全確保に向けて万全を期すこと。また、子供用特定製品の対象については、育児、保育に関わる幅広い製品を対象としていくことを検討すること。
 - 五 子供用の製品による事故の未然防止に向けては、本法に基づく制度のほか、長年、我が国の玩具等の安全確保において重要な役割を果たしてきた民間の任意規格も引き続き活用されるよう、その重要性や意義の周知に努めるとともに、両制度が共に機能し、社会全体として子供の安全を確保する観点から、実務上も適切な制度となるよう検討すること。
 - 六 子供の製品事故は、子供用特定製品以外の消費生活用製品等でも発生していることに鑑み、これらの製品においても、その製品の使用場面に応じて子供の使用を十分に想定し、特定製品としての指定や技術基準への反映を図ること。また、被害の拡大を防止する観点から、製品事故が起きてしまった場合の対応は、可能な限り迅速に行うよう努めること。
 - 七 古物である子供用特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する事業者に対して、子供への危害の発生を防止する観点から本法の内容の周知徹底を行うこと。また、本法施行前に製造・輸入された製品についても、例えば、既に流通している技術基準を満たさない製品について、保護者を始め、育児、保育に関わる幅広い関係者に対し、製品の処分等の必要性に関する情報を広報していくことなど、安全性の確保を図る措置を講ずること。
 - 八 非事業者である個人が売主となる個人間取引について、特に子供用の製品による事故を未然に防ぐ観点から、保護者等の消費者に対し、子供用の製品の安全性や誤使用に関する注意喚起を行うこと。また、情報誌発行者、オークションサイトやフリーマーケットの主催者等からも、出品者等に向けて安全に関する注意喚起が行われるよう、積極的な情報提供等に努めること。
 - 九 P Sマークが消費者に広く認知されているとは言い難い状況に鑑み、契約自由の原則の下で、消費者が製品の安全性について適切に判断できるよう、各制度の周知に努めること。
- 右決議する。

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律案（閣法第37号）

（衆議院 6. 4. 19可決 参議院 5. 13外交防衛委員会付託 5. 17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、風力発電設備の設置等による自衛隊等の使用する電波の伝搬障害が生ずるおそれを回避し、電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための制度を創設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、電波障害防止区域を指定する。
- 二、電波障害防止区域内における風力発電設備の設置等に係る防衛大臣への届出等を義務とする。
- 三、風力発電設備の設置者と防衛大臣との協議等に関する制度を創設する。
- 四、防衛大臣及び経済産業大臣の協力について定める。
- 五、違反の場合の措置及び罰則について所要の規定を設ける。
- 六、本法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第38号）

（衆議院 6. 4. 16可決 参議院 5. 13内閣委員会付託 5. 17本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、自転車等の交通事故防止のための規定の整備
 - 1 車両（特定小型原動機付自転車及び軽車両（以下「特定小型原動機付自転車等」という。）を除く。）は、同一の方向に進行している特定小型原動機付自転車等の右側を通過する場合に

において、一定の場合を除き、当該特定小型原動機付自転車等との間に十分な間隔がないときは、その間隔に応じた安全な速度で進行しなければならないこととする。この場合においては、当該特定小型原動機付自転車等は、できる限り道路の左側端に寄って通行しなければならないこととする。

- 2 自転車を運転する場合においては、当該自転車が停止しているときを除き、携帯電話用装置等を通話のために使用し、又は当該自転車に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視してはならないこととする。
- 3 自転車の酒気帯び運転及びこれを幫助する行為をした者に対する罰則を創設する。
- 4 重被牽引車以外の軽車両の運転者のうち16歳以上の者がした一定の違反行為を反則行為とする。

二、その他

- 1 運転の定義に関する規定を整備し、原動機に加えてペダルその他の人の力により走行させることができる装置を備えている原動機付自転車等を当該装置を用いて走行させる場合が、運転に該当することを明確化する。
- 2 準中型自動車仮免許及び普通自動車仮免許の欠格事由を17歳6か月に満たない者に引き下げるとともに、準中型自動車免許及び普通自動車免許の運転免許試験を受けることができる年齢を17歳6か月に引き下げる。

三、施行期日

この法律は、一の2及び3並びに二の1については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、その他の部分については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.5.16内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 自転車への交通反則通告制度の適用に当たっては、通勤通学時間帯など自転車関連事故の発生が多い時間帯において、悪質性や危険性の高い違反行為に対し重点的に指導取締りを行うなど、真に事故抑止に資する対策を進めるとともに、恣意的な適用がなされているとの疑念を抱かれないよう、反則行為及びその適用基準を明確化し、十分な周知を行うこと。
- 二 自転車の交通違反者が運転免許証その他の身分証明書を携帯していない場合の本人確認については、違反行為の悪質性や危険性などを考慮した上で、違反者のプライバシーを過度に侵害しない方法を工夫すること。
- 三 自転車の交通安全教育について、官民連携の強化を図るとともに民間事業者による自転車交通安全教育の質の向上に向けた施策を着実に実施し、ライフステージに応じた交通安全教育の充実を図ること。さらに、交通反則通告制度の対象とならない16歳未満の者に対する交通安全教育については、自転車運転者講習制度の在り方の検討も含め、一層の充実を図ること。
- 四 自転車専用通行帯や自転車道の整備を計画的に進め、自転車の通行空間の確保に努めること。
また、道路脇の樹木の剪定や路上駐車取締りの徹底など、自転車が道路の左側端を安全で快適に走行できる環境を整備すること。
- 五 AIやセンサー等の最先端技術を活用した安全運転技術の開発を支援し交通安全対策の更なる推進を図ること。
- 六 デジタル技術を活用し、EBPMに必要なデータ収集や調査を行い、より安全性の高い交通政策を推進すること。
- 七 狭隘道路において車両と自転車との間に十分な間隔を確保できない場合についても、自転車の安全が確保できるよう必要な対策を検討すること。
- 八 近年増加傾向にある自転車関連事故について、詳細な要因分析を行い、今後の対策に生かすこと。
- 九 自転車関連事故発生時における乗車用ヘルメットの被害軽減効果が高いことに鑑み、努力義務であるヘルメット着用について、一層の周知徹底を図るなど、着用率の向上に努めること。
- 十 自転車関連事故の抑制に向けた取組と併せて、被害者救済の観点から、自転車損害賠償責任保険等への加入促進に係る取組を一層強化すること。
右決議する。

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）

（衆議院 6. 4. 16可決 参議院 5. 13内閣委員会付託 5. 17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、自動車の保管場所の位置等を表示する保管場所標章に関する規定を削除しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自動車の保管場所の位置等を表示する保管場所標章を廃止する。
- 二、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（閣法第40号）

（衆議院 6. 5. 7可決 参議院 5. 15地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 5. 31本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、デジタル社会形成基本法の一部改正

施策の策定に係る基本方針にデータの品質の確保のための措置を講ずることを追加するとともに、デジタル社会の形成に関する重点計画において定める事項にデータの品質の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策を追加する。

二、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正

- 1 他の法令の規定により変更届出を行わなければならない法人に係る名称等の登記事項について、行政機関等がデータ連携により入手した場合は、当該変更届出が行われたものとみなす。
- 2 政府は、公的基礎情報データベース整備改善計画を作成しなければならない。国の行政機関等は、当該計画に従って国の公的基礎情報データベースの整備及び改善を行わなければならない。

三、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

- 1 次期個人番号カードの導入に当たり、同カードの券面記載事項から性別を削除する。
- 2 個人番号カードの本人確認に係る機能を移動端末設備に搭載するための措置を講ずる。
- 3 内閣総理大臣は、個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報情報を正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

四、独立行政法人国立印刷局法及び情報処理の促進に関する法律の一部改正

独立行政法人国立印刷局の行う業務に国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工等を、独立行政法人情報処理推進機構の行う業務にデータの標準化に係る基準の作成等をそれぞれ追加するとともに、関係業務の主務大臣に内閣総理大臣をそれぞれ追加する。

五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6. 5. 29地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、行政機関等における更なるデータ連携を推進するとともに、他の法令に基づく許認可の申請等の行政手続においても、登記事項証明書添付をデータ連携によって不要とすることが可能となるよう検討し、必要な措置を講ずること。
- 二 公的基礎情報データベース整備改善計画の作成及び同計画に基づくデータ連携の拡大に際しては、行政機関等が保有する個人情報の利用が際限なく行われることのないよう配慮すること。また、その適正な利用を確保するため、個人情報保護委員会その他の第三者機関の関与について検討すること。

- 三 本法によってベース・レジストリの整備及び運用等をデジタル庁と連携して行うこととなる独立行政法人国立印刷局及び独立行政法人情報処理推進機構に対しては、新たな業務を十分に実施できるよう、必要な支援を行うこと。
- 四 国の情報システムの運用については、マイナンバーと個人情報のひも付け誤りを始めとする個人情報の漏えい事案を起こさないよう、誤操作等の発生を前提としたフルプルーフやフェイルセーフの考え方を徹底し、十分な作業期間の確保等、必要な対策をあらかじめ講ずるなど、万全を期すること。
- 五 偽造されたマイナンバーカードの券面を用いた成り済ましを防ぐため、対策の周知徹底を図るとともに、厳格な本人確認の確保に必要な措置を早急に講ずること。
- 六 マイナンバー制度による情報連携については、添付書類の提出等を省略できる行政手続を情報連携により事務処理することが、国民の利便性の向上や行政運営の効率化等につながることに鑑み、その実施状況を把握するとともに、地方公共団体の実態に合わせて適切な助言を行う等、実施の推進に必要な支援を行うこと。
- 七 移動端末設備用電子証明書及びカード代替電磁的記録については、我が国で利用されているスマートフォンの機種に速やかに幅広く搭載できるよう、関係事業者との調整を加速化すること。
- 八 移動端末設備用電子証明書又はカード代替電磁的記録が搭載されたスマートフォンの譲渡、機種変更、紛失等に際して、電子証明書等が悪用されることのないような措置を講ずるとともに、失効等に必要な手続等について利用者等に丁寧かつ分かりやすい説明・広報を行うこと。
- 九 オンライン資格確認等システムにおけるスマートフォンの利用については、医療機関等が円滑に対応できるよう、情報の周知に努めるとともに、必要な支援の在り方について検討すること。
- 十 次期マイナンバーカードの券面の検討に当たっては、臓器提供意思表示欄が読みやすいものと及び記入しやすいものとなるよう配慮すること。
- 十一 将来的にマイナンバーカードを物理的なカードとして発行し続けることの必要性について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
右決議する。

再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律案（閣法第41号）

（衆議院 6. 5. 21可決 参議院 5. 29厚生労働委員会付託 6. 7本会議可決）

【要旨】

- 本法律案は、先端的な医療技術の研究及び安全な提供の基盤を整備し、その更なる推進を図るため、再生医療等の安全性の確保等に関する法律の適用対象への細胞加工物を用いない遺伝子治療等の追加、認定再生医療等委員会に対する立入検査等の規定の整備、臨床研究法における特定臨床研究の範囲の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一、再生医療等の安全性の確保等に関する法律において再生医療等技術とは、人の身体の構造若しくは機能の再建、修復若しくは形成又は人の疾病の治療若しくは予防に用いられることが目的とされている医療技術であって、細胞加工物を用いる医療技術又は核酸等を用いる医療技術のうち、その安全性の確保等に関する措置等を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいうものとする。
 - 二、厚生労働大臣は、再生医療等委員会の認定の申請があった場合において、申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき等に該当するときは、当該認定をしてはならないものとする。
 - 三、厚生労働大臣は、認定再生医療等委員会の審査等業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、認定再生医療等委員会の設置者に対し、立入検査等を行うことができるものとする。
 - 四、特定臨床研究及び再生医療等技術の対象から、製造販売の承認を受けている等の医薬品等を、人の生命及び健康に影響を与えるおそれが当該承認等に係る用法等と同程度以下のものとして厚生労働省令で定める用法等で用いるものを除く。
 - 五、臨床研究法において臨床研究とは、医薬品等を人に対して用いることにより、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする研究をいい、当該医薬品等を人の疾病の診断、治療若しくは予

防のため又は人の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすために用いる場合において、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにするために追加的に必要となる検査その他の行為（当該人の心身に著しい負担を与えるものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）を行うものを含むものとする。

六、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第42号）

（衆議院 6.5.28可決 参議院 6.3環境委員会付託 6.12本会議可決）

【要旨】

本法律案は、パリ協定に基づく我が国の温室効果ガス削減目標の確実な達成を図るため、我が国と他の締約国との二国間の取決めに基づく温室効果ガス排出削減量の主務大臣による記録、保有、移転等に関する規定を整備するほか、市町村等の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画の実施に係る特例措置の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、主務大臣は、二国間の取決めに基づく国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者から提出された事業設計書等の内容を確認するとともに、相手国の権限ある当局と協議し、同意があった場合は、速やかに当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者に通知するものとする。
- 二、主務大臣は、一の通知を受けた排出削減等協力事業者から提出された国際協力排出削減量の増加の記録についての申請書の内容を踏まえ、相手国の権限ある当局と協議し、同意があった場合は、三の国際協力排出削減量口座簿の口座に当該国際協力排出削減量の増加の記録をすることができる。
- 三、主務大臣は、国際協力排出削減量口座簿を作成し、国際協力排出削減量の取得、保有及び移転を行うため、政府保有口座及び法人等保有口座を開設するものとする。
- 四、主務大臣は、指定実施機関に一、二及び三の主務大臣の事務の全部又は一部を行わせることができる。なお、指定実施機関の指定は、全国に一を限り、当該事務を行おうとする者の申請により行う。
- 五、共同して地方公共団体実行計画を策定する都道府県及びその区域内の市町村は、当該地方公共団体実行計画において促進区域等の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることができる。この場合において、複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定は当該都道府県が行う。
- 六、市町村等の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画の実施に係る特例措置に、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可手続を追加する。
- 七、温室効果ガス排出量がより少ない日常生活用製品等の普及促進に関する規定を整備するとともに、環境大臣による地球温暖化防止活動に、生活様式等の改善のための活動の促進に努めることを追加する。
- 八、この法律は、一部を除き、令和7年4月1日から施行する。

【附帯決議】（6.6.11環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、地域共生型再生可能エネルギーの導入を促進するため、再生可能エネルギーを導入する促進区域を都道府県と市町村が共同で設定することが可能となる本法の趣旨を踏まえ、地域脱炭素化促進事業制度の活用が進むよう地方公共団体に促すこと。
- 二、地域脱炭素化促進事業の推進に当たり、市町村への財政的・人的な支援及び事業者への優遇措置等を更に強化する方策を検討すること。また、促進区域の設定に関する都道府県基準の策定を促進するため、都道府県に対する支援の充実に努めること。
- 三、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」の成立を踏まえ、促進区域の設定を行う場合には、民間等による生物の多様性の増進のための活動と再生可能エネルギーの導入との整合を図るとともに、法律の施行状況を踏まえ、地域の環境の保全のため地域脱炭素化促進事業の対象としない区域設定に係る制度の導入を検討すること。
- 四、再生可能エネルギーの導入推進に当たっては、国民生活を圧迫することがないよう配慮すると

- ともに、環境破壊、景観破壊、乱開発を引き起こさぬよう配慮すること。また、太陽光発電設備等の施設の廃止後を見据えた法整備及び災害対策の強化に係る検討を行うこと。
- 五、国際協力排出削減量関係事務を担う指定実施機関の事務の実施については、外交上の情報や企業の技術情報が漏えいすることのないよう留意するとともに、効率的で正確に行われるよう適切な監督を行うこと。
- 六、二国間クレジット制度における特に新しい技術を活用したプロジェクトの組成・実施に当たっては、石炭火力発電の廃止に向けた海外の動向に留意し、パートナー国の脱炭素社会の実現に資するものとなるよう努めること。
- 七、パリ協定に沿って先進国が排出削減の先頭に立ち、世界全体の排出削減に貢献するという考えの下、二国間クレジットの国が決定する貢献のための利用に当たっては、パートナー国の承認を受けること。
- 八、温室効果ガスの排出量の少ない製品・サービスの普及に当たっては、各国でグリーンウォッシュ規制が進んでいる現状を踏まえ基準の統一に向けた検討を行った上で、事業者による算定・表示が進むよう支援をするとともに、国民の意識の醸成に努めること。
- 九、地球温暖化対策に関する国民の意識改革・行動変容につながるよう、幼児期から発達段階に応じたきめ細かな環境教育の機会を設け、地球環境への関心と理解を持ち続けることを促すための環境教育の一層の推進を図ること。
- 十、地球温暖化対策の実施の推進に関する重要事項について調査審議する際には、従来の意見募集などの方法だけでなく、国民理解を充実化させ、行動変革を実現するため、国民の広範な意見を十分に施策に反映できる仕組みを検討すること。また、上述の調査審議のために政府に常設されている審議会等において、将来世代を担う若者の声を反映させる機会を設けること。
- 十一、地球温暖化に伴う気候変動の激化に起因する深刻な影響が頻発する現状に鑑み、気候変動に対する根本的・総合的な対策について省庁横断的に法制度の在り方を検討し、その結果に基づき、法整備その他の所要の措置を講ずること。
- 右決議する。

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案（閣法第43号）

（衆議院 6.4.2可決 参議院 4.8環境委員会付託 4.12本会議可決）

【要旨】

- 本法律案は、昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を踏まえ、生物の多様性の損失が続いている状況を改善するため、主務大臣による基本方針の策定、事業者等による地域生物多様性増進活動の実施に関する計画の認定、当該認定を受けた者に対する自然公園法による許可の特例等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一、基本理念として、生物の多様性の増進は、生物の多様性その他の自然環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、現在及び将来の国民が豊かな生物の多様性の恵沢を享受することができる、自然と共生する社会の実現を旨として行わなければならないものとする。
- 二、主務大臣（環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）は、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針を定める。
- 三、地域生物多様性増進活動を行おうとする者が作成する増進活動実施計画又は連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村が地域の多様な主体と連携して作成する連携増進活動実施計画に対し、主務大臣が認定をする制度を設ける。
- 四、主務大臣の認定を受けた者が認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って自然公園法に基づく環境大臣又は都道府県知事の許可を要する行為に該当する行為を行う場合について、同法の許可があったものとみなす等の特例を設ける。
- 五、連携増進活動実施計画の認定を受けた市町村は、活動区域内の土地の所有者等と生物多様性維持協定を締結することができる。公告のあった生物多様性維持協定は、公告後に当該区域内の土地の所有者等となった者に対してもその効力があるものとする。
- 六、主務大臣は、認定等に関する事務の一部を独立行政法人環境再生保全機構に行わせるものとする。
- 七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で

定める日から施行する。

八、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）を廃止し、所要の経過措置を設ける。

【附帯決議】（6.4.11環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、生物多様性の増進のための活動の質の維持及び向上につながるよう、本法に基づく地方公共団体や民間の活動に対する財政上及び税制上の支援措置、支援証明書制度の構築など、必要な支援の充実に努めること。
- 二、地域生物多様性増進活動を行おうとする企業、団体、個人が、活動計画の作成や認定申請の手続、活動の長期的な継続等について専門家等による助言を受けられるよう、地方公共団体による地域生物多様性増進活動支援センターの機能の確保を始め中間支援の体制整備に向けた支援を進めること。
- 三、地域の主体的な取組を推進するためには、市町村の役割が重要であることに鑑み、市町村において、本法に基づく取組について体制強化や人材育成が図られるよう必要な支援を行うこと。
- 四、サートイー・バイ・サートイー目標の達成に向けて、陸域・海域ともに、生物多様性の情報と評価を更新し、その重要地域を明らかにし、保護地域やOECMを優先して拡充し、生態系ネットワークの形成に努めること。
- 五、ネイチャーポジティブの実現は、ネットゼロ、サーキュラーエコノミーとの統合的アプローチにより経済・社会的課題の同時解決に資するものであることを踏まえ、これらの関連施策との連携及び両立による相乗効果が発揮されるよう取組を推進すること。また、農業・食料、国土形成、地方創生、エネルギー・経済、教育・研究分野等との連携がネイチャーポジティブの実現のため重要であることから、関係省庁による有機的な連携を強化して推進会議を設置すること。
- 六、企業や市町村等が相互に状況を確認することにより、活動全体の質が向上するよう、認定された活動計画や活動の進捗状況などの公表に努めること。また、申請に係る実施区域において、活動に伴って生物多様性を喪失させることがないよう、実態の把握に努めること。
- 七、サートイー・バイ・サートイー目標の達成及びネイチャーポジティブの実現に向けて、我が国の海域における海洋保護区やOECMの設定が遅れており、一方で、水産資源が減少する漁業の持続可能性や洋上風力などのエネルギー開発の海洋空間利用との調整を図る必要があることから、環境省が主導して関係省庁で連携し、海域の保全の方針を策定すること。
- 八、生物多様性の回復に向けては、各地域の自然的・社会的条件に応じたきめ細かな取組が不可欠であることから、地方環境事務所などにおいて必要な体制を確保しつつ、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の策定や改定の促進のため、地域の実情に応じて、情報提供等を始めたとした積極的な支援を行うこと。
- 九、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動が広く促進されるよう、計画策定に当たっての留意事項や認定基準の考え方を分かりやすく示すとともに、企業、団体、個人、地方公共団体の多様な主体に対して、認定制度の認知や理解の浸透・向上を図ること。
- 十、国際的な情報開示の枠組の進展を踏まえて、我が国の企業に対して、特にサプライチェーン全体を通じた環境負荷の低減に関する情報開示や目標設定への支援を行うこと。
- 十一、生物多様性に対する国民の理解を深めるため、最新の科学的知見や本法に基づく活動状況等について、分かりやすい情報提供等を積極的に行うとともに、生物多様性に関する環境教育を推進すること。

右決議する。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第44号）（先議）

（参議院 6.4.1内閣委員会付託 4.5本会議可決 衆議院 5.14可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、公益法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他のその運営における透明性の向上を図るよう努めなければならない。

- 二、公益認定の基準として、各理事について、監事（監事が2人以上ある場合にあっては、各監事）と特別利害関係を有しないものであること、理事のうち1人以上が、当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前10年間当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者であること、監事（監事が2人以上ある場合にあっては、監事のうち1人以上）が、その就任の前10年間当該法人又はその子法人の理事又は使用人であったことがない者であること等を定める。
- 三、公益法人は、収益事業等の内容の変更があったときは、その旨を行政庁に届け出なければならない。
- 四、公益法人は、公益目的事業を行うに当たっては、当該事業に係る収入をその実施に要する適正な費用（当該事業を充実させるため将来において必要となる資金として積み立てる資金を含む。）に充てることにより、内閣府令で定める期間において、その収支の均衡が図られるようにしなければならない。
- 五、遊休財産額の名称を使途不特定財産額と改め、使途不特定財産額の算定対象から公益目的事業継続予備財産（災害その他の予見し難い事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うために必要な限度において保有する必要があるものとして内閣府令で定める要件に該当する公益目的事業財産）を除外する。公益法人は、毎事業年度の末日において公益目的事業継続予備財産を保有している場合には、翌事業年度開始後速やかに、当該財産を保有する理由及びその額等を公表しなければならない。
- 六、公益法人は、公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び法人の運営に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。ただし、収益事業等を行わない公益法人であって、内閣府令で定める要件に該当するものについては、この限りでない。
- 七、公益法人は、事業報告に、適正な運営を確保するために必要な事項を記載しなければならない。
- 八、行政庁は、この法律等の規定により公益法人から提出を受けた財産目録等を公表するものとする。
- 九、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.4.4内閣委員会議決）

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 公益法人制度及び公益信託制度を中心とした民間による公益活動の一層の活性化のため、両法の趣旨、新たな税制措置の内容等について、関係者を始め広く国民に対し周知徹底を図るとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、両法施行後5年を目途としてそれぞれ必要な見直しを行うこと。
- 二 過去に公益法人の不祥事が相次いだことに鑑み、不適切な事案に対する行政庁による監督等を厳格に行うとともに、公益信託に対する監督等についても公益法人と共通の行政庁が担う制度と改めることを踏まえ、両制度に係る監督等が透明性を確保しつつ迅速かつ的確に実施されるよう、体制の充実に努めること。
- 三 公益法人の財務規律に係る判定、公益信託の認可等について、全国を通じて統一かつ透明性の高いものとするために、都道府県に対して情報提供等を行うなど必要な措置を講ずること。
- 四 公益法人における財務情報の開示、自律的なガバナンスの充実等に係る措置の実施に伴う事務手続や人材確保等について、小規模の公益法人等に対し必要な支援に努めること。
- 五 改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく内閣府令等の策定に当たっては、公益法人の関係者を含め広く国民から意見を聴取し、運営実態等を十分踏まえること。
- 六 既存の公益信託の新たな制度への円滑な移行が図られるよう、公益信託の関係者の意向や運営実態等を十分踏まえ、適切な措置を講ずること。
- 右決議する。

公益信託に関する法律案（閣法第45号）（先議）

（参議院 6.4.1内閣委員会付託 4.5本会議可決 衆議院 5.14可決）

【要旨】

本法律案は、公益信託ニ関スル法律の全部を改正するものであり、その主な内容は次のとおりで

ある。

- 一、公益信託（この法律の定めるところによりする受益者の定めのない信託であつて、公益事務を行うことのみを目的とするものをいう。）は、行政庁（公益事務を行う区域等に応じ、内閣総理大臣又は都道府県知事とする。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 二、公益信託の認可の基準として、公益信託の受託者が公益信託に係る信託事務（以下「公益信託事務」という。）を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること、公益信託の信託管理人が受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするのに必要な能力を有するものであること、当該公益信託の目的とする公益事務と類似の公益事務をその目的とする他の公益信託の受託者等又は国若しくは地方公共団体を帰属権利者とする旨を信託行為に定めているものであること等を定める。
- 三、公益信託の変更等は、一定の場合を除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 四、公益信託事務に係る財務規律として、公益信託事務の収入及び費用、使途不特定財産額の保有の制限等の規定を定める。
- 五、財産目録等の備置き及び閲覧等について、公益信託の受託者は、毎信託事務年度開始の日の前日までに、当該信託事務年度の事業計画書、収支予算書等を作成し、当該信託事務年度の末日までの間、当該書類をその住所に備え置かなければならない等の規定を定める。
- 六、公益信託の監督について、公益信託の受託者に対する行政庁による報告徴収、立入検査、勧告、命令、認可の取消し等の規定を定める。
- 七、内閣総理大臣は、公益信託の認可の申請に対する処分等をしようとする場合には、一定の事由の有無に係るもの等を除き、許認可等行政機関の意見を付して、公益認定等委員会に諮問しなければならない。公益認定等委員会への諮問等に関する規定は、行政庁が都道府県知事である場合について準用する。
- 八、この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.4.4内閣委員会議決）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第44号）と同一内容の附帯決議が行われている。

総合法律支援法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（先議）

（参議院 6.4.8法務委員会付託 4.12本会議可決 衆議院 4.18可決）

【要旨】

本法律案は、犯罪被害者等の支援に関する施策を一層推進する観点から、日本司法支援センターの業務として、一定の被害者等を包括的かつ継続的に援助するために必要な法律相談を実施する業務及び契約弁護士等に必要な法律事務等を取り扱わせる業務を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

故意の犯罪行為により人を死亡させた罪若しくは不同意わいせつの罪、不同意性交等の罪等の被害者等又は人の生命若しくは心身に被害を及ぼす罪として政令で定めるものの犯罪行為により被害者が政令で定める程度の被害を受けた場合における当該犯罪行為の被害者等であつて、当該被害に係る刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るための訴訟その他の手続の準備及び追行に必要な費用の支払によりその生活の維持が困難となるおそれがあるものを包括的かつ継続的に援助するため、必要な法律相談を実施するとともに、契約弁護士等に必要な法律事務等を取り扱わせる。

二、業務方法書の記載事項

日本司法支援センターが一の業務開始の際に作成する業務方法書に記載すべき事項について所要の規定を設ける。

- 三、本法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。また、本法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。

【附帯決議】（6.4.11法務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が本法において定められた犯罪被害者等支援弁護士制度に係る業務を遅滞なく開始し、その目的を十分に果たすことができるよう、必要な予算の確保及び体制の整備に努めること。
- 二 犯罪被害者等が、適切な支援を利用し、迅速かつ円滑に被害を回復することができるよう、本法の趣旨並びに関係府省庁及び法テラスが実施する犯罪被害者等支援施策の全体像について十分な周知広報に努めること。
- 三 犯罪被害者等支援施策には様々な実施主体による多様な支援があること、犯罪被害者等に対し被害直後から包括的かつ継続的な支援を行う必要があることなどを踏まえ、各犯罪被害者等支援施策を実施する関係機関の緊密な連携体制を構築するよう努めること。
- 四 あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現するため、全国的なバランスを踏まえながら、犯罪被害者等支援業務を行う契約弁護士等の数及び質の確保に努めること。
- 五 犯罪被害者等に対する包括的かつ継続的な援助を速やかに実現するため、本法の運用に係る政省令の策定等に向けた取組を直ちに行うこと。
- 六 犯罪被害者等に対する支援の実施に当たっては、支援が必要な者に適切な支援がなされるよう、犯罪被害者等支援弁護士制度の対象者の該当性を適切に判断するとともに、費用負担を求める基準及びその負担額を定めるに当たっては、同制度の利用を必要とする犯罪被害者等がその利用を躊躇することのないようにすること。
- 七 犯罪被害者等支援弁護士制度の対象者として、異性であるか同性であるかを問わず、犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を加えることについて、犯罪被害給付制度に係る令和6年3月26日付け最高裁判決の趣旨及び現行の犯罪被害者等支援施策全体の動向等を踏まえて、検討すること。
右決議する。

民法等の一部を改正する法律案（閣法第47号）

（衆議院 6.4.16修正議決 参議院 4.19法務委員会付託 5.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、子の権利利益を保護する観点から、父母が離婚した場合にその双方を親権者と定めることができるようにする等の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、民法の一部改正

- 1 親権は子の利益のために行使しなければならないこと、親権は、その一方のみが親権者であるとき、他の一方が親権を行うことができないとき、子の利益のため急迫の事情があるとき以外は、父母が共同して行うこと、双方が親権者であるときでも監護及び教育に関する日常の行為は単独でできること等について所要の規定を設ける。
 - 2 協議上の離婚をするときは、その協議で父母の双方又は一方を親権者と定めること、裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の双方又は一方を親権者と定め、子の利益を害するときは一方を親権者と定めなければならないとするほか、子の利益のために必要があると認めるときは親権者を変更できるとすること等について所要の規定を設ける。
 - 3 子の監護の費用の先取特権、子の監護に要する費用の分担についての定めがなく協議上の離婚をした場合における子の最低限度の生活の維持に要する費用の請求等について所要の規定を設ける。
- 二、民事執行法を一部改正し、扶養義務等に係る債権に基づく民事執行において、1回の申立てにより複数の手続を連続的に行うことができる旨の規定を設ける。
- 三、人事訴訟法及び家事事件手続法を一部改正し、人事訴訟、家事審判及び家事調停の手続において、裁判所が当事者に対し収入や財産に関する情報開示を命ずるための規定、裁判所が当事者に対し親子交流の試行的実施を促すための規定等を設ける。
- 四、この法律は、原則として、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、子の監護に必要な事項の定めに関する広報啓発、親権者の定め方等の国民への周知、施行後 5 年を目途とする父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策の在り方等の検討等を附則に追加する修正が行われた。

【附帯決議】（6.5.16 法務委員会議決）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 施行後の本法の運用状況について公表するとともに、諸外国における子の養育に関する法制の動向等も踏まえ、本法による改正後の家族法制による子の利益の確保の状況、親権者の指定等における父母の真意の反映の程度、DV や児童虐待等を防止して親子の安全・安心を確保するものとなっているか等について不断に検証し、必要に応じて法改正を含むさらなる制度の見直しについて検討を行うこと。
- 二 法務省及び最高裁判所は本改正に係る国会審議において、特に、①合意がない場合に父母双方を親権者としてすることへの懸念、②親権者変更、③子の居所指定、④過去のDV・虐待の取扱いについての対応、⑤DV・虐待のおそれに関する質疑があったことを含めて、立法者の意思に係るものとして、父母の協議や裁判所における判断に当たって十分理解されるよう、その内容の周知に最大限努力を尽くすものとする。
- 三 子の権利利益を保護するための父母の責務の明確化等の本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容について、国民、関係府省庁はもとより、児童扶養手当等の事務を行う地方公共団体及び共同親権の導入により大きく影響を受ける学校及び病院を始めとした関係機関等に正確に伝わるよう、周知広報の徹底に努めること。特に、親権の単独行使の対象となる民法第824条の2各項の「急迫の事情」、「監護及び教育に関する日常の行為」、「特定の事項」及び第766条第1項の「子の監護の分掌」等の概念については、その意義及び具体的な類型等をガイドライン等により明らかにすること。ガイドラインの策定等に当たり、DV・虐待などに係る知見等を踏まえることや、DV被害者等の意見を参考にする。
- 四 改正内容の周知に当たっては、親権の行使を受ける側、特に医療や教育など、それぞれの場において適切な処理がなされるよう、分野ごとに個別に必要な取組を行うこと。また、当局からの情報提供に当たっては、Q & A 方式等、受け手に分かりやすく伝わりやすい工夫を心掛けるとともに、国民の疑問等に答えられるよう留意すること。
- 五 子の利益の確保の観点から、本法による改正後の家族法制による子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、弁護士による子の手続代理人を積極的に活用するための環境整備のほか、子が自ら相談したりサポートが受けられる相談支援の在り方について、関係府省庁を構成員とする検討会において検討を行うこと。
- 六 父母の別居や離婚に伴う子の養育をめぐる事件の審理に関し、特に子の権利利益を保護する観点に留意し、子の安全や安心、適時な親権行使の確保への配慮のほか、当事者、特に子の意見を適切に聴取しこれを尊重することを含め適切な審理運営がされるよう必要な研修その他の取組を行うこと。
- 七 離婚後の養育費の受給や親子交流等が適切に実施されるよう、我が国における養育費・親子交流等に関する実状調査のほか、諸外国における運用状況に関する調査研究等も踏まえ、養育費・婚姻費用について裁判実務で用いられている標準算定表を参照して取り決められる額が適正なものとなるための配慮等を含め、国自らによる取組の在り方に加え、民間の支援団体や地方公共団体の取組等への支援の在り方について検討を行うこと。また、公的機関による養育費の立替払い制度など、養育費の履行確保のさらなる強化について検討を深めること。
- 八 父母による子の養育が互いの人格の尊重及び協力関係のもとで適切に進められるよう、父母の一方及び子に不当な負担や心理的負荷を生じさせないことを確保しつつ、離婚前後の子の養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成を促進するための事業に対する支援、ADR の利便性の向上など、関係府省庁及び地方公共団体等と連携して必要な施策の検討を図ること。
- 九 改正法により家庭裁判所の業務負担の増大及びDV・虐待のある事案への対応を含む多様な問題に対する判断が求められることに伴い、①家事事件を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の増員、②被害当事者及び支援者の協力を得ることなどにより、DV・虐待加害者及び被害者の心理の理解を始めとする適切な知見の習得等の専門性の向上、③調停室

や児童室等の増設といった物的環境の充実、オンラインによる申立てやウェブ会議の利用の拡大等による裁判手続の利便性の向上、子が安心して意見陳述を行うことができる環境の整備など、必要な人的・物的な体制の整備に努めること。

十 司法手続における利用者負担の軽減を図るため、法テラスによる民事法律扶助、DV等被害者法律相談援助や地方公共団体における支援事業など、関係機関との連携を一層強化し、必要な施策の充実に努めること。

十一 DV及び児童虐待が身体的な暴力に限られないことに留意し、DVや児童虐待の防止に向けて、リスクアセスメントも活用しつつ、被害者支援の一環としての加害者プログラムの実施の推進を図ることを含め、当委員会での確認事項を反映させた上で関係機関と連携して被害者の保護・支援策を適切に措置すること。また、居住地や勤務先・通学先等が加害者に明らかになること等によるDV被害や虐待の継続、SNSなどインターネット上の誹謗中傷や濫訴等の新たな被害の発生を回避するための措置を検討すること。

十二 親権者の指定や親子交流等が子の利益のため適切に行われるようにするため、DV及び児童虐待の被害又はそれらのおそれの有無についての認定が適切に行われるよう、必要な研修その他の取組を行うこと。また、父母が互いの親子交流を尊重し、これを妨げる行為を防止する措置等について検討すること。

十三 本法により離婚時の財産分与に係る請求期限が2年から5年となることを踏まえ、2年となっている離婚時の年金分割に係る請求期限の延長について早急に検討を行うこと。

十四 本法の下で新たな家族法制が円滑に施行され、子の利益を確保するための措置が適切に講じられるよう、関係府省庁等が連携して必要な施策を実施するための関係府省庁の連絡会議を設置するなどの体制整備を進めること。また、本法の施行に伴い、税制、社会保障制度、特に、児童の健全育成、子育てを支援する児童福祉を始めとする社会福祉制度等への影響がある場合には、子に不利益が生じることがないように、関係府省庁が連携して必要な対応を行うこと。

十五 改正法が国民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、本法の施行に先立って、子の利益の確保を図るために必要な運用開始に向けた適切な準備を丁寧に進めること。

右決議する。

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案（閣法第48号）

（衆議院 6. 5. 23可決 参議院 5. 29農林水産委員会付託 6. 14本会議可決）

【要旨】

本法律案は、農業の生産性の向上を図るため、スマート農業技術の活用の促進に関する基本理念等を定めるとともに、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産方式を導入する事業活動（以下「生産方式革新事業活動」という。）の実施に関する計画並びにスマート農業技術等の開発及びその成果の普及を行う事業（以下「開発供給事業」という。）の実施に関する計画の認定制度を設け、これらの認定を受けた者に対する支援等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、スマート農業技術の活用の促進に関する基本理念等

基本理念として、生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進を図ることを定めた上で、国の責務として、スマート農業技術の活用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施すること等を定めることとし、農林水産大臣は、生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本方針を定めることとする。

二、生産方式革新実施計画の認定等

生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等は、生産方式革新事業活動の実施に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとする。

生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等に対しては、株式会社日本政策金融公庫による貸付けの特例のほか、農地法等に基づく手続の簡素化等の措置を講ずることとする。

三、開発供給実施計画の認定等

開発供給事業を行おうとする者は、開発供給事業の実施に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとする。

開発供給実施計画の認定を受けた者に対しては、株式会社日本政策金融公庫による貸付けの特例のほか、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備等の供用、航空法に基づく無人航空機の飛行の手続の簡素化等の措置を講ずることとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（6.6.13農林水産委員会議決）

基幹的農業従事者数が今後20年間で4分の1にまで急減することが見込まれる中、農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給を確保することが重要な課題となっている。このため、スマート農業技術を開発し、生産現場に効果的に導入するための措置を講ずる等、スマート農業技術の活用を促進することで、生産性の向上を図ることが求められる。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 スマート農業技術の活用の促進に係る基本方針の策定に当たっては、中小家族経営や中山間地域等の条件不利地を含めた農業者の生産性の向上に寄与するものとなるよう考慮すること。
- 二 食品等事業者が関与する生産方式革新事業活動については、農業者等の主体性が損なわれることがないようにするとともに、国産農産物の利用の拡大に資するものとなるよう配慮すること。
- 三 スマート農業技術の活用が適切に促進されるよう、高齢者を含む農業者に対してスマート農業技術の有用性ととともに、導入による経営への影響についても丁寧に説明すること。
- 四 スマート農業技術をより効果的に活用できるよう、農業者を始めとする幅広い関係者の人材育成を支援すること。
- 五 スマート農業技術の活用の促進に向けて、生産及び開発供給現場の取組を支援するための十分な予算を確保すること。特に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構による施設の供用や専門家の派遣等は、開発供給事業の推進に大きく寄与することから、同機構の施設や人員を充実させること。

右決議する。

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）

（衆議院 6.6.6可決 参議院 6.13農林水産委員会付託 6.19本会議可決）

【要旨】

本法律案は、特に厳格に漁獲量の管理を行うべき水産資源について、個体の数等の報告並びに船舶等の名称等の記録の作成及び保存を義務付けるとともに、水産物の販売等の事業を行う者による情報の伝達を義務付ける事項の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、漁業法の一部改正

- 1 特定水産資源のうち、個体の経済的価値が高く、かつ、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして農林水産省令で定めるもの（以下「特別管理特定水産資源」という。）の採捕をする者は、採捕をした個体の数、漁獲量等を農林水産大臣又は都道府県知事に報告するとともに、採捕に係る船舶等の名称、個体ごとの重量等に関する記録を作成し、保存しなければならないこととする。
- 2 特別管理特定水産資源に係る報告義務違反に対する罰則を強化することとする。

二、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正

- 1 現行の特定第1種水産動植物を特定第1種第1号水産動植物とし、漁業法に規定する特別管理特定水産資源等を特定第1種第2号水産動植物と定義することとする。
- 2 特定第1種第2号水産動植物の採捕の事業を行う者及び特定第1種水産動植物等取扱事業者は、特定第1種第2号水産動植物等について他の特定第1種水産動植物等取扱事業者への譲渡し等をするときは、採捕に使用した船舶等の名称、重量等を当該相手方に伝達しなければならないこととする。
- 3 特定第1種水産動植物等取扱事業者は、特定第1種第2号水産動植物等について他の特定第1種水産動植物等取扱事業者との間での譲渡しをしたとき等は、その名称、重量又は数量、譲

渡し等をした年月日等の事項の記録を作成し、保存しなければならないこととする。

- 4 特定第1種水産動植物等取扱事業者は、農林水産大臣等が交付する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、特定第1種第2号水産動植物等を輸出してはならないこととする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（6.6.18農林水産委員会議決）

漁獲量が長期的な減少傾向にある中、将来にわたって持続的な水産資源の利用を確保するためには、適切な資源管理を進めることが重要である。不適切な流通事案の再発防止、我が国の資源管理制度に対する国際的な信用の回復に向けて、漁業者を始めとした関係者の理解と協力を得て一般の法改正を実効性あるものにする必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 特別管理特定水産資源を農林水産省令で定めるに当たっては、我が国水産業の実情を踏まえ、漁業者・漁業協同組合及び流通・加工業者の経営並びに地域経済に及ぼす影響について十分に配慮すること。
 - 二 資源管理に取り組む漁業者の経営への影響を最小化するため、漁業収入安定対策事業やクロマグロ資源管理促進対策の更なる充実・強化に努めること。
 - 三 特定第1種第2号水産動植物等の譲渡し等の際に採捕に係る船舶等の名称、個体の重量等を記録・保存・情報伝達する制度の運用に当たっては、現場の関係者の過度な負担とならないよう、情報通信技術の活用等の促進その他の必要な支援を行うこと。
 - 四 北太平洋まぐろ類国際科学委員会の資源評価を踏まえ、中西部太平洋まぐろ類委員会北小委員会等において、太平洋クロマグロの漁獲枠の拡大に向けて精力的に交渉を進めること。
 - 五 国際社会においてIUU（違法・無報告・無規制）漁業撲滅の実行が求められており、水産物輸入大国である我が国として、国際的なIUU漁業対策において積極的に役割を果たすとともに、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の適正な運用等を通じて、違法漁獲物の流通を防止すること。
 - 六 広域漁業調整委員会指示による遊漁者のクロマグロの採捕の規制について、遊漁者への一層の周知を図ること。
- 右決議する。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第50号）

（衆議院 6.3.26可決 参議院 4.1農林水産委員会付託 4.5本会議可決）

【要旨】

本法律案は、経済連携協定の締結等により農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化による影響が継続している状況を踏まえ、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、現行法の有効期限を5年間延長するとともに、輸入原材料の価格水準の上昇等によりその調達が困難となっている状況を踏まえ、原材料の調達の安定化を図るための支援措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を5年間延長し、令和11年6月30日までとすることとする。
- 二、特定農産加工業として、小麦、大豆その他の世界的規模の需給のひっ迫による価格の高騰その他のその輸入に係る事情の著しい変化がある農産物として定められたもの（以下「指定農産物」という。）又はこれを使用して生産された農産加工品（以下「指定農産物等」と総称する。）を原材料として使用する農産加工業であって、当該輸入に係る事情の著しい変化により、当該事業を行う相当数の事業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる業種を追加することとする。
- 三、特定農産加工業者（二の業種に属する事業を行う者に限る。）等は、調達先としての指定農産物の生産地の変更、代替原材料の使用、原材料たる指定農産物等の効率的な使用、新商品又は新技術の研究開発又は利用、原材料たる指定農産物等又は代替原材料の保管その他の原材料の調達の安定化を図るための措置（以下「調達安定化措置」という。）に関する計画を作成し、これを

農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の承認を受けることができることとする。

四、株式会社日本政策金融公庫は、三の承認を受けた者が当該承認に係る計画に従って調達安定化措置を行うのに必要な資金のうち、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用（これらのために施設の改良等を行うものに限る。）に必要なもの又は調達先としての指定農産物の生産地の変更等に必要な施設の改良等に必要なものの貸付けの業務を行うことができることとする。

五、この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、一の改正規定は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】（6.4.4農林水産委員会議決）

特定農産加工業経営改善臨時措置法は、昭和63年の牛肉・かんきつに係る日米合意等により影響を受ける特定農産加工業に対する措置として制定されたものである。以降、本制度は、特定農産加工業に対する重要な支援措置として活用されてきたものの、経済連携協定の締結等により農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化による影響が継続していることや輸入原材料の価格水準の高騰によりその調達が困難となっていることなどにより、農産加工業は厳しい経営環境に置かれている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農産加工業の厳しい経営環境に対処し、その経営体質の強化を図るため、農産加工業の振興に努めること。その際、原材料の安定供給が不可欠である中、輸入原材料については価格高騰に加え安定調達リスクが増大していることに鑑み、これまで以上に国内農業の振興を通じた国産原材料の安定供給と国産農産物の使用の拡大により、食料安全保障の強化に資するよう、必要な措置を講ずること。

二 農業及び農産加工業の健全な発展に資するという本制度の目的が十分発揮されるよう、本制度と農産物に係る支援制度等の関連施策との有機的連携に配慮しながら、不断に制度の評価・検証を実施し、その結果を踏まえ、適時適切に制度の拡充その他の必要な措置を講ずること。

三 今後の経済連携協定の締結等が我が国の農産加工業に与える影響に即応して対象業種及び関連業種を定めるなど本制度の適切かつ弾力的な運用に努めるとともに、世界的規模の需給のひっ迫により価格が高騰している農産物又はこれを使用して生産された農産加工品を原材料として使用している農産加工業については、輸入価格水準の上昇・高止まりの影響の程度を踏まえ、的確に対象業種を定めること。

四 小麦、大豆等の世界的規模の需給のひっ迫による価格高騰などの輸入に係る事情の著しい変化により事業活動に支障を生じ、又はそのおそれがある事業者に対し、本法施行までの間に、本法に基づく原材料の調達の安定化を図るための新たな支援措置の内容を周知すること。

五 東日本大震災や令和6年能登半島地震を始めとする大規模災害の被災地において農産加工業の振興を図ることにより、地域農業の復興や雇用の維持・拡大に努めること。

右決議する。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）

（衆議院 6.5.23可決 参議院 5.27国土交通委員会付託 6.7本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 建設業者は、正当な理由がある場合を除き、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする建設工事の請負契約を締結してはならないこととする。また、建設業者は、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を締結してはならないこととする。

二 建設業者は、建設工事の請負契約締結に際し、材料費等を記載した見積書を作成するよう努めるとし、材料費等の額は、通常必要と認められる額を著しく下回るものであってはならないこととする。また、建設工事の注文者は、同見積書を交付した建設業者に対し、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならないこととし、これに違反して契約を締結した発注者に対し、国土交通大臣等は、特に必要があると認めるときは必要な勧告等を行うことができることとする。

三 建設業者は、その請け負う建設工事について、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発

生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対してその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととする。また、当該通知をした建設業者は、請負契約の締結後、当該通知に係る事象が発生した場合には、注文者に対して工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができることとし、当該協議の申出を受けた注文者は、正当な理由がある場合を除き誠実に当該協議に応ずるよう努めることとする。

四 工事現場ごとに監理技術者等を専任で置くべき建設工事について、監理技術者等が当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の要件に該当する場合には、当該監理技術者等の専任を要しないこととする。

五 中央建設業審議会は、建設工事の労務費に関する基準を作成し、その実施を勧告できることとする。

六 施工体制台帳を作成するべき公共工事において、発注者が当該施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認できる場合には、建設業者において施工体制台帳の写しの提出を要しないこととする。

七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（6.6.6国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 建設技能者の賃金水準の向上の観点から、その実態把握に努め、建設工事の労務費に関する基準が適切に設定されるよう努めるとともに、下請事業者まで適正な労務費が確保されるよう、民間発注者からの理解も得られるように積極的に働きかけ、周知徹底を図ること。また、そのために、建設業者による材料費等記載見積書及び労務費に関する基準の活用を促進すること。

二 建設技能者への適切な賃金の支払いをデジタル技術の活用などにより確認する仕組みの検討を進め、建設技能者の賃金水準について、可及的速やかに全産業平均並みへの引上げを達成するとともに、全産業を上回る賃金上昇率についても、可能な限り前倒しで達成できるよう必要な措置を講ずること。

三 資材価格高騰等による労務費へのしわ寄せを防ぐ観点から、建設業者による労務費等の内訳明示や適切な価格転嫁のための請負代金額等に影響を及ぼすリスク情報の通知といった新たな制度に基づく取組が進むよう、発注者から下請事業者まで建設工事請負契約の当事者に理解しやすく制度を周知するとともに、雛形やガイドラインの策定等により円滑に導入できる環境を整備すること。

四 注文者の地位の優越により、立場の弱い建設業者が価格高騰等に伴う不利益やリスクを一方的に被ることがないように、独占禁止法に基づく適切な措置等、実効性のある対策を講ずること。

五 労務費を著しく低く見積ることなどによるダンピングや賃金上昇の妨げとなる不適切な契約を是正するため、建設Gメンの機能や体制を一層強化するとともに、国土交通省のほか、公正取引委員会や厚生労働省、中小企業庁といった関係機関が一丸となり、監視や指導を徹底すること。また、どのような行為が指導等の対象となるのか、受発注者に事例等を示し、取引適正化に係る取組の実効性を担保すること。

六 労働者の有する知識、技能等についての公正な評価に基づいた適正な賃金の支払いを実現するよう、労働者の適切な処遇の確保のために講じられた措置の実態を広く把握した上で公表し、必要に応じて建設業者を指導するとともに、建設キャリアアップシステムの就業履歴の蓄積や能力評価判定を推進するための必要な施策を講ずること。

七 建設現場で工事に従事する者が週休2日を確保できる工期の設定が民間工事においても実現されるよう、下請事業者の実態や契約変更を含む建設工事の請負契約の締結状況を十分に調査し、その結果を踏まえ、工期に関する基準の在り方の見直しなど必要な施策を講ずること。特に、後工程を担う設備工事業等にしわ寄せが及びやすい実態に鑑み、前工程で工程遅延が発生し適正な工期が確保できなくなった場合には、当事者が対等な立場で遅延理由を明らかにし、工期や請負代金額の変更を協議できるよう必要な対策を講ずること。あわせて、週休2日の確保が賃金に与える影響を把握し、収入の減少につながらないように必要な取組に努めること。

- 八 本法の施行に伴い適正な工期や請負代金額の設定が図られることにより、工期の長期化や費用の負担増が生じ得ることについて、産業界や労働界といった実務に携わる者の意見を広く聴取した上で、国民全体の理解を得る取組を推進すること。
- 九 技術者の専任要件については、建設工事の適正な施工が確保されることを前提にしつつ、建設工事に関する技術の進展や関係団体の意見も踏まえて、必要に応じて見直しを行うこと。
- 十 建設業では、就業者の高齢化が進行しており、将来を担う若年入職者の確保及び定着が喫緊の課題であることから、いわゆる３Ｋ職場のイメージを払拭し、建設業を若者から選ばれる魅力的な産業とするために、ＩＣＴを活用するなど、長時間労働の是正といった働き方改革などに必要な取組の一層の強化を官民一体となって進めること。
- 十一 外国人労働者も含めた建設業に従事する全ての労働者の賃金水準が適正なものとなるよう努め、建設業における外国人労働者の増加が、業界全体の賃金水準の底上げに影響を及ぼさないようにすること。
- 右決議する。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第52号）（先議）

（参議院 6. 4. 1国土交通委員会付託 4. 5本会議可決 衆議院 5. 30可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正
- 1 国土交通大臣及び厚生労働大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針を定めなければならないこととする。
 - 2 賃貸住宅に日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者を入居させ、訪問等によりその心身及び生活の状況を把握し、その状況に応じた利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他住宅確保要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助を行う事業を実施する者が作成・申請した当該事業に関する計画を、福祉事務所を設ける市区町村の長等が認定する制度を創設することとする。
 - 3 生活保護の実施機関は、2の認定を受けた一定の事業者から当該認定に係る賃貸住宅に入居する被保護者の住宅扶助費の代理納付を希望する旨の通知を受けたときは、原則、代理納付を行うこととする。
 - 4 住宅確保要配慮者居住支援法人が行う業務として、賃借人である住宅確保要配慮者からの委託に基づき、当該住宅確保要配慮者が死亡した場合における賃貸借契約の解除並びに居住していた住宅及びその敷地内に存する動産の保管、処分その他の処理を行うこと等を追加することとする。
 - 5 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に資する家賃債務の保証に関する業務を行う者を国土交通大臣が認定する制度を創設することとする。
 - 6 地方公共団体は、単独で又は共同して、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者により構成される住宅確保要配慮者居住支援協議会を置くように努めなければならないこととする。
- 二 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正
- 終身賃貸事業に係る都道府県知事の認可手続において、事業認可申請書の記載事項として賃貸住宅の位置等を不要とすること等により、当該事業に用いる賃貸住宅を特定することを要しないこととする。
- 三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（6. 4. 4国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 我が国の住宅セーフティネットの根幹である公営住宅を始めとする公的賃貸住宅政策について、本法による住宅セーフティネット機能の強化と併せ、引き続き着実に推進するとともに、そ

- の充実に努めること。また、十分に活用されていない公的賃貸住宅等のストックの積極的な活用を図るとともに、そのために必要な改修費等の財源の確保を図ること。
- 二 国及び地方公共団体のそれぞれにおいて、住宅部局、福祉部局、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者等の関係者間の連携を強化しつつ、主体的に住宅確保要配慮者に対する居住支援の取組を進めるとともに、その充実が図られるよう、所要の措置を講ずること。
- 三 低額所得者等にあっても本法に基づく制度が円滑に利用できるよう、利用者の経済的負担の軽減に資する家賃低廉化補助等の支援について、拡充や運用の柔軟化等、更なる活用を推進するための措置を講ずるとともに、居住支援の現場において関連する福祉制度や地方公共団体の取組等が十分に活用されるようにするための所要の措置を講ずること。
- 四 住宅確保要配慮者は住宅だけではなく複合的な課題を抱えている場合も多く、その居住支援に当たっては住宅と福祉の双方に関する知識が求められることから、居住支援に携わる者や関連する福祉関係の相談機関・専門職種の者等に対する各種制度の周知や研修の充実等を図ること。
- 五 本法に基づく居住安定援助計画の認定制度がいわゆる貧困ビジネスなどに悪用されることがないよう、その認定の基準等を省令で定めるに当たっては、有識者や現場関係者等の意見を十分に踏まえ、適切な基準等を設定するとともに、地方公共団体における計画の認定やその取消しを含む認定事業者等に対する監督の厳正かつ適切な実施を図るため、万全の措置を講ずること。
- 六 本法による住宅確保要配慮者居住支援法人の業務の拡大や指定の基準の整備等に伴い、既存の支援法人の業務運営に支障を来することがないように、指定の基準等を省令で定めるに当たっては、支援法人の実態等を十分に踏まえ、適切な基準等を設定するとともに、住宅確保要配慮者の属性等に応じた居住支援の充実化に向け、支援法人に対する国による支援措置の強化についても検討すること。
- 七 住宅確保要配慮者のニーズに対応した賃貸住宅の供給や居住支援の提供を図る観点から、国及び地方公共団体のそれぞれにおいて、そのニーズや実態を十分かつ客観的に把握するとともに、その情報が賃貸住宅の賃貸人や住宅確保要配慮者の居住支援に携わる者等の間で適切に共有されるよう、所要の措置を講ずること。
- 八 本法による改正を踏まえ、市区町村による住宅確保要配慮者居住支援協議会の設置やその運営体制の確立が円滑に進むよう、必要な支援を行うこと。あわせて、支援協議会には、高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者の意見・要望が反映されるよう、多様な構成員の参画が図られるようにすること。
- 右決議する。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第53号）

（衆議院 6.5.28可決 参議院 6.20内閣委員会付託 継続審査）

【要旨】

本法律案は、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図るため、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可に関する規定等を設けるとともに、海洋環境等の保全に配慮した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を行うため、環境大臣による海洋環境等調査の実施に関する規定等を設けるほか、海洋再生可能エネルギー発電事業に係る環境影響評価法の特例等の措置を講じようとするものである。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案（閣法第54号）

（衆議院 6.5.7可決 参議院 5.10厚生労働委員会付託 5.24本会議可決）

【要旨】

本法律案は、育児・介護に関する労働者の個別の事情に対応して、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、事業主は、その雇用する労働者のうち、その3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものに関して、始業時刻変更等の措置等のうち2以上の措置を講じなければならないものとする。
- 二、子の看護休暇について、学校の休業等に伴う子の世話をを行うため、又は子の教育若しくは保育に係る行事への参加をするために取得することができる休暇とするとともに、小学校第3学年修了前の子を養育する労働者が取得できるものとし、名称を「子の看護等休暇」に改める。
- 三、事業主は、労働者が当該事業主に対し、当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等を申し出たときに、当該労働者に対して、育児休業申出等に係る当該労働者の意向を確認するための面談等の措置を講ずるに当たっては、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして厚生労働省令で定める就業に関する条件に係る当該労働者の意向を確認しなければならないものとする。
- 四、毎年少なくとも1回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況を公表しなければならない事業主の範囲を、常時雇用する労働者の数が1,000人を超えるものから300人を超えるものへと拡大する。
- 五、常時雇用する労働者の数が100人を超える一般事業主が一般事業主行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、育児休業等の取得の状況及び労働時間の状況を把握し、改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して定めなければならないものとし、達成目標については、育児休業等の取得の状況及び労働時間の状況に係る数値を用いて定量的に定めなければならないものとする。
- 六、次世代育成支援対策推進法の有効期限を10年間延長し、令和17年3月31日までとする。
- 七、事業主は、労働者が当該事業主に対し、対象家族が当該労働者の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該労働者に対して、介護休業に関する制度、仕事と介護との両立に資する制度等を知らせるとともに、介護休業申出及び仕事と介護との両立に資する制度等の利用に係る申出に係る当該労働者の意向を確認するための面談等の措置を講じなければならないものとする。
- 八、この法律は、一部を除き、令和7年4月1日から施行する。

【附帯決議】（6.5.23厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、本法による見直し後の子の看護等休暇制度については、その取得理由や利用日数、子の病気等のために各種制度を利用した日数等を把握し、その結果も踏まえ、労働政策審議会において、子の対象年齢や取得可能日数などの必要な検討を行うこと。
- 二、所定外労働の制限、時間外労働の制限及び深夜業の制限について、その利用状況を把握し、その結果も踏まえ、労働政策審議会において、子の対象年齢などの必要な検討を行うこと。
- 三、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置について、3つ以上の措置を講じるなど可能な限り労働者の選択肢を広げるよう工夫することが望ましいことを指針で明記するとともに、施行の状況を踏まえ、労働政策審議会において、労働者の選択肢や子の対象年齢などの必要な検討を行うこと。また、労働者がこれまで利用してきた制度がある場合には、それが引き続き利用できるよう配慮することが望ましい旨、指針で示すこと。
- 四、政府が掲げる男性の育児休業取得率の目標の達成に向けては、取得率だけでなく、育児休業の「質の向上」の観点から、男性の育児休業の取得日数等の数値も参照して、男性の育児・家事への参画の推進のための効果的な方策を推進すること。
- 五、出産や育児への父親の積極的な関わりを促進するとともに、母親だけでなく父親も不安なく子育てにあたることができるよう、伴走型相談支援において切れ目無く支援を提供すること。また、企業における父親も対象にした出産や育児への積極的な関わりの促進に向けた取組を推進すること。
- 六、介護休業等の対象となる要介護状態についての現行の判断基準は、主に高齢者介護を念頭に作成されており、子に障害のある場合や医療的ケアを必要とする場合には解釈が難しいケースも考え得ることから、早急に見直しの検討を開始し、見直すこと。また、検討で得られた知見などを踏まえ、厚生労働省とこども家庭庁とが連携し、障害者支援に係る団体等の協力も得ながら、障害のある子や医療的ケアを必要とする子を持つ親が、子のケアと仕事を両立するための包括的支

援について検討すること。さらに、仕事と育児の両立支援に係る個別の意向の確認と配慮に当たっては、子に障害がある場合や医療的ケアを必要とする場合であって希望するときは、「短時間勤務制度の期間の延長」や「子の看護等休暇制度等の利用可能期間の延長」が望ましい旨、指針で示すこと。

七、仕事と育児の両立支援に係る個別の意向の確認と配慮に当たっては、ひとり親家庭等特別の事情がある場合であって希望するときは、子の看護等休暇制度等の付与日数に配慮することが望ましい旨、指針で示すこと。

八、育児休業・介護休業後、労働者の希望に応じて原職復帰がされるよう、指針において育児休業・介護休業取得後に原職又は原職相当職に復帰させるよう配慮することとされていることについて、周知徹底を行うこと。また、長時間労働等により原職復帰を躊躇させることがないよう、男女問わず長時間労働の是正を目指すこと。

九、男女ともに仕事と育児・介護の両立を実現するためには、職場全体における長時間労働の是正が不可欠であることから、働き方改革をより一層推進し、育児期・介護期に限らず全てのライフステージにおける労働者のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むこと。また、仕事と育児・介護の両立を困難とするような配転命令に対し、労働者の個々の状況への配慮について効果的な取組を推進すること。

十、最高裁判所から、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律について、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に同性パートナーが該当し得ると解するのが相当との判決が出たことを踏まえ、育児・介護休業法における「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」の解釈について、必要な検討を行うこと。

十一、仕事と育児・介護の両立支援制度の運用において、人員や職員の配置基準が定められている医療・介護・福祉の職種に関しては、引き続き、サービスの質の確保の観点も踏まえながら、配置基準の柔軟な運用の在り方について必要な検討を行うこと。

右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第55号）

（衆議院 6. 6. 4 可決 参議院 6. 4 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 6. 12 本会議可決）

【要旨】

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、母子保健法の一部改正

里帰り出産等における情報連携の仕組みを構築する。

二、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律及び教育職員免許法の一部改正

幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることのできる特例等の期限を延長する。

三、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正

公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間を延長する。

四、栄養士法の一部改正

管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験受験資格としての栄養士免許取得を不要とする。

五、獣医師法の一部改正

オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務を廃止する。

六、建築基準法の一部改正

国等の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用を可能とする。

七、宅地建物取引業法の一部改正

宅地建物取引業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類を見直す。

八、公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正

生産緑地法に基づく買取申出のあった土地に係る公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出を不要とする。

九、施行期日

この法律は、一部を除き、令和7年4月1日から施行する。

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）

（衆議院 6.5.7可決 参議院 5.8財政金融委員会付託 5.15本会議可決）

【要旨】

本法律案は、市場の透明性・公正性を確保しつつ、資産運用の高度化・多様化を図るため、取引所における競売買の方法による取引を公開買付規制の対象に追加するほか、大量保有報告制度において保有割合の合算が求められる者の範囲の明確化、委託を受けて投資運用業に関する業務の一部を行う業者の任意的登録制度の創設等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金融商品取引法の一部改正

- 1 取引所における競売買の方法による取引を公開買付規制の対象に追加する。
- 2 公開買付けの実施が義務付けられる議決権割合を3分の1から100分の30に引き下げる。
- 3 大量保有報告制度において保有割合の合算が求められる者の範囲に関し、金融商品取引業者等が経営に対して重要な影響を及ぼす行為を行うことを目的とせずに、株主としての権利を共同して行使する場合については、保有割合の合算が求められないこととする。
- 4 投資運用関係業務受託業を行う者は、内閣総理大臣の登録を受けることができることとする。
- 5 投資運用関係業務受託業者について、業務及び監督に関する規定を整備する。
- 6 投資運用業者が運用を行う権限を委託する場合に、運用の対象及び方針を決定する権限を委託してはならないこととし、それ以外の運用を行う権限の全部を委託できることとする。
- 7 特定投資家等を対象とした非上場有価証券の仲介等の業務のみを行う第1種金融商品取引業者について、自己資本規制比率に関する規制等の適用を除外する。
- 8 流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱い、かつ、取引規模が限定的である私設取引システム運営業務については、認可を要さないこととし、第1種金融商品取引業の登録により行えることとする。

二、投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正

投資信託委託会社及び投資法人の資産運用会社の運用の委託に関し、所要の規定の整備を行う。

三、施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.5.14財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 投資運用業者によるコンプライアンスなどミドル・バックオフィス業務の投資運用関係業務受託業者への委託により、当該業務の執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員又は使用人が不要となる結果、コンプライアンス管理等の態勢が弱体化して顧客に不利益が及ぶことのないよう、当該業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人が備えるべき資質を監督指針などで明確に定めること。
- 二 投資運用関係業務受託業者の業務品質の向上を図るため、受託業務量が過大となることや委託元である投資運用業者から不当な圧力を受けることを防ぐとともに、委託元に対し業務上必要な情報提供を随時求めることができるよう必要な措置を講じること。
- 三 投資運用業への参入促進策の実施においては、競争環境が激化した場合であっても「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行する義務」の徹底が図られ、他者を上回る投資収益を上げることを目指して投資先に関わる多様なステークホルダーの利益を犠牲にすることがないよう、投資運用業者に対して適切な監督を行うこと。
- 四 非上場株式の流通活性化策の実施においては、一般投資家が売り手の場合、買い手の特定投資家等との間の情報や知識の格差によって不利益を被ることを防ぐとともに、いわゆる小粒上場が

- その後の成長停滞の原因となっている現在の株式市場を改革し、上場を果たした企業に更なる成長資金を供給するという本来の株式市場の機能を向上させるため、必要な措置を検討すること。
- 五 「資産運用立国」に係る政策を進めるに当たり、短期的な株主利益を重視するのではなく、企業を取り巻く多様なステークホルダーの利益を重視することで長期的持続的な株主利益の実現を目指していくという考え方が我が国に定着するよう努めるとともに、有価証券報告書の株主総会前開示の促進のための環境整備に向けて、必要な検討を行うこと。
- 六 公開買付制度及び大量保有報告制度については、本法による改正が、市場の透明性・公正性の確保や、企業と投資家の建設的な対話の促進にもたらす効果を検証するとともに、市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じて適時適切に制度の見直しを行うこと。
- 七 本法に基づく制度の運用に当たっては、国民の財産を保護し健全な投資環境を守るため、金融経済教育や国民からの相談体制の拡充等を通じて、詐欺的な投資勧誘等に基づく被害を防止し、実効性のある検査及び監督が円滑に実施されるよう、金融庁及び財務局において必要な機構・定員を確保し、引き続き投資者保護に万全を期すこと。
- 右決議する。

事業性融資の推進等に関する法律案（閣法第57号）

（衆議院 6.5.21可決 参議院 5.27財政金融委員会付託 6.7本会議可決）

【要旨】

本法律案は、不動産を目的とする担保権又は個人を保証人とする保証契約等に依存した融資慣行の是正及び会社の事業に必要な資金の調達等の円滑化を図るため、事業性融資の推進等に関し、その基本理念、国の責務、基本方針の策定、企業価値担保権の設定、事業性融資推進支援業務を行う者の認定、事業性融資推進本部の設置等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、総則

- 1 この法律において「事業性融資」とは、金融機関等からの会社に対する貸付けのうち、不動産を目的とする担保権又は個人保証契約等若しくはこれに準ずるものとして主務省令で定めるものによって担保されず、又は保証されないものをいう。
- 2 事業性融資の推進に関し、基本理念及び国の責務を定める。

二、企業価値担保権

- 1 会社の総財産（将来において会社の財産に属するものを含む。）は、一体として、企業価値担保権の目的とすることができる。
- 2 企業価値担保権を設定しようとする場合には、企業価値担保権信託契約に従わなければならない。
- 3 企業価値担保権に関する信託業務は、内閣総理大臣の免許を受けた会社でなければ、営むことができないこととし、企業価値担保権信託会社に関し、所要の行為規制等を整備する。
- 4 担保目的財産の換価は、裁判所の許可を得て、営業又は事業の譲渡によってすることなど、企業価値担保権の実行に関する規定を整備する。

三、事業性融資推進支援業務を行う者の認定

事業性融資について、事業者や金融機関等に対して指導又は助言を行う機関の認定制度を創設する。

四、事業性融資推進本部

金融庁に、特別の機関として、事業性融資推進本部を置く。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.6.6財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 企業価値担保権の設定は、企業価値担保権者や特定被担保債権者が債務者とその使用人との間の労働契約の締結・変更等に影響を及ぼす目的で行ってはならないことを監督指針等において明確にすること。また、企業価値担保権の担保目的財産となる会社の総財産の定義やその範囲を画

- 定するための考え方、伴走型支援に当たって優越的地位の濫用防止の観点から企業価値担保権者等が考慮すべき事項、制度運用における留意点等を監督指針等において明確にするとともに、広く周知・広報を行うこと。
- 二 担保目的財産の換価の方法に関し裁判所の適切な判断に資するよう考え方を示すとともに、担保目的財産の換価に当たって、事業の継続と成長発展を支えるとの本法の目的に沿って、管財人は、事業譲渡の金額の多寡のみではなく、雇用の維持及び取引関係の維持、その他多様な事情を考慮した上で、承継先を決定することをガイドラインに明記し、広く周知・広報を行うこと。
- 三 一般債権者の保護をより強く図る目的で設けられる不特定被担保債権留保額の算定方法を政令で定めるに当たっては、具体的な算定根拠を明らかにしつつ、労働債権が労働者の生活の保持に不可欠であることに特段の配慮を行うこと。
- 四 企業価値担保権の活用における労働者保護のさらなる強化を図るため、担保権の設定時及び実行前後における労働組合等への通知、協議のあり方について、速やかに検討を開始すること。
- 五 「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針」については、政府において、専門的な検討の場を設け、新たな企業価値担保権の創設を踏まえて必要な見直し等を行うこと。加えて、合併・事業譲渡をはじめ企業組織の再編に伴う労働者保護に関する諸問題については、その実態把握を行うとともに、速やかに検討を進め、結論を得た後、必要に応じて立法上の措置を講ずること。
- 六 企業価値担保権者や特定被担保債権者が、実態として、債務者の使用人の労働条件等の決定及び変更等に関与している場合は労働組合法上の使用者に該当し得ることをガイドラインで明らかにし、金融機関等に周知徹底を図ること。また、本法と労働関係法令との関係についての考え方を整理した上で、広く周知・広報を行うこと。
- 七 本法に基づく制度の運用に当たっては、基本理念も踏まえ、企業価値担保権信託会社や金融機関等に対するモニタリングの充実を図ること。その際、地域金融機関等のモニタリングを主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めること。
- 八 企業価値担保権という新たな制度を活用した融資スキームが可能となることに鑑み、本法施行後から5年を経過するまでの間、融資状況等について継続的にモニタリングを行い、制度の利用状況の推移や利用時の課題等について公表すること。
- 右決議する。

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）

（衆議院 6.5.21可決 参議院 5.24法務委員会付託 6.14本会議可決）

【要旨】

本法律案は、本邦に適法に在留する外国人の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、在留カード及び特別永住者証明書と個人番号カードの一体化並びに一体化したカードに係る地方出入国在留管理局又は市町村における手続の一元的処理を可能とするとともに、在留カード及び特別永住者証明書の記載事項等を見直すほか、出入国及び在留の公正な管理に係る電磁的記録の取扱いに関し必要な事項を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、出入国管理及び難民認定法の一部改正

- 1 在留カードの記載事項等に関する規定及び在留カードの有効期間に関する規定を整備する。
- 2 中長期在留者が個人番号カードとしての機能が付加された特定在留カードの交付を求める申請をすることができるものとし、特定在留カードに係る地方出入国在留管理局又は市町村における手続を一元的に処理することを可能とするための規定を整備する。

二、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正

- 1 特別永住者証明書の記載事項等に関する規定及び特別永住者証明書の有効期間に関する規定を整備する。
- 2 特別永住者が個人番号カードとしての機能が付加された特定特別永住者証明書の交付を求める申請をすることができるものとし、特定特別永住者証明書に係る市町村における手続を一元的に処理することを可能とするための規定を整備する。

- 三、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正
特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付に伴う措置等に関する規定の整備等を行う。
- 四、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正
電子証明書の発行に関する規定の整備を行う。

五、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.6.13法務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 特定在留カード等について、取得を義務付けず、希望者が任意に取得できることとした趣旨を、法施行後も尊重すること。
- 二 在留カード等と個人番号カードの一体化のための準備を進めるとともに、特定在留カード等の更なる利便性向上のための措置について引き続き検討を行うこと。
- 三 年々巧妙化する偽造技術に対応し、これを防止するための取組を進めるとともに、プライバシー情報の保護のためのセキュリティ対策を着実に行うものとする。
- 四 紛失、盗難、滅失その他の事由により特定在留カードの所持を失ったときは出入国在留管理庁において、在留カードが即時に交付されることについて必要な周知を行うこと。
右決議する。

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）

（衆議院 6.5.21修正議決 参議院 5.24法務委員会付託 6.14本会議可決）

【要旨】

本法律案は、近年における技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行う事業を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、技能実習の在留資格に代わるものとして、育成就労産業分野（特定産業分野のうちその分野に属する技能を我が国において就労を通じて修得させることが相当な分野）において就労することを内容とする育成就労の在留資格を創設する。
- 二、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の題名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に改める。
- 三、政府は、育成就労産業分野の選定や当該分野において求められる人材に関する基本的な事項等を基本方針として定めるものとする。
- 四、育成就労の対象となろうとする外国人ごとに作成する育成就労計画の認定に係る規定を整備し、業務、技能、日本語能力等の目標や内容等の適正な受入れのための認定の基準等を定めるものとする。
- 五、一定の要件の下で、育成就労外国人の意思による育成就労実施者の変更を可能とする。
- 六、監理支援事業を行う監理支援機関を設け、外部監査人の設置等を許可の基準等とするものとする。
- 七、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護等を図るため、外国人育成就労機構を設立する。
- 八、法務大臣が永住許可をする要件として出入国管理及び難民認定法に規定する義務の遵守及び公租公課の支払を明記し、故意に公租公課の支払をしないこと等を永住者の在留資格の取消事由とする。

なお、本法律案は、衆議院において、育成就労外国人が大都市圏等に過度に集中して就労することとならないようにするための政府の措置、永住者の在留資格の取消しに係る規定の適用に当たって配慮すべき事項、法施行後3年を目途とする育成就労制度の在り方についての検討等の規定を附則に追加する修正が行われた。

【附帯決議】（6.6.13法務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 我が国が外国人労働者にとって魅力ある働き先となり、就労希望者がより長く我が国で就労することができるよう、また、安価な労働力の確保策として悪用されることのなきよう、外国人労働者の生活・就労環境等の整備と適切な法の運用に努めるものとし、段階的な技能向上が図られることの明確化、賃金をはじめとする待遇や職場環境の改善、国及び地方公共団体等における受入れ体制の整備、本人及び家族のための生活環境の整備、社会保障制度に関する周知徹底、我が国の文化や社会に対する理解の増進等の諸施策の総合的な取組に向けた検討を進めること。
- 二 外国人労働者の受入れ企業が労働関係法令を遵守し、適切に外国人労働者の雇用と支援を行うことができるよう、人権意識の醸成及び徹底に向けて、適切な情報発信及び取組支援の在り方等について検討を行うこと。また、外国人労働者に対する人権侵害の実態や外国人失踪者に関する状況の把握と業所管省庁間の共有に努め、必要な改善措置について検討を行うこと。
- 三 育成就労の関係者は、育成就労労働者等の外出、妊娠・出産及び育児その他の私生活の自由を不当に制限してはならないこと。政府は、その旨の周知徹底を関係者に向けて行うものとする。
- 四 地域社会での生活や育成就労の適切な実施に資するとともに、改正後の制度の各段階において日本語能力がこれまで以上に求められることから、外国人労働者の日本語習得のために適切な支援がなされるよう、国及び地方公共団体における環境整備の在り方について検討を行うこと。特に、地方における日本語習得の機会の確保について、十分に配慮するものとする。
- 五 我が国の産業分野における労働力不足への対応を目的とする本法の趣旨に照らし、特定技能及び育成就労に係る対象分野及び受入れ見込数の設定に関しては、外国人労働者の現状や我が国全体の雇用状況を適切に勘案して、透明性・予見可能性が確保されるよう努めるとともに、専門性のある有識者や労使団体等の知見が反映され、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。また、経済社会の牽引役となりうる高度外国人材に関し、これまで以上に更に積極的に招致を行う方策について検討を行うこと。
- 六 政府は、育成就労産業分野の設定に当たっては、生産性向上や国内人材の確保のための取組を十分に行ってもなお人手不足の状況にある分野であることが客観的データ等から明らかであること、従事する業務が単純作業でなく、1号特定技能外国人の技能水準までの人材育成と処遇向上が可能な体制を有する分野・業務であること等、制度趣旨を踏まえつつ、国内労働市場への影響や産業政策を総合的に検討した上で厳格に設定すること。
- 七 育成就労制度及び特定技能制度において、日本人との同等以上の処遇確保の実効性を高めるために必要な措置を検討すること。
- 八 育成就労制度及び特定技能制度の各種評価試験について、各制度趣旨に沿った適正レベル、内容となるよう有識者や労使団体等で構成される新たな会議体の意見を踏まえ、適正化を図ること。
- 九 我が国での就労経験を持つ外国人が、過去に習得した技術や日本語能力、日本社会及び日本文化等への理解や経験を生かして更に我が国で活躍してもらうための受入れ手段について検討を行うこと。
- 十 育成就労労働者の意向による転籍を認めるための要件に関する主務省令の策定に際しては、技能及び日本語能力の基準等について、適正かつ現実的に転籍が可能なものとなるよう、有識者や労使団体等で構成される新たな会議体の意見を反映すること。また、改正後の制度の運用状況を踏まえて必要に応じて見直しを検討するものとする。
- 十一 育成就労労働者の転籍が迅速かつ円滑に進められるよう、転籍の申出の手続にかかる負担が極力少なくなるための措置を検討するとともに、転籍先が確保されるまでの期間が長期化した場合における生活支援等の在り方について検討を行うこと。
- 十二 本人の意向による転籍を制限する期間に関しては、「1年」という有識者会議の最終報告書及び関係関係会議の決定の趣旨を尊重した上で、必要な検討を行うものとする。
- 十三 育成就労労働者が1年を超えて同一の実習先において就労を継続する場合には、2年目の就労を開始する際に、当該育成就労労働者の賃金等の雇用条件が1年目の雇用条件よりも向上することになるよう、雇用契約書のひな型を整備するなどし、雇用条件が向上していることを育成就労機構が客観的に確認することができるようにするなど、主務省令において適切な定めを設ける

こと。

十四 本法による育成就労労働者の意思による転職は最大２年間制限することになるところ（法第９条の２第４号イ）、政府は育成就労労働者の転籍の状況を適切に把握し、本法施行後３年を経過した場合において、関係地方公共団体、労使団体その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

十五 育成就労制度における労働者派遣について、関連する省令の制定に当たっては、適正な人材育成及び賃金・処遇の向上、安全対策等が確保され、制度趣旨に沿った厳格な運用が行われるよう、有識者や労使団体等の関係者の意見を反映すること。

十六 季節性のある分野における派遣形態による育成就労計画の認定に当たっては、派遣元又は派遣先の事業者の事情により育成就労労働者の利益が不当に害されることのないよう、労働関係法令等に即した適切な処遇をすること。

十七 政府は、育成就労外国人及び特定技能外国人の労働災害発生率を低減させるため、受入れ機関における安全衛生管理体制の強化及び安全衛生教育・訓練の充実、外国人労働者に対する母国語による支援の実施、評価試験における労働安全衛生の観点を含めた技能の習熟度の確認等、実効性ある方策を検討し、実施すること。

十八 監理支援機関、登録支援機関及び育成就労実施者の要件について、本法の施行後に運用状況や法令違反を検証し、その結果を踏まえ、更なる要件の厳格化、必要な措置等を検討すること。特に登録支援機関については、登録制の是非を含めて検討すること。

十九 監理支援機関の独立性・中立性の確保のための役職員要件及び業務範囲に関する要件等に関する主務省令の策定に当たっては、本法の趣旨及び地方における監理支援機関の実情に照らして実効性が確保されるよう留意するとともに、当該要件の充足の状況及び外部監査人の選任の在り方を含む適切な業務実施体制の確保の状況等について、実地検査等を通じて継続的に把握するよう努めること。併せて、監理支援機関による育成就労実施者からの監理支援費の徴収に当たっては、当該費用が実費に限られることに留意し、監理支援費の設定及び預託金の精算等が適切になされるよう、必要な措置を検討すること。

二十 育成就労を希望する外国人が送出機関に不当に高額な手数料を支払うことのないよう、主務省令で定める手数料の金額の基準を育成就労労働者にとって合理的なものとするとともに、送出国との新たな二国間取決めの策定に際しては、悪質な送出機関が排除され、我が国への育成就労労働者の送出しが適切に実施されるものとなるよう、協議を進めるものとする。

二十一 永住者に対する永住許可の取消及び職権による在留資格の変更を行おうとする場合には、既に我が国に定住している永住者の利益を不当に侵害することのないよう、定着性及び法令違反の悪質性等の個別事情を厳正に判断するとともに、具体的な事例についてのガイドラインを作成し周知するなど、特に慎重な運用に努めること。また、その場合における永住者の家族の在留資格の取扱いについて、十分な配慮を行うものとする。

二十二 我が国が魅力ある働き先として選ばれるため、外国人労働者の家族帯同の在り方について引き続き検討すること。

二十三 今後、育成就労を経た特定技能外国人の増加が見込まれる中、これら外国人に対する人権侵害の有無を含め、育成就労及び特定技能の両制度が適正に運用されているかの調査を行うなど、実態の把握に努めること。

二十四 我が国の労働人口の減少に伴う外国人労働者の増加を踏まえ、外国人との共生及び戦略的な受入れ施策を含めた外国人受入れ政策全般について検討を開始し、その結果に基づいて制度又は運用の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。この検討に当たっては、関係者を含めた有識者で構成される会議体を設置して、これを行うこと。

二十五 政府は、外国人労働者をめぐる労働・雇用管理に関する問題が発生している状況に鑑み、外国人雇用管理指針を含め、外国人労働者の雇用管理に関する法令の在り方についての検討を行うこと。その際、労働政策審議会等、労使が参画する会議体において必要な議論を行うものとする。

二十六 本法の施行に伴う出入国在留管理庁及び厚生労働省における業務負担の増加に伴い、関連業務を迅速かつ適切に実施するために必要な人的・物的体制の整備に努めること。

二十七 外国人育成就労機構が支援・保護業務や相談援助業務を適切に行うため、予算の確保も含

め、体制の整備に努めるとともに、育成就労労働者からより広く認知されるための取組を進めること。

二十八 育成就労労働者及び特定技能外国人からの各種相談案件について、法令に違反する事実又はそれが疑われる事案を把握したときには、外国人育成就労機構は、関係各省庁に対し、遅滞なく情報提供等を行うものとする。また、情報提供を受けた関係各省庁は、連携の上、事実関係の調査を行い、適切な指導監督を行うものとする。

二十九 外国人労働者が改正後の制度について正しく理解して安心して我が国で働くことを可能にするとともに、共生社会の実現に向けて国内外の理解が深まるよう、本法の趣旨及び内容について国際社会や国内の関係機関等に対する周知広報に努めること。

右決議する。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案（閣法第60号）

（衆議院 6. 4. 16可決 参議院 4. 22環境委員会付託 5. 22本会議可決）

【要旨】

本法律案は、温室効果ガスの排出削減効果が高い資源循環を促進するため、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設及び当該認定を受けた者に対する廃棄物処理法の特例、特定産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告及び公表等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、環境大臣は、再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定めるとともに、再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定め、廃棄物処分業者に対し、本基準を勘案して、必要な指導及び助言等を行うことができる。

二、需要に応じた資源循環のための廃棄物の高度再資源化事業、廃棄物からの有用なものの高度な分離及び再生部品等の回収の技術を用いた廃棄物の高度分離・回収事業又は廃棄物処理施設への脱炭素化に資する設備の導入（以下「再資源化工程高度化」という。）を行おうとする者は、それぞれ計画を作成し、環境大臣の認定を申請することができる。

三、高度再資源化事業計画の認定を受けた者は、廃棄物処理法の許可を受けずに、計画に従って行う再資源化に必要な事業（廃棄物の収集、運搬及び処分）の実施及び廃棄物処理施設の設置を行うことができる。

四、高度分離・回収事業計画の認定を受けた者は、廃棄物処理法の許可を受けずに、計画に従って行う再資源化に必要な事業（廃棄物の処分）の実施及び廃棄物処理施設の設置を行うことができる。

五、再資源化工程高度化計画の認定を受けた者は、計画に従って行う設備の導入については、廃棄物処理法の許可を受けたものとみなす。

六、環境大臣は、登録調査機関に、三、四又は五の計画認定に必要な調査の一部を行わせることができる。

七、特定産業廃棄物処分業者は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、処分を行った産業廃棄物の数量及び再資源化を実施した産業廃棄物の数量等を環境大臣に報告しなければならない。

八、産業廃棄物処理事業振興財団は、認定された三、四又は五の計画に記載された廃棄物処理施設の設置又は設備の導入に必要な債務保証等の業務を行うことができる。

九、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6. 5. 21環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、資源循環の促進のため、静脈産業と連携しつつ、製品のライフサイクル全体を通じた環境配慮の推進や再生部品及び再生資源の利用拡大に向けた措置を講ずるとともに、拡大生産者責任の趣旨に則って、動脈産業における資源循環と廃棄物の発生抑制に関する施策の充実強化を図ること。

二、高度再資源化事業計画等の認定を行う際は、地域住民や地方公共団体等の意見を踏まえ、地域の生活環境に悪影響を及ぼさないよう慎重に判断を行うこと。

- 三、認定高度再資源化事業者等が本法及び廃棄物処理法等に違反することがないように国が責任を持って当該認定高度再資源化事業者等に対する十分な監視、監督に努めるとともに、当該認定高度再資源化事業者等による不適正な処理が行われ地方公共団体に新たな人的及び財政的負担が生じた場合には、国が必要な措置を講ずるよう努めること。
- 四、廃棄物処分業者が再資源化事業等の高度化を行うに当たっては財政上の措置を含めた必要な支援を行うこと。
- 五、質及び量の両面において資源循環を進めるため、両輪の関係にある動脈産業と静脈産業が情報の共有や連携を図ること。特に、部品又は原材料その他の製品の一部として利用できるよう再資源化されたものの利用を拡大するため、電子マニフェストに再資源化情報を付加し、静脈資源情報プラットフォームの構築などの取組を進めること。あわせて静脈産業においては、現場作業に従事する者の労働環境の改善及び法令順守が確保されるよう、関係省庁は有機的な政策連携を図ること。再資源化事業等の高度化の担い手となる人材の確保及び育成を図るとともに、静脈産業全体の底上げに努めること。
- 六、再資源化事業等の高度化に加え、社会全体での廃棄物の発生抑制、製品の再使用及び分別排出等の取組の一層の推進を図ること。特に、プラスチック汚染に関する条約策定等を始めとする国際的な動向も踏まえ、プラスチック等の高度な資源循環等を推進すること。
- 七、制定後、相当な期間が経過している環境基本法及び循環型社会形成推進基本法について、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーなどの国際的な環境政策並びに最近の廃棄物・リサイクル法制の展開を踏まえて、その見直しを含め必要な検討を行うこと。
- 右決議する。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案（閣法第61号）

（衆議院 6.5.23可決 参議院 6.7内閣委員会付託 6.19本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、学校設置者等及び民間教育保育等事業者は、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にあるものであり、当該役務を提供する業務を行う教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努め、仮に児童対象性暴力等が行われた場合には児童等を適切に保護する責務を有する。
- 二、学校設置者等は、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者及び施行時現職者について、犯罪事実確認書による特定性犯罪事実該当者（刑法第176条の不同意いせつ等の特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行終了等の日から起算して20年を経過しないもの等に該当する者をいう。）であるか否かの確認（以下「犯罪事実確認」という。）を行わなければならないほか、児童対象性暴力等を把握するための措置、犯罪事実確認の結果等を踏まえて講ずべき措置、児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置及び教員等への研修を実施しなければならない。また、犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認記録等を適正に管理しなければならない。
- 三、民間教育保育等事業者は、その行う民間教育保育等事業について、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣の認定を受けることができ、認定事業者は、学校設置者等と同等の措置を実施しなければならない。内閣総理大臣は、認定をしたときはその旨等を公表するものとし、認定事業者は、広告等に内閣総理大臣が定める表示を付することができる。
- 四、犯罪事実確認を行わなければならない事業者は、犯罪事実確認を行わなければならないこととされている従事者について、内閣総理大臣に対し、特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を記載した犯罪事実確認書の交付を申請することができ、内閣総理大臣は、交付申請をした事業者に対し、当該交付申請に係る従事者の犯罪事実確認書を交付するものとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 六、政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案しつつ、児童対

象性暴力等の防止に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（6.6.18内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 民間教育保育等事業者が積極的に認定を受けることにより、その事業者に対する保護者の信頼を高めることとなるよう、事業者及び保護者の双方に対し分かりやすく、かつ誤解を招かないように認定制度の周知啓発を図ること。
- 二 対象事業及び対象業務への該当性の基準、児童対象性暴力等が行われるおそれがある場合の防止措置に関する基準や具体例の明示、犯罪事実確認を行う前にこどもに接する業務に従事させる特例が認められる場合及びその場合に必要な防止措置の内容、調査の客観性の確保など、本法の運用に関する具体的な事項が下位法令やガイドラインに委ねられていることを踏まえ、これらの制定を早急に行うこと。また、制定に当たっては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律や児童福祉法、これらの法律に基づく指針等との整合性を図るだけでなく、事業者、労働者やこどもの参画の下で検討しその声を適切に反映するとともに、防止措置の濫用の防止を図ることや、おそれがあると誤認に基づき判断された場合の対応に留意すること。その際には、性犯罪歴がある労働者に安全確保措置を講じる場合においても、雇用管理上の措置をとる際には労働法制等に従う必要がある点をガイドラインに明記すること。
- 三 対象事業については、芸能事務所のように、主たる事業が教育ではなく、対象がこどもに限らない場合であっても、こどもを対象とする事業であれば広く含まれるようにすること。また、民間教育事業の要件に関し、「6月以上」とされている芸能又は知識を習得するための標準的な修業期間の短縮について検討すること。
- 四 ベビーシッターや家庭教師等のこどもを対象とする事業を営む個人事業主、マッチングアプリ経由等による個人契約やフランチャイズ方式も犯罪事実確認等の対象とする仕組みを早急に検討すること。また、医療機関を対象事業とすることについても検討すること。
- 五 犯罪事実確認については、特定性犯罪の範囲を下着窃盗、ストーカー行為やこどもに重大な影響を与える性暴力と解される行為等にも拡大すること、確認対象期間を延長すること、示談等により不起訴とされた場合や刑事事件には至らないものの懲戒解雇となった場合なども対象とすることについて検討すること。また、これらの検討に必要な知見が得られるよう、性犯罪の累犯性、余罪の状況などの特性や小児性愛を含む性嗜好障害の実態に関する調査・分析・研究を進めること。
- 六 本法の実効性を確保するためには、性加害の事実のみ消しや加害者の自主退職による懲戒の回避を防止する必要があることを踏まえ、その事実が客観的に認められた場合には、事業者等に告発・通報を義務付けることについて検討すること。また、性犯罪を防止する観点から、施設などにおいて複数の目が行き届くような体制が整備されるよう努めること。
- 七 学校設置者等及び認定事業者が、その規模にかかわらず研修、相談、調査等の措置を講ずる体制を負荷なく構築することができるよう支援する仕組みを整備するとともに、こどもの安全・保護に関する責任者を任命する仕組み等を検討すること。特に、研修、相談、調査等については、公平性、透明性及び質の担保のため、外部有識者の活用など第三者性の確保にも留意すること。
- 八 教員、保育士等の養成段階において、こどもに対する性暴力を防止するための教育を充実させること。
- 九 性被害を受けたこどもの人権を擁護するため、第三者機関を含む相談先の確保を推進するとともに、トラウマケアの充実を図るための方策について検討すること。また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制の充実・強化に加え、警察において、性被害の相談等がなされた場合は、被害者に寄り添って親身かつ適切に対応するよう徹底すること。
- 十 性暴力の根絶へ向けて、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動がとれるよう、発達段階に応じて着実な指導に努めること。また、こどもが性被害から身を守るために必要な知識を習得できるよう、こども向けの研修の充実を図るとともに、家族や教員等のこどもにとって身近な存在からの性被害もあり得ることを「生命（いのち）の安全教育」において強調し、こどもの理解につなげること。
- 十一 犯罪事実確認記録等が犯罪歴という要配慮個人情報を含み得ることを踏まえ、学校設置者等

- 及び認定事業者が犯罪事実確認記録等の管理及び廃棄を適正に行うよう徹底するとともに、情報の漏えいを防止するための対策を講ずること。また、犯罪事実確認の方法については、イギリスで採用されている第三者機関「Ofsted」による確認の仕組みも参考にして、学校設置者等及び認定事業者への犯罪事実確認書の交付が不要となる仕組みを検討すること。
- 十二 本法に基づく規制が特定性犯罪事実該当者に対して事実上の就業制限を課すものであることを踏まえ、性犯罪の捜査及び立証に当たっては、誤った事実認定の防止に一層留意すること。
- 十三 学校設置者等及び認定事業者の採用内定者が内定を辞退した場合において、内定辞退後にその者の採用を検討する他の事業者にとっては、これが犯罪事実確認の結果に起因するものであるか否かが判別できないことを踏まえ、その者が偏見により就労を妨げられることがないよう、所要の周知啓発を図ること。
- 十四 性犯罪の加害者の再犯防止等に資するためにも、最新の医学的知見を踏まえつつ、性嗜好障害の治療等のデータの蓄積など、科学的根拠の構築に必要な調査研究を進めること。また、加害者の改善更生及び社会復帰を支援するため、認知行動療法に基づく治療の支援を強化し、加害者更生プログラムの充実を図るとともに、加害者の受講を促進すること。加えて、加害者のみならず、専門家により性嗜好障害又はその疑いがあると診断された者が適切な治療や支援を受けられる環境の整備に取り組むこと。
- 十五 本法が犯罪事実確認記録等という要配慮個人情報を含み得る情報を取り扱うこと等を踏まえつつ、本法の施行に万全を期するため、政府における執行体制を早急に整備すること。また、犯罪事実確認書の交付申請に係る事務等を委託するに当たっては、十分な情報管理体制が確保されている業者を選定するなど、申請従事者の個人情報の漏えいが生じないよう万全を期すこと。
- 十六 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による犯罪事実確認並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第7条第1項の規定によるデータベースの活用又は児童福祉法第18条の20の4第3項の規定によるデータベースの活用に関し、それらの補完・連携の在り方について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者の負担を軽減するための方策にも留意しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 十七 児童対象性暴力等の防止に関する制度の在り方について、本法の施行後3年の見直しを待たず、必要に応じ、不断の見直しを行うこと。
- 十八 民間教育事業における教授を行う者の人数等の要件を満たさない事業者等がいることも踏まえつつ、こどもの安全の確保は本法のみで全うできるものではないことに鑑み、こどもに対する性犯罪・性暴力対策の総合的な取組を進めること。
- 十九 以上の項目は、こどもの権利の保障を最優先に捉え、こどもが誰一人として性被害を受けることがないよう万全を期するという一貫した考えの下に取り組むこと。
- 右決議する。

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案 (閣法第62号)

(衆議院 6.5.23可決 参議院 6.3経済産業委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、スマートフォンを利用した事業に係る競争環境を整備するため、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジン）の提供等を行う事業者を指定し、特定ソフトウェアに係る競争を制限するおそれのある行為を禁止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特定ソフトウェア事業者の指定

公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るものとして政令で定める規模以上であるものを、二の規定の適用を受ける者として指定するものとする。

二 指定事業者の禁止行為等

- 1 指定事業者に対し、個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止等の禁止行為及びデータの取得等の条件の開示に係る措置等の講ずべき措置を定める。
- 2 指定事業者は、毎年度、この法律の規定の遵守状況等に関する報告書を公正取引委員会に提

出しなければならないものとする。

三 違反に対する措置等

この法律の規定に違反する疑いのある行為に対する公正取引委員会の調査権限や、違反する行為を是正するための命令、課徴金納付命令等について定める。

四 関係行政機関の意見の聴取

サイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用に伴い取得される氏名、性別その他のスマートフォンの利用者に係る情報の保護、スマートフォンの利用に係る青少年の保護等の観点から、公正取引委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、意見を求めることができるものとする。また、関係行政機関の長は、公正取引委員会に対して意見を述べるものとする。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.6.11経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 デジタル市場の活性化やイノベーションの促進を図る観点から、特定ソフトウェアに係る市場における自由で開かれた公平・公正かつ健全な競争環境の整備に取り組むとともに、セキュリティの確保、プライバシー保護、青少年保護、消費者保護等に関し必要十分な措置が講じられるように努め、競争と安心・安全の両立の確保を図ること。この場合において、指定事業者によるセキュリティの確保、プライバシー保護、青少年保護等が確実に担保される施策を確保しつつ、一方で健全な競争が阻害される過剰な措置が行われることのないよう、関係行政機関が連携して適切に対応すること。また、スマートフォンの安全・安心な利用と利便性確保のために、利用者に対し必要かつ十分な情報提供が行われるよう最大限努めること。
- 二 指定事業者の禁止事項及び遵守事項について、本法の運用状況の検証等を通じ、競争上の問題の大きさに比して適切な規制になるように配慮するとともに、デジタル分野における知的財産の保護、技術革新、国内投資の促進、新たなビジネス形態等にも適切に対応することができるよう、必要に応じ見直しの検討を行うこと。
- 三 指定事業者の禁止事項及び正当化事由並びに遵守事項について指定事業者が適切に対処するための指針に関しては、関係事業者の予見可能性の確保及び競争と安全の両立が図られるよう、関係行政機関や有識者、民間事業者や消費者・ユーザー代表等の、幅広い関係者の知見等を踏まえて、可能な限り明確かつ具体的に策定するとともに、デジタル市場における情勢の変化等に対応し、適宜見直しを行うこと。
- 四 アプリストア等の開放により、有害・違法なアプリ等が提供されるリスクが高まることのないよう、正当化事由に関する具体的な考え方を示す指針の策定・運用に当たっては、関係行政機関、関係団体、指定事業者を含む民間事業者や消費者・ユーザー代表等の知見を十分に活用し、セキュリティの確保、プライバシー保護、青少年保護、消費者保護等が確実に図られるものとなるよう取り組むこと。
- 五 指定事業者以外の事業者によるアプリストアの提供について、指定事業者が、不当に高額な手数料等を徴収する等により、事実上参入を制限することがないよう、指針においてその考え方を明確にすること。
- 六 アプリストアや検索エンジン等に係る指定事業者の禁止行為については、アプリストア及び検索エンジンを巡る適正な競争環境の確保に努めつつ、先行して制度の運用を行っている欧州の実施状況を分析し、利用者のニーズへの即応性や的確性その他利用者の利便性が損なわれることがないよう配慮すること。
- 七 令和5年6月16日に政府のデジタル市場競争会議において取りまとめられた「モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告」において必要性が指摘された「う回行為の禁止」について、本法による規制が容易に回避されることがないよう、指針や本法の運用においてその内容の明確化を図ること。
- 八 アプリ開発者を始め、本法の違反行為の報告及び措置の求めを公正取引委員会に行った者の保護を図るため、その者に対する不利益取扱いの禁止の違反に係る本法第30条による指定事業者に

対する勧告及び命令等の必要な措置を適切かつ確実に実施すること。

九 本法の適切な運用を確保する観点から、専門部署の設置、デジタル分野の技術やビジネスに精通した専門人材の確保等、公正取引委員会の組織・人員等の体制を抜本的に強化するとともに、幅広い民間事業者や消費者・ユーザー代表等の知見等を活用するよう努めること。また、公正取引委員会の独立性を確保しつつ、関係行政機関の間の連携強化を図ること。

十 欧州や米国を始めとする諸外国の競争当局等との連携強化を図り、世界的なデジタル市場における競争政策の動向及び取組等を踏まえ、国際協定等との整合性も十分に考慮し、適時適切に必要な措置を講ずること。

十一 青少年保護及び青少年の心身の健全な成長等を図る観点から、青少年や保護者、教育関係者等におけるスマートフォン等の利用に係るリテラシーの向上が図られるよう最大限努めること。

また、スマートフォンの利用を巡る青少年の保護の在り方について、関連する取組の状況や課題の整理、主要各国における最近の対策の動向の把握等を踏まえつつ、法制上の措置の必要性の有無も含め、関係省庁等が連携して、具体的な方策の検討を進めること。

右決議する。

本院議員提出法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第1号）

（参議院 6.6.6政治改革に関する特別委員会付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、議会制民主主義の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止、政治活動に関する寄附の量的制限の強化、収支報告書の要旨の公表の期限の短縮等の措置を講ずるとともに、政治団体の代表者に政治団体に対する監督義務を課し、あわせて、政治資金規正法違反について罰則を強化すること等を内容とするものである。

政党助成法を廃止する法律案（参第2号）

（参議院 6.6.6政治改革に関する特別委員会付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、政党の政治資金は主として国民が拠出する浄財によって賄われるべきものであることに鑑み、国が政党に対する助成を行う制度を廃止しようとするものである。

電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の利用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われなくするために講ずべき措置等に関する法律案（参第3号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、電気料金が高騰している現状に鑑み、電気の利用者の負担の軽減を図るため、当分の間の措置として、電気の利用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われなくするために講ずべき措置について定め、あわせて、再生可能エネルギー電気の供給の促進に要する費用の在り方についての政府における検討について定めようとするものである。

財政法の一部を改正する法律案（参第4号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、教育・科学技術関係費の財源について、国会の議決を経た金額の範囲内で、財政法第4条第1項ただし書の規定により公債を発行すること等ができるようにするものである。

揮発油価格高騰時における揮発油税等税率特例停止措置の実施並びに揮発油税等税率特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置に関する法律案（参第5号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、揮発油及び軽油の価格が高騰している現下の状況を踏まえ、国民生活及び国民経済の安定を図るため、揮発油価格高騰時における揮発油税等税率特例停止措置を実施するために講ずべき措置について定めるとともに、揮発油税及び地方揮発油税並びに軽油引取税の税率の特例が設けられてから長期間が経過し、当該税率の特例が設けられた当時とは社会経済情勢が著しく変化していることに鑑み、当該税率の特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置について定めるものである。

育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案（参第6号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な高齢化の進展、就労、結婚、出産等をめぐる状況の変化等に伴い増加している育児・介護二重負担者について、日常生活及び社会生活に支障が生ずることのないようその負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっていることに鑑み、育児・介護二重負担者の支援に関する施策に関し、基本理念、国等の責務その他の必要な事項を定めることにより、これを総合的に推進しようとするものである。

サイバー安全保障を確保するための能動的サイバー防御等に係る態勢の整備の推進に関する法律案（参第7号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、近年、国内外において国家の関与が疑われるサイバー攻撃その他のサイバー攻撃の脅威が増大していることに鑑み、サイバー安全保障態勢の整備の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びサイバー安全保障態勢の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバー安全保障態勢整備推進本部を設置することにより、サイバー安全保障態勢の整備を総合的かつ集中的に推進しようとするものである。

自動車盗難対策等の推進に関する法律案（参第8号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、自動車の盗難の防止等のためには、その盗取等の実態等を踏まえた多岐にわたる取組が必要であることに鑑み、自動車盗難対策についてその基本となる事項を定めるとともに、あわせて小売店舗における集団による窃盗等の自動車の窃盗等との類似性が認められる犯罪の防止等に関する施策について定めることにより、自動車盗難対策等を総合的に推進しようとするものである。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（参第9号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、近年における組織的に行われる窃盗及び盗品有償譲受け等の実情に鑑み、これらの罪に当たる行為が団体の活動としてこれを実行するための組織により行われたときの法定刑を加重する等の措置を講じようとするものである。

消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案（参第10号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、消費者が苦情の申出等を行う機会を十分に確保すること等その利益を擁護することが重要である一方で、消費者対応業務関連特定行為が従業者等の業務の遂行に支障を生じさせ、及び従業者等の心身に重大な影響を及ぼすとともに、事業者の事業活動や他の消費者の消費生活にも支障を及ぼすおそれがあるものであること等に鑑み、消費者対応業務関連特定行為対策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針の策定その他消費者対応業務関連特定行為対策の基本となる事項を定めること等により、消費者の利益が擁護されるよう配慮しつつ消費者対応業務関連特定行為対策を総合的に推進しようとするものである。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案（参第11号）

（参議院 6.6.6政治改革に関する特別委員会付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、最近における政治資金をめぐる状況に鑑み、政治団体の収支報告の適正の確保及び透明性の向上により政治に対する国民の信頼の回復を図るため、収支報告書の不記載、虚偽記入等に関する政治団体の代表者に対する罰則の強化、政治資金監査の対象となる政治団体及び事項の拡大、収支報告書のデジタル化の一層の推進、政党から公職の候補者に対してされる寄附の禁止及び渡切りの方法による支出の禁止、政策研究団体による政治資金パーティーの開催の禁止、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準の引下げ、外国人等からの政治資金パーティーの対価の収受の禁止、政治資金パーティーの対価の支払方法の制限等の措置を講じようとするものである。

農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案（参第12号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、地域における農業の基盤である農業用植物の優良な品種を確保する上で農業用植物の新品種の育成が継続的かつ安定的に行われることが重要であることに鑑み、地域における農業の持続的な発展を図るため、公的新品種育成の促進等に関し、基本方針の策定その他の必要な事項を定めようとするものである。

地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案（参第13号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等が、農産物の生産のために栽培される植物の品種の多様性の確保及び地域における農業の振興を図る上で重要であることに鑑み、農業の持続的かつ健全な発展及び農村その他の地域の活性化に資するとともに、食料の安定供給の確保及び国民の豊かな食生活の実現に寄与するため、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関し、基本理念、基本方針の策定その他の必要な事項を定めることにより、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進しようとするものである。

衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載)

令和六年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案（衆第3号）

(衆議院 6.3.14可決 参議院 3.28内閣委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案の内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「令和6年度出産・子育て応援給付金」とは、妊娠から出産及び子育てまでの一貫した相談支援の実効性を確保する必要性に鑑み、令和6年度の予算における妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村（特別区を含む。）から支給される給付金（金銭以外の財産により行われる給付を含む。）で、妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものをいう。

二、差押禁止等

- 1 令和6年度出産・子育て応援給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 2 令和6年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができない。

三、非課税

租税その他の公課は、令和6年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和6年度出産・子育て応援給付金についても適用する。ただし、二の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第4号）

(衆議院 6.3.14可決 参議院 3.28内閣委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づく一時金の支給の請求の状況に鑑み、一時金の支給の請求期限を5年延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、一時金の支給の請求期限の延長

一時金の支給の請求の期限を5年延長し、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の施行の日（平成31年4月24日）から起算して10年を経過する日までとする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】（6.3.29内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者（以下「優生手術等を受けた者」という。）が御高齢となっており、一刻の猶予もないことを踏まえ、一時金の支給について効果的な広報を早急に行うこと。また、広報の実施に際しては、障害種別に応じて、分かりやすい文章、点字、手話など、情報提供の在り方を工夫し、優生手術等を受けた者、家族及び関係者に情報が行き渡るよう

にすること。

- 二 国及び地方公共団体の一時金支給制度の相談窓口において、優生手術等を受けた者等が身近で安心して相談できる体制を充実させること。また、その相談が一時金の「請求受付」につながるよう、優生手術等を受けた者等の話を丁寧に把握し、関連する行政機関、地方公共団体、医療機関・福祉施設等と緊密な連携をすること。
 - 三 一時金の水準等を含む今後の対応の在り方について、当事者からの要望があることを踏まえ、不断の検討及び見直しを行うこと。
 - 四 旧優生保護法に基づく優生手術等に係る資料が優生手術等を受けた者の被害状況を証明するために重要であることに鑑み、国は、資料の破棄などを行わずその保管・保全を徹底するよう地方公共団体、医療機関・福祉施設等に改めて通知すること。
- 右決議する。

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律案（衆第5号）

（衆議院 6.3.29可決 参議院 4.1厚生労働委員会付託 4.5本会議可決）

【要旨】

本法律案は、令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金について、その支給を受けることとなった者が自らこれを使用することができるよう、その差押禁止等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金」とは、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による災害により住宅に被害を受けた世帯（以下「被災世帯」という。）の住宅の再建の支援等の観点から支給される給付金であって、それらがあいまって被災世帯に必要な支援を確保し、当該災害により被害を受けた地域のコミュニティの再生を図り、当該地域における社会福祉の向上に資するものとして石川県から支給される次に掲げるものをいう。
 - 1 令和6年3月1日に閣議において決定された令和5年度一般会計予備費の使用に基づく地域福祉推進支援臨時特例交付金その他高齢者若しくは障害者がいる世帯又は住宅の建設、購入若しくは補修のための借入金の借入れを受け若しくは返済を行うことが容易でない世帯に対して給付金を支給することを目的として国が交付する交付金として厚生労働省令で定めるものを主たる財源として支給される給付金
 - 2 1に掲げる給付金の支給を受けていない世帯の住宅の建設、購入又は補修のための借入金の利息の支払に充てるものとして支給される給付金として厚生労働省令で定めるもの
- 二、令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 三、令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。
- 四、この法律は、公布の日から施行する。
- 五、この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金（一の1の地域福祉推進支援臨時特例交付金に係るもの及び一の2に掲げるものに限る。）についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第13号）

（衆議院 6.6.6修正議決 参議院 6.6政治改革に関する特別委員会付託 6.19本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員関係政治団体の代表者が、会計責任者の説明等に基づき、政治資金規正法の規定に従っ

て収支報告書が作成されていることを確認した上で、その旨を記載した確認書を交付して、それを収支報告書に添付させる制度を創設するとともに、その違反に罰則を設け、公民権停止の対象とする。

二、政治資金監査の対象団体である国会議員関係政治団体に政策研究団体を含めるとともに、その対象事項に収入に関する事項を加える。

三、国会議員関係政治団体の収支報告書等について、オンライン提出を義務付けるとともに、インターネット公表を義務化する。

四、政治資金パーティーについて、その対価支払者の氏名等の公開基準額を5万円超に引き下げる。

五、政策活動費を含む政党から国会議員に対する支出について、項目別の金額及び年月を収支報告書に記載した上で、政策活動費の支出に係る政治活動に関連してした支出の状況についての領収書等を10年後に公開するものとする。また、政党から公職の候補者への政治活動に関する寄附を禁止する。

六、国会議員関係政治団体から年間1,000万円以上の寄附を受けたその他政治団体は、その年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなし、支出公開に関する特例規定を適用する。

七、収支報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る部分を公表するときは、都道府県、郡及び市町村の名称に係る部分に限って行うものとする。

八、政党に所属する国会議員が政治資金等に関する犯罪に係る事件に関し起訴された場合における政党交付金の一部の交付を停止する等の制度を創設するため、必要な措置が講ぜられるものとする。

九、政治資金に関する独立性が確保された機関を設置するものとし、具体的な内容について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

十、外国人等による政治資金パーティーの対価の支払に係る規制、個人のする政治活動に関する寄附を促進するための税制優遇措置、公職の候補者が自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の適用除外等について、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

十一、この法律は、一部を除き令和8年1月1日から施行する。

【附帯決議】（6.6.18政治改革に関する特別委員会議決）

本法の趣旨を踏まえ、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

一、政治活動の公明と公正を確保し、民主政治の健全な発展に寄与する観点から、政治改革全般にわたる課題について不断の検討を続けること。

二、政治資金に関する独立性の確保された第三者機関の設置を始めとする本法における検討事項については、本法が実効あるものとなるよう広範かつ詳細にわたる検討を行うとともに、円滑な施行ができるよう速やかに結論を得ること。

三、政策活動費の公開に関する制度については、10年後の領収書等の公開だけでなく、毎年の収支報告書に対する第三者機関の監査が確実に行われるよう、その透明化の実現を図ること。

四、政党に所属する国会議員が政治資金等に関する犯罪に関し起訴された場合における政党交付金の交付の停止等に関する制度及び自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の適用除外に関する検討については、早期に結論を得て、その改正を図ること。

五、政治資金パーティーを開催する者が同一の者から受けることができる当該政治資金パーティーの対価の支払の上限額の在り方及び政党その他の政治団体に係る政治資金パーティー以外の事業による収入の在り方について、検討を行うこと。

六、政治団体の代表者が親族間で異動することによる政治資金の移動の制限の在り方について、公職を担う多様な人材を確保する観点から、検討を行うこと。

七、政治資金の適正化・透明化を図るため、適時に、正確な会計帳簿の作成や、複式簿記の導入などを含め、会計の在り方について検討を行うこと。

八、国会議員関係政治団体に係る収支報告書等のオンライン提出の義務化に当たっては、誰もが関

覧できるようなデータベース化を含め、検索可能性を高める情報提供の在り方について検討を行うこと。なお、対象となる各政治団体において、オンライン提出が円滑に行われるよう、政府においては、関係者に対するオンラインシステムに関する研修の実施やサポート体制の充実に努めること。

九、政党が議会制民主政治において極めて重要な存在であることを踏まえ、政党の望ましいガバナンスの在り方について、政党の自主性及び自律性の確保に配慮しつつ、法整備の要否も含めて、中長期的に検討を行うこと。

右決議する。

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（衆第17号）

（衆議院 6.5.23可決 参議院 6.10国土交通委員会付託 6.12本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 公共工事の品質確保に関する基本理念として、公共工事等に従事する者の休日等、新たな技術の活用の推進、脱炭素化に向けた技術又は工夫の活用等に配慮すること等を定めることとする。
- 二 発注者等の責務として、契約に取引価格の変動に基づく請負代金額の変更及び算定方法に関する定めを設け、その適用に関する基準を策定するとともに、契約締結後に変動が生じたときは、適切に請負代金額の変更を行うこと、地域の実情を踏まえた競争参加資格等を定めること、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずること、災害時における公共工事の目的物の被害状況の把握に関し、当該目的物の整備等について必要な知識及び経験を有する者の活用に努めなければならないこと等を定めることとする。
- 三 国及び地方公共団体は、職業訓練を実施する者に対する支援等、高等学校等と民間事業者等との間の連携の促進及び外国人等を含む多様な人材の確保等に必要環境の整備の促進について必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。
- 四 国は、発注関係事務の実施の実態を調査、公表するよう努めるとともに、その結果を踏まえ、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう、必要な助言を行わなければならないこととする。
- 五 国は、公共工事に従事する者に対する賃金の支払、休日の付与の実態等の調査を行うよう努め、調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、公共工事に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならないこととする。
- 六 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項に、必要な体制整備に関することを追加するほか、国土交通大臣等は、同指針に従って講じた措置の状況の報告を踏まえ、各省各庁の長等又は地方公共団体に対し、同指針に照らして必要な勧告等を行うことができることとする。
- 七 測量に関する専門の養成施設の登録要件について、講義及び実習を行うべき測量に関する科目等を国土交通省令に委任するほか、測量法に測量士等となる資格の在り方の検討規定を追加することとする。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】（6.6.11国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 公共工事の契約変更手続の透明性を確保するため、まずは国土交通省直轄工事において契約変更前に必要に応じて受発注者以外の第三者がその適正性をチェックし、その意見を反映、公表する新たな仕組みを導入すること。あわせて、それ以外の公共工事における契約変更についても導入を検討すること。
- 二 令和6年能登半島地震を踏まえ、災害対応に不可欠な地域建設業を維持するため、地方公共団

体において適切な競争参加資格や発注単位の設定が行われるよう必要な措置を講ずるとともに、その担い手を確保するため、予定価格や工期の適正な設定等の諸施策が効果的に実施されるよう、発注関係事務の実施実態及び公共工事に従事する者への賃金の支払いや休日の付与の状況の把握を進め、必要な措置を講ずること。

三 地域建設業者が災害時の地域の守り手としての役割を果たしていくためには、担い手を確保し建設機材を維持することが必要であることに鑑み、過疎地域等を始めとする地方公共団体に対する公共事業の施行についての支援等を検討すること。

四 民間事業者等による新技術の研究開発を促進するとともに、公共工事等においてその活用を推進すること。特に、脱炭素化に対する寄与の程度等を考慮して総合的に価値の最も高い資材や工法等を適切に採用するため、ガイドラインの作成や取組事例に係る情報収集等を行うこと。

五 国の総合評価落札方式における賃上げ加点措置については、公平性や地域建設業等の維持の観点からその影響を調査し、他制度との兼ね合いを考慮しつつ運用を検討すること。

六 測量士等を中長期的に確保するため、就業状況の実態把握を行うとともに、資格制度の更なる改善について早期に検討を進めること。

右決議する。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第18号）

（衆議院 6.5.30可決 参議院 6.10文教科学委員会付託 6.12本会議可決）

【要旨】

本法律案は、障害のある児童及び生徒のために作成されている教科用特定図書等が、教科用図書の使用に困難を有する日本語に通じない児童及び生徒にとっても有用であること等に鑑み、これらの者が教科用特定図書等を使用して学習することができることとなるよう、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、文部科学大臣等が検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供を行うことができることとされた教科用特定図書等の発行には、当分の間、障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行を含むものとする。

二、一に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行並びに当該発行に係る教科用特定図書等についての著作権法の規定の適用について、必要な読替えを行う。

三、この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第19号）

（衆議院 6.5.30可決 参議院 6.10厚生労働委員会付託 6.12本会議可決）

【要旨】

本法律案は、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律に基づく補償金の支給の請求の状況に鑑み、補償金の支給の請求期限を5年延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、補償金の支給の請求の期限を5年延長し、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の施行の日（令和元年11月22日）から起算して10年を経過する日（令和11年11月21日）までとする。

二、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】（6.6.11厚生労働委員会議決）

一、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律に基づく補償金の請求を行うに至っていないハンセン病元患者家族が多数おられることを踏まえ、補償金の支給についてより効果的な広報を行うこと。また、広報の実施に際しては、偏見差別をおそれて同法に基づく補償金

の請求を躊躇する当事者が多いことも踏まえ、よりきめ細やかな対応を行うこと。

二、国の隔離政策により、元患者のみならず元患者家族等も、偏見と差別の中で、長年多大の苦痛と苦難を強いられてきたことを改めて深くおわびするとともに、偏見差別解消策、偏見差別予防策及び差別被害救済策の一層の充実に向けた努力を引き続き行う決意を新たにすること。

右決議する。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）

（衆議院 6. 6. 13可決 参議院 6. 17内閣委員会付託 6. 19本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改める。
- 二、この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第25条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法の問題にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。
- 三、基本理念に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならないこと、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならないこと等を定める。
- 四、「子どもの貧困対策に関する大綱」を「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）とし、大綱に定める事項にひとり親世帯の養育費受領率等を追加する。また、政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。
- 五、国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 六、国及び地方公共団体は、こどもの貧困の実態、貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方、こどもの将来の貧困を防ぐための施策の在り方等についての調査研究等の施策を講ずるものとする。
- 七、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 八、政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

【附帯決議】（6. 6. 18内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 こどものみならず、その家族さらには若者世代を含めて、衣食住に困る等の生活困窮、十分な医療を受けられないこと等がないよう、貧困の解消に向けた対策を実施すること。
- 二 相対的貧困率が著しく高いひとり親家庭を対象とした多面的な支援に取り組むこと。
- 三 希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるようにすることが重要であるとの認識の下、国及び地方公共団体の取組の在り方を検討するとともに、養育費の更なる履行確保に向けた強化を図ること。
- 四 民間の団体との連携においては、活動支援のための財政上の措置に即した取組、新たな団体の参入可能性、公平・公正な手続等の確保に留意すること。
- 五 こどもの貧困の解消に向けた支援に地域間格差が生じないよう、各地方公共団体における支援体制の強化を図ること。

- 六 こどもの貧困の解消に向け、こども家庭庁の体制の強化を図るとともに、地方公共団体との連携を強化し、調査研究及び指標の検証を踏まえた施策を推進し、その実効性を上げること。
右決議する。

予 算

令和六年度一般会計予算

令和六年度特別会計予算

令和六年度政府関係機関予算

(衆議院 6.3.2可決 参議院 3.2予算委員会付託 3.28本会議可決)

【概要】

令和5年の我が国経済は、5月の新型コロナウイルスの感染症法上の位置付け変更によって、およそ3年に及んだコロナ禍に終止符が打たれ、経済活動の正常化が進んだ。年間を通して景気は緩やかに持ち直していたが、企業業績が堅調に推移した一方で、令和4年以降の物価上昇が続く中、実質賃金は減少し、消費の回復は力強さを欠くものとなった。

また財政は、一般会計当初予算ベースの基礎的財政収支の赤字幅は縮小が見られるものの、近年のコロナ対策で大規模な財政出動が行われたこともあり、国及び地方の長期債務残高対GDP比は2倍を越すなど厳しい状況が続いている。

こうした状況の中、令和6年度予算は、人への投資、科学技術の振興及びイノベーションの促進、GX、DX、半導体・AI等の分野での国内投資の促進、海洋、宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援、少子化対策・こども政策の抜本強化を含む包摂社会の実現など、新しい資本主義の実現に向けた取組の加速、防災・減災、国土強靱化など、国民の安全・安心の確保、防衛力の抜本的強化を含む外交・安全保障環境の変化への対応、などの重要な政策課題について必要な予算措置を講ずる等の方針の下に編成され、令和5年12月22日に概算が閣議決定された。

その後、令和6年1月1日に最大震度7の能登半島地震が発生すると、政府は、被災者支援や被災地の復旧・復興のための対応として、同月16日に、一般予備費を5,000億円増額して1兆円とする概算の変更の閣議決定を行った。

令和6年度一般会計予算総額は112兆5,717億円（対前年度当初予算比1.6%減）と12年ぶりに前年度当初予算を下回ったものの、過去2番目の規模となった。

歳出予算は、政策的経費である一般歳出が67兆7,764億円（同6.8%減）、地方交付税交付金等が17兆7,863億円（同8.5%増）、国債費が27兆90億円（同7.0%増）となった。

一般歳出の内訳を見ると、社会保障関係費は37兆7,193億円（同2.3%増）となった。概算要求基準時点において年金・医療等に係る経費のいわゆる自然増が5,200億円と見込まれたが、社会保障関係費の前年度からの実質的な増加は3,700億円程度（年金スライド分3,500億円程度を除く）となった。診療報酬の改定率が+0.88%（国費822億円）、薬価等の改定率が▲1.00%（同▲1,202億円）となったほか、介護報酬、障害福祉サービス等報酬がプラス改定となった。また、こども未来戦略に基づき、所得制限の撤廃を含む児童手当の抜本的拡充に3,558億円（年金特別会計）等が計上された。

防衛関係費は7兆9,172億円となった。前年度当初予算の「防衛力強化資金繰入」を除いたベースで比べ16.6%増となり、12年連続の増加となった。令和6年度は防衛力整備計画の2年目に当たり、同計画対象経費は7兆7,249億円（対前年度当初予算比17.0%増）となり、イージス・システム搭載艦2隻の建造を含む統合防空ミサイル防衛能力（契約ベースで約1.2兆円）等が計上された。

公共事業関係費は6兆828億円（対前年度当初予算比0.04%増）となった。このうち国土強靱化関係予算は4兆330億円（同1.6%増）となった。地域における事前防災・減災対策等を支援する防災・安全交付金8,707億円（同2.3%増）、海上保安能力の抜本的強化に2,611億円（同7.4%増）等が計上された。

文教及び科学振興費は5兆4,716億円（同1.0%増）となり、2年連続の増加となった。小学校高学年の理科・算数等の教科における「教科担任制」の前倒し、小学校5年生の35人以下学級の実現のための教職員定数の改善等により、義務教育費国庫負担金1兆5,627億円（同2.7%増）等が計上された。科学技術振興費は1兆4,092億円（同1.1%増）となった。

地方交付税交付金等は17兆7,863億円（同8.5%増）となり、2年連続の増加となった。交付税及び譲与税配付金特別会計から支出される地方交付税交付金は18兆6,671億円（同1.7%増）となり、

臨時財政対策債の発行は過去最少の4,544億円となった。

国債費は、27兆90億円（同7.0%増）となり、4年連続の増加となった。内訳は、債務償還費が17兆2,957億円（同3.2%増）、利払費が9兆6,910億円（同14.4%増）などとなっている。積算金利が1.1%から1.9%へ引き上げられたこと等によって、利払費が増加した。

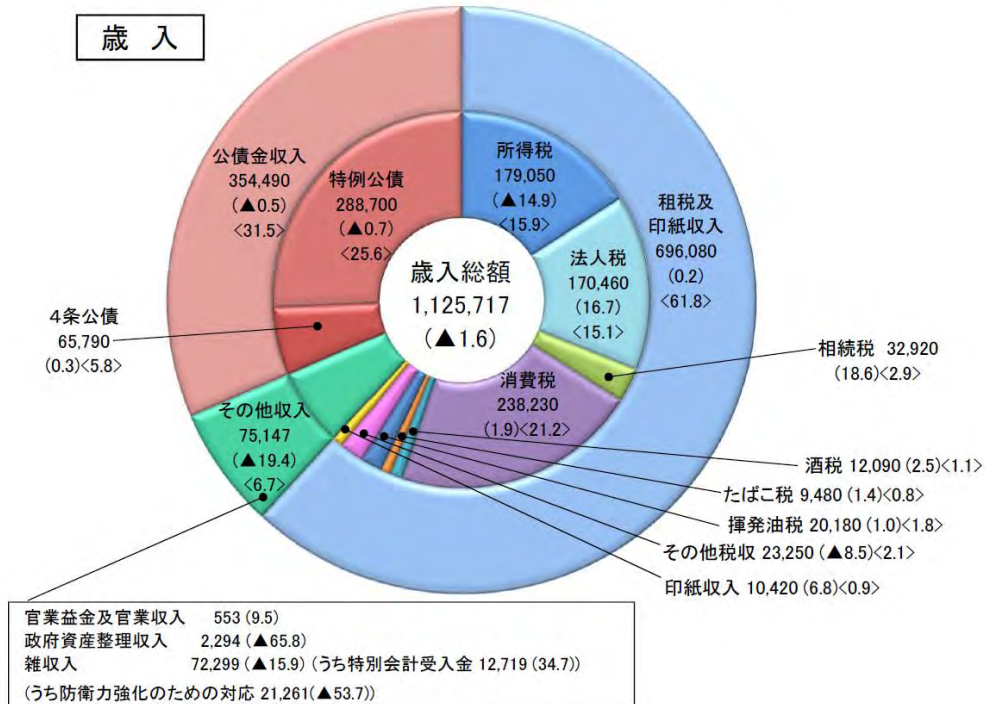
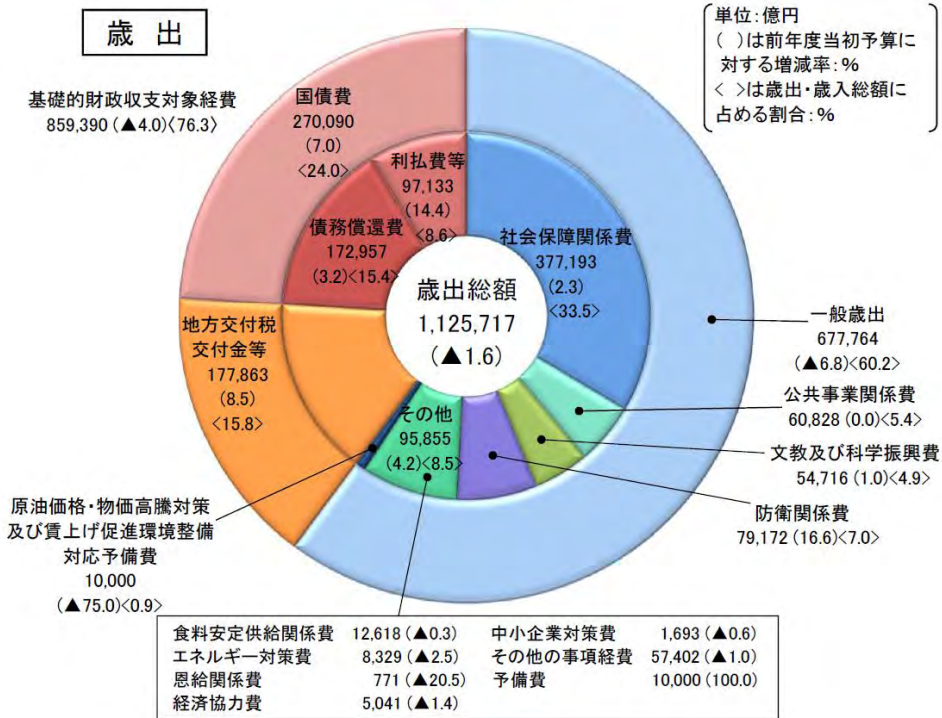
このほか、令和5年度補正予算で従前の新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費から使途を変更した、原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費は前年度当初予算から3兆円減額の1兆円が計上された。

歳入予算については、租税及印紙収入は69兆6,080億円（同0.2%増）となり、当初予算として過去最高を見込んでいる。定額減税の実施等により所得税等が減少する一方、堅調な企業業績や物価高等により、法人税や消費税等の増加を見込んでいる。

公債金は35兆4,490億円（同0.5%減）で3年連続の減額となった。内訳は、4条公債が6兆5,790億円（同0.3%増）、特例公債が28兆8,700億円（同0.7%減）となっている。公債依存度は31.5%となり、前年度当初予算に比べ0.4%ポイント上昇した。

歳出の基礎的財政収支対象経費（歳出総額から利払費と債務償還費（交付国債分を除く）を除いたもの）は前年度当初予算に比べ3兆5,805億円減少（対前年度当初予算比4.0%減）した。一般会計ベースの基礎的財政収支は前年度当初予算から1兆9,450億円改善したものの、8兆8,163億円の赤字となった。また、令和6年度末の国及び地方の長期債務残高は1,315兆円（対GDP比214%）と見込まれている。

令和6年度一般会計予算の内訳



(出所) 財務省「予算の説明」等より作成

条 約

グローバル戦闘航空プログラム（G C A P）政府間機関の設立に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

（衆議院 6.5.14承認 参議院 5.29外交防衛委員会付託 6.5本会議承認）

【要旨】

この条約は、グローバル戦闘航空プログラム（以下「G C A P」という。）の管理等を我が国、英国及びイタリアのために行うことを目的とする国際機関としてG C A P政府間機関（以下「G I G O」という。）を設立するものであり、2023年（令和5年）12月14日に東京において署名された。

この条約は、前文、本文67箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、G I G Oを設立し、本部は英国に置くこと、G I G Oが運営委員会及びG C A P実施機関（以下「実施機関」という。）によって構成されること等を規定する。
- 二、G I G Oを統治する最高機関である運営委員会の構成及び任務、小委員会の設置並びに実施機関の地位、任務及び活動等について規定する。
- 三、締約国は、G I G Oの資金のために拠出すること等を規定する。
- 四、G I G O、運営委員会及び小委員会の構成員等がそれぞれ享有する特権及び免除等について規定する。
- 五、G C A Pに係る情報を取得することに関心を有する非締約国との意思疎通、追加的な締約国となる可能性がある国との交渉、非締約国によるこの条約への加入等について規定する。
- 六、締約国は、法的義務及び規則に従い、並びに国家安全保障上の直接の利益に妥当な考慮を払った上で、G C A Pにおいて又はG C A Pを通じて生み出された品目及び情報の非締約国への輸出等に関する他の締約国の意図を可能な限り支援すること等を規定する。
- 七、締約国は、G C A Pのための装備、技術等の非締約国への輸出を円滑にするための共通の仕組みを創設し、及び維持すること、当該仕組みについては、この条約、適用のある国際協定並びに武器管理制度に関する約束を含む締約国のその他の法的義務及び規則を反映すること等を規定する。
- 八、締約国及びG I G Oは、締約国間の別途の取決めに従って秘密情報を保護すること等を規定する。
- 九、締約国は、G I G Oを解散することを全会一致で決定することができること、この条約が終了する場合又はいずれか一の締約国がこの条約から脱退する場合には、費用、法的請求及び秘密情報その他の機微な情報の保護に関する残存するいかなる義務も、引き続き拘束力を有すること等を規定する。
- 十、この条約は、締約国からの最後の批准書又は受諾書が寄託された日の翌日に効力を生ずる。

日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

（衆議院 6.5.21承認 参議院 6.5外交防衛委員会付託 6.12本会議承認）

【要旨】

この協定は、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けるものであり、2024年（令和6年）1月29日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文7箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、自衛隊とドイツ軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動

又はそれぞれの国の法令により物品若しくは役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

二、この協定に基づいて提供される物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬の各区分に係るものとし、それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。また、物品又は役務の提供については、武器の提供が含まれるものと解してはならない。

三、この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手續等について定める。この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供は、この協定に従属し、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される手續取決めに従って実施される。

四、両締約国政府は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手續を完了した旨を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日に効力を生ずる。この協定は、10年間効力を有し、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ10年の期間、自動的に効力を延長される。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

（衆議院 6.4.9承認 参議院 4.15外交防衛委員会付託 4.24本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とアンゴラとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2023年（令和5年）8月にルアンダで署名されたものである。この協定は、前文、本文28箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、自国の区域において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

二、一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与える。

三、いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、輸出についての要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができない。

四、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。

五、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託され得る。

六、両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手續の完了を相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とギリシャ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

（衆議院 6.4.9承認 参議院 4.15外交防衛委員会付託 4.24本会議承認）

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とギリシャとの間で課税権を調整するものであり、2023年（令和5年）11月1日にアテネで

署名されたものである。この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること等を規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができること等を規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること等を規定するとともに、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等について規定する。
- 七、この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 八、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）

（衆議院 6.4.9承認 参議院 4.15外交防衛委員会付託 4.24本会議承認）

【要旨】

この議定書は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「協定」という。）に、情報の電子的手段による国境を越える移転及び個人情報の保護に関する規定を追加するための改正等について定めるものであり、2024年（令和6年）1月31日にブリュッセルにおいて署名が行われた。

この議定書は、前文、本文7箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、協定第8・71条を改め、対象者及び個人情報の定義に係る規定を加えることを定める。
- 二、協定第8・81条を改め、両締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を確保することを約束すること等について定める。
- 三、協定第8・81条の次に第8・82条として、両締約国は、各締約国の法令に従い個人が自己の個人情報及びプライバシーの保護についての権利を有すること並びにこの点に関する高い基準がデジタル経済における信用及び貿易の発展に寄与することを認めること等に関する規定を加えることを定める。
- 四、協定第8・63条を削除する。
- 五、この議定書は、協定第23・2条1及び2の規定に従い、この議定書の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の要件及び手続について、当該要件を満たしたこと及び当該手続が完了したことを両締約国が相互に通告する日の属する月の後2番目の月の初日又は同日よりも遅い日であって両締約国が合意する日に効力を生ずる。

航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）

（衆議院 6.5.21承認 参議院 6.5外交防衛委員会付託 6.12本会議承認）

【要旨】

我が国とクロアチアとの間の定期航空路線の開設については、クロアチアから提起された航空協定締結の要望及び近年の我が国とクロアチアとの間の人的交流の拡大を踏まえ交渉を行った結果、2023年（令和5年）7月21日に東京においてこの協定が署名された。

この協定は、我が国とクロアチアとの間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とすることを目的としており、前文、本文21箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書Ⅰ及び附属書Ⅱから成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国の航空企業は、他方の締約国の領域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。
- 二、一方の締約国の指定航空企業は、附属書Ⅰに定める路線（以下「特定路線」という。）において、他方の締約国内の地点に着陸して定期的に両締約国間の貨客を運送することができるとともに、特定路線上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の締約国内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 三、特定路線において運営される航空業務（以下「協定業務」という。）を開始するためには、まず、一方の締約国が当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。当該航空企業は、他方の締約国からその法令に従って運営許可を受けた後に、指定航空企業として運航を開始することができる。
- 四、一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料等について当該他方の締約国の関税等を原則として免除される。
- 五、両締約国の指定航空企業は、両締約国間の協定業務の運営につき公平かつ均等な機会を与えられる。
- 六、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 七、この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）

（衆議院 6.5.21承認 参議院 6.5外交防衛委員会付託 6.12本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とオーストリアとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度等への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、2022年（令和4年）9月に両国政府間で協定の締結交渉を開始した結果、2024年（令和6年）1月19日に東京において署名されたものである。

この協定は、前文、本文28箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、オーストリアについては、年金保険、疾病保険、災害保険及び失業保険について適用する。また、我が国については、年金制度に関しては国民年金及び厚生年金保険について、医療保険制度に関しては健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度について並びに失業等給付に関する雇用保険制度について、それぞれ適用する。
- 二、強制加入に関する法令の二重適用の回避のため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、年金制度及び雇用保険制度への強制加入に関しては、被用者又は自営業者が、一時的に相手国において就労する場合には、当該被用者については派遣（第三国の領域を

經由する派遣を含む。)の期間が5年を超えない場合に自国の法令のみを適用することとし、当該自営業者についてはその居住国の法令のみを適用する。

三、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法令の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。

四、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。

刑事に関する共助に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）

（衆議院 6.5.21承認 参議院 6.5外交防衛委員会付託 6.12本会議承認）

【要旨】

我が国政府は、刑事共助条約の締結交渉を開始することについてブラジル政府との間で意見が一致したことを受け、2021年（令和3年）12月から条約の締結に向けた交渉を行った。その結果、条約の案文について最終的な合意をみるに至ったので、2024年（令和6年）1月25日に東京において、この条約の署名が行われた。この条約は、前文、本文22箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について条約の規定に従って共助を実施する。

二、共助には、①証言又は供述の取得、②映像及び音声の送受信による通話を通じた聴取を可能とすること、③物件の取得（捜索又は差押えによるものを含む。）、④人、物件又は場所の見分、⑤人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定、⑥被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は可能な場合には地方公共団体の保有する物件の提供、⑦請求国における出頭が求められている者に対する招請の伝達、⑧拘禁されている者の身柄の移送であって証言の取得その他の目的のためのもの、⑨刑事手続に関する文書の送達、⑩犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助、⑪被請求国の法令により認められるその他の共助であって両締約国の中央当局間で合意されたものを含む。

三、条約に規定する任務を行う中央当局として、日本は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、ブラジルは法務治安省をそれぞれ指定する。この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。

四、被請求国の中央当局は、被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合等には、共助を拒否することができる。

五、この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第9号）

（衆議院 6.5.7承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.24本会議承認）

【要旨】

国際復興開発銀行協定（以下「協定」という。）に規定されている国際復興開発銀行（以下「銀行」という。）の融資等の上限は、1945年（昭和20年）の銀行設立当時に規定されたものであり、現在では、近年のリスク管理手法と比べて過度に保守的なものであると広く考えられるに至っている。このような背景を踏まえ、加盟国は、銀行による現在及び将来の支援ニーズへの一層幅広い対応を可能とし、銀行の機能を強化するため、協定に規定されている融資等の上限の撤廃が必要であるとの見解で一致した。

この改正は、こうした経緯から、2023年（令和5年）7月10日に銀行の総務会において承認されたものであり、銀行の機能を強化することを目的として、協定上の融資等の上限を撤廃することについて定めるものである。

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第10号）
（衆議院 6.5.7承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.24本会議承認）

【要旨】

欧州復興開発銀行を設立する協定（以下「協定」という。）に規定されている欧州復興開発銀行（以下「銀行」という。）の融資等の上限は、1991年（平成3年）の銀行設立当時に規定されたものであり、現在では、近年のリスク管理手法と比べて過度に保守的なものであると広く考えられるに至っている。このような背景を踏まえ、加盟者は、銀行による現在及び将来の支援ニーズへの一層幅広い対応を可能とし、銀行の機能を強化するため、協定に規定されている融資等の上限の撤廃が必要であるとの見解で一致した。

また、加盟者は、2020年（令和2年）10月の銀行の総務会において承認された中期戦略に基づき、銀行の支援対象の拡大について議論してきた結果、開発上のニーズが高く、現在の受益国との結び付きの強い地域としてサブサハラ・アフリカの加盟国を受益国に追加できるようにすべきであるとの見解で一致した。

この改正は、こうした経緯から、2023年（令和5年）5月18日に銀行の総務会において承認されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、銀行の受益国の範囲を拡大し、銀行が、現在の受益国である中欧及び東欧の各国、モンゴル並びに地中海の南部及び東部の加盟国に加え、限られた数のサブサハラ・アフリカの加盟国においてもその目的を達成することができることを定める。
- 二、協定に規定されている融資等の上限を撤廃するとともに、理事会が銀行の財務の健全性等を保護するため、適当な制限を定め、及び維持することを定める。

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の二千九年の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第11号）

（衆議院 6.5.7承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.24本会議承認）

【要旨】

この改正は、一定の条件下で二酸化炭素を含んだガスの輸出を可能とするものであり、2009年（平成21年）の1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書（以下「議定書」という。）締約国会議において採択された。

この改正の主な内容は次のとおりである。

- 一、議定書の第6条は、投棄のために廃棄物その他の物を他国に輸出することを許可してはならない旨規定していたが、この改正では、当該規定の例外として、締約国が、受入国との間で協定を締結し、又は取決めを行っていることを条件として、二酸化炭素を含んだガスの輸出を行うことができることを新たに規定している。
- 二、一に記載する協定又は取決めには次の事項を含めることを規定している。
 - 1 輸出国と受入国との間の許可を与える責任の確認及び配分
 - 2 非締約国に輸出する場合、議定書上の義務に反しないことを確保するための議定書と同等の規定
- 三、この改正は、議定書の締約国の3分の2が改正の受諾書を寄託した後60日目の日に、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。
- 四、この改正は、2019年（令和元年）10月に採択された議定書締約国会議決議により、締約国が、受諾時又は受諾後に暫定的適用を宣言することによって、この改正を暫定的に適用させることが可能である。

承認を求めるの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）

（衆議院 6. 3. 26承認 参議院 3. 28総務委員会付託 3. 29本会議承認）

【要旨】

本件は、放送法第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会の令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が6,021億円、事業支出が6,591億円で、570億円の収支不足となる。この不足額については、還元目的積立金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

経営計画の初年度となる令和6年度は、健全な民主主義の発達に資するため、情報空間の参照点の提供と信頼できる多元性確保への貢献を基軸として、経営計画に基づいた事業運営を着実に実施するとし、適切な資源管理とデジタル技術の活用等によりコンテンツ価値の最大化を図るとともに、命と暮らしを守る報道の深化、多様で質の高いコンテンツによる公共的価値の創造のほか、国際発信の再強化、全国ネットワークを生かした地域の姿の発信、ユニバーサル放送・サービスの充実、インターネット活用業務におけるコンテンツの効果的な提供、新たな営業アプローチの推進、財源の多様化、NHKグループ全体でのガバナンスの強化、アカウンタブルな経営の徹底、放送センターの建替えの推進等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額8,308億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,404億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、現行の受信料額を維持しつつ、還元目的積立金も活用し、視聴者への還元を行う点は評価できるとした上で、予算の執行に当たっては、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくこと、重要な公共インフラを提供する者として、引き続き将来の災害に備えること、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供すること、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」を一体的に改革することに不断に取り組むこと等が求められる旨の意見が付されている。

【附帯決議】（6. 3. 29総務委員会議決）

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、政治的公平性を確保し、事実を客観的かつ正確、公平・公正に伝え、真実に迫るための最善の努力を不断に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。

二、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、女性委員の比率を引き上げることなどにより多様な意見が反映されるよう、幅広く選任するべく努めること。

三、経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を保障するために、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを深く認識し、協会が放送法に定められた役割を確実に果たすよう、執行部との適切な連携を図りつつ、権限を行使すること。

また、協会は、経営委員会及び理事会等における意思決定過程等を明らかにするため、経営委員会及び理事会の議事録の適切な作成・管理を行うとともに、原則としてこれを公表すること。

四、協会は、不祥事が相次いでいる現状を踏まえ、国民・視聴者の信頼を回復するため、公共放送

を担う者としての役職員の倫理観を高め、ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、不祥事の再発防止策の確実な実施等を組織一体となって行うことにより、不祥事の根絶に努めること。

特に、協会の放送番組において、不正確な又は視聴者の誤解を招く表現により、放送の信頼を損なう事態があったことを踏まえ、番組制作過程における責任ある体制の構築、チェック機能の強化等、徹底した再発防止に努めること。

五、協会は、国民・視聴者に対する還元等により、当面、事業収支差金の赤字が見込まれていることを踏まえ、必要な還元を進めつつも、不断の経営改革により、できる限り早期に赤字予算を解消し、受信料収入と事業規模との均衡を確保すること。

なお、事業支出の削減に当たっては、国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう、コンテンツの質と量を担保するための環境整備に十分に配慮すること。

六、協会は、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解を促進し、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならないことを認識した上で、営業活動の一層の合理化・適正化に向けて不断の見直しを行うこと。

また、支払率の低下について、その原因を分析し、対処方法について検討を行うなど、受信料の公平負担の徹底に努めること。

なお、令和5年4月から運用を開始した割増金については、個別事情に配慮し、適切な対応を行うこと。

七、協会は、音声波の削減については、災害時における情報提供手段としての高い有用性があること、ラジオ第2放送が民間放送事業者の手掛けにくい教育・教養番組の放送を多面的に行っていること等を考慮した検討を行うこと。

八、協会は、放送センターの建設計画の抜本的な見直しの具体的な内容を早急に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組む、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。

九、協会は、業務の合理化・効率化を推進するとともに、調達に係る取引の透明化、外部制作事業者の活用等を迅速かつ確実に実施し、経営改革に積極的に取り組むこと。なお、外部の事業者との取引に当たっては、社会や経済の状況に鑑み、価格交渉に適切に応じ、適正な価格による取引の実現に努めること。

また、経営改革に当たっては、職員の雇用の確保及び処遇の改善に十分配慮し、特に職員給与の決定においては、業務量の増加及び人員の削減に起因する職員の負担の増大、民間企業における賃金や物価高騰等を踏まえ、適正な水準とすること。

十、政府及び協会は、デジタル時代における放送の持続的な維持・発展を図るため、公共放送、受信料制度及び協会のインターネット活用業務の在り方を含む放送制度について引き続き検討を行うこと。

また、協会は、インターネット活用業務の実施に当たっては、その影響力の大きさを十分認識し、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握するとともに、関係者間での情報共有及び連携を図るよう努めること。

十一、協会は、地域の関係者と連携しながら、地域ならではの魅力を紹介し、地域の活性化及び発展に寄与するコンテンツを充実するとともに、国内外に向けた積極的な発信に努めること。

また、激動する国際情勢等に鑑み、我が国に対する理解が促進されるとともに、在外邦人に的確な情報が提供されるよう、国際放送及び海外発信の一層の充実を図ること。

十二、協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、いかなる事態においても放送・サービスが継続され、正確な情報が国民・視聴者に伝達されるよう、令和6年能登半島地震で明らかになった課題も踏まえ、中継局を含む放送設備の整備と非常時の体制の強化、偽情報・誤情報の流通・拡散を防止する取組の強化を図ること。

また、政府は、放送事業者が災害時に備える取組を推進することができるよう支援を行うこと。

十三、協会は、障がい者、高齢者及び外国人に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・

ディバイドを解消するため、新たな技術の開発・活用などにも取り組み、字幕放送、解説放送、手話放送など「人にやさしい放送」の一層の充実等を図ること。

十四、協会は、過労により職員が亡くなる事態が再発してしまった事実を厳粛に受け止め、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先に確保し、適正な業務運営と過重労働防止やハラスメント防止などの労働環境の改善に全力で取り組むこと。

また、障がい者の雇用率の一層の向上及び女性の採用・登用の拡大を図ること。
右決議する。

予備費等承諾を求めるの件

令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

（衆議院 6.4.16承諾 参議院 5.24決算委員会付託 5.29本会議承諾）

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費予算額9兆8,600億円のうち、令和4年4月28日から9月20日までの間に使用を決定した金額は4兆8,588億円で、その内訳は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費1兆2,959億円、住民税非課税世帯等に対する給付金の支給等に必要な経費8,539億円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に必要な経費8,265億円などである。

令和四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

（衆議院 6.4.16承諾 参議院 5.24決算委員会付託 5.29本会議承諾）

【要旨】

一般会計予備費予算額9,000億円のうち、令和4年4月15日から9月30日までの間に使用を決定した金額は4,197億円で、その内訳は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費2,774億円、配合飼料価格高騰緊急対策事業に必要な経費434億円、こどもみらい住宅支援事業に必要な経費300億円などである。

令和四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

（衆議院 6.4.16承諾 参議院 5.24決算委員会付託 5.29本会議承諾）

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,048億円のうち、令和4年11月4日に使用を決定した金額は688億円で、食料安定供給特別会計食糧管理勘定における輸入食糧麦等の買入れに必要な経費である。

令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

（衆議院 6.4.16承諾 参議院 5.24決算委員会付託 5.29本会議承諾）

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費予算額9兆8,600億円のうち、令和5年3月28日に使用を決定した金額は2兆2,226億円で、その内訳は、地域の実情に応じたきめ細やかな支援及び低所得世帯への支援に必要な経費1兆2,000億円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に必要な経費7,365億円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費1,550億円などである。

令和四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

（衆議院 6.4.16承諾 参議院 5.24決算委員会付託 5.29本会議承諾）

【要旨】

一般会計予備費予算額9,000億円のうち、令和5年3月17日から3月28日までの間に使用を決定した金額は1,060億円で、その内訳は、ウクライナにおける復旧・復興に対する支援に必要な経費606億円、大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費311億円、貨幣交換差減補填金の不足を補うために必要な経費93億円などである。

令和四年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 6.4.16承諾 参議院 5.24決算委員会付託 5.29本会議承諾)

【要旨】

令和5年2月21日に決定した経費増額総額は733億円で、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額である。

令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費予算額2兆円のうち、令和5年12月22日に使用を決定した金額は1兆1,310億円で、地域の実情に応じた低所得者支援及び定額減税を補足する給付に必要な経費である。

令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和5年4月18日から6年1月26日までの間に使用を決定した金額は1,915億円で、その内訳は、災害救助等に必要な経費380億円、道路等災害復旧事業等に必要な経費337億円、水産物の新たな需給構造構築支援に必要な経費207億円などである。

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額7,286億円のうち、令和5年9月29日から6年1月26日までの間に使用を決定した金額は19億円で、その内訳は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における給油所等設備災害復旧に必要な経費18億円、財政投融资特別会計投資勘定における政府保有株式の処分に必要な経費0.9億円である。

令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和6年3月1日から3月18日までの間に使用を決定した金額は1,161億円で、その内訳は、道路等災害復旧事業等に必要な経費768億円、災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費139億円、地域福祉の向上に資する住宅再建支援等に必要な経費61億円などである。

令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

令和6年2月20日から3月26日までの間に決定した経費増額総額は710億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額698億円、自動車安全特別会計空港整備勘定における空港災害復旧事業に必要な経費の増額11億円である。

決算その他

令和四年度一般会計歳入歳出決算、令和四年度特別会計歳入歳出決算、令和四年度国税収納金整理資金受払計算書、令和四年度政府関係機関決算書

(参議院 第212回国会 5.12.11決算委員会付託 6.6.12本会議是認 衆議院 6.18議決)

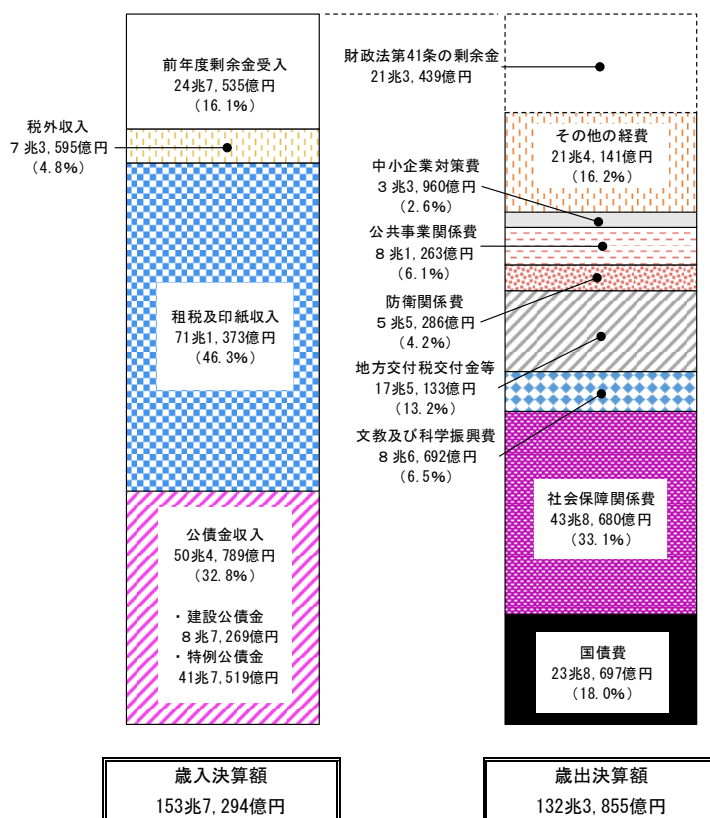
令和4年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は153兆7,294億円、歳出決算額は132兆3,855億円であり、差引き21兆3,439億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和5年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は2兆6,294億円である。

令和4年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は447兆8,921億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は432兆3,539億円である。

令和4年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は96兆4,959億円であり、資金からの支払命令済額は21兆4,109億円、資金からの一般会計等の歳入への組入額は73兆6,508億円であるため、差引き1兆4,341億円の剰余を生じた。

令和4年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆2,693億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆243億円である。

〈令和4年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(注) ()内は総額に占める割合であり、単位未満四捨五入。

(出所) 財務省資料より作成

令和四年度国有財産増減及び現在額総計算書

(参議院 第212回国会 5.12.11決算委員会付託 6.6.12本会議是認 衆議院 6.18是認)

令和4年度国有財産増減及び現在額総計算書における4年度中の国有財産の差引純増加額は5兆2,862億円、4年度末現在額は131兆8,347億円である。

令和四年度国有財産無償貸付状況総計算書

(参議院 第212回国会 5.12.11決算委員会付託 6.6.12本会議是認 衆議院 6.18是認)

令和4年度国有財産無償貸付状況総計算書における4年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は228億円、4年度末現在額は1兆2,437億円である。

N H K 決 算

日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和2年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和2年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,725億円、負債合計は4,516億円、純資産合計は8,209億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,099億円、経常事業支出は6,917億円となっており、経常事業収支差金は181億円となっている。

日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和3年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和3年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,743億円、負債合計は4,134億円、純資産合計は8,609億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,001億円、経常事業支出は6,638億円となっており、経常事業収支差金は363億円となっている。

日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和4年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和4年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,970億円、負債合計は4,098億円、純資産合計は8,872億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,917億円、経常事業支出は6,753億円となっており、経常事業収支差金は163億円となっている。

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。
 注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。
 注3 件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。
 凡例 ☆：参議院先議（多）：賛成多数（全）：全会一致

5 議案審議表

内閣委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
令和六年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案(地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出)(衆第3号)	6.3.13			3.14 可決(全)	— 3.28	3.29	—	3.29 可決(全)	3.29 可決(全)	(起立採決)		3.30 10号	106	
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出)(衆第4号)	6.3.13			3.14 可決(全)	— 3.28	3.29	—	3.29 可決(全) 附帯決議	3.29 可決(全)	(起立採決)		4.5 12号	106	
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案(関法第44号)☆	6.3.5	— 5.7 内閣	5.10 可決(全) 附帯決議	5.14 可決(全)	— 4.1	4.2	4.4 質疑	4.4 可決(全) 附帯決議	4.5 可決(多)	(起立採決)		5.22 29号	77	
公益信託に関する法律案(関法第45号)☆	6.3.5	— 5.7 内閣	5.10 可決(全) 附帯決議	5.14 可決(全)	— 4.1	4.2		4.4 可決(全) 附帯決議	4.5 可決(多)	(起立採決)		5.22 30号	78	
重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案(関法第24号)	6.2.27	(3.19) 3.19 内閣	4.5 修正(多) 附帯決議	4.9 修正(多)	(4.17) 4.17	4.18	4.18 質疑 4.23 質疑 4.25 連合審査会/質疑	5.9 可決(多) 附帯決議	5.10 可決(多)	(起立採決)		5.17 27号	55	4.25 内閣委員会、経済産業委員会 連合審査会
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案(関法第25号)	6.2.27	(3.19) 3.19 内閣	4.5 可決(多) 附帯決議	4.9 可決(多)	(4.17) 4.17	4.18	5.7 参考人 5.9 質疑	5.9 可決(多) 附帯決議	5.10 可決(多)	(起立採決)		5.17 28号	57	
道路交通法の一部を改正する法律案(関法第38号)	6.3.5	— 4.9 内閣	4.12 可決(全) 附帯決議	4.16 可決(全)	— 5.13	5.14	5.16 質疑	5.16 可決(全) 附帯決議	5.17 可決(全)	(起立採決)		5.24 34号	71	
自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(関法第39号)	6.3.5	— 4.9 内閣	4.12 可決(全)	4.16 可決(全)	— 5.13	5.14		5.16 可決(全)	5.17 可決(全)	(起立採決)		5.24 35号	73	
子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(関法第22号)	6.2.16	(4.2) 4.2 地域・こども・デジタル	4.18 可決(多) 附帯決議	4.19 可決(多)	(5.17) 5.17	5.21	5.21 質疑 5.23 質疑/参考人 5.28 連合審査会 5.30 質疑 6.4 質疑	6.4 可決(多) 附帯決議	6.5 可決(多)	(起立採決)		6.12 47号	51	5.28 内閣委員会、厚生労働委員会 連合審査会

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第30号)	6.3.1	— 4.16 内閣	4.19 可決(全) 附帯決議	4.25 可決(全)	— 6.4	6.4	6.6 質疑	6.6 可決(全) 附帯決議	6.7 可決(全)	(起立採決)	6.14 48号	63	
学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案(閣法第61号)	6.3.19	(5.9) 5.9 地域・こども・デジタル	5.22 可決(全) 附帯決議	5.23 可決(全)	(6.7) 6.7	6.11	6.11 質疑 6.13 参考人 6.18 質疑	6.18 可決(全) 附帯決議	6.19 可決(全)	(起立採決)	6.26 69号	98	
子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出)(衆第22号)	6.6.11			6.13 可決(全)	— 6.17	6.18	—	6.18 可決(全) 附帯決議	6.19 可決(多)	(起立採決)	6.26 68号	111	
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第53号)	6.3.12	— 5.21 内閣	5.24 可決(全) 附帯決議	5.28 可決(全)	— 6.20	—	—	継続審査	—	—	—	88	

総務委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
地方税法の一部を改正する法律案(関法第21号)	6.2.16	— 2.16 総務	2.16 可決(全)	2.20 可決(全)	— 2.20	2.21	2.21 質疑	2.21 可決(全)	2.21 可決(全)	(起立採決)		2.21 2号	51	
地方税法等の一部を改正する法律案(関法第2号)	6.2.6	(2.15) 2.15 総務	3.2 可決(多)	3.2 可決(多)	(3.13) 3.13	3.19	3.19 質疑 3.22 質疑	3.28 可決(多)	3.28 可決(多)	(起立採決)		3.30 4号	31	
地方交付税法等の一部を改正する法律案(関法第3号)	6.2.6	(2.15) 2.15 総務	3.2 可決(多)	3.2 可決(多)	(3.13) 3.13	3.19		3.28 可決(多)	3.28 可決(多)	(起立採決)		3.30 5号	31	
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(関承認第1号)	6.2.9	— 3.13 総務	3.21 承認(全) 附帯決議	3.26 承認(多)	— 3.28	3.29	3.29 質疑	3.29 承認(多) 附帯決議	3.29 承認(多)	(起立採決)			122	
日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(関法第33号)	6.3.1	— 4.1 総務	4.4 可決(多) 附帯決議	4.5 可決(多)	— 4.10	4.11	4.16 質疑	4.16 可決(多) 附帯決議	4.17 可決(多)	(起立採決)		4.24 20号	67	
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(関法第34号)	6.3.1	— 4.8 総務	4.18 修正(全) 附帯決議	4.19 修正(全)	— 4.24	4.25	5.7 参考人 5.9 質疑	5.9 可決(多) 附帯決議	5.10 可決(多)	(起立採決)		5.17 25号	68	
放送法の一部を改正する法律案(関法第32号)	6.3.1	(4.9) 4.9 総務	4.25 可決(多)	5.7 可決(多)	— 5.13	5.14	5.16 質疑	5.16 可決(多)	5.17 可決(多)	(起立採決)		5.24 36号	66	
地方自治法の一部を改正する法律案(関法第31号)	6.3.1	(5.7) 5.7 総務	5.28 修正(多) 附帯決議	5.30 修正(多)	(6.5) 6.5	6.6	6.6 質疑 6.11 参考人 6.13 質疑 6.18 質疑	6.18 可決(多) 附帯決議	6.19 可決(多)	(起立採決)		6.26 65号	64	

法務委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第15号)	6.2.13	— 3.12 法務	3.15 可決(多) 附帯決議	3.19 可決(多)	— 4.1	4.2	4.4 質疑	4.4 可決(多) 附帯決議	4.5 可決(多)	(起立採決)			4.12 14号	42	
総合法律支援法の一部を改正する法律案(閣法第46号)☆	6.3.5	— 4.15 法務	4.17 可決(全) 附帯決議	4.18 可決(全)	— 4.8	4.9	4.11 質疑	4.11 可決(全) 附帯決議	4.12 可決(多)	(起立採決)			4.24 19号	79	
民法等の一部を改正する法律案(閣法第47号)	6.3.8	(3.14) 3.14 法務	4.12 修正(多) 附帯決議	4.16 修正(多)	(4.19) 4.19	4.25	4.25 質疑 5.7 参考人 5.9 質疑 5.14 質疑 5.16 質疑	5.16 可決(多) 附帯決議	5.17 可決(多)	(起立採決)			5.24 33号	80	
出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案 (閣法第58号)	6.3.15	(4.16) 4.16 法務	5.17 可決(多) 附帯決議	5.21 可決(多)	(5.24) 5.24	5.28	5.28 質疑 5.30 参考人 6.4 連合審査会	6.13 可決(多) 附帯決議	6.14 可決(多)	(起立採決)			6.21 59号	93	6.3 地方公聴会
出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適 正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改 正する法律案(閣法第59号)	6.3.15	(4.16) 4.16 法務	5.17 修正(多) 附帯決議	5.21 修正(多)	(5.24) 5.24	5.28	6.6 質疑 6.11 質疑 6.13 質疑	6.13 可決(多) 附帯決議	6.14 可決(多)	(起立採決)			6.21 60号	94	6.4 法務委員会、厚生 労働委員会 連合審査会

外交防衛委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第13号)	6.2.9	— 3.11 安全保障	3.15 可決(多)	3.19 可決(多)	— 3.19	3.21	3.22 質疑	3.22 可決(多)	3.28 可決(多)	(起立採決)		3.30 7号	41	
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)	6.2.9	— 3.13 外務	3.15 可決(全)	3.19 可決(全)	— 3.25	3.26	3.27 質疑	3.27 可決(全)	3.28 可決(全)	(起立採決)		3.30 3号	33	
二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法案(閣法第7号)	6.2.9	— 3.14 外務	3.22 可決(全)	3.26 可決(多)	— 3.27	3.27	3.29 質疑	3.29 可決(全)	3.29 可決(多)	(起立採決)		3.30 11号	34	
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)	6.2.20	— 4.2 外務	4.5 承認(多)	4.9 承認(多)	— 4.15	4.16	4.23 質疑	4.23 承認(多)	4.24 承認(多)	(起立採決)			117	
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とギリシャ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)	6.2.20	— 4.2 外務	4.5 承認(多)	4.9 承認(多)	— 4.15	4.16		4.23 承認(多)	4.24 承認(多)	(起立採決)			117	
経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)	6.3.8	— 4.2 外務	4.5 承認(多)	4.9 承認(多)	— 4.15	4.16		4.23 承認(多)	4.24 承認(多)	(起立採決)			118	
防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第14号)	6.2.9	(4.4) 4.4 安全保障	4.11 可決(多)	4.16 可決(多)	(5.8) 5.8	5.9	5.9 質疑	5.9 可決(多)	5.10 可決(多)	(起立採決)		5.17 24号	41	
風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律案(閣法第37号)	6.3.1	— 4.15 安全保障	4.18 可決(多)	4.19 可決(多)	— 5.13	5.14	5.16 質疑	5.16 可決(多)	5.17 可決(多)	(起立採決)		5.24 39号	71	
国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第9号)	6.3.8	— 4.23 外務	4.26 承認(全)	5.7 承認(多)	— 5.20	5.21	5.23 質疑	5.23 承認(全)	5.24 承認(多)	(起立採決)			120	
欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第10号)	6.3.8	— 4.23 外務	4.26 承認(全)	5.7 承認(多)	— 5.20	5.21		5.23 承認(全)	5.24 承認(多)	(起立採決)			121	
千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の二千九百九十九年の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第11号)	6.3.8	— 4.23 外務	4.26 承認(多)	5.7 承認(多)	— 5.20	5.21		5.23 承認(多)	5.24 承認(多)	(起立採決)			121	

グローバル戦闘航空プログラム(GCAP)政府間機関の設立に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)	6.2.20	(4.25) 4.25 外務	5.10 承認(多)	5.14 承認(多)	(5.29) 5.29	5.30	5.30 質疑 6.4 質疑	6.4 承認(多)	6.5 承認(多)	(起立採決)		116	
日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)	6.2.20	— 5.14 外務	5.17 承認(多)	5.21 承認(多)	— 6.5	6.6	6.11 質疑	6.11 承認(多)	6.12 承認(多)	(起立採決)		116	
航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)	6.3.8	— 5.14 外務	5.17 承認(全)	5.21 承認(全)	— 6.5	6.6		6.11 承認(全)	6.12 承認(全)	(起立採決)		118	
社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)	6.3.8	— 5.14 外務	5.17 承認(全)	5.21 承認(全)	— 6.5	6.6		6.11 承認(全)	6.12 承認(全)	(起立採決)		119	
刑事に関する共助に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)	6.3.8	— 5.14 外務	5.17 承認(全)	5.21 承認(全)	— 6.5	6.6		6.11 承認(全)	6.12 承認(全)	(起立採決)		120	

財政金融委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律案(閣法第20号)	6.2.16	— 2.16 財務金融	2.16 可決(全)	2.20 可決(全)	— 2.20	2.21	2.21 質疑	2.21 可決(全)	2.21 可決(全)	(起立採決)			2.21 1号	50	
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)	6.2.2	(2.13) 2.13 財務金融	3.2 可決(多) 附帯決議	3.2 可決(多)	(3.8) 3.8	3.12	3.21 質疑 3.22 質疑	3.28 可決(多) 附帯決議	3.28 可決(多)	(起立採決)			3.30 8号	30	
関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)	6.2.6	— 3.7 財務金融	3.15 可決(多) 附帯決議	3.19 可決(多)	— 3.22	3.22	3.29 質疑	3.29 可決(多) 附帯決議	3.29 可決(多)	(起立採決)			3.30 9号	32	
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第5号)	6.2.6	— 3.26 財務金融	4.3 可決(多) 附帯決議	4.4 可決(多)	— 4.8	4.9	4.11 質疑	4.11 可決(多) 附帯決議	4.12 可決(多)	(起立採決)			4.17 16号	33	
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)	6.2.9	— 4.5 財務金融	4.9 可決(全) 附帯決議	4.11 可決(全)	— 4.22	4.23	4.25 質疑	4.25 可決(全) 附帯決議	4.26 可決(全)	(起立採決)			5.15 22号	34	
金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第56号)	6.3.15	— 4.11 財務金融	4.26 可決(多) 附帯決議	5.7 可決(多)	— 5.8	5.9	5.14 質疑	5.14 可決(多) 附帯決議	5.15 可決(多)	(起立採決)			5.22 32号	91	
事業性融資の推進等に関する法律案(閣法第57号)	6.3.15	— 5.7 財務金融	5.17 可決(多) 附帯決議	5.21 可決(多)	— 5.27	5.28	5.30 参考人 6.4 質疑 6.6 質疑	6.6 可決(多) 附帯決議	6.7 可決(多)	(起立採決)			6.14 52号	92	

文教科科学委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第35号)	6.3.1	— 4.16 文部科学	4.19 可決(全) 附帯決議	4.25 可決(全)	— 6.3	6.4	6.6 質疑	6.6 可決(全) 附帯決議	6.7 可決(全)	(起立採決)		6.14 50号	69	
障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)(衆第18号)	6.5.29			5.30 可決(全)	— 6.10	6.11	—	6.11 可決(全)	6.12 可決(多)	(起立採決)		6.19 55号	110	

厚生労働委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第5号)	6.3.27			3.29 可決(全)	— 4.1	4.2	—	4.2 可決(全)	4.5 可決(全)	(起立採決)		4.5 13号	107	
生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)	6.2.9	— 3.12 厚生労働	3.27 修正案(全) 除く原案(多) 附帯決議	3.29 修正(多)	— 4.3	4.4	4.9 質疑 4.11 参考人 4.16 質疑	4.16 可決(多) 附帯決議	4.17 可決(多)	(起立採決)		4.24 21号	35	
雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)	6.2.9	(3.29) 3.29 厚生労働	4.10 可決(多) 附帯決議	4.11 可決(多)	— 4.17	4.18	4.23 質疑 4.25 質疑 5.7 参考人 5.9 質疑	5.9 可決(多) 附帯決議	5.10 可決(多)	(起立採決)		5.17 26号	37	
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案(閣法第54号)	6.3.12	(4.11) 4.11 厚生労働	4.26 可決(全) 附帯決議	5.7 可決(全)	(5.10) 5.10	5.14	5.16 質疑 5.21 参考人 5.23 質疑	5.23 可決(全) 附帯決議	5.24 可決(多)	(起立採決)		5.31 42号	88	
再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律案(閣法第41号)	6.3.5	— 5.8 厚生労働	5.15 可決(全)	5.21 可決(多)	— 5.29	5.30	6.6 質疑	6.6 可決(多)	6.7 可決(多)	(起立採決)		6.14 51号	74	
ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第19号)	6.5.29			5.30 可決(全)	— 6.10	6.11	—	6.11 可決(全) 附帯決議	6.12 可決(全)	(起立採決)		6.19 57号	110	

農林水産委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第50号)	6.3.8	— 3.12 農林水産	3.21 可決(全) 附帯決議	3.26 可決(全)	— 4.1	4.2	4.4 質疑	4.4 可決(全) 附帯決議	4.5 可決(多)	(起立採決)		4.12 15号	84	
食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案(閣法第26号)	6.2.27	(3.26) 3.26 農林水産	4.18 修正(多) 附帯決議	4.19 修正(多)	(4.26) 4.26	5.7	5.9 質疑 5.14 参考人 5.16 質疑 5.23 質疑 5.28 質疑	5.28 可決(多) 附帯決議	5.29 可決(多)	(起立採決)		6.5 44号	57	5.21 地方公聴会
食料供給困難事態対策法案(閣法第27号)	6.2.27	— 4.24 農林水産	5.21 可決(多) 附帯決議	5.23 可決(多)	— 5.29	5.30		6.13 可決(多) 附帯決議	6.14 可決(多)	(起立採決)		6.21 61号	59	
食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第28号)	6.2.27	— 4.24 農林水産	5.21 可決(多) 附帯決議	5.23 可決(多)	— 5.29	5.30	6.4 質疑 6.6 参考人 6.11 質疑 6.13 質疑	6.13 可決(多) 附帯決議	6.14 可決(多)	(起立採決)		6.21 62号	61	
農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案(閣法第48号)	6.3.8	— 4.24 農林水産	5.21 可決(全) 附帯決議	5.23 可決(多)	— 5.29	5.30		6.13 可決(全) 附帯決議	6.14 可決(多)	(起立採決)		6.21 63号	82	
漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)	6.3.8	— 5.28 農林水産	6.5 可決(多) 附帯決議	6.6 可決(多)	— 6.13	6.13	6.18 質疑	6.18 可決(多) 附帯決議	6.19 可決(多)	(起立採決)		6.26 66号	83	

経済産業委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案(閣法第16号)	6.2.13	(3.12) 3.12 経済産業	4.5 可決(多) 附帯決議	4.9 可決(多)	(4.24) 4.24	4.25	5.7 参考人 5.9 質疑 5.14 連合審査会 5.16 質疑	5.16 可決(多) 附帯決議	5.17 可決(多)	(起立採決)		5.24 37号	42	5.14 経済産業委員会、環境委員会 連合審査会
二酸化炭素の貯留事業に関する法律案(閣法第17号)	6.2.13	(3.12) 3.12 経済産業	4.5 可決(多) 附帯決議	4.9 可決(多)	(4.24) 4.24	4.25		5.16 可決(多) 附帯決議	5.17 可決(多)	(起立採決)		5.24 38号	44	
新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(閣法第23号)	6.2.16	(4.5) 4.5 経済産業	4.26 可決(多) 附帯決議	5.7 可決(多)	— 5.20	5.21	5.23 質疑 5.28 参考人 5.30 質疑	5.30 可決(多) 附帯決議	5.31 可決(多)	(起立採決)		6.7 45号	53	
スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案(閣法第62号)	6.4.26	— 5.14 経済産業	5.22 可決(全) 附帯決議	5.23 可決(全)	— 6.3	6.4	6.6 質疑 6.11 質疑	6.11 可決(全) 附帯決議	6.12 可決(多)	(起立採決)		6.19 58号	100	
消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(閣法第36号)	6.3.1	— 5.23 経済産業	5.29 可決(全) 附帯決議	5.30 可決(全)	— 6.12	6.13	6.18 質疑	6.18 可決(全) 附帯決議	6.19 可決(多)	(起立採決)		6.26 67号	70	

国土交通委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第11号)	6.2.9	— 3.12 国土交通	3.15 可決(全) 附帯決議	3.19 可決(全)	— 3.25	3.26	3.29 質疑	3.29 可決(全) 附帯決議	3.29 可決(全)	(起立採決)		3.30 6号	38	
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第52号)☆	6.3.8	— 5.23 国土交通	5.29 可決(多) 附帯決議	5.30 可決(多)	— 4.1	4.2	4.4 質疑	4.4 可決(多) 附帯決議	4.5 可決(多)	(起立採決)		6.5 43号	87	
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(閣法第19号)	6.2.13	(3.21) 3.21 国土交通	4.10 可決(多) 附帯決議	4.11 可決(多)	— 4.17	4.18	4.23 参考人 4.25 質疑	4.25 可決(多) 附帯決議	4.26 可決(多)	(起立採決)		5.15 23号	48	
広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)	6.2.9	— 4.16 国土交通	4.19 可決(多) 附帯決議	4.25 可決(多)	— 5.8	5.9	5.14 質疑	5.14 可決(多) 附帯決議	5.15 可決(多)	(起立採決)		5.22 31号	39	
都市緑地法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)	6.2.13	— 5.7 国土交通	5.10 可決(多) 附帯決議	5.14 可決(多)	— 5.15	5.16	5.21 質疑	5.21 可決(多) 附帯決議	5.22 可決(多)	(起立採決)		5.29 40号	46	
建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第51号)	6.3.8	— 5.14 国土交通	5.22 可決(全) 附帯決議	5.23 可決(全)	— 5.27	5.28	6.4 参考人 6.6 質疑	6.6 可決(全) 附帯決議	6.7 可決(多)	(起立採決)		6.14 49号	85	
公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)(衆第17号)	6.5.22			5.23 可決(全)	— 6.10	6.11	6.11 質疑	6.11 可決(全) 附帯決議	6.12 可決(多)	(起立採決)		6.19 54号	109	

環境委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案(閣法第43号)	6.3.5	— 3.14 環境	3.29 可決(全) 附帯決議	4.2 可決(多)	— 4.8	4.9	4.11 質疑	4.11 可決(多) 附帯決議	4.12 可決(多)	(起立採決)		4.19 18号	76	
資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案(閣法第60号)	6.3.15	— 4.4 環境	4.12 可決(全) 附帯決議	4.16 可決(多)	— 4.22	4.23	5.7 参考人 5.9 質疑	5.21 可決(多) 附帯決議	5.22 可決(多)	(起立採決)		5.29 41号	97	
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第42号)	6.3.5	— 4.18 環境	5.24 可決(全) 附帯決議	5.28 可決(多)	— 6.3	6.4	6.6 参考人 6.11 質疑	6.11 可決(多) 附帯決議	6.12 可決(多)	(起立採決)		6.19 56号	75	

予算委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
令和六年度一般会計予算(閣予第1号)	6.1.26	(1.30 財政演説) 1.26 予算	3.2 可決(多)	3.2 可決(多)	(1.30 財政演説) 1.26 予備付託 3.2 本付託	2.2	3.4 基本的質疑 3.5 基本的質疑 3.6 一般質疑 3.7 一般質疑 3.8 集中審議	3.28 可決(多)	3.28 可決(多)	自民、公明、 N党、無	立憲、維教、 民主、共産、 れ新、沖縄、 無		113	3.21、3.22 委嘱審査
令和六年度特別会計予算(閣予第2号)	6.1.26	(1.30 財政演説) 1.26 予算	3.2 可決(多)	3.2 可決(多)	(1.30 財政演説) 1.26 予備付託 3.2 本付託	2.2	3.11 一般質疑 3.12 公聴会 3.13 集中審議 3.15 集中審議 3.18 集中審議 3.19 一般質疑	3.28 可決(多)	3.28 可決(多)	自民、公明、 N党、無	立憲、維教、 民主、共産、 れ新、沖縄、 無		113	
令和六年度政府関係機関予算(閣予第3号)	6.1.26	(1.30 財政演説) 1.26 予算	3.2 可決(多)	3.2 可決(多)	(1.30 財政演説) 1.26 予備付託 3.2 本付託	2.2	3.25 集中審議 3.26 一般質疑 3.27 集中審議 3.28 締めくくり 質疑	3.28 可決(多)	3.28 可決(多)	自民、公明、 N党、無	立憲、維教、 民主、共産、 れ新、沖縄、 無		113	

決算委員会

件 名	提出年月日	衆議院				参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
令和四年度一般会計歳入歳出決算、令和四年度特別会計歳入歳出決算、令和四年度国税収納金整理資金受払計算書、令和四年度政府関係機関決算書	5.11.20 (212回)	— 6.1.26 決算行政	6.17 議決(多)	6.18 議決(多)	(5.12.11 財務大臣 の報告聴取・212 回) 5.12.11 (212回)	12.11 (212回)	6.4.1 全般質疑 4.8 質疑 4.10 質疑 4.15 質疑 5.8 質疑 5.13 質疑 5.20 質疑 5.27 准総括質疑 6.10 締めくくり 総括質疑	6.10 是認(多) 内閣に 対する警告 (全) 措置要求 決議(全) 6.12 内閣に 対する 警告(全)	6.12 是認(多)	(起立採決)		127	5.27の質疑は令和四年度予備費関係6件と一括		
令和四年度国有財産増減及び現在額総計算書	5.11.20 (212回)	— 6.1.26 決算行政	6.17 是認(多)	6.18 是認(多)	5.12.11 (212回)	12.11 (212回)		6.10 是認(多)	6.12 是認(多)	(起立採決)		128			
令和四年度国有財産無償貸付状況総計算書	5.11.20 (212回)	— 6.1.26 決算行政	6.17 是認(多)	6.18 是認(多)	5.12.11 (212回)	12.11 (212回)		6.10 是認(多)	6.12 是認(多)	(起立採決)		128			
令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	5.3.17 (211回)	— 6.1.26 決算行政	4.15 承諾(多)	4.16 承諾(多)	— 5.24	5.27	5.27 質疑	5.27 承諾(多)	5.29 承諾(多)	(起立採決)		125	質疑は決算外2件と一括		
令和四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	5.3.17 (211回)	— 6.1.26 決算行政	4.15 承諾(多)	4.16 承諾(多)	— 5.24	5.27		5.27 承諾(多)	5.29 承諾(多)	(起立採決)		125			
令和四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	5.3.17 (211回)	— 6.1.26 決算行政	4.15 承諾(多)	4.16 承諾(多)	— 5.24	5.27		5.27 承諾(多)	5.29 承諾(多)	(起立採決)		125			
令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	5.5.23 (211回)	— 6.1.26 決算行政	4.15 承諾(多)	4.16 承諾(多)	— 5.24	5.27		5.27 承諾(多)	5.29 承諾(多)	(起立採決)		125			
令和四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	5.5.23 (211回)	— 6.1.26 決算行政	4.15 承諾(多)	4.16 承諾(多)	— 5.24	5.27		5.27 承諾(多)	5.29 承諾(多)	(起立採決)		125			
令和四年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	5.5.23 (211回)	— 6.1.26 決算行政	4.15 承諾(多)	4.16 承諾(多)	— 5.24	5.27		5.27 承諾(多)	5.29 承諾(多)	(起立採決)		125			

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

政治改革に関する特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
政治資金規正法の一部を改正する法律案(井上哲士君発議)(参第1号)	6.1.26	—	—	—	— 6.6	6.7	6.10 質疑 6.11 質疑 6.12 質疑 6.14 参考人 6.17 質疑 6.18 質疑	審査未了	—	—	—	—	103	
政党助成法を廃止する法律案(井上哲士君発議)(参第2号)	6.1.26	—	—	—	— 6.6	6.7		審査未了	—	—	—	—	103	
政治資金規正法等の一部を改正する法律案(竹詰仁君外1名発議)(参第11号)	6.6.5	—	—	—	— 6.6	6.7		審査未了	—	—	—	—	104	
政治資金規正法の一部を改正する法律案(鈴木馨祐君外5名提出)(衆第13号)	6.5.17	— 5.21 政治改革	6.5 修正(多) 附帯決議	6.6 修正(多)	— 6.6	6.7		6.18 可決(多) 附帯決議	6.19 可決(多)	(起立採決)		6.26 64号	107	

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
地域再生法の一部を改正する法律案(関法第29号)	6.3.1	— 3.18 地域・こども・デ ジタル	3.26 可決(多)	3.29 可決(多)	— 4.2	4.3	4.5 質疑	4.5 可決(多)	4.12 可決(多)	(起立採決)		4.19 17号	63	
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(関法第40号)	6.3.5	(4.19) 4.19 地域・こども・デ ジタル	4.25 可決(多) 附帯決議	5.7 可決(多)	(5.15) 5.15	5.24	5.24 質疑 5.29 質疑	5.29 可決(多) 附帯決議	5.31 可決(多)	(起立採決)		6.7 46号	73	
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(関法第55号)	6.3.15	— 5.23 地域・こども・デ ジタル	5.30 可決(多)	6.4 可決(多)	— 6.4	6.5	6.7 質疑	6.7 可決(多)	6.12 可決(多)	(起立採決)		6.19 53号	90	

委員會未付託議案
(本院議員提出法律案)

[illegible]

(予備費等承諾を求めるの件)

[illegible]

(NHK決算)

[illegible]

1 本会議審議経過

○令和6年1月26日(金)

開会 午前10時1分

令和6年能登半島地震による犠牲者の冥福を祈り、黙禱をささげた。

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議長は、新たに当選した議員藤巻健史君を議院に紹介した。

常任委員長辞任の件

本件は、議院運営委員長石井準一君の辞任を許可することに決した。

日程第2 常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

内閣委員長	阿達	雅志君
外交防衛委員長	小野田	紀美君
財政金融委員長	足立	敏之君
予算委員長	櫻井	充君
議院運営委員長	浅尾	慶一郎君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、

災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的な対策樹立に資するため委員35名から成る**東日本大震災復興特別委員会**を設置することに決し、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題の調査並びに沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員35名から成る**政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会**を設置することに決し、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、

地方創生並びにデジタル社会の形成及び推進等に関する総合的な対策を樹立するため委員20名から成る**地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会**、

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員20名から成る**消費者問題に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、

議長は、特別委員を指名した。

日程第3 情報監視審査会委員の選任

本件は、宮崎雅夫君を選任することに決した。

散会 午前10時12分

○令和6年1月30日(火)

開会 午後2時56分

日程第1 国務大臣の演説に関する件

岸田内閣総理大臣は施政方針に関し、上川外務大臣は外交に関し、鈴木財務大臣は財政に関し、新藤国務大臣は経済に関しそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後4時30分

○令和6年2月1日(木)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

水岡俊一君、福岡資麿君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

議員室井邦彦君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は弔詞を朗読した。次いで、青木愛君が哀悼の辞を述べた。

散会 午前11時42分

○令和6年2月2日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

山口那津男君、浅田均君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時44分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、榛葉賀津也君、田村智子君、田島麻衣子君、岡田直樹君、木村英子君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員浅尾慶一郎君、同予備員赤池誠章君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に赤池誠章君、同予備員に酒井庸行君を指名した。また、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は、第2順位の中田宏君を第1順位とし、酒井庸行君を第2順位とした。

散会 午後4時25分

○令和6年2月21日(水)

開会 午後0時1分

裁判官訴追委員辞任の件

本件は、松下新平君、上田清司君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官訴追委員に上野通子君、榛葉賀津也君、皇室経済会議予備議員に松山政司君(第1順位)、検察官適格審査会委員予備委員に太田房江君(石井浩郎君の予備委員)、国土審議会委員に石井準一君を指名した。

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、国家公務員倫理審査会会長に秋吉淳一郎君、再就職等監視委員会委員長に若園敦雄君、同委員に木野綾子君を任命することに同意することに決し、
国家公務員倫理審査会委員に山下良則君、行政不服審査会委員に吉開正治郎君、日本放送協会経営委員会委員に古賀信行君、尾崎裕君、中央社会保険医療協議会公益委員に小塩隆士君、社会保険審査会委員に石丸順子君、調達価格等算定委員会委員に秋元圭吾君を任命することに同意することに決し、

国家公務員倫理審査会委員に山田久君、総合科学技術・イノベーション会議議員に伊藤公平君、電波監理審議会委員に長田三紀君、日本放送協会経営委員会委員に坂本有芳君、社会保険審査会委員に中森正二君、調達価格等算定委員会委員に安藤至大君、松村敏弘君、公害健康被害補償不服審査会委員に志田原信三君を任命することに同意することに決し、

総合科学技術・イノベーション会議議員に梶原ゆみ子君、佐藤康博君、菅裕明君、再就職等監視委員会委員に鍋島美香君、橋爪隆君、原田久君、電波監理審議会委員に笹瀬巖君、日本放送協会経営委員会委員に不破泰君、労働保険審査会委員に甲斐哲彦君を任命することに同意することに決し、

公正取引委員会委員に泉水文雄君、行政不服審査会委員に下井康史君、村田珠美君、中央更生保護審査会委員に山脇晴子君、労働保険審査会委員に塚田弥生君、調達価格等算定委員会委員に新山由美子君、大石美奈子君、運輸審議会委員に吉田可保里君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、

中央更生保護審査会委員に小野正弘君、公害健康被害補償不服審査会委員に奥村二郎君を任命することに同意することに決し、

公安審査委員会委員に小松夏樹君を任命することに同意することに決した。

令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後0時18分

○令和6年3月8日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、鈴木財務大臣から趣旨説明があった後、熊谷裕人君、上田勇君、柳ヶ瀬裕文君、大塚耕平君、小池晃君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後0時3分

○令和6年3月13日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件(令和6年度地方財政計画について)

日程第2 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以上両件は、松本総務大臣から報告及び趣旨説明があった後、岩本剛人君、野田国義君、高木かおり君、芳賀道也君、伊藤岳君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時47分

○令和6年3月28日(木)

開会 午後5時21分

元本院副議長角田義一君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに関し、議長は弔詞を朗読した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、人事官に土生栄二君を任命することに同意することに決し、

国家公務員倫理審査会委員に岩井康子君を任命することに同意することに決し、

食品安全委員会委員に浅野哲君、祖父江友孝君、国地方係争処理委員会委員に菊池洋一君、山田

俊雄君、運輸審議会委員に白石敏男君、原子力規制委員会委員に山岡耕春君を任命することに同意することに決し、

食品安全委員会委員に頭金正博君、小島登貴子君、杉山久仁子君、衆議院議員選挙区画定審議会委員に品田裕君、飯島淳子君、中央労働委員会公益委員に安西明子君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、

食品安全委員会委員に高原和紀君を任命することに同意することに決し、

衆議院議員選挙区画定審議会委員に加藤淳子君、林崎理君、穴戸常寿君、高橋滋君を任命することに同意することに決し、

衆議院議員選挙区画定審議会委員に谷口尚子君、公害等調整委員会委員に北窓隆子君、労働保険審査会委員に植木敬介君を任命することに同意することに決し、

国地方係争処理委員会委員に辻琢也君を任命することに同意することに決し、

国地方係争処理委員会委員に小高咲君、勢一智子君を任命することに同意することに決し、

中央社会保険医療協議会公益委員に永瀬伸子君を任命することに同意することに決し、

原子力規制委員会委員に長崎晋也君を任命することに同意することに決した。

令和6年度一般会計予算

令和6年度特別会計予算

令和6年度政府関係機関予算

以上3案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成146、反対98にて可決された。

日程第1 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第2 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第1は可決、日程第2は全会一致をもって可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、第1の議案は可決、第2の議案は可決された。

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午後6時55分

○令和6年3月29日(金)

開会 午後4時1分

日程第1 令和6年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)

日程第2 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

2027年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決

された。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

国立国会図書館長の任命に関する件

本件は、倉田敬子君の任命を承認することに決した。

散会 午後4時18分

○令和6年4月5日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第3 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第5 公益信託に関する法律案(内閣提出)

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第4は可決、日程第5は可決された。

日程第6 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前10時17分

○令和6年4月12日(金)

開会 午前10時1分

請暇の件

本件は、石川大我君、谷合正明君の請暇を許可することに決した。

特別委員会の目的及び名称変更の件

本件は、議長発議により、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会につき、その目的を政治改革に関する調査のためとし、その名称を**政治改革に関する特別委員会**と改めることに全会一致をもって決した。

日程第1 地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第2 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第3 総合法律支援法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前10時14分

○令和6年4月17日(水)

開会 午前10時1分

元議員真鍋賢二君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は弔詞を朗読した。

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、高市国務大臣から趣旨説明があった後、磯崎仁彦君、杉尾秀哉君、柴田巧君、竹詰仁君、井上哲士君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第2 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後0時22分

○令和6年4月19日(金)

開会 午前10時1分

民法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、小泉法務大臣から趣旨説明があった後、石川大我君、清水貴之君、川合孝典君、仁比聡平君がそれぞれ質疑をした。

休憩 午前11時37分

再開 午後1時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件(米国公式訪問に関する報告について)

本件は、岸田内閣総理大臣から報告があった後、佐藤正久君、小西洋之君、窪田哲也君、松沢成文君、榛葉賀津也君、山添拓君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後3時13分

○令和6年4月24日(水)

開会 午前10時1分

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、齋藤経済産業大臣から趣旨説明があった後、村田享子君、東徹君、磯崎哲史君、岩渕友君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とギリシャ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

散会 午前11時40分

○令和6年4月26日(金)

開会 午前10時1分

議員辞職の件

本件は、渡邊紗耶香君の辞職を許可することに決した。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、坂本農林水産大臣から趣旨説明があった後、藤木眞也君、横沢高德君、河野義博君、松野明美君、舟山康江君、紙智子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後0時23分

○令和6年5月8日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、木原防衛大臣から趣旨説明があった後、水野素子君、石井苗子君、榛葉賀津也君、山添拓君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時40分

○令和6年5月10日(金)

開会 午前10時1分

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、武見厚生労働大臣から趣旨説明があった後、高木真理君、猪瀬直樹君、田村まみ君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第2 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第3 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第5 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、日程第4は可決、日程第5は可決された。

散会 午後0時41分

○令和6年5月15日(水)

開会 午前10時1分

議長は、新たに当選した議員奥村政佳君を議院に紹介した後、同君を厚生労働委員に指名した。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、河野国務大臣から趣旨説明があった後、福島みずほ君、東徹君、伊藤孝恵君、伊藤岳君がそれぞれ質疑をした。

日程第 1 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第 2 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前11時47分

○令和6年5月17日(金)

開会 午前10時1分

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、加藤国務大臣から趣旨説明があった後、磯崎仁彦君、石垣のりこ君、杉久武君、片山大介君、竹詰仁君、吉良よし子君がそれぞれ質疑をした。

日程第 1 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 2 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第 3 風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第 4 放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第 5 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第 6 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 7 二酸化炭素の貯留事業に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後1時13分

○令和6年5月22日(水)

開会 午前10時1分

日程第 1 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第 2 都市緑地法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前10時8分

○令和6年5月24日(金)

開会 午前10時1分

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案及び出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、小泉法務大臣から趣旨説明があった後、和田政宗君、石橋通宏君、青島健太君、川合孝典君、仁比聡平君がそれぞれ質疑をした。

日程第 1 国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第 2 欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)

付)

日程第3 1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書の2009年の改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1及び第2は承認することに決し、日程第3は承認することに決した。

日程第4 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後0時22分

○令和6年5月29日(水)

開会 午前10時1分

グローバル戦闘航空プログラム(GCAP)政府間機関の設立に関する条約の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、上川外務大臣から趣旨説明があった後、水野素子君、松沢成文君、榛葉賀津也君、山添拓君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第211回国会内閣提出、第213回国会衆議院送付)

日程第2 令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第211回国会内閣提出、第213回国会衆議院送付)

日程第3 令和4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第211回国会内閣提出、第213回国会衆議院送付)

日程第4 令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第211回国会内閣提出、第213回国会衆議院送付)

日程第5 令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第211回国会内閣提出、第213回国会衆議院送付)

日程第6 令和4年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第211回国会内閣提出、第213回国会衆議院送付)

以上6件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1、第2、第4及び第5は承諾することに決し、日程第3は承諾することに決し、日程第6は承諾することに決した。

日程第7 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

散会 午後0時43分

○令和6年5月31日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会理事から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第2 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前10時9分

○令和6年6月5日(水)

開会 午前10時1分

地方自治法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、松本総務大臣から趣旨説明があった後、岸真紀子君、高木かおり君、芳賀道也君、伊藤岳君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 グローバル戦闘航空プログラム(GCAP)政府間機関の設立に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

日程第2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、可決された。

行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、行政監視委員長から行政監視の実施の状況等に関する報告があった。

散会 午後0時20分

○令和6年6月7日(金)

開会 午前10時1分

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、加藤国務大臣から趣旨説明があった後、塩村あやか君、金子道仁君、伊藤孝恵君、井上哲士君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 事業性融資の推進等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第5 再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

外交・安全保障に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、外交・安全保障に関する調査会長から報告があった。

国民生活・経済及び地方に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活・経済及び地方に関する調査会長から報告があった。

原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会長から報告があった。

散会 午後0時8分

○令和6年6月12日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 令和4年度一般会計歳入歳出決算、令和4年度特別会計歳入歳出決算、令和4年度国税
収納金整理資金受払計算書、令和4年度政府関係機関決算書

日程第2 令和4年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第3 令和4年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上3件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、日程第1は
まず委員長報告のとおり是認することに決し、次いで全会一致をもって委員長報告のとおり内閣
に対し警告することに決し、日程第2は委員長報告のとおり是認することに決し、日程第3は委
員長報告のとおり是認することに決した。

岸田内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。

日程第4 日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供
に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求め
るの件(衆議院送付)

日程第5 航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定の締結について承
認を求めるの件(衆議院送付)

日程第6 社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求
めるの件(衆議院送付)

日程第7 刑事に関する共助に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について
承認を求めるの件(衆議院送付)

以上4件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第4は承認
することに決し、日程第5ないし第7は全会一致をもって承認することに決した。

日程第8 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関
する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果
の報告があつた後、可決された。

日程第9 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一
部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第10 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第11 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第12 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第13 ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可
決された。

散会 午前11時22分

○令和6年6月14日(金)

開会 午前10時1分

ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議案(浅尾慶一郎君外9名発
議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、浅尾慶一郎君から趣旨説明があった後、可決された。

上川外務大臣は、本決議について所信を述べた。

日程第 1 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 2 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、日程第 1 は可決、日程第 2 は可決された。

日程第 3 食料供給困難事態対策法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 4 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 5 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上 3 案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第 3 は可決、日程第 4 は可決、日程第 5 は可決された。

情報監視審査会の調査及び審査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、情報監視審査会会長から報告があつた。

散会 午前11時6分

○令和6年6月19日(水)

開会 午前10時1分

日程第 1 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第 2 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 3 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 4 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 5 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第 4 は全会一致をもって可決、日程第 5 は可決された。

日程第 6 政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、政治改革に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

散会 午前11時53分

○令和6年6月21日(金)

開会 午前10時1分

裁判官訴追委員辞任の件

本件は、古川俊治君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の名指によることに決し、議長は、古庄玄知君を指名した。

日程第 1 国務大臣の報告に関する件(令和5年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について)

本件は、松本総務大臣から報告があつた後、鶴保庸介君、三上えり君、山本博司君、音喜多駿君、

川合孝典君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

休憩 午後0時23分

再開 午後3時11分

裁判所の人的・物的充実に係る請願外391件の請願

本請願は、日程に追加し、法務委員長及び厚生労働委員長の報告を省略し、全会一致をもって両委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

- 一、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第53号)
- 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

- 一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

- 一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

- 一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

- 一、財政及び金融等に関する調査

文教科科学委員会

- 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

- 一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

- 一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

- 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

- 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

- 一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

- 一、政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査

政治改革に関する特別委員会

一、政治改革に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

一、地方創生及びデジタル社会の形成等に関しての総合的な対策樹立に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

外交・安全保障に関する調査会

一、外交・安全保障に関する調査

国民生活・経済及び地方に関する調査会

一、国民生活・経済及び地方に関する調査

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会

一、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午後 3 時16分

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
年月日	事 項	演 説 者	月 日	質 疑 者
6. 1. 30	施政方針演説 外交演説 財政演説 経済演説	岸田内閣総理大臣 上川外務大臣 鈴木財務大臣 新藤国務大臣	2. 1	水岡 俊一君(立憲) 福岡 資麿君(自民)
			2. 2	山口 那津男君(公明) 浅田 均君(維教) 榛葉 賀津也君(民主) 田村 智子君(共産) 田島 麻衣子君(立憲) 岡田 直樹君(自民) 木村 英子君(れ新)

国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
年月日	事 項	報 告 者	月 日	質 疑 者
6. 3. 13	令和 6 年度地方財政計画について	松本総務大臣	同日	岩本 剛人君(自民) 野田 国義君(立憲) 高木 かおり君(維教) 芳賀 道也君(民主) 伊藤 岳君(共産)
6. 4. 19	米国公式訪問に関する報告について	岸田内閣総理大臣	同日	佐藤 正久君(自民) 小西 洋之君(立憲) 窪田 哲也君(公明) 松沢 成文君(維教) 榛葉 賀津也君(民主) 山添 拓君(共産)
6. 6. 21	令和 5 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について	松本総務大臣	同日	鶴保 庸介君(自民) 三上 えり君(立憲) 山本 博司君(公明) 音喜多 駿君(維教) 川合 孝典君(民主) 倉林 明子君(共産)

3 決算に対する議決

令和6年6月12日

令和4年度決算に対する議決

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

- 1 小林製菓株式会社が製造販売した紅麴原料を含む機能性表示食品の摂取により、死亡事例や入院事例など深刻な健康被害が多数発生したこと、消費者庁のガイドライン等では事業者が健康被害を把握した場合の報告義務や明確な報告基準が定められていないため、同社による被害把握から報告までに2箇月以上を要し、被害の拡大を招く事態となったことは、極めて遺憾である。

政府は、規制改革の一環として導入され、事業者の責任において届出だけで機能性を表示できる制度の下で、国民の生命と健康を脅かす事態が生じたことを重く受け止め、製造過程における安全性の確保や健康被害報告の厳格化を図るなど、制度を抜本的に見直し、再発防止に万全を期すべきである。

- 2 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村における国産豚肉の提供に係る請負契約について、農林水産省の担当職員が年度ごとに業務を分割し2件の契約とする手続を煩雑であるなどとして、契約相手先との合意内容と異なる履行期限や架空の数量を記載した契約書を作成したのみならず、検査職員も事実と異なる検査調書を作成し、同省が契約金額全額を支払っていたことは、遺憾である。

政府は、国の財政の基本原則である予算の単年度主義を軽視して、会計法令に違反し、著しく適正を欠いた契約手続を行い、さらに組織としても防止できなかったことにより、政府全体の法令遵守意識に対する疑念を招いたことを重く受け止め、職員の意識改革や知識向上を図るとともに、会計法令の遵守を徹底させ、再発防止に万全を期すべきである。

- 3 平成19年に航空機による滑走路誤進入事案が相次いだことを踏まえ、国土交通省において再発防止に向けた取組を行ってきたにもかかわらず、令和6年1月、羽田空港の滑走路上で日本航空機と海上保安庁機が衝突、炎上し、多くの乗員乗客が巻き込まれ、海上保安庁職員5名が亡くなる重大事故が発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、公共交通機関として人々の移動やインバウンド政策を支える航空において、何よりも安全性が優先されなければならない中、重大事故により尊い人命が失われたことを重く受け止め、同様の事故を二度と発生させることのないよう、原因究明と実効性のある再発防止策を徹底するとともに、航空管制官の人的体制の強化・拡充を通じて、航空の安全・安心の確保に万全を期すべきである。

- 4 令和6年4月、鳥島東海域において海上自衛隊のヘリコプター2機が空中衝突して墜落し、搭乗員1名が亡くなり、いまだ7名が行方不明となっている事故が発生したが、5年4月にも宮古島沖で陸上自衛隊のヘリコプターが墜落して搭乗員10名全員が

亡くなるなど、自衛隊のヘリコプター墜落による重大事故が近年相次いで発生していることは、極めて遺憾である。

政府は、大切な隊員の命が失われる事故が繰り返されていることを重く受け止め、事故原因を究明するのみならず、これまでの事故の教訓を風化させることがないように、再発防止に向けた航空機の点検、操縦者への教育、各部隊における指導を徹底するとともに、操縦者の負担軽減のため必要十分な人員を確保して、安全管理に万全を期すべきである。

4 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議案	浅尾 慶一郎君 外 9 名	6. 6. 13			6. 6. 14 可決	
2	内閣総理大臣岸田文雄君問責決議案	東 徹君 外 2 名	6. 6. 18	未 了			
3	議院運営委員長浅尾慶一郎君解任決議案	東 徹君 外 2 名	6. 6. 19				6. 6. 20 撤回

可決したもの

令和6年6月14日

ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議

イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との間では、武力衝突と停戦が長年にわたり繰り返されている。昨年10月7日のハマス等によるイスラエルに対するテロ攻撃が発生し、ガザ地区での戦闘が始まってから、約8か月が経過した。戦闘が長期化する中で、子供や女性、高齢者を含む多くの死傷者が発生するなど、ガザ地区は危機的な人道状況にあり、イスラエル国民・パレスチナ人が有する戦争による「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」が侵害される耐え難く痛ましい事態となっている。そして、国際社会においては、「人間相互の関係を支配する崇高な理想」の表れとして、人質の解放や一般市民の犠牲を防ぐことを求める多くの声が上がっているところである。

本院は、人質の解放が実現するよう、そして人道支援活動が可能な環境が持続的に確保されるよう、即時の停戦を求めるとともに、それが持続可能な停戦に繋がるよう強く期待する。また、未だ多くの人々が身を寄せるガザ地区南部ラファにおける全面的な軍事作戦に反対するとともに、人道支援活動が阻害されることのないよう求める。

政府においては、本院の意を体し、人質の解放と停戦が実現するよう、関係国とも緊密に連携しつつ、国際連合安全保障理事会やG7の一員として環境整備に取り組むよう求める。引き続き、人間の尊厳と平和主義の理念に則り、ガザ地区の人道状況の改善、事態の早期沈静化のために格段の外交努力を払うべきである。

右決議する。

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧（22名）

委員長	阿達	雅志（自民）	加藤	明良（自民）	窪田	哲也（公明）
理事	磯崎	仁彦（自民）	古賀	友一郎（自民）	片山	大介（維教）
理事	酒井	庸行（自民）	高橋	はるみ（自民）	柴田	巧（維教）
理事	広瀬	めぐみ（自民）	森屋	宏（自民）	竹詰	仁（民主）
理事	石垣	のりこ（立憲）	山谷	えり子（自民）	井上	哲士（共産）
理事	宮崎	勝（公明）	鬼木	誠（立憲）	大島	九州男（れ新）
	衛藤	晟一（自民）	塩村	あやか（立憲）		
	太田	房江（自民）	杉尾	秀哉（立憲）		（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第213回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件（うち本院先議2件）及び衆議院提出3件（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出3件）の合計13件であり、そのうち内閣提出9件及び衆議院提出3件を可決し、内閣提出1件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願17種類322件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

令和6年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案は、令和6年度出産・子育て応援給付金について、その支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づく一時金の支給の請求の状況に鑑み、一時金の支給の請求期限を5年延長しようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案は、公益

法人による社会の諸課題の解決に向けた活動の一層の促進を図るため、公益法人等の責務を定めるとともに、公益認定の基準及び変更の認定の対象の見直し、公益目的事業の収入、遊休財産額の保有の制限及び区分経理に関する規定の見直し等を行おうとするものである。

公益信託に関する法律案は、公益を目的とする信託による事務の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、公益信託の引受けの許可及びこれに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益信託に関する制度を改め、公益信託の認可及びこれに対する監督を公益認定等委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、両制度の見直しの効果、公益法人の財務規律を柔軟化する意義、監督及びガバナンスの在り方、小規模な法人に対する支援の必要性等について質疑が行われた後、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、附帯決議が付された。

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めようとするものである。なお、衆議院において、重要経済安保情報の指定等に係る国会への報告等の規定を設けること等について修正が行われた。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為が多様化し、安全保障を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、特定社会基盤役務の安定的な提供を確保するため、特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、経済産業委員会との連合審査会を行い、参考人から意見を聴取したほか、内閣総理大臣の出席を求めるとともに、高市国務大臣及び修正案提出者等に対して質疑を行った。

委員会の質疑においては、国際的に通用するセキュリティ・クリアランス制度を創設する意義、特定秘密保護法等の改正ではなく新法として制定する理由、重要経済安保情報の対象範囲を明確化する必要性、プライバシー保護の観点からの適性評価における個人情報の取扱い、不利益取扱禁止の実効性確保と労使間の緊密な関係構築の必要性、基幹インフラに医療機関を追加する必要性等について議論が行われ、討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

道路交通法の一部を改正する法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢等に鑑み、自転車等の交通事故の防止等のため、自転車の運転中における携帯電話使用等の禁止、自

転車等の運転者による一定の違反行為の反則行為への追加等の措置を講じようとするものである。

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、自動車の保管場所の位置等を表示する保管場所標章に関する規定を削除しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、自転車運転中の携帯電話使用等を禁止する背景、自転車等に対する交通反則通告制度の運用の在り方、ペダル付きの原動機付自転車の取扱い等について質疑が行われた後、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決された。なお、道路交通法改正案に対し、附帯決議が付された。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案は、子ども・子育て支援に関する施策を抜本的に強化するため、妊婦及び児童の保護者等に対する新たな給付の創設、児童手当の支給期間の延長、支給額の増加及び所得要件の撤廃等の措置を講ずるとともに、これらの措置に必要な費用に充てるための子ども・子育て支援納付金及び子ども・子育て支援特例公債について定めようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取し、厚生労働委員会との連合審査会を行ったほか、内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行った。

委員会の質疑においては、これまでの少子化対策への評価及び今後の目標設定、若い世代の結婚・出産等の希望がかなえられる社会の実現に向けた本法律案の意義、児童手当の拡充策の在り方、こども誰でも通園制度の課題及び保育人材確保のための取組、支援金の制度設計の妥当性及び給付と負担の在り方、歳出改革等による財源確保策等について議論が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案は、最近における銃砲をめぐる情勢に鑑み、電磁石銃を銃砲に追加するほか、ライフル銃の範囲を拡大するとともに、銃砲等の発射及び所持に関する罰則を強化する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本法律案の背景及び検討過程、ハーフライフル銃の規制強化の趣旨及び鳥獣被害対策への影響、眠り銃の取消要件の厳格化により期待される効果と警察の対応、あおり・唆し罪の適用範囲等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案は、児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにし、学校設置者等が講ずべき措置並びにこれと同等の措置を実施する体制が確保されている民間教育保育等事業者を認定する仕組み及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者が講ずべき措置について定めるとともに、教員等及び教育保育等従事者が特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を国が学校設置者等及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者に対して提供する仕組みを設けようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、本法律案の提出に至る検討経緯、対象事業・業務や特定性犯罪の範囲を拡大する必要性、犯罪事実確認の対象期間の妥当性、安全確保措置の具体的内容、更生・教育・治療などの性被害防止に向けた総合的な取組の推進等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、貧困により子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することとし、子どもの貧困対策の推進に関する法律の題名を子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改め、同法の基本理念に子どもの貧困の解消に向けた対策は子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐことを旨として推進されなければならないこと等を追加するほか、大綱の記載事項へのひとり親世帯の養育費受領率の追加、関係者の意見を大綱に反映させるために必要な措置、民間の団体の活動の支援等について定めようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月7日、内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針に関する件及び令和6年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について林国務大臣から、警察行政、領土問題及び海洋政策の基本方針に関する件及び令和6年度警察庁関係予算に関する件について松村国務大臣から、こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、女性活躍、共生社会及び孤独・孤立対策の基本方針に関する件及び令和6年度こども家庭庁関係予算に関する件について加藤国務大臣からそれぞれ所信及び説明を聴取した。また、経済再生、新しい資本主義、スタートアップ、感染症危機管理、全世代型社会保障改革及び経済財政政策の基本方針に関する件について新藤国務大臣から、行政改革、国家公務員制度及び規制改革の基本方針に関する件について河野国務大臣から、経済安全保障、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針に関する件について高市国務大臣から、食品安全、アイヌ施策及び国際博覧会の基本方針に関する件について自見国務大臣からそれぞれ所信を聴取し、令和6年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について川本人事院総裁から説明を聴取した。

3月12日、大臣の所信等に対し、経済再生に向けた新藤大臣の抱負と決意、国民年金の給付水準に対する政府の考え方、社会保険料の算定ベースに金融資産を含める必要性、デフレ脱却によって目指すべき日本経済の姿、こども未来戦略の意義と効果が期待できる施策の内容、大阪・関西万博におけるインバウンド需要の取り込みの重要性、大川原化工機事件に係る捜査の問題点及び更なる検証の必要性に関する松村国家公安委員会委員長の認識、経済安全保障に係る取組を自由な企業活動を阻害せずに進める必要性、電動キックボードに関する規制の在り方を見直す必要性、大臣所信において性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進法に基づく取組について述べた際にマジョリティにも言及したことの

適否、保育の質を向上させる観点から保育所等の職員配置基準について更なる改善を図る必要性、民間職業紹介事業者への紹介手数料の負担が指摘される中での保育人材確保に係る公的機関の重要性、国家公務員の業務量に応じた定員措置の在り方、人事行政諮問会議における有識者の意見を踏まえた国家公務員の定員に関する検証の必要性、大阪・関西万博における災害発生時の避難等に係る計画の検討状況、サイバー事案への対処能力の強化に向けた松村国家公安委員会委員長の決意、結婚を希望する若者世代への政府の支援策の現状、こども家庭センターの役割を踏まえたヤングケアラーへの支援強化に向けた加藤大臣の決意、危機的状況にある少子化の原因分析及び未婚化対策の具体的な取組、若い世代の所得向上に向けた新しい資本主義の下での取組におけるこども家庭庁との連携、こども未来戦略の政策目標とEBPMの考え方、武力攻撃から国民を保護するシェルター整備の進め方、令和6年能登半島地震に伴う警察活動に関する松村国家公安委員会委員長の総括、インターネットバンキングに係る不正送金等の被害の深刻化を踏まえた警察庁の対策、「原子力利用に関する基本的考え方」に基づく原子力政策についての高市大臣の考え方、新型コロナウイルス感染症対策における国産ワクチンや治療薬の開発・生産体制の問題点、日本の医薬品産業を成長産業としていくために必要な戦略、民事訴訟における損害賠償額を踏まえた犯罪被害給付制度の充実の必要性、放課後児童クラブの目的、役割及び指導員の専門性に関する加藤大臣の認識、放課後児童支援員の処遇改善・専門性の確保等に対する政府の取組、視覚障害者の駅のホームからの転落原因及び転落防止対策の方向性、令和6年能登半島地震発生直後の警察及び消防への通報件数、政府の対策本部設置までの時間、自衛隊機による救助活動の状況、全国に防災拠点を整備する必要性等の諸問題について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された令和6年度内閣予算等の審査を行い、国家公務員の人材確保に向けた働き方改革推進に関する河野大臣の決意、今後の行政事業レビューの在り方、子供の未来を見据えた大阪・関西万博の役割、女性活躍のために選択的夫婦別氏制度を導入する必要性、鹿児島県警察の個人情報流出問題に対する松村国家公安委員会委員長の見解、多額の売掛金を抱えた女性に海外での売春をあっせんする事案を含めた悪質ホストクラブ問題に対する政府の対応姿勢、国家公務員の国会对応業務の効率化の必要性、改正障害者差別解消法の施行に向けた加藤大臣の決意、自転車、自動二輪車及び原動機付自転車の交通事故防止対策の取組状況、同一労働同一賃金をこども未来戦略に記載した理由、こども未来戦略と非正規雇用者の正規化との関係性、ジョブ型雇用の導入に向けた取組に対する新藤大臣の見解、放課後等デイサービスの意義と子供の主体性を中心支援内容を組み立てる必要性、放課後等デイサービスに係る報酬制度を事業所の安定的な運営を保障するものに見直す必要性、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における不登校の障害児等支援の内容、教員の負担軽減に係る対応策の在り方、こども性暴力防止法案における学校設置者等が講ずべき措置の内容、こども性暴力防止法案に関するガイドラインの策定手続において学習塾等の子供に直接関わる業務に従事する当事者が参画する必要性、ライドシェア導入の根拠となる配車アプリのデータを明らかにする必要性、ライドシェアの制度設計においてタクシー不足の将来予測に基づき対応する必要性、タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うことを位置付ける法制度に向けた議論の進め方等の諸

問題について質疑を行った。

4月9日、再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースを中止又は廃止する必要性、関東大震災時に発生した朝鮮人等虐殺に係る政府内の文書に対する政府の見解、北朝鮮による違法な外貨獲得活動に対する政府の取組、女性相談支援員の処遇改善、負担軽減及び体制強化に向けた方策、水俣病の被害者の早期救済に向けた取組等の諸問題について質疑を行った。

5月14日、民間人のトロトラスト被ばくによる健康被害に係る政府の把握状況、タクシー不足の正確な実態把握に向けたデータ収集の在り方に対する河野大臣の見解、我が国がフュージョンエネルギーの実用化を主導するための目標及び取組の在り方、国際がん研究機関によるP F O S・P F O Aに係る発がん性評価に対する我が国の態度、陸上自衛隊佐賀駐屯地及び雨水一時貯留池の整備事業の在り方等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和6年3月7日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針に関する件及び令和6年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について林国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 警察行政、領土問題及び海洋政策の基本方針に関する件及び令和6年度警察庁関係予算に関する件について松村国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、女性活躍、共生社会及び孤独・孤立対策の基本方針に関する件及び令和6年度こども家庭庁関係予算に関する件について加藤国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 経済再生、新しい資本主義、スタートアップ、感染症危機管理、全世代型社会保障改革及び経済財政政策の基本方針に関する件について新藤国務大臣から所信を聴いた。
- 行政改革、国家公務員制度及び規制改革の基本方針に関する件について河野国務大臣から所信を聴いた。
- 経済安全保障、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針に関する件について高市国務大臣から所信を聴いた。
- 食品安全、アイヌ施策及び国際博覧会の基本方針に関する件について自見国務大臣から所信を聴いた。
- 令和6年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について川本人事院総裁から説明を聴いた。

○令和6年3月12日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣官房、内閣府及び沖縄基地負担軽減の基本方針に関する件、警察行政、領土問題及び海洋政策の基本方針に関する件、こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、女性活躍、共生社会及び孤独・孤立対策の基本方針に関する件、経済再生、新しい資本主義、スタートアップ、感染症危機管理、全世代型社会保障改革及び経済財政政策の基本方針に関する件、行政改革、国家公務員制度及び規制改革の基本方針に関する件、経済安全保障、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針に関する件、食品安全、アイヌ施策及び国際博覧会の基本方針

に関する件及び令和6年度人事院業務概況に関する件について新藤国務大臣、加藤国務大臣、自見国務大臣、高市国務大臣、松村国家公安委員会委員長、河野国務大臣、林内閣官房長官、古賀内閣府副大臣、宮崎厚生労働副大臣、岩田経済産業副大臣、古賀内閣府大臣政務官、こやり国土交通大臣政務官、船橋総務大臣政務官、松本防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

磯崎仁彦君（自民）、太田房江君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、鬼木誠君（立憲）、窪田哲也君（公明）、片山大介君（維教）、柴田巧君（維教）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

○令和6年3月22日（金）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国会所管）について岡田衆議院事務総長、小林参議院事務総長、吉永国立国会図書館長、鈴木裁判官弾劾裁判所事務局長及び中村裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

（会計検査院所管）について田中会計検査院長から説明を聴いた後、

（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（デジタル田園都市国家構想関係経費、デジタル行財政改革関係経費を除く）及び内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費、地方創生関係経費、消費者委員会関係経費を除く）、知的財産戦略推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局、健康・医療戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、総合海洋政策推進事務局、国際平和協力本部、日本学術会議、官民人材交流センター、宮内庁、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、こども家庭庁））について河野国務大臣、自見国務大臣、加藤内閣府特命担当大臣、松村国家公安委員会委員長、林内閣官房長官、新藤国務大臣、馬場総務副大臣、あべ文部科学副大臣、三浦厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

酒井庸行君（自民）、塩村あやか君（立憲）、宮崎勝君（公明）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）、片山大介君（維教）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和6年3月29日（金）（第4回）

○理事の補欠選任を行った。

○令和6年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案（衆第3号）（衆議院提出）

について提出者衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長谷公一君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第3号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、れ新

反対会派 なし

○旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第4号）（衆議院提出）について提出者衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長谷公一君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第4号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和6年4月2日(火) (第5回)

- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第44号)
公益信託に関する法律案 (閣法第45号)

以上両案について加藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年4月4日(木) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第44号)
公益信託に関する法律案 (閣法第45号)

以上両案について加藤内閣府特命担当大臣、古賀内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

[質疑者]

広瀬めぐみ君 (自民)、杉尾秀哉君 (立憲)、宮崎勝君 (公明)、片山大介君 (維教)、竹詰仁君 (民主)、井上哲士君 (共産)、大島九州男君 (れ新)

(閣法第44号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、れ新

反対会派 なし

(閣法第45号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

○令和6年4月9日(火) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースの在り方に関する件、関東大震災時に発生した朝鮮人等虐殺に係る政府内の文書に関する件、北朝鮮による違法な外貨獲得活動に対する政府の取組に関する件、女性相談支援員の処遇改善に関する件、水俣病の被害者の救済に関する件等について河野内閣府特命担当大臣、自見国務大臣、林内閣官房長官、松村国家公安委員会委員長、加藤国務大臣、深澤外務大臣政務官、国定環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

竹詰仁君 (民主)、石垣のりこ君 (立憲)、柴田巧君 (維教)、井上哲士君 (共産)、大島九州男君 (れ新)

○令和6年4月18日(木) (第8回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案 (閣法第24号) (衆議院送付)
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第25号) (衆議院送付)

以上両案について高市国務大臣から趣旨説明を、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案 (閣法第24号) (衆議院送付) の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員太栄志君から説明を聴いた後、同富樫博之君、同堀場幸子君、同住吉寛紀君、高市国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

太田房江君（自民）、加藤明良君（自民）、鬼木誠君（立憲）、塩村あやか君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、窪田哲也君（公明）、宮崎勝君（公明）、片山大介君（維教）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、山本太郎君（れ新）

○令和6年4月23日（火）（第9回）

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）

以上両案について経済産業委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）

以上両案について高市国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福島みずほ君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、柴田巧君（維教）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

○令和6年4月25日（木）

内閣委員会、経済産業委員会連合審査会（第1回）

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）

以上両案について高市国務大臣、齋藤経済産業大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、東徹君（維教）、石井章君（維教）、磯崎哲史君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）、平山佐知子君（無）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○令和6年4月25日（木）（第10回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員森山浩行君、高市国務大臣、古賀内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

広瀬めぐみ君（自民）、宮崎勝君（公明）、杉尾秀哉君（立憲）、片山大介君（維教）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

○令和6年5月7日（火）（第11回）

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

一般社団法人日本経済団体連合会常務理事 原一郎君

弁護士 齋藤裕君

東北大学名誉教授 井原聰君

〔質疑者〕

高橋はるみ君（自民）、石垣のりこ君（立憲）、窪田哲也君（公明）、柴田巧君（維教）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

○令和6年5月9日（木）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）

以上両案について岸田内閣総理大臣、高市国務大臣、吉田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・質疑

〔質疑者〕

加藤明良君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、鬼木誠君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、窪田哲也君（公明）、柴田巧君（維教）、片山大介君（維教）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

広瀬めぐみ君（自民）、鬼木誠君（立憲）、宮崎勝君（公明）、片山大介君（維教）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

（閣法第24号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主

反対会派 共産、れ新

（閣法第25号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主

反対会派 共産、れ新

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○令和6年5月14日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○トヨタ被ばくによる健康被害に関する件、ライドシェアに関する試行的な事業の実施状況等に関する件、フュージョンエネルギーの実用化に関する件、PFASの健康への影響に関する件、陸上自衛隊佐賀駐屯地の整備に関する件等について河野内閣府特命担当大臣、高市内閣府特命担当大臣、松村内閣府特命担当大臣、自見内閣府特命担当大臣、鬼木防衛副大臣、平沼内閣府大臣政務官、尾崎国土交通大臣政務官、朝日環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

杉尾秀哉君（立憲）、片山大介君（維教）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

○道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）

以上両案について松村国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○令和6年5月16日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）

以上両案について松村国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

酒井庸行君（自民）、塩村あやか君（立憲）、窪田哲也君（公明）、柴田巧君（維教）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

（閣法第38号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、れ新

反対会派 なし

（閣法第39号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○令和6年5月21日（火）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について加藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、工藤内閣府副大臣、宮崎厚生労働副大臣、井林内閣府副大臣、塩崎厚生労働大臣政務官、古賀内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

衛藤晟一君（自民）、太田房江君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、塩村あやか君（立憲）、鬼木誠君（立憲）、宮崎勝君（公明）、窪田哲也君（公明）、柴田巧君（維教）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年5月23日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について加藤内閣府特命担当大臣、古賀内閣府大臣政務官、塩崎厚生労働大臣政務官、安江文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

柴愼一君（立憲）、杉尾秀哉君（立憲）、片山大介君（維教）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

・参考人に対する質疑

〔参考人〕

亜細亜大学経済学部教授 権丈英子君

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長 奥山千鶴子君

株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員 池本美香君

昭和女子大学現代ビジネス研究所特命教授 八代尚宏君

〔質疑者〕

加藤明良君（自民）、鬼木誠君（立憲）、宮崎勝君（公明）、柴田巧君（維教）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

また、同法律案について厚生労働委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○令和6年5月28日（火）

内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会（第1回）

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について加藤内閣府特命担当大臣、武見厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

友納理緒君（自民）、高木真理君（立憲）、奥村政佳君（立憲）、山本香苗君（公明）、猪瀬直樹君（維教）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）、上田清司君（無）
本連合審査会は今回をもって終了した。

○令和6年5月30日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について岸田内閣総理大臣、加藤内閣府特命担当大臣、宮崎厚生労働副大臣、塩崎厚生労働大臣政務官、古賀内閣府大臣政務官、安江文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

太田房江君（自民）、塩村あやか君（立憲）、窪田哲也君（公明）、柴田巧君（維教）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

・質疑

〔質疑者〕

加藤明良君（自民）、塩村あやか君（立憲）、杉尾秀哉君（立憲）、窪田哲也君（公明）、片山大介君（維教）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

○令和6年6月4日（火）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について加藤内閣府特命担当大臣、あべ文部科学副大臣、古賀内閣府大臣政務官、進藤財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

高橋はるみ君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、宮崎勝君（公明）、柴田

巧君（維教）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、木村英子君（れ新）
（閣法第22号）

賛成会派 自民（一部）、公明

反対会派 自民（一部）、立憲、維教、民主、共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）について松村国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○令和6年6月6日（木）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）について松村国家公安委員会委員長、八木環境副大臣、朝日環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

広瀬めぐみ君（自民）、鬼木誠君（立憲）、宮崎勝君（公明）、片山大介君（維教）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、木村英子君（れ新）

（閣法第30号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和6年6月11日（火）（第20回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について加藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、三宅防衛大臣政務官、塩崎厚生労働大臣政務官、安江文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

広瀬めぐみ君（自民）、鬼木誠君（立憲）、杉尾秀哉君（立憲）、窪田哲也君（公明）、金子道仁君（維教）、竹詰仁君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年6月13日（木）（第21回）

- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学名誉教授 内田貴君

日本社会事業大学専門職大学院客員教授 宮島清君

NPO法人性犯罪被害者の処遇制度を考える会性障害専門医療センター代表理事 福井裕輝君

立教大学名誉教授

一般社団法人“人間と性”教育研究協議会代表幹事 浅井春夫君

〔質疑者〕

加藤明良君（自民）、鬼木誠君（立憲）、窪田哲也君（公明）、片山大介君（維教）、竹詰仁君

(民主)、井上哲士君(共産)、大島九州男君(れ新)

○令和6年6月18日(火)(第22回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案(閣法第61号)(衆議院送付)について加藤内閣府特命担当大臣、古賀内閣府大臣政務官、中野法務大臣政務官、安江文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

高橋はるみ君(自民)、塩村あやか君(立憲)、石垣のりこ君(立憲)、宮崎勝君(公明)、柴田巧君(維教)、竹詰仁君(民主)、井上哲士君(共産)、大島九州男君(れ新)

(閣法第61号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第22号)(衆議院提出)について提出者衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長谷公一君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第22号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和6年6月21日(金)(第23回)

○請願第13号外321件を審査した。

○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第53号)(衆議院送付)の継続審査要求書を提出することを決定した。

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	新妻	秀規 (公明)	船橋	利実 (自民)	音喜多	駿 (維教)
理事	井上	義行 (自民)	堀井	巖 (自民)	高木	かおり (維教)
理事	岩本	剛人 (自民)	牧野	たかお (自民)	芳賀	道也 (民主)
理事	藤井	一博 (自民)	松下	新平 (自民)	伊藤	岳 (共産)
理事	小沢	雅仁 (立憲)	山本	順三 (自民)	齊藤	健一郎 (N党)
理事	山本	博司 (公明)	岸	真紀子 (立憲)	浜田	聡 (N党)
	中西	祐介 (自民)	野田	国義 (立憲)	広田	一 (無)
	馬場	成志 (自民)	吉川	沙織 (立憲)		
	藤川	政人 (自民)	西田	実仁 (公明)		(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第213回国会において、本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案7件及び承認案件1件の合計8件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願1種類1件は、保留とした。

〔法律案等の審査〕

地方税法の一部を改正する法律案は、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、令和6年能登半島地震災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができるものとするものである。

委員会においては、雑損控除の特例を設ける理由と追加的措置の必要性、被災者に対する特例措置の周知方法と支援策、被災地に対する特別交付税措置についての考え方等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案は、現下の経済情勢等を踏まえ、令和6年度分の個人住民税の定額減税を実施するとともに、法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人の見直し、令和6年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、森林環境譲与税の譲与基準の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和6年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の減収額を埋めるため、定額減税減収補填特例交付金の創設等を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、定額減税の実施に伴う地方行財政へ

の影響、森林環境譲与税の譲与基準見直しの効果、こども・子育て政策に係る地方財政措置、会計年度任用職員の処遇改善の必要性、特別交付税の算定方法の客観化及び明確化等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案は、近年における日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を取り巻く社会経済情勢の変化に鑑み、これらの会社について、電気通信技術に関する研究に係る責務を廃止するとともに、商号の変更を可能とするほか、日本の国籍を有しない人が取締役又は監査役に就くことを禁止する規制を緩和する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本法律案提出の経緯と今後の検討の方向性、NTTの研究に係る責務を廃止する趣旨、電話のユニバーサルサービス確保の在り方、NTTの外資規制等の見直しによる経済安全保障上の課題等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案は、近年、インターネット上のSNS等の特定電気通信役務を利用して行われる他人の権利を侵害する情報の流通による被害が深刻化する一方、情報発信のための公共的な基盤としての特定電気通信役務の機能が重要性を増していることに鑑み、大規模なSNS事業者等を大規模特定電気通信役務提供者として指定し、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための義務を課す等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、大規模特定電気通信役務提供者が毎年1回公表しなければならない事項として、送信防止措置の実施状況及び当該実施状況について自ら行った評価を明記する修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、インターネット上の違法・有害情報への対応の在り方、本法律案による措置のプラットフォーム事業者における実効性の担保、大規模特定電気通信役務提供者の指定基準等について質疑が行われた後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

放送法の一部を改正する法律案は、NHKの放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とするとともに、民間放送事業者が講じる難視聴解消措置に対するNHKの協力義務を強化する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、必須業務化されるインターネット配信の範囲、NHKによるテキスト情報等の配信と競争評価のプロセス、必須業務化に伴う受信料制度の在り方、難視聴解消措置への協力義務に対するNHKの取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

地方自治法の一部を改正する法律案は、公金の収納事務のデジタル化及び情報システムの適正な利用等のための規定の整備を行うとともに、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例の創設、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための制度の創設等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、各大臣が生命等の保護の措置に関する指示をした場合に、その旨及びその内容を国会

に報告する規定を設ける修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、本法律案の立法事実と地方自治の本旨や地方分権改革との整合性、補充的な指示に関する要件の明確化、地方公共団体との事前協議及び国会の関与の重要性、指定地域共同活動団体の制度運用の在り方、地方公共団体における情報セキュリティ確保の取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK令和6年度予算）は、収支予算では一般勘定事業収支において、収入が6,021億円、支出が6,591億円で、570億円の収支不足であり、不足額は、還元目的積立金の一部をもって補填することとし、事業計画では、健全な民主主義の発達に資するため、情報空間の参照点の提供と信頼できる多元性確保への貢献を基軸として、適切な資源管理とデジタル技術の活用等によりコンテンツ価値の最大化を図ること等に取り組むとしている。

委員会においては、公共放送として果たすべき役割、経営委員会の役割とガバナンスの強化、令和6年能登半島地震におけるNHKの報道体制、NHKにおける人事制度改革の見直し、受信料徴収の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月7日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について松本総務大臣から所信を聴取し、令和6年度総務省関係予算に関する件について馬場総務副大臣から説明を聴取した。

3月12日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について、広域連携やデジタル化を通じた地方公共団体の行政サービス維持・強化への取組、消防職員への団結権の付与についての総務大臣の認識、郵政民営化の総合的な検証と郵便料金規制等の制度見直しの必要性、電話リレーサービスの普及啓発に向けた更なる周知の必要性、収支が厳しい特定地域づくり事業協同組合に対する好事例紹介や相談支援など継続できる環境整備の必要性、国として短波放送「しおかぜ」の維持に向けた取組の必要性、NHKが今後作成する番組関連情報の配信に係る業務規程に対する総務大臣の期待、地方公共団体における災害救援車やトイレトレーラーの導入促進に向けた財政支援の現状、地方公共団体の職員における男女賃金格差に対する総務大臣の見解、拉致問題解決に向けた総務大臣としての意気込みとNHKの同問題解決への姿勢、需要増大に伴う救急体制のひっ迫に対する総務大臣の認識等の質疑を行った。

3月19日、令和6年度地方財政計画に関する件について松本総務大臣から概要説明を聴取した後、馬場総務副大臣から補足説明を聴取した。

3月22日、予算委員会から委嘱を受けた、令和6年度総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、マイナス金利政策が実施された期間における地方公共団体の公債費の推移と地方財政への影響、令和7年度以降の地方財政運営の見通しと地方一般財源の総額確保に向けた取組、一連の政治資金規正法違反事件に対する総務大臣の所見と収支報告書のデジタル化に向けた課題、消防現場におけるハラスメント対策の必要性、固定

資産税の過大徴収に対する現状の認識と今後の対応、消防指令センターがSNS上で災害情報を収集する際の偽・誤情報対策の取組、これまでの地方分権改革に対する総務大臣の見解、ふるさと納税について地方分権の観点から国の関与を見直す必要性、令和6年能登半島地震における災害報道の課題、顔認証マイナンバーカードの利用者が利便性に制限があることについての総務大臣の認識、戦没者の遺骨収集について集中実施期間終了後の厚生労働省の取組方針、競馬等の払戻金を宝くじの当せん金と同様に非課税とする必要性、各地方公共団体における消防団員の年額報酬の基準額達成に向けた消防庁の取組状況等の質疑を行った。

3月28日、自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築、大規模災害等への対応に関する決議を行った。

4月11日、政治資金の諸問題についての総務大臣の認識と政治団体の解散後の財産処理、地方公共団体におけるカスタマーハラスメントについての総務省の認識と対策の状況、日本郵政保有の金融2社株の完全売却により郵政事業の抜本的な合理化を進めることに対する総務大臣の見解、全国との賃上げ格差や価格転嫁の状況を含む地方の賃上げに対する総務大臣の現状認識、NHKと旧ジャニーズ事務所との契約の在り方、受信料不払者に対する法的手続の在り方の見直しに対するNHK会長の見解、消防団員の被服の充実やなり手不足解消に向けた行事や訓練等の活動内容見直しの必要性等について質疑を行った。

4月25日、LINEヤフー社による情報漏えい事案に対する行政指導の状況と再発防止策、ふるさと納税制度による寄附文化の醸成についての総務大臣の認識、地方公共団体情報システム標準化の期限を令和7年度末から延期する必要性、提供が終了した聴覚障害者向けサービス「みえる電話」の継続の要望に対する総務省の認識、LINEヤフー社による情報漏えい事案に対する総務省の対応、住宅等の耐震化推進に向けた実効性の高い具体的な対応策等について質疑を行った。

5月21日、地方公務員の旅費に関する条例改正の促進、日本郵政グループにおける新たなビジネスモデル創出に向けた取組とゆうちょ銀行株売却益の活用策、地方への人の流れの創出と拡大に向けた総務大臣の決意、投票率の低迷及び被選挙権年齢の引下げについての総務大臣所見、災害対応に係る各地方公共団体の情報システムの採用状況、改正放送法に基づきNHKが提供する番組関連情報の配信の検討状況、受信契約の必要のない世帯に誤解が生じないようにNHKによる特別あて所配達郵便の利用に関して総務省が指導を行う必要性、NHK収納スタッフの待遇の在り方等について質疑を行った。

5月28日、政治資金規正法の制定過程と法律の題名に「規正」を用いた意味、緊急消防援助隊の手当に関する調査の実施状況、地方議会議員の子育てと議員活動の両立支援のための政府の取組、自動車税環境性能割の対象に被けん引自動車が含まれることの妥当性、マイナンバーシステムの利用について地方公共団体の判断・実勢を尊重する必要性、NHKの放送スクランブル化に対する経営委員長、NHK会長及び総務大臣の見解、鉄道を始めとする地域公共交通の現状と課題に関する総務大臣の認識等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和6年2月21日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法の一部を改正する法律案(閣法第21号) (衆議院送付)**について松本総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、馬場総務副大臣、古賀内閣府副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

野田国義君(立憲)、高木かおり君(維教)、芳賀道也君(民主)、伊藤岳君(共産)、浜田聡君(N党)、広田一君(無)

(閣法第21号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、N党、無(広田一君)

反対会派 なし

○令和6年3月7日(木) (第2回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について松本総務大臣から所信を聴いた。
- 令和6年度総務省関係予算に関する件について馬場総務副大臣から説明を聴いた。

○令和6年3月12日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について松本総務大臣、馬場総務副大臣、渡辺総務副大臣、あべ文部科学副大臣、船橋総務大臣政務官、西田総務大臣政務官、土田デジタル大臣政務官、本田文部科学大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会理事根本拓也君、同協会専務理事山名啓雄君、同協会会長稲葉延雄君及び同協会専務理事小池英夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩本剛人君(自民)、野田国義君(立憲)、小沢雅仁君(立憲)、山本博司君(公明)、西田実仁君(公明)、高木かおり君(維教)、音喜多駿君(維教)、芳賀道也君(民主)、伊藤岳君(共産)、浜田聡君(N党)、広田一君(無)

○令和6年3月19日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和6年度地方財政計画に関する件について松本総務大臣から概要説明を聴いた後、馬場総務副大臣から補足説明を聴いた。
- 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第2号) (衆議院送付)**
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号) (衆議院送付)
以上両案について松本総務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、鈴木農林水産副大臣、馬場総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤井一博君(自民)、岸真紀子君(立憲)、山本博司君(公明)

○令和6年3月22日(金) (第5回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総務省所管（公害等調整委員会を除く））について松本総務大臣、工藤内閣府副大臣、宮崎厚生労働副大臣、武村農林水産副大臣、船橋総務大臣政務官、瀬戸財務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩本剛人君（自民）、小沢雅仁君（立憲）、西田実仁君（公明）、高木かおり君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、齊藤健一郎君（N党）、広田一君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

以上両案について松本総務大臣、馬場総務副大臣、工藤内閣府副大臣、船橋総務大臣政務官、塩崎厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会専務理事山名啓雄君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

岸真紀子君（立憲）、音喜多駿君（維教）、高木かおり君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）、広田一君（無）

○令和6年3月28日（木）（第6回）

○地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第2号）

賛成会派 自民、公明、維教

反対会派 立憲、民主、共産、N党、無（広田一君）

（閣法第3号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、無（広田一君）

反対会派 共産、N党

○自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築、大規模災害等への対応に関する決議を行った。

○令和6年3月29日（金）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について

松本総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長稲葉延雄君から説明を聴き、同大臣、渡辺総務副大臣、西田総務大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長稲葉延雄君、同協会理事根本拓也君、同協会専務理事山名啓雄君、同協会経営委員会委員長古賀信行君、同協会専務理事竹村範之君、同協会専務理事小池英夫君及び同協会理事・技師長寺田健二君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

岩本剛人君（自民）、藤井一博君（自民）、小沢雅仁君（立憲）、吉川沙織君（立憲）、山本博司君（公明）、西田実仁君（公明）、音喜多駿君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、齊藤健一郎君（N党）、広田一君（無）

（閣承認第1号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、無（広田一君）

反対会派 N党

なお、附帯決議を行った。

○令和6年4月11日（木）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政治団体の解散に関する件、地方公共団体におけるカスタマーハラスメント対策に関する件、郵政事業の在り方に関する件、地域における賃上げの状況に関する件、日本放送協会と人権上問題のある企業との関係に関する件、日本放送協会の受信料公平負担に関する件、消防団員の職場環境に関する件等について松本総務大臣、上月経済産業副大臣、渡辺総務副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長稲葉延雄君、同協会経営委員会委員長古賀信行君及び同協会専務理事山名啓雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

野田国義君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、音喜多駿君（維教）、広田一君（無）、伊藤岳君（共産）、齊藤健一郎君（N党）、芳賀道也君（民主）

○日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について松本総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年4月16日（火）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について松本総務大臣、渡辺総務副大臣、馬場総務副大臣、西田総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会専務理事山名啓雄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

吉川沙織君（立憲）、山本博司君（公明）、高木かおり君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）、広田一君（無）

（閣法第33号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、N党、無（広田一君）

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和6年4月25日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○LINEヤフー社による情報漏えい事案に関する件、ふるさと納税を通じた寄附文化の醸成に関する件、地方公共団体の情報システム標準化の期限に関する件、聴覚障害者向けサービス「みえる電話」の提供終了に関する件、住宅等の耐震化推進に関する件等について松本総務大臣、工藤内閣府副大臣、土田デジタル大臣政務官、船橋総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

野田国義君（立憲）、高木かおり君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡

君（N党）、広田一君（無）

- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について松本総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員中司宏君から説明を聞いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年5月7日（火）（第11回）

- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聞いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

株式会社日本総合研究所執行役員法務部長 大谷和子君

弁護士 清水陽平君

〔質疑者〕

岩本剛人君（自民）、岸真紀子君（立憲）、山本博司君（公明）、高木かおり君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、齊藤健一郎君（N党）、広田一君（無）

○令和6年5月9日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員中司宏君、松本総務大臣、本田文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

岩本剛人君（自民）、野田国義君（立憲）、山本博司君（公明）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、齊藤健一郎君（N党）、広田一君（無）、音喜多駿君（維教）

（閣法第34号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、N党（一部）、無（広田一君）

反対会派 N党（一部）

なお、附帯決議を行った。

○令和6年5月14日（火）（第13回）

- 放送法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について松本総務大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和6年5月16日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 放送法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について松本総務大臣、渡辺総務副大臣、政府参考人、参議院事務局当局、参考人日本放送協会専務理事小池英夫君、同協会会長稲葉延雄君、同協会専務理事山名啓雄君、同協会経営委員会委員長古賀信行君及び同協会理事中嶋太一君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

藤井一博君（自民）、吉川沙織君（立憲）、小沢雅仁君（立憲）、西田実仁君（公明）、音喜多駿君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、齊藤健一郎君（N党）、広田一君（無）

（閣法第32号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、無（広田一君）

反対会派 共産、N党

○令和6年5月21日(火) (第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方公務員の旅費についての条例改正に関する件、日本郵政グループの経営状況に関する件、地域活性化に向けた政府の取組に関する件、被選挙権年齢の引下げに関する件、地方公共団体における災害対応に係る情報システムの選定に関する件、日本放送協会が提供する番組関連情報の配信に関する件、日本放送協会による特別あて所配達郵便の利用に関する件、日本放送協会の収納スタッフの待遇に関する件等について松本総務大臣、馬場総務副大臣、船橋総務大臣政務官、西田総務大臣政務官、石橋国土交通大臣政務官、中野法務大臣政務官、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役千田哲也君、同株式会社代表執行役副社長加藤進康君、日本放送協会専務理事小池英夫君及び同協会会長稲葉延雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

堀井巖君（自民）、小沢雅仁君（立憲）、山本博司君（公明）、高木かおり君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）、広田一君（無）

○令和6年5月28日(火) (第16回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政治資金規正法の制定過程の意義に関する件、緊急消防援助隊の処遇に関する件、地方議会議員の子育てと議員活動の両立支援に関する件、被けん引自動車に対する自動車税環境性能割の課税に関する件、マイナンバー制度の利活用における課題に関する件、日本放送協会の放送のスクランブル化に関する件、地域公共交通の現状と課題に関する件等について松本総務大臣、進藤財務大臣政務官、政府参考人、参議院事務局当局、参考人日本放送協会経営委員会委員長古賀信行君及び同協会会長稲葉延雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉川沙織君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、音喜多駿君（維教）、浜口誠君（民主）、伊藤岳君（共産）、齊藤健一郎君（N党）、広田一君（無）

○令和6年6月6日(木) (第17回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について松本総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員中司宏君から説明を聴いた後、同君、松本総務大臣、船橋総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会専務理事小池英夫君及び同協会専務理事山名啓雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

野田国義君（立憲）、西田実仁君（公明）、高木かおり君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）、広田一君（無）、岩本剛人君（自民）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年6月11日(火) (第18回)

- 地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を

聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学先端科学技術研究センター教授 牧原出君

早稲田大学政治経済学術院教授 小原隆治君

一般社団法人コード・フォー・ジャパン

滋賀県日野町政策参与 東健二郎君

龍谷大学法学部教授 本多滝夫君

〔質疑者〕

藤井一博君（自民）、小沢雅仁君（立憲）、西田実仁君（公明）、高木かおり君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）、広田一君（無）

○令和6年6月13日（木）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員中司宏君、松本総務大臣、馬場総務副大臣、安江文部科学大臣政務官、神田内閣府大臣政務官、政府参考人、衆議院事務局当局及び参考人日本放送協会専務理事山名啓雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岸真紀子君（立憲）、高木かおり君（維教）、音喜多駿君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）、広田一君（無）

○令和6年6月18日（火）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について松本総務大臣、船橋総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会専務理事山名啓雄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

岸真紀子君（立憲）、高木かおり君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）、広田一君（無）

（閣法第31号）

賛成会派 自民、公明、維教、民主、N党

反対会派 立憲、共産、無（広田一君）

なお、附帯決議を行った。

○令和6年6月21日（金）（第21回）

○請願第1347号を審査した。

○行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

―自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築、 大規模災害等への対応に関する決議―

地方公共団体が人口減少の下で疲弊する地域経済の現状を克服し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造するために、政府は、自立した安定的な財政運営が可能となる地方税財政システムを確立するとともに、防災・減災の推進、東日本大震災で被災した地方公共団体の復旧・復興事業の着実な実施等への対応のため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 一、地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、地域社会の維持・再生、デジタル化、こども・子育て政策の強化等の重要課題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していく必要があることに鑑み、その実施に必要な歳出を継続的かつ安定的に地方財政計画に計上すること。
- 二、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、前年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、予見可能性を持って安定的に確保するとともに、社会保障関係費の自然増など拡大する財政需要に合わせて充実させるように全力を尽くすこと。また、地方公共団体の人員の確保や専門性の向上に必要な財政措置その他の支援に万全を期すこと。
- 三、会計年度任用職員を含む地方公務員の人件費については、民間給与の上昇等の動向を踏まえ、その増加に要する財源を確実に措置すること。また、会計年度任用職員制度の導入の趣旨を十分に踏まえ、地方公共団体において適正な任用・勤務条件等が図られるよう、実態を把握しつつ適切な助言を行うこと。
- 四、地方交付税の役割は、全ての地方公共団体が自立した安定的な財政運営を行うための財源調整機能と財源保障機能を果たすことである。この機能をより充実させるために、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の充実確保を図るとともに、臨時財政対策債等の特例措置依存の現状を改め、法定率の引上げ等の制度の抜本的な見直しを含め、持続可能かつ安定的な制度実現に向け検討を進めること。
- 五、地域に必要な行政サービスの安定的な供給により住民生活の安心・安全を確保するため、普通交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い地方公共団体に配慮するなど、地域の実情を十分に踏まえること。また、特別交付税については、算定方法の客観化及び明確化の取組を一層推進するとともに、自然災害への対応、地域交通や地域医療の確保等の財政需要を的確に反映させるなど財源保障機能を強化すること。
- 六、地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。また、税収の見込額が減額される場合においては、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において十分な補填措置を講ずること。
- 七、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立し、安定的で充実した財源を確保できる地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等については、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に対処すること。とりわけ固定資産税は、市町村の基幹税目であることを踏まえ、納税者の税負担にも配慮しつつ安定的税収の確保に努めること。
- 八、個人住民税の定額減税並びに低所得者支援及び定額減税を補足する給付の実施に当たっては、地方公共団体の事務負担やこれらに伴う地方公共団体の減収及び事務経費については、国の責任にお

いて必要な財政措置等を講ずること。

九、ふるさと納税制度に関しては、応益性や負担分任性など地方税の性格に配慮し、制度の趣旨に沿った適切な運用に向けた取組を進めること。

十、森林環境税及び森林環境譲与税については、地方公共団体が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の取組状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ、一層効果的に活用されるよう、各団体への助言や人的・財政的支援を行うとともに、森林資源の循環利用をより一層促進するため、新たな木材利用を創出すること等により、木材の利用拡大を図ること。また、森林吸収源対策推進の重要性に鑑み、必要がある場合には、森林環境譲与税の使途や譲与基準を始め、適時適切に所要の対応を検討すること。

十一、地方公共団体の債務残高が巨額に上っていることを踏まえ、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。また、引き続き、臨時財政対策債の発行の抑制や交付税特別会計借入金の着実な償還に努め、地方財政の健全化を進めること。

十二、地方債については、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。また、民間等資金について、引き続き資金調達手段の多様化に取り組むこと。

十三、地域医療構想及び公立病院経営強化の推進に当たっては、公立病院の病床削減・統廃合を前提とせず、地域の実情に即した地方公共団体の主体的な取組を十分に尊重するとともに、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、必要な財政措置を講ずること。

十四、物価高騰に伴う地方公共団体の行政経費の増加については、各団体の財政運営に与える影響の把握に努め、必要がある場合には、迅速に追加的な財政措置を講ずること。また、指定管理者や委託事業者が物価高騰に対応し、安定的な業務運営を行うため、指定管理料や契約金額の見直し等が適切に実施されるよう、必要な措置を講ずること。

十五、マイナンバーカードの普及促進に当たっては、保有枚数率によって、地方交付税が減額されるなどの不利益が生じることのないようにすること。また、カードを取得していない住民が、必要な行政サービスを受けられなくなることをないようにすること。

十六、東日本大震災の被災地方公共団体に対しては、その復旧・復興事業の着実な実施を図るため、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保する等万全の支援措置を講ずること。また、令和6年能登半島地震を始め、近年、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発している状況を踏まえ、予防保全の視点も含めた防災・減災の推進及び被災地の復旧・復興のための十分な人的・財政的支援を行うこと。

十七、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、引き続き国の責任において必要な財政支援を行うこと。

右決議する。

法 務 委 員 会

委員一覧 (21名)

委員長	佐々木さやか (公明)	北村	経夫 (自民)	福島	みずほ (立憲)
理 事	古庄 玄知 (自民)	山東	昭子 (自民)	石川	博崇 (公明)
理 事	和田 政宗 (自民)	自見	はなこ (自民)	清水	貴之 (維教)
理 事	牧山 ひろえ (立憲)	田中	昌史 (自民)	仁比	聡平 (共産)
理 事	伊藤 孝江 (公明)	森	まさこ (自民)	尾辻	秀久 (無)
理 事	川合 孝典 (民主)	山崎	正昭 (自民)	鈴木	宗男 (無)
	岡田 直樹 (自民)	石川	大我 (立憲)	長浜	博行 (無)
(会期終了日 現在)					

(1) 審議概観

第113回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件（うち本院先議1件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願15種類200件のうち、1種類25件を採択した。

〔法律案の審査〕

民法等の一部を改正する法律案は、子の権利利益を保護する観点から、子の養育についての父母の責務に関する規定の新設、父母が離婚した場合にその双方を親権者と定めることができるようにする等の親権に関する規定の整備、子の監護に要する費用の支払を確保するための制度の拡充、家事審判等の手続における父又は母と子との交流の試行に関する規定の新設等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、子の監護に必要な事項の定めに関する広報啓発、親権者の定め方等の国民への周知、施行後5年を目途とする父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策の在り方等の検討等を附則に追加する修正が行われた。委員会においては、8名の参考人から意見を聴取するとともに、子の利益の具体的内容とその確保、DV等のおそれのある事案において適切に親権者を定めることの必要性、共同親権の下で単独で親権行使ができる具体的な類型、養育費確保の方策、離婚後共同親権導入が子に与える影響、家庭裁判所の人的・物的体制の整備及び職員の専門性の向上の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案は、本邦に適法に在留する外国人の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、在留カード及び特別永住者証明書と個人番号カードの一体化並びに一体化したカードに係る地方出入国在留管理局又は市町村における手続の一元的处理を可能とする等の措置を講じようとするものである。また、**出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案**（以下「育成就労法案」という。）は、近年における技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、現行の技能実習に代わる新たな在留資格とし

て育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行う事業を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、永住許可の要件の明確化等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、育成就労外国人が大都市圏等に過度に集中して就労することとならないようにするための政府の措置、永住者の在留資格の取消しに係る規定の適用に当たって配慮すべき事項、法施行後3年を目途とする育成就労制度の在り方についての検討等の規定を附則に追加する修正が行われた。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、政府から趣旨説明を聴取するとともに、育成就労法案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員米山隆一君より説明を聴取した後、技能実習制度と育成就労制度の関係、育成就労外国人の転籍要件、永住者の在留資格の取消し制度の要件の内容及び導入の是非、在留カード等と個人番号カードの一体化の意義等について、岸田内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取、静岡県における現地視察及び地方公聴会、厚生労働委員会との連合審査会を行った。質疑を終局した後、日本維新の会・教育無償化を実現する会より、育成就労法案に対し就労目的の外国人の受入れに係る基本戦略の策定等を定める法律の制定、我が国以外では修得困難な技能を修得する意欲を有する外国人の受入れに関する措置等の規定を附則に設けることを内容とする修正案が提出された。また、日本共産党より、同法律案に対し永住許可の要件の明確化及び永住者の在留資格の取消し等に関する規定を削除することを内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、両修正案はいずれも否決され、両法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付された。

このほか、**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び総合法律支援法の一部を改正する法律案**が可決された。

〔国政調査等〕

3月12日、小泉法務大臣から法務行政の基本方針について所信を聴取するとともに、令和6年度法務省及び裁判所関係予算について門山法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴取した。

3月22日、法務行政の基本方針に対する質疑を行い、国際テロリズム要覧2023の大部分が公安調査庁のホームページから削除された理由、再審請求審における証拠開示等の速やかな法制化に対する法務大臣の見解、我が国の女性差別撤廃条約選択議定書の批准のために残された検討課題、再犯防止において保護司が担う役割の重要性、令和6年度法務省予算における特殊詐欺事件対策経費の具体的内容、万引きをした高齢者や再犯者に対する更生支援体制の整備の必要性、法制審議会家族法制部会におけるコンセンサス形成に対する法務大臣の見解、「検察の理念」の意義及びこれを引用した検事総長の訓示に対する法務大臣の見解等が取り上げられた。

また、同日、予算委員会から委嘱された令和6年度法務省予算等の審査を行い、検察官に対する人権教育の必要性についての法務大臣の見解、札幌高裁判決を踏まえた同性婚の検討開始に対する法務大臣の見解、選択的夫婦別氏制度の導入に対する法務大臣の見解、

犯罪被害者支援の地域間格差の縮小に向けた取組状況、外国人との共生社会の実現に向けた出入国在留管理庁の体制整備に関する法務大臣の見解、裁判所はDV被害にまともに向き合ってくれないとの当事者の声に対する最高裁の受止め、いわゆる人質司法に対する法務大臣の認識等が取り上げられた。

4月2日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、日本版ESTA導入などの不法滞在を企図した外国人の入国防止策の検討状況、大川原化工機事件の原因究明及び再発防止に係る検察及び警察の対応と結果の公表の有無、児童相談所による一時保護開始時の司法審査において裁判所に期待される役割、政府の旧統一教会の財産の把握状況及び財産保全の在り方等の検討に対する認識、難民認定者及び在留許可者に対する自立支援策を充実させる必要性、令和6年能登半島地震の被災地における技能実習生の被災状況と技能実習への影響、刑事施設における刑務官の呼称の変更の実施状況等が取り上げられた。

4月9日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、現在の日本の刑事司法が人質司法と言われていることに対する裁判所の認識、重要経済安保情報のうち特定秘密保護法の対象となる範囲、司法外交の推進に対する法務大臣の所見、国庫に帰属した相続土地の活用方法、外国人労働者の受入れに当たっての基本理念、子どもが費用を負担せずに代理人弁護士を選任できるようにする方策を検討する必要性、取調べの全面可視化の必要性等が取り上げられた。

4月18日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、日本とトルコの間の短期滞在査証免除措置の見直しの必要性、持続可能な保護司制度の確立に向けた取組を推進する必要性、刑事被告人が手錠・捕縄をされている姿をさらされない権利についての法務大臣の見解、法務大臣が検察に対し「検察の理念」に従い活動すべきことを指導する必要性、こどもの人権110番を子供が使いやすくするための取組の必要性、離婚後共同親権の導入と親の資力等が要件となる各省庁の支援策の関係、再審制度の見直しを求める国会や世間の動きに対する法務大臣の所感等が取り上げられた。

5月23日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、国際テロリズム要覧2023のインターネット上における公開に対するトルコの反応、日本人女性カップルがカナダ政府に難民認定されたことに対する法務大臣の見解、女子差別撤廃条約選択議定書で規定されている個人通報制度導入の検討状況、法務局地図作成事業の事業実施地区の選定基準、昨年の入管法改正を踏まえた難民審査参与員に対する研修の実施状況、登記簿等の公開に関する事務の受託業者に係る印紙詐欺事件の概要及び対処結果、袴田事件再審請求に対して行った検察官による抗告の是非等が取り上げられた。

6月18日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、我が国とトルコとのテロ対策協議の在り方、被疑者の取調べへの弁護人の立会いに関する政府の対応、LGBTをめぐる人権状況に対する法務大臣の認識、能登半島地震被災地に居住の外国人技能実習生の在留期間等の特例措置を継続する必要性、法廷通訳の育成・確保の推進に対する法務大臣の見解、保護司の負担軽減等保護司が活動しやすい環境づくりの必要性に対する法務大臣の見解、保護司の高齢化や適正人員等に関する法務省の認識、肌着の着用を認めないことが女性被留置者の個人の尊厳や人格権等を損なう可能性、法務大臣の指揮権について定める検察庁法第14条の解釈に関する法務大臣の認識等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和6年3月12日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について小泉法務大臣から所信を聴いた。
- 令和6年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について門山法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○令和6年3月22日(金) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について小泉法務大臣、柘植外務副大臣、穂坂外務大臣政務官、古賀内閣府大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君(自民)、牧山ひろえ君(立憲)、福島みずほ君(立憲)、伊藤孝江君(公明)、清水貴之君(維教)、川合孝典君(民主)、仁比聡平君(共産)、鈴木宗男君(無)

○令和6年度一般会計予算(衆議院送付)

令和6年度特別会計予算(衆議院送付)

令和6年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(裁判所所管及び法務省所管)について小泉法務大臣、森屋内閣官房副長官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古庄玄知君(自民)、石川大我君(立憲)、石川博崇君(公明)、清水貴之君(維教)、川合孝典君(民主)、仁比聡平君(共産)、鈴木宗男君(無)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和6年4月2日(火) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「国際テロリズム要覧2023」のインターネット上の公開に関する件、大川原化工機事件に関する件、児童相談所による一時保護時の司法審査に関する件、「旧統一教会」問題に関する件、難民認定者の自立支援に関する件、令和6年能登半島地震により被災した技能実習生への対応に関する件、刑事施設における刑務官の呼称に関する件等について小泉法務大臣、辻外務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君(自民)、牧山ひろえ君(立憲)、伊藤孝江君(公明)、清水貴之君(維教)、川合孝典君(民主)、仁比聡平君(共産)、鈴木宗男君(無)

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)について小泉法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年4月4日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)について小泉法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

田中昌史君（自民）、福島みずほ君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、清水貴之君（維教）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）

（閣法第15号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、無（鈴木宗男君）

反対会派 共産

欠席会派 無（尾辻秀久君、長浜博行君）

なお、附帯決議を行った。

○令和6年4月9日（火）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○いわゆる人質司法に関する件、重要経済安保情報に関する件、司法外交の推進に関する件、相続土地国庫帰属制度に関する件、外国人労働者の受入れに関する件、子どもの手続代理人に関する件、取調べの可視化に関する件等について小泉法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古庄玄知君（自民）、福島みずほ君（立憲）、石川博崇君（公明）、清水貴之君（維教）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）

○総合法律支援法の一部を改正する法律案（閣法第46号）について小泉法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年4月11日（木）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○総合法律支援法の一部を改正する法律案（閣法第46号）について小泉法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、石川大我君（立憲）、石川博崇君（公明）、清水貴之君（維教）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）

（閣法第46号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、無（鈴木宗男君）

反対会派 なし

欠席会派 無（尾辻秀久君、長浜博行君）

なお、附帯決議を行った。

○令和6年4月18日（木）（第7回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○「国際テロリズム要覧2023」のインターネット上の公開に関する件、保護司制度に関する件、刑事法廷内での被告人に対する手錠・捕縄の使用に関する件、「検察の理念」に関する件、こどもの人権110番に関する件、離婚後共同親権と子に対する支援策の関係に関する件、再審制度に関する件等について小泉法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、鈴木宗男君（無）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、清水貴之君（維教）

○令和6年4月25日（木）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 民法等の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）について小泉法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員米山隆一君から説明を聞いた後、同君、小泉法務大臣、安江文部科学大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、友納理緒君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、石川大我君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、石川博崇君（公明）、清水貴之君（維教）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年5月7日（火）（第9回）

- 民法等の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院法学政治学研究科教授 沖野眞已君

弁護士 熊谷信太郎君

東京都立大学教授 木村草太君

特定非営利活動法人女のスペース・おん代表理事 山崎菊乃君

白鷗大学教授 水野紀子君

浜田・木村法律事務所弁護士 浜田真樹君

中央大学法学部兼任講師

共同養育支援法全国連絡会母の会アドバイザー兼共同責任者 鈴木明子君

和光大学現代人間学部心理教育学科教授 熊上崇君

- ・参考人（沖野眞已君、熊谷信太郎君、木村草太君、山崎菊乃君）に対する質疑

〔質疑者〕

古庄玄知君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、清水貴之君（維教）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）

- ・参考人（水野紀子君、浜田真樹君、鈴木明子君、熊上崇君）に対する質疑

〔質疑者〕

田中昌史君（自民）、福島みずほ君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、清水貴之君（維教）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）

○令和6年5月9日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 民法等の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）について小泉法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福山哲郎君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）、古庄玄知君（自民）、石川博崇君（公明）、嘉田由紀子君（維教）

○令和6年5月14日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 民法等の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）について小泉法務大臣、滝沢環境副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古庄玄知君（自民）、石川大我君（立憲）、牧山ひろえ君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、音喜

多駿君（維教）、川合孝典君（民主）、山添拓君（共産）、鈴木宗男君（無）

○令和6年5月16日（木）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○民法等の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）について小泉法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、石川大我君（立憲）、牧山ひろえ君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、石川博崇君（公明）、清水貴之君（維教）、川合孝典君（民主）、山添拓君（共産）、鈴木宗男君（無）

（閣法第47号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、無（鈴木宗男君）

反対会派 共産

欠席会派 無（尾辻秀久君、長浜博行君）

なお、附帯決議を行った。

○令和6年5月23日（木）（第13回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○「国際テロリズム要覧2023」のインターネット上の公開に関する件、同性婚に関する件、女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する件、法務局地図作成事業に関する件、難民審査参与員制度に関する件、登記簿等の公開に関する事務の委託に関する件、袴田事件再審公判に関する件等について小泉法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、石川大我君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、清水貴之君（維教）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）

○令和6年5月28日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）

以上両案について小泉法務大臣から趣旨説明を、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員米山隆一君から説明を聴いた後、小泉法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

北村経夫君（自民）、古庄玄知君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、石川大我君（立憲）、石川博崇君（公明）、伊藤孝江君（公明）、清水貴之君（維教）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）

また、両案審査のため参考人の出席を求めること及び委員派遣を行うことを決定した。

○令和6年5月30日（木）（第15回）

○出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

独立行政法人国際協力機構理事長 田中明彦君

特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク共同代表理事 鳥井一平君

横浜華僑総会顧問 曾徳深君

〔質疑者〕

田中昌史君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、石川博崇君（公明）、清水貴之君（維教）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）

また、両案について厚生労働委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○令和6年6月4日（火）

法務委員会、厚生労働委員会連合審査会（第1回）

○出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）

以上両案について小泉法務大臣、武見厚生労働大臣、工藤内閣府副大臣、穂坂外務大臣政務官、こやり国土交通大臣政務官、石橋国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

片山さつき君（自民）、石橋通宏君（立憲）、秋野公造君（公明）、猪瀬直樹君（維教）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天島大輔君（れ新）、上田清司君（無）、鈴木宗男君（無）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○令和6年6月6日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員池下卓君、岸田内閣総理大臣、小泉法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

古庄玄知君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、石川博崇君（公明）、清水貴之君（維教）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）

・質疑

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、福島みずほ君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、清水貴之君（維教）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）

○派遣委員から報告を聴いた。

○令和6年6月11日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員米山隆一君、小泉法務大臣、門山法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、古庄玄知君（自民）、石川大我君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、牧山ひろえ君（立憲）、石川博崇君（公明）、伊藤孝江君（公明）、川合孝典君（民主）、清水貴之君（維教）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）

○令和6年6月13日（木）（第18回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）

以上両案について小泉法務大臣、宮崎厚生労働副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

福島みずほ君（立憲）、石川大我君（立憲）、清水貴之君（維教）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）

（閣法第58号）

賛成会派 自民、公明、維教、民主、無（鈴木宗男君）

反対会派 立憲、共産

欠席会派 無（尾辻秀久君、長浜博行君）

（閣法第59号）

賛成会派 自民、公明、維教、民主、無（鈴木宗男君）

反対会派 立憲、共産

欠席会派 無（尾辻秀久君、長浜博行君）

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○令和6年6月18日（火）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○テロ組織への対応に関する件、被疑者取調べへの弁護人の立会いに関する件、L G B T施策に関する件、外国人材の受入れに関する件、法廷通訳に関する件、保護司制度に関する件、女性被留置者の肌着の着用に関する件、法務大臣の指揮権に関する件等について小泉法務大臣、馬場総務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、福島みずほ君（立憲）、石川大我君（立憲）、牧山ひろえ君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、清水貴之君（維教）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、鈴木宗男君（無）

○令和6年6月21日（金）（第20回）

○請願第1475号外24件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第386号外174件を審査した。

- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和6年6月3日(月)

(地方公聴会)

- 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案(閣法第58号)及び出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第59号)の審査に資するため、現地において意見聴取等を行う。

[派遣地]

静岡県

[派遣委員]

佐々木さやか君(公明)、古庄玄知君(自民)、和田政宗君(自民)、牧山ひろえ君(立憲)、伊藤孝江君(公明)、川合孝典君(民主)、田中昌史君(自民)、石川大我君(立憲)、福島みずほ君(立憲)、清水貴之君(維教)、仁比聡平君(共産)

[公述人]

一般社団法人静岡県建設産業専門団体連合会会長 北川雅弘君

東海染工株式会社浜松事業所工場長 田中志治君

静岡県行政書士会会長 平岡康弘君

日伯交流協会副会長 児玉哲義君

外 交 防 衛 委 員 会

委員一覧（21名）

委員長	小野田	紀美（自民）	猪口	邦子（自民）	水野	素子（立憲）
理 事	佐藤	正久（自民）	柘植	芳文（自民）	山口	那津男（公明）
理 事	若林	洋平（自民）	中曽根	弘文（自民）	松沢	成文（維教）
理 事	小西	洋之（立憲）	松川	るい（自民）	榛葉	賀津也（民主）
理 事	上田	勇（公明）	三宅	伸吾（自民）	山添	拓（共産）
理 事	石井	苗子（維教）	吉川	ゆうみ（自民）	伊波	洋一（沖縄）
	有村	治子（自民）	福山	哲郎（立憲）	高良	鉄美（沖縄）
						（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第113回国会において、本委員会に付託された案件は、条約11件及び内閣提出法律案5件の合計16件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願17種類224件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定は、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものである。委員会においては、対外投資促進のための政府の取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とギリシャ共和国との間の条約は、二重課税の除去を目的として、投資所得に対する源泉地国課税の減免等について定めるものである。委員会においては、ギリシャとの課税権調整の妥当性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書は、情報の電子的手段による国境を越える移転等に関する規定を追加するための改正等について定めるものである。委員会においては、他の経済連携協定と比較した改正議定書の特徴等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

国際復興開発銀行協定の改正は、協定上の融資の上限を撤廃することについて定めるものである。委員会においては、国際開発金融機関におけるリスク管理の方向性等について質疑が行われ、討論の後、全会一致をもって承認された。

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正は、協定上の融資の上限を撤廃するとともに、同銀行の業務の地理的範囲を限られた数のサブサハラ・アフリカ諸国に拡大することについて定めるものである。委員会においては、欧州復興開発銀行の受益国の範囲を拡大する背景等について質疑が行われ、討論の後、全会一致をもって承認された。

1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書

の2009年の改正は、一定の条件の下で、海底下の地層への処分のため二酸化炭素を含んだガスの輸出を可能とするものである。委員会においては、海外の二酸化炭素回収・貯留事業の在り方と気候変動対策への影響等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

グローバル戦闘航空プログラム（G C A P）政府間機関の設立に関する条約は、グローバル戦闘航空プログラム、G C A Pの管理等を我が国、英国及びイタリア3か国のために行うことを目的とする国際機関として、G C A P政府間機関を設立するものである。委員会においては、政府間機関設立の意義と効果、同機関に派遣される職員の規模と処遇、G C A Pの実施にかかる秘密保全の在り方、次期戦闘機の第三国移転に係る戦略と課題等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定、いわゆる日独A C S Aは、自衛隊とドイツ軍隊との間で、それぞれの国の法令により認められる物品又は役務の提供における決済手続等を定めるものである。委員会においては、A C S Aの内容と会計検査院指摘事項への対応等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定は、両国間で定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みを定めるものである。委員会においては、クロアチアと航空協定を締結する意義等について質疑が行われ、討論の後、全会一致をもって承認された。

社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定は、両国間で年金制度、医療保険制度等に関する法令の適用について調整を行うこと等を定めるものである。委員会においては、社会保障協定の今後の締結方針等について質疑が行われ、討論の後、全会一致をもって承認された。

刑事に関する共助に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約は、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互に直接連絡すること等を定めるものである。委員会においては、刑事共助条約の今後の締結方針等について質疑が行われ、討論の後、全会一致をもって承認された。

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の失効規定を削除する等の措置を講ずるものである。委員会においては、法律を恒久化することの意義、調達価格算定の妥当性、長期契約が防衛産業再編に及ぼす影響、財政硬直化への懸念等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、在ナイロビ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額、在勤手当の月額通貨等を改定することについて規定するものである。委員会においては、ナイロビに政府代表部を新設する意義、在勤手当を外貨建てで支給することの効果と課題等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

2027年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法案は、2027年国際園芸博覧会に関し、国際博覧会条約の規定に基づく政府委員の設置及びその任務、給与等について定めるものである。委員会においては、政府委員の役割とその人選の在り方、国際園芸博覧会開催の意義と課題への対応等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、統合作戦司令部の新設を含む自衛隊の組織の改編、自衛官等の人材確保のための制度の導入及び拡大、ドイツとの物品役務相互提供協定の実施に関する規定の整備、国際機関等に派遣される防衛省の職員の業務の追加等の措置を講ずるものである。委員会においては、統合作戦司令部新設の目的と課題、次期戦闘機の共同開発と国際機関派遣職員の処遇の在り方、人的基盤の強化策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律案は、風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し、電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するため、電波障害防止区域の指定、同区域内における風力発電設備の設置等に係る届出等の義務及び設置者と防衛大臣との協議等に関する制度を創設するものである。委員会においては、風力発電設備が自衛隊の活動に与える影響、本法律案が許可制でなく届出制である理由、工事制限期間経過後の対応、関連事業者への周知徹底の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月19日～20日、我が国の外交、防衛等に関する実情調査のため、長崎県及び佐賀県への委員派遣を行い、国立大学法人長崎大学、海上自衛隊佐世保基地、佐世保市役所、陸上自衛隊崎辺分屯地、米海軍佐世保基地、佐賀駐屯地（仮称）新設予定地、陸上自衛隊目達原駐屯地、佐賀市役所等からの説明聴取、関連施設の視察、意見交換等を行った。

3月7日、外交の基本方針について上川外務大臣から、国の防衛の基本方針について木原防衛大臣から、それぞれ所信を聴取した。また、上記委員派遣について派遣委員から報告を聴取した。

3月12日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った。

3月21日、防衛装備移転、イスラエル・パレスチナ情勢、防衛力の整備、オスプレイの飛行再開、ウクライナ情勢等について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された令和6年度外務省予算・防衛省予算等の審査を行い、質疑を行った。

3月26日、防衛装備移転、防衛力の整備、日露関係、オスプレイの飛行再開等について質疑を行った。

4月16日、岸田内閣総理大臣の米国訪問、防衛装備移転、在日米軍基地問題、中東情勢、防衛力の整備等について質疑を行った。

5月14日、サイバーセキュリティ、小型無人機による護衛艦空撮事案、日米関係、外務大臣の海外出張、尖閣諸島をめぐる問題、イスラエル・パレスチナ情勢、防衛力の整備等につ

いて質疑を行った。

5月21日、中東情勢、日韓関係、防衛装備移転、在日米軍基地問題、尖閣諸島をめぐる問題、防衛力の整備、日米関係等について質疑を行った。

6月6日、日韓関係、日中関係、人種差別撤廃条約、防衛省・自衛隊の組織、ODA、ビジネスと人権、普天間飛行場における航空機の運用等について質疑を行った。

6月18日、G7プーリア・サミット、ウクライナの平和に関するサミット及び二国間会談について上川外務大臣から報告を聴取した後、G7プーリア・サミット、ウクライナの平和に関するサミット及び二国間会談、防衛力の整備、日朝関係、外交における郵政に係る知見の活用、ジェノサイド条約、いわゆるパンデミック条約、米軍オスプレイの運用、在沖縄海兵隊のグアム移転等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和6年2月1日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○令和6年3月7日(木) (第2回)

- 外交の基本方針に関する件について上川外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について木原防衛大臣から所信を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和6年3月12日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について木原防衛大臣、上川外務大臣、辻外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、福山哲郎君（立憲）、水野素子君（立憲）、上田勇君（公明）、石井苗子君（維教）、松沢成文君（維教）、榛葉賀津也君（民主）、高良鉄美君（沖縄）、伊波洋一君（沖縄）、山添拓君（共産）

○令和6年3月21日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛装備移転に関する件、イスラエル・パレスチナ情勢に関する件、防衛力の整備に関する件、オスプレイの飛行再開に関する件、ウクライナ情勢に関する件等について木原防衛大臣、上川外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小西洋之君（立憲）、金子道仁君（維教）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

- 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について木原防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年3月22日(金) (第5回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（外務省所管、防衛省所管及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門）について上川外務大臣及び木原防衛大臣から説明を聴いた後、木原防衛大臣、上川外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

若林洋平君（自民）、福山哲郎君（立憲）、上田勇君（公明）、松沢成文君（維教）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について木原防衛大臣、上川外務大臣、瀬戸財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

松川るい君（自民）、水野素子君（立憲）、上田勇君（公明）、石井苗子君（維教）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣法第13号）

賛成会派 自民、公明、維教、民主

反対会派 立憲、共産、沖縄

○令和6年3月26日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○防衛装備移転に関する件、防衛力の整備に関する件、日露関係に関する件、オスプレイの飛行再開に関する件等について上川外務大臣、木原防衛大臣、中野法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

水野素子君（立憲）、松沢成文君（維教）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について上川外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年3月27日（水）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について上川外務大臣、木原防衛大臣、政府参考人、参考人独立行政法人国際協力機構理事安藤直樹君及び同機構理事宮崎桂君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、福山哲郎君（立憲）、上田勇君（公明）、石井苗子君（維教）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣法第6号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

- 2027年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法案（閣法第7号）（衆議院送付）について上川外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年3月29日（金）（第8回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 2027年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法案（閣法第7号）（衆議院送付）について上川外務大臣、木原防衛大臣、堂故国土交通副大臣、上月内閣府副大臣、石橋国土交通大臣政務官、国定環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

水野素子君（立憲）、松沢成文君（維教）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

（閣法第7号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

○令和6年4月16日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 岸田内閣総理大臣の米国訪問に関する件、防衛装備移転に関する件、在日米軍基地問題に関する件、中東情勢に関する件、防衛力の整備に関する件等について上川外務大臣、木原防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

若林洋平君（自民）、小西洋之君（立憲）、上田勇君（公明）、松沢成文君（維教）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

- 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とギリシャ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）
経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）
以上3件について上川外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年4月23日（火）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とギリシャ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）
経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）
以上3件について木原防衛大臣、上川外務大臣、本田文部科学大臣政務官、平沼内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

水野素子君（立憲）、石井苗子君（維教）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

（閣条第3号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、沖縄

反対会派 共産

（閣条第4号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、沖縄

反対会派 共産

（閣条第5号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、沖縄

反対会派 共産

○令和6年5月9日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について木原防衛大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、上川外務大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、吉川ゆうみ君（自民）、小西洋之君（立憲）、上田勇君（公明）、石井苗子君（維教）、松沢成文君（維教）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、高良鉄美君（沖縄）

（閣法第14号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主

反対会派 共産、沖縄

○令和6年5月14日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○サイバーセキュリティに関する件、小型無人機による護衛艦空撮事案に関する件、日米関係に関する件、外務大臣の海外出張に関する件、尖閣諸島をめぐる問題に関する件、イスラエル・パレスチナ情勢に関する件、防衛力の整備に関する件等について木原防衛大臣、上川外務大臣、本田文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松川るい君（自民）、水野素子君（立憲）、上田勇君（公明）、松沢成文君（維教）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

○風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について木原防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年5月16日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について木原防衛大臣、上川外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

若林洋平君（自民）、福山哲郎君（立憲）、上田勇君（公明）、石井苗子君（維教）、榛葉賀津

也君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）
（閣法第37号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主

反対会派 共産、沖縄

○令和6年5月21日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○中東情勢に関する件、日韓関係に関する件、防衛装備移転に関する件、在日米軍基地問題に関する件、尖閣諸島をめぐる問題に関する件、防衛力の整備に関する件、日米関係に関する件等について上川外務大臣、木原防衛大臣、門山法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、小西洋之君（立憲）、上田勇君（公明）、松沢成文君（維教）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

○国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書の2009年の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

以上3件について上川外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年5月23日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書の2009年の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

以上3件について上川外務大臣、木原防衛大臣、吉田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

吉川ゆうみ君（自民）、小西洋之君（立憲）、上田勇君（公明）、石井苗子君（維教）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣条第9号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

（閣条第10号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

（閣条第11号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主

反対会派 共産、沖縄

○令和6年5月30日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）政府間機関の設立に関する条約の締結について承認を

求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について上川外務大臣から趣旨説明を聴いた後、木原防衛大臣、上川外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、松川るい君（自民）、福山哲郎君（立憲）、小西洋之君（立憲）、上田勇君（公明）、松沢成文君（維教）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

○令和6年6月4日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）政府間機関の設立に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について木原防衛大臣、上川外務大臣、森屋内閣官房副長官、近藤内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

福山哲郎君（立憲）、小西洋之君（立憲）、水野素子君（立憲）、石井苗子君（維教）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

（閣条第1号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主

反対会派 共産、沖縄

○令和6年6月6日（木）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日韓関係に関する件、日中関係に関する件、人種差別撤廃条約に関する件、防衛省・自衛隊の組織に関する件、ODAに関する件、ビジネスと人権に関する件、普天間飛行場における航空機の運用に関する件等について木原防衛大臣、上川外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

有村治子君（自民）、福山哲郎君（立憲）、小西洋之君（立憲）、上田勇君（公明）、松沢成文君（維教）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

○日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

刑事に関する共助に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

以上4件について上川外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年6月11日（火）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定の締結について承認を求める

の件（閣条第6号）（衆議院送付）

社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

刑事に関する共助に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

以上4件について上川外務大臣、木原防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

若林洋平君（自民）、小西洋之君（立憲）、水野素子君（立憲）、上田勇君（公明）、石井苗子君（維教）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

（閣条第2号）

賛成会派 自民、公明、維教、民主

反対会派 立憲、共産、沖縄

（閣条第6号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

（閣条第7号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

（閣条第8号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

○令和6年6月18日（火）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○G7プーリア・サミット、ウクライナの平和に関するサミット及び二国間会談に関する件について上川外務大臣から報告を聴いた後、同件、防衛力の整備に関する件、日朝関係に関する件、外交における郵政に係る知見の活用に関する件、ジェノサイド条約に関する件、いわゆるパンデミック条約に関する件、米軍オスプレイの運用に関する件、在沖縄海兵隊のグアム移転に関する件等について上川外務大臣、木原防衛大臣、森屋内閣官房副長官、渡辺総務副大臣、柘植外務副大臣、門山法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、福山哲郎君（立憲）、小西洋之君（立憲）、水野素子君（立憲）、上田勇君（公明）、松沢成文君（維教）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

○令和6年6月21日（金）（第21回）

○請願第21号外223件を審査した。

○外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和6年2月19日（月）～20日（火）

○我が国の外交、防衛等に関する実情調査

〔派遣地〕

長崎県、佐賀県

〔派遣委員〕

小野田紀美君（自民）、佐藤正久君（自民）、若林洋平君（自民）、小西洋之君（立憲）、上田
勇君（公明）、石井苗子君（維教）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖
縄）

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	足立	敏之 (自民)	武見	敬三 (自民)	浅田	均 (維教)
理事	白坂	亜紀 (自民)	野上	浩太郎 (自民)	柳ヶ瀬	裕文 (維教)
理事	西田	昌司 (自民)	古川	俊治 (自民)	大塚	耕平 (民主)
理事	山田	太郎 (自民)	松山	政司 (自民)	小池	晃 (共産)
理事	熊谷	裕人 (立憲)	宮沢	洋一 (自民)	大野	泰正 (無)
理事	若松	謙維 (公明)	勝部	賢志 (立憲)	神谷	宗幣 (無)
	大家	敏志 (自民)	柴	愼一 (立憲)	堂込	麻紀子 (無)
	櫻井	充 (自民)	竹内	真二 (公明)		
	進藤	金日子 (自民)	矢倉	克夫 (公明)		(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第213回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願20種類304件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律案は、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、令和5年分の所得税について、令和6年能登半島地震災害による損失に係る特別な措置を講じようとするものである。

委員会においては、本特例措置の内容及び効果、被災者に対する丁寧な周知の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

所得税法等の一部を改正する法律案は、物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等の観点から、国税に関し、所要の改正を行おうとするものである。

委員会においては、定額減税の実施に当たり能登半島地震の被災者を始め国民に対して周知徹底を図る必要性、中小企業の賃上げの実現に向けた賃上げ促進税制の在り方、戦略分野国内生産促進税制の目的及び効果、プラットフォーム課税創設の意義、租税特別措置の適用実態及び政策効果の検証方法の妥当性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

関税定率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行おうとするものである。

委員会においては、水際取締りの強化に向けた対応、税関の体制整備の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際通貨基金に対する加盟国の出資総額が増額されることとなったこと等に伴い、日本の同基金に対する出資額の上限を引き上げるための措置等を講じようとするものである。

委員会においては、国際通貨基金の果たす役割と今般の増資の意義、今後の出資割当額の見直しに向けた政府の対応等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案は、国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、国費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、旅費制度の見直しによる事務負担軽減等の効果、宿泊料の定額等の規定を長期間改正しなかった理由等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案は、市場の透明性・公正性を確保しつつ、資産運用の高度化・多様化を図るため、市場内取引を公開買付規制の対象に追加すること、大量保有報告制度における共同保有者の範囲の明確化、委託を受けて投資運用業に関する業務の一部を行う業者の任意的登録制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、投資運用業者の登録要件の緩和と投資家保護の在り方、スタートアップの資金調達に係る課題等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

事業性融資の推進等に関する法律案は、不動産を目的とする担保権又は個人を保証人とする保証契約等に依存した融資慣行の是正及び会社の事業に必要な資金の調達等の円滑化を図るため、事業性融資の推進等に関し、その基本理念、国の責務、基本方針の策定、企業価値担保権の設定、事業性融資推進支援業務を行う者の認定、事業性融資推進本部の設置等について定めようとするものである。

委員会においては、参考人を招致して、その意見を聴取するとともに、企業価値担保権を創設する意義、企業価値担保権の設定前に労働組合等へ通知する必要性、金融機関の目利き力向上に向けた取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月7日、財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について鈴木財務大臣兼内閣府特命担当大臣（金融）から所信を聴取した。

3月12日、前記所信聴取に対し、政治団体に対する政治資金が政治資金収支報告書に不記載である場合の課税関係、政治資金収支報告書の不記載に係る問題に対し財務大臣が税務当局に税務調査を行うよう指示する必要性、日本経済の現状に対する財務大臣・日銀総裁の認識、財務省作成の「国の財務書類」においてサステナビリティ情報を開示する必要

性、今月8日に経済産業省・金融庁・財務省が公表した「再生支援の総合的対策」の狙い、財務省の「令和6年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」の金利が令和5年度の試算と比較して上昇した理由、2025年度プライマリーバランス黒字化目標達成に関する政府の公式見解、社会保険料を払いきれずに倒産する「社保倒産」に対する財務大臣の認識、「GDPに対する政府債務残高」ではなく「GDPに対する政府純利払費」を財政健全化の指標とする必要性、中小企業の賃上げを支援する取組の重要性に対する財務大臣の認識等について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された内閣府所管（金融庁）、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行の予算の審査を行い、租税の十分性の確保に向けた財務大臣の決意、東日本大震災の被災地の復興状況に対する財務大臣の認識、所得税申告におけるe-Taxの利用率及び利用件数、今回の日銀の政策決定が大規模金融緩和の解除であると報道されていることに対する日銀総裁の認識、日銀が今後も長期国債を買い入れるとしている趣旨、未利用国有地を留保財産として活用する制度の仕組み及び導入の経緯、新型コロナワクチンの安全性に対する認識を政府が改める必要性、資金調達・運用の環境の激変が見込まれる中で地域金融機関に求められる役割等について質疑を行った。

4月9日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（令和4年12月16日提出）について、植田日本銀行総裁から説明を聴取した後、市場との対話に関する日銀総裁の見解、金融政策の変更に向けた日銀の情報発信の在り方、デフレ状態に戻る可能性に対する日銀総裁の見解、日銀の財務状況を踏まえた今後の利上げの実現可能性、3月の金融政策決定会合における金融政策のこれまでの枠組みからの変更点、日銀が今後の金融政策に関するシミュレーション等を公開する必要性、IMFの「2024年対日4条協議終了にあたっての職員の声明」が日銀の政策変更に与えた影響、中小企業の賃上げ実績を見ることなく金融政策の枠組みを見直した理由等について質疑を行った。

4月23日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（令和4年12月9日提出）について、鈴木内閣府特命担当大臣（金融）から説明を聴取した後、G20財務大臣・中央銀行総裁会議における主要な議論及び会合の成果、バブル経済崩壊後の金融政策に関する日銀総裁の評価、日本の金融取引・融資業務において企業価値担保権制度を普及させることに関する金融担当大臣の見解、仕組み債の販売をめぐる問題の把握状況と被害者への対応、コロナ禍の緊急事態宣言下における行動制限等が我が国経済に与えた影響、金融経済教育推進機構の業務において金融庁が業界団体や自主規制機関に対して期待する役割等について質疑を行った。

5月9日、今後政治資金規正法の改正を行うに当たり国民の信頼回復に向けて税務当局の対応について整理する必要性、日銀の展望レポートにおける「緩和的な金融環境」の具体的内容、政府が現在保有しているドル及びドル資産の規模、厚生年金保険料の納付の猶予に関する国会答弁の内容を年金事務所等の窓口に周知する必要性、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の改定に伴う予算措置の在り方、円安の進展による実質賃金等への影響に関する日銀総裁の見解等について質疑を行った。

5月16日、税関行政に関する実情調査のため、東京税関羽田税関支署を視察した。

5月28日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（令和5年6月27日提出）について、鈴木内閣府特命担当大臣（金融）から説明を聴取した後、昨今の急激な円安が日本経済及び国民生活に与える影響と政府の更なる支援の必要性、J Tが海外連結子会社から受けた配当金の返還が資金還流を利用した租税回避である可能性、塩の専売制度を廃止した経緯に関する財務大臣の認識、給与明細に定額減税による減税額の記載を義務付けることに伴う企業の事務負担、令和6年能登半島地震により被災した家屋に対する公費解体の予算額及び実施状況、IMFの2024年対日4条協議における女性活躍及び男女の賃金格差は正に関する議論の内容等について質疑を行った。

6月11日、独立行政法人国立印刷局に関する実情調査のため、国立印刷局東京工場を視察した。

6月18日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（令和5年6月27日提出）について、植田日本銀行総裁から説明を聴取した後、実質賃金が低下している中での賃金と物価の好循環の達成状況に対する日銀総裁の評価、長期国債買入の具体的な減額計画の決定を次回の金融政策決定会合に先送りした理由、日銀の長期国債買入減額の「相応の規模」として想定される規模感、賃金上昇を伴わない物価上昇が消費を通じて景気を下押しする可能性、スタグフレーションを回避するために日銀が検討している方策、CBDCに関するパイロット実験及び技術研究の進捗状況等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○令和6年2月21日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について鈴木財務大臣から趣旨説明を聴き、鈴木国務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事高口博英君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

熊谷裕人君（立憲）、柳ヶ瀬裕文君（維教）、大塚耕平君（民主）、小池晃君（共産）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

（閣法第20号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、無（大野泰正君、神谷宗幣君、堂込麻紀子君）

反対会派 なし

○令和6年3月7日（木）（第2回）

- 財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について鈴木国務大臣から所信を聴いた。

○令和6年3月12日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について鈴木国務大臣、矢倉財務副大臣、濱地厚生労働副大臣、井林内閣府副大臣、神田内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁植田和男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、柴愼一君（立憲）、勝部賢志君（立憲）、若松謙維君（公明）、竹内真二君（公明）、浅田均君（維教）、大塚耕平君（民主）、小池晃君（共産）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

- 所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第１号）（衆議院送付）について鈴木財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和６年３月21日（木）（第４回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第１号）（衆議院送付）について鈴木国務大臣、矢倉財務副大臣、吉田経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁植田和男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田太郎君（自民）、柴愼一君（立憲）、熊谷裕人君（立憲）、若松謙維君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維教）、大塚耕平君（民主）、小池晃君（共産）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

○令和６年３月22日（金）（第５回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和６年度一般会計予算（衆議院送付）
令和６年度特別会計予算（衆議院送付）
令和６年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（金融庁）、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行）について鈴木国務大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁植田和男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

白坂亜紀君（自民）、勝部賢志君（立憲）、竹内真二君（公明）、藤巻健史君（維教）、大塚耕平君（民主）、小池晃君（共産）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第１号）（衆議院送付）について鈴木国務大臣、矢倉財務副大臣、宮崎厚生労働副大臣、塩崎厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

柴愼一君（立憲）、熊谷裕人君（立憲）、柳ヶ瀬裕文君（維教）、大塚耕平君（民主）、小池晃君（共産）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

- 関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第４号）（衆議院送付）について鈴木財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年3月28日(木) (第6回)

- 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。
(閣法第1号)

賛成会派 自民、公明、無(大野泰正君)

反対会派 立憲、維教、民主、共産、無(神谷宗幣君、堂込麻紀子君)

なお、附帯決議を行った。

○令和6年3月29日(金) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について鈴木財務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁内田眞一君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

勝部賢志君(立憲)、浅田均君(維教)、大塚耕平君(民主)、小池晃君(共産)、神谷宗幣君(無)、堂込麻紀子君(無)

(閣法第4号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、無(大野泰正君、神谷宗幣君、堂込麻紀子君)

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和6年4月9日(火) (第8回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁植田和男君から説明を聴いた後、矢倉財務副大臣、進藤財務大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行総裁植田和男君、同銀行理事清水誠一君、同銀行理事高口博英君及び同銀行理事加藤毅君に対し質疑を行った。

[質疑者]

西田昌司君(自民)、柴愼一君(立憲)、竹内真二君(公明)、藤巻健史君(維教)、大塚耕平君(民主)、小池晃君(共産)、神谷宗幣君(無)、堂込麻紀子君(無)

- 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について鈴木財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年4月11日(木) (第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について鈴木財務大臣、矢倉財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

熊谷裕人君(立憲)、浅田均君(維教)、大塚耕平君(民主)、小池晃君(共産)、神谷宗幣君(無)、堂込麻紀子君(無)

(閣法第5号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、無(大野泰正君、堂込麻紀子君)

反対会派 共産、無(神谷宗幣君)

なお、附帯決議を行った。

○令和6年4月23日(火) (第10回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について鈴木内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、G20財務大臣・中央銀行総裁会議に関する件、バブル経済崩壊後の金融政策に関する件、企業価値担保権に関する件、仕組み債に関する件、金融政策の変更と貸出金利に関する件、金融経済教育推進機構に関する件等について鈴木国務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁植田和男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

勝部賢志君(立憲)、柳ヶ瀬裕文君(維教)、大塚耕平君(民主)、小池晃君(共産)、神谷宗幣君(無)、堂込麻紀子君(無)

- 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)について鈴木財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年4月25日(木) (第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)について鈴木国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

熊谷裕人君(立憲)、浅田均君(維教)、大塚耕平君(民主)、小池晃君(共産)、神谷宗幣君(無)、堂込麻紀子君(無)

(閣法第8号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、無(大野泰正君、神谷宗幣君、堂込麻紀子君)
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和6年5月9日(木) (第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費税のインボイス制度に関する件、日本銀行の展望レポートに関する件、政府の保有するドル資産に関する件、社会保険料の納付の猶予に関する件、NTT株式の売却に関する件、円安の進展と実質賃金に関する件等について鈴木財務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁植田和男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

柴愼一君(立憲)、浅田均君(維教)、大塚耕平君(民主)、小池晃君(共産)、神谷宗幣君(無)、堂込麻紀子君(無)

- 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第56号)(衆議院送付)について鈴木内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年5月14日(火) (第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第56号)(衆議院送付)について鈴木内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

議院送付)について鈴木国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

勝部賢志君（立憲）、若松謙維君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維教）、大塚耕平君（民主）、小池晃君（共産）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

（閣法第56号）

賛成会派 自民、公明、維教、民主、無（大野泰正君、堂込麻紀子君）

反対会派 立憲、共産、無（神谷宗幣君）

なお、附帯決議を行った。

○令和6年5月28日(火)（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について鈴木内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、農林中央金庫の資本増強に関する件、J Tの海外子会社に係る配当課税に関する件、金融機能強化法による資本参加に関する件、定額減税に係る企業の事務負担に関する件、外国人労働者の受入れに関する件、女性活躍推進に係る取組に関する件等について鈴木国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

熊谷裕人君（立憲）、松沢成文君（維教）、大塚耕平君（民主）、小池晃君（共産）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

○事業性融資の推進等に関する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）について鈴木内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年5月30日(木)（第15回）

○事業性融資の推進等に関する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

長島・大野・常松法律事務所・弁護士 井上聡君

日本労働弁護団事務局長 竹村和也君

〔質疑者〕

古川俊治君（自民）、柴愼一君（立憲）、若松謙維君（公明）、浅田均君（維教）、大塚耕平君（民主）、小池晃君（共産）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

○令和6年6月4日(火)（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○事業性融資の推進等に関する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）について鈴木国務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁植田和男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、勝部賢志君（立憲）、竹内真二君（公明）、藤巻健史君（維教）、大塚耕平君（民主）、小池晃君（共産）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

○令和6年6月6日(木)（第17回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○事業性融資の推進等に関する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）について鈴木内閣府特命担当大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁植田和男君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

熊谷裕人君（立憲）、浅田均君（維教）、大塚耕平君（民主）、小池晃君（共産）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

（閣法第57号）

賛成会派 自民、公明、維教、民主、無（大野泰正君、神谷宗幣君）

反対会派 立憲、共産、無（堂込麻紀子君）

なお、附帯決議を行った。

○令和6年6月18日（火）（第18回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁植田和男君から説明を聴いた後、矢倉財務副大臣、進藤財務大臣政務官、神田内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行総裁植田和男君及び同銀行理事加藤毅君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

柴愼一君（立憲）、藤巻健史君（維教）、大塚耕平君（民主）、小池晃君（共産）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

○令和6年6月21日（金）（第19回）

○請願第32号外303件を審査した。

○財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

文 教 科 学 委 員 会

委員一覧（21名）

委員長	高橋	克法（自民）	上野	通子（自民）	斎藤	嘉隆（立憲）
理 事	赤松	健（自民）	臼井	正一（自民）	下野	六太（公明）
理 事	石井	正弘（自民）	末松	信介（自民）	安江	伸夫（公明）
理 事	今井	絵理子（自民）	橋本	聖子（自民）	金子	道仁（維教）
理 事	宮口	治子（立憲）	本田	颯子（自民）	中条	きよし（維教）
理 事	伊藤	孝恵（民主）	奥村	政佳（立憲）	吉良	よし子（共産）
	赤池	誠章（自民）	古賀	千景（立憲）	船後	靖彦（れ新）
						（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第213回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出 1 件及び衆議院提出 1 件（文部科学委員長提出）の合計 2 件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願21種類334件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

学校教育法の一部を改正する法律案は、専修学校における教育の充実を図るため、専修学校に専攻科を置くことができることとするとともに、専門課程の入学資格の厳格化、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、職業教育の重要性、専攻科の具体的制度設計、専修学校在籍者に対する経済的支援の必要性等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律案は、障害のある児童生徒のために作成されている音声教材等の教科用特定図書等が、教科書の使用に困難を有する日本語に通じない児童生徒にとっても有用であること等に鑑み、これらの者が教科用特定図書等を使用して学習することができることとなるよう、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

3月12日、文教科学行政の基本施策について盛山文部科学大臣から所信を、令和6年度文部科学省関係予算についてあべ文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月19日、文教科学行政の基本施策に関し、文化審議会著作権分科会法制度小委員会の「A I と著作権に関する考え方について」を周知啓発する重要性、教員免許を有する大学

院生を教育現場に非常勤講師として積極的に採用することに対する文部科学省の見解、高等教育の修学支援新制度の拡充を多子世帯や理工農系の中間層に限定せずに子供全員を対象とすることを検討する必要性、「旧統一教会」関連団体の推薦確認書への署名をめぐる問題についての文部科学大臣の見解等について質疑を行った。

3月22日、文教科学行政の基本施策に関し、令和6年能登半島地震により被災した地域に対する教職員の加配措置の必要性、予測不可能な世界情勢を踏まえて積極的に平和教育を位置付ける観点から学習指導要領を見直す必要性、子供をフリースクールに通わせる保護者を就学義務違反とすることが教育基本法の立法趣旨からかい離していることについての文部科学省の見解、ヤングケアラー問題等の子供を取り巻く課題を踏まえて養護教諭を配置する必要性等について質疑を行った。

また、同日、予算委員会から委嘱された令和6年度文部科学省所管予算の審査を行い、火山調査研究推進本部の設置に向けた準備状況及び今後の火山対策の強化に向けた取組状況、小学校において医療的ケア児の保護者の付添いが発生している実態に対する文部科学省の見解、小中学校等における防災教育の実施状況及び過去の災害を踏まえ国が行ってきた防災教育の充実のための取組、大学院等を修了し教師になった者に対する奨学金の返還免除についての詳細、スポーツ選手が中長期的なキャリア形成や引退後の生活設計を学ぶ場を支援する必要性、地域の子供たちの役に立ち社会課題の解決にも貢献したいと考える地域人材の育成のためのリカレント教育を文部科学省が推進する必要性、高等教育の修学支援新制度に係る学業成績の要件を見直す必要性、紙の教科書及びデジタル教科書それぞれの適正な価格設定の在り方等について質疑を行った。

4月18日、これからの高等教育の在り方を構想し社会と共有した上で大学の再編等の高等教育の整備を図る必要性、35人学級の中学校への拡充を文部科学省の方針として掲げる必要性、1人1台端末を利用した環境教育として環境省の「いきものログ」アプリを活用することに関する文部科学大臣の見解、NPO法人多様な学びプロジェクトによる「不登校のこどもの育ちと学びを支える当事者実態ニーズ全国調査」に対する評価、インターネット上の性的な描写を含む広告が子供に及ぼす影響、スクールカウンセラーの雇い止めに関する実態把握のための調査の必要性、高等学校入試での定員内不合格をなくし学ぶ意欲がある生徒全員を受け入れるよう各都道府県教育委員会等へ働きかける必要性等について質疑を行った。

5月21日、学校現場における子供のコロナ後遺症の現状、各教育委員会による学校における教員の働き方改革の取組に関する文部科学大臣の認識、障害のある不登校児童生徒に対する支援としての放課後等デイサービスの加算にとどまらず不登校児童生徒全般に対する経済的支援を開始することについての文部科学大臣の見解、我が国の民主主義教育に対する文部科学大臣の認識、基礎定数の改善や教員の持ち授業時数の上限を設けることが中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会の「審議のまとめ」に盛り込まれていない経緯、通常学級に在籍する障害のある児童生徒に対する合理的配慮及び個別支援を保障する必要性等について質疑を行った。

5月30日、教育に関する実情調査のため、千葉科学大学を視察した。

6月4日、場面緘黙に関する省庁間の情報共有・連携や現場の教員に対する研修等の実

施の重要性、私立大学を公立大学法人化するメリット・デメリット、いじめの加害側が分からない場合及び指導をしてもいじめの事象が止まらない場合の対処方法、スポーツ選手及び芸術家等の引退後のキャリア支援の必要性、大学が経営破綻した場合の学生保護のルールを検討状況、国立大学の授業料値上げでは私立大学との格差は是正されないとの指摘に対する文部科学省の見解、不登校児童生徒が学校において健康診断を受けられていない実態の把握状況等について質疑を行った。

6月6日、前記視察について、視察委員から報告を聴取した。

6月11日、教員の時間外勤務に対して時間外勤務手当を支給する必要性と教職調整額の位置付け、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」策定後の状況と今後の課題、下校時の熱中症対策が手薄ではないかとの懸念に対する文部科学大臣の所見、コロナ後遺症となった児童生徒に対する理不尽な取扱いを学校において行わないとともに学びの保障を徹底することに関する文部科学大臣の見解、公立高等学校では負担する必要のない施設整備費を私立高等学校では保護者が負担するという公私格差を解消するために私学助成を拡充する必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和6年3月12日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について盛山文部科学大臣から所信を聴いた。
- 令和6年度文部科学省関係予算に関する件についてあべ文部科学副大臣から説明を聴いた。

○令和6年3月19日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について盛山文部科学大臣、高橋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤松健君（自民）、下野六太君（公明）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

○令和6年3月22日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について盛山文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古賀千景君（立憲）、宮口治子君（立憲）、金子道仁君（維教）、伊藤孝恵君（民主）

○令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（文部科学省所管）について盛山文部科学大臣、あべ文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤池誠章君（自民）、古賀千景君（立憲）、宮口治子君（立憲）、下野六太君（公明）、中条さ

よし君（維教）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）
本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和6年4月18日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 高等教育の在り方に関する件、教職員定数の改善に関する件、1人1台端末を活用した環境教育に関する件、不登校の要因分析に関する件、性的な描写を含むインターネット広告の子供への影響に関する件、スクールカウンセラーの処遇に関する件、高等学校の入試における障害のある生徒への合理的配慮に関する件等について盛山文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上野通子君（自民）、斎藤嘉隆君（立憲）、下野六太君（公明）、金子道仁君（維教）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

○令和6年5月21日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- コロナ後遺症に係る文部科学省の取組に関する件、教員の働き方改革に関する件、不登校児童生徒への経済的支援に関する件、我が国の民主主義教育に関する件、教職員定数の改善に関する件、インクルーシブ教育の推進に関する件等について盛山文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮口治子君（立憲）、古賀千景君（立憲）、金子道仁君（維教）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

○令和6年6月4日（火）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 場面緘黙への対応に関する件、千葉科学大学の公立大学法人化に関する件、いじめ事案への対応に関する件、スポーツ選手及び芸術家等の引退後のキャリア支援に関する件、大学が経営破綻した場合の学生保護に関する件、国公立大学の学費に関する件、不登校児童生徒の健康診断に関する件等について盛山文部科学大臣、三浦厚生労働大臣政務官、古賀内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

今井絵理子君（自民）、古賀千景君（立憲）、下野六太君（公明）、中条きよし君（維教）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

- 学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）について盛山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年6月6日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）について盛山文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

臼井正一君（自民）、宮口治子君（立憲）、下野六太君（公明）、金子道仁君（維教）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

（閣法第35号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 教育に関する件について委員から報告を聞いた。

○令和6年6月11日(火) (第8回)

- 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第18号)(衆議院提出)について提出者衆議院文部科学委員長田野瀬太道君から趣旨説明を聞いた後、可決した。

(衆第18号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、れ新

反対会派 なし

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 教員の長時間労働の解消策に関する件、芸能従事者に係る契約関係の適正化に関する件、通学時の熱中症対策に関する件、コロナ後遺症に係る学校の対応に関する件、私立高等学校への私学助成の拡充に関する件等について盛山文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

勝部賢志君(立憲)、中条きよし君(維教)、伊藤孝恵君(民主)、吉良よし子君(共産)、船後靖彦君(れ新)

○令和6年6月21日(金) (第9回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第14号外333件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	比嘉 奈津美 (自民)	神谷 政幸 (自民)	猪瀬 直樹 (維教)
理事	羽生田 俊 (自民)	友納 理緒 (自民)	梅村 聡 (維教)
理事	福岡 資麿 (自民)	三浦 靖 (自民)	田村 まみ (民主)
理事	星 北斗 (自民)	山田 宏 (自民)	倉林 明子 (共産)
理事	打越 さく良 (立憲)	石橋 通宏 (立憲)	天畠 大輔 (れ新)
理事	秋野 公造 (公明)	大椿 ゆうこ (立憲)	上田 清司 (無)
	生稲 晃子 (自民)	高木 真理 (立憲)	— 欠員1名 —
	石田 昌宏 (自民)	杉 久武 (公明)	
	片山 さつき (自民)	山本 香苗 (公明)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第213回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件及び衆議院提出2件（厚生労働委員長2件）の合計6件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願35種類995件のうち、6種類367件を採択した。

〔法律案の審査〕

令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律案は、令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金について、その支給を受けることとなった者が自らこれを使用することができるよう、その差押禁止等について定めようとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案は、単身高齢者世帯の増加等を踏まえた安定的な居住の確保の支援、被保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、生活困窮者住居確保給付金及び進学準備給付金の支給対象者の追加、一部の被保護者を対象とした生活困窮者就労準備支援事業等の実施、社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備等の措置を講じようとするものである。衆議院においては、この法律による改正後の各法律の規定の検討について、生活困窮者に対する支援等が公正で分かりやすいものであることを確保する観点も含めて行うことを明記する修正が行われた。委員会においては、居住支援の在り方、子どもの貧困対策の強化の必要性、生活困窮者就労準備支援事業等の全国的な実施に向けた取組等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取し、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

雇用保険法等の一部を改正する法律案は、雇用保険の適用範囲の拡大、教育訓練給付の拡充、教育訓練に係る休暇中の生活を支えるための給付金の創設等の措置を講ずるほか、育児休業給付に係る国庫負担の引下げの暫定措置の廃止及び雇用保険料率の見直し等の措

置を講じようとするものである。委員会においては、雇用保険の適用拡大の在り方、教育訓練給付拡充の意義、育児休業給付の財源の在り方等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取した。質疑を終局した後、日本維新の会・教育無償化を実現する会及び国民民主党・新緑風会から、雇用保険の適用対象者の範囲の拡大等に係る改正の施行期日を令和10年10月1日から令和8年4月1日に改める修正案が提出され、国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取したところ、政府としては反対である旨の意見が述べられた。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案は、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業取得状況の公表義務の対象拡大、個別の労働者への仕事と育児の両立に係る意向の聴取及び仕事と介護の両立支援制度の周知等の義務付け、次世代育成支援対策推進法による行動計画の策定時における数値目標の設定等の義務付け等の措置を講ずるとともに、同法の有効期限を10年間延長しようとするものである。委員会においては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の在り方、仕事と育児・介護の両立支援推進に向けた企業への支援策、介護離職を防止するための取組の実効性等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取し、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律案は、先端的な医療技術の研究及び安全な提供の基盤を整備し、その更なる推進を図るため、再生医療等の安全性の確保等に関する法律の適用対象への細胞加工物を用いない遺伝子治療等の追加、認定再生医療等委員会に対する立入検査等の規定の整備、臨床研究法における特定臨床研究の範囲の見直し等の措置を講じようとするものである。委員会においては、細胞加工物を用いない遺伝子治療等を法の適用対象とする理由、認定再生医療等委員会における審査の質の確保策、臨床研究法の適用対象の範囲等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案は、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律に基づく補償金の支給の請求の状況に鑑み、補償金の支給の請求期限を5年延長しようとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月12日、厚生労働行政の基本施策について武見厚生労働大臣から所信を、令和6年度厚生労働省関係予算について濱地厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月22日、予算委員会から委嘱された令和6年度厚生労働省関係予算の審査を行い、患者も医療チームの一員であるという医療モデルの普及の重要性、首都圏の中小企業の約3割が賃上げの予定なしとしている現状に対する厚労大臣の認識、令和6年能登半島地震に

係る雇用調整助成金の特例措置における助成率引上げの必要性、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における生活介護のサービス提供実態等に応じた評価の具体的内容、過労死ラインを大幅に超えて働く医師がいる状況に対する厚労大臣の所見、介護従事者の賃金水準を全産業平均に近づけることに対する厚労大臣の意気込み、令和6年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料等による賃上げが物価上昇率に追いつかないことに対する厚労大臣の見解、重度障害者の入院決定前に介護のニーズを医療機関に説明して理解を促す重度訪問介護事業所の貢献を評価する必要性、少子化対策がこれまで成功しなかった理由に係る厚労大臣の所感等について質疑を行った。

4月2日、厚生労働行政の基本施策に関し、機能性表示食品の制度の在り方に係る厚労大臣の所見、新型コロナウイルスワクチンの接種をめぐる判断などの変遷を検証する必要性、高齢者の医療費に係る負担の在り方に関する厚労大臣の見解、薬価の中間年改定を速やかに廃止する必要性、国民皆歯科健診の実現に向けた厚労省の取組、農福連携を通じて生活困窮者を就労につなげる方法及びその過程と支援の狙い、高年齢労働者の安全と健康管理のための取組、65歳以上の高齢者を対象とする肺炎球菌ワクチンの定期接種の経過措置を継続する必要性、国民健康保険料の引下げのため公費負担を大幅に増額する必要性、障害年金の障害認定に当たっての基本的事項の例示を見直す必要性、中国への年金情報の流出に対し注意を喚起する必要性についての厚労大臣の所見等について質疑を行った。

4月4日、国民の健康に関わる食品制度の規制緩和を進める際に安全性確保を徹底する必要性、自動車運転者の時間外労働の上限規制適用開始に対する厚労大臣の決意、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案における適性評価の対象となる労働者の保護に関し厚労大臣が関連大臣と協議する必要性、職業能力開発促進法に基づく技能検定制度の推進に対する厚労大臣の見解、シルバー人材センターにおけるインボイス制度の導入に伴う課題に対する厚労大臣の認識、終末期医療を受けること等を想定した事前指示書の普及に対する厚労大臣の所見、特定最低賃金の全国加重平均が地域別最低賃金の全国加重平均より低いこと及び特定最低賃金の存在意義に関する厚労大臣の見解、日本年金機構による社会保険料の強権的な徴収が中小企業を倒産に追い込むことがあってはならないとの指摘に対する厚労大臣の見解、障害者に係る欠格条項の検証に関して省庁横断での検討を行う必要性、訪問介護における介護人材が高齢化していることに対する厚労大臣の見解等について質疑を行った。

4月18日、医薬品の安定供給を図るため薬価を下支えする枠組み等を検討する必要性、国民皆歯科健診を国が推進する意義、今後の医療需要の増加を見据え医師を更に増員する必要性、重要経済安保情報の保護を理由とする労働者への不利益取扱いに係る懸念への厚労大臣の見解、生活困窮者自立支援制度の支援会議で本人同意なしに滞納等の税情報を取得可能とする法的措置の必要性、肺炎球菌ワクチン接種の経過措置を終了したことに対する厚労大臣の所見、厚労省による医師偏在対策の効果に対する現状認識、医薬品産業が他の業種と比べて低い賃上げ率となっている要因、診療報酬の加算等の取組等にもかかわらずマイナ保険証の利用率が伸びない理由、法律上極めて適正を欠く等の疑いのある精神科病院への実地指導を国が直接行う必要性、日本における新型コロナウイルス感染症の対応についての厚労大臣の所感等について質疑を行った。

5月14日、後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造のあり方に関する検討会の進捗状況及び今後の見通し、実質賃金が下落する中で社会保険料等の負担が増大する施策が行われることの妥当性、女性相談支援員が女性や子どもの保護の職務を全うできる環境を整えるための対応、子どものネットゲームやSNSなどへの依存に係る現状に対する厚労省の見解、強度行動障害の特性を踏まえて障害福祉サービス等報酬を見直す必要性、後期高齢者医療制度における窓口負担割合を原則1割としてきた理由、労働施策総合推進法の見直しによるカスタマーハラスメント対策の推進に関する検討内容及び法制化の必要性、個人情報漏えいリスクを顧みずマイナンバーカードの健康保険証利用を推進することの問題性、糖尿病は自己責任だという不当な評価をなくすための新たな周知方法を検討する必要性、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状への対応に係る厚労大臣の決意等について質疑を行った。

5月30日、病院における歯科の重要性に関する厚労大臣の認識、精神科医療における身体的拘束の削減を国策として進める必要性、ILO第111号条約及び第155号条約批准の必要性、WHOの考え方にに基づき重点感染症のリストに結核を追加する必要性、農福連携の取組状況、臓器移植手術の実施について医療機関の自助努力だけでなく国が責任を持って対応する必要性、労働安全衛生法に基づく一般健康診断において女性の健康課題に関する項目を含める必要性、診療報酬等による医療・介護・福祉分野の質上げの状況及び見通し、糖尿病の障害年金認定の在り方について社会モデルの視点を取り入れて議論する必要性、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る研究体制・予算の十分性等について質疑を行った。

6月11日、臓器移植に関する件及び戦没者の遺骨収集事業に関する件について、武見厚生労働大臣から臓器移植の実施状況等及び戦没者の遺骨収集事業の実施状況等について報告を聴取した後、診療報酬制度に物価等の動向を連動させる仕組みを導入する必要性、無免許者による美容行為防止のために国が責任を持って対応策を講ずる必要性、労働者の雇用の安定等のための無期転換ルールがうまく使われていない実態に対する厚労大臣の見解、保育及び介護分野における有料職業紹介事業者への手数料に上限規制を設ける必要性、障害年金の認定体制を検証し適切な認定が受けられるように見直す必要性、放射線業務従事者の被ばく線量の管理についての法的担保の必要性に係る厚労大臣の見解、高齢者施設が地域社会に開かれたものとなるよう厚労省が指針等を示す必要性、供給不安がある抗菌薬に関し薬局から医療機関への疑義照会が適切に実施できない場合の対応策、障害者相談支援事業を社会福祉事業に位置付けて消費税非課税とする必要性、国立ハンセン病療養所の職員を国家公務員の定員合理化計画の対象外とする必要性、感染症危機管理のための体制への懸念に対する厚労大臣の所見等について質疑を行った。

6月18日、紅麹関連製品に係る事案を受けたルールの在り方及び法改正の必要性についての厚労大臣の認識、桐生市の民間団体による被保護者の不適切な金銭管理を国が是正させる必要性、肺炎を含めた呼吸器感染症に関する知識の普及啓発を強化する必要性、臓器あっせん機関を複数拠点化することに対する厚労大臣の見解、機能的表示食品のGMPの要件化や情報提供の義務化に伴う保健所の体制強化の在り方、マイナ保険証の利用を強要するようなキャンペーンの中止及び医療機関における誤った対応を是正する必要性、AL

S患者の意思伝達装置に対する補装具費支給決定を早急に行う必要性、新型コロナウイルス感染症への対応が必ずしも成功であったと思わないように努力する必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和6年3月12日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について武見厚生労働大臣から所信を聴いた。
- 令和6年度厚生労働省関係予算に関する件について濱地厚生労働副大臣から説明を聴いた。

○令和6年3月22日(金) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年度一般会計予算 (衆議院送付)

令和6年度特別会計予算 (衆議院送付)

令和6年度政府関係機関予算 (衆議院送付)

(厚生労働省所管) について武見厚生労働大臣、工藤内閣府副大臣、深澤外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石田昌宏君 (自民)、石橋通宏君 (立憲)、大椿ゆうこ君 (立憲)、山本香苗君 (公明)、梅村聡君 (維教)、田村まみ君 (民主)、倉林明子君 (共産)、天畠大輔君 (れ新)、上田清司君 (無)
本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和6年4月2日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について武見厚生労働大臣、濱地厚生労働副大臣、宮崎厚生労働副大臣、古賀内閣府大臣政務官、平沼内閣府大臣政務官、三浦厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長大竹和彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

打越さく良君 (立憲)、高木真理君 (立憲)、猪瀬直樹君 (維教)、田村まみ君 (民主)、山田宏君 (自民)、生稲晃子君 (自民)、杉久武君 (公明)、秋野公造君 (公明)、倉林明子君 (共産)、天畠大輔君 (れ新)、上田清司君 (無)

- 令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律案 (衆第5号) (衆議院提出) について提出者衆議院厚生労働委員長新谷正義君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第5号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、れ新、無 (上田清司君)

反対会派 なし

○令和6年4月4日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 食品安全に関する件、働き方改革に関する件、介護報酬に関する件、重要経済安保情報の取扱者に

係る適性評価に関する件、職業能力開発支援制度に関する件、高年齢者雇用対策に関する件、人生の最終段階における医療・ケアに関する件、最低賃金に関する件、年金事業の運営に関する件、障害者差別解消に関する件等について武見厚生労働大臣、工藤内閣府副大臣、馬場総務副大臣、こやみ国土交通大臣政務官、進藤財務大臣政務官、吉田経済産業大臣政務官、古賀内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長大竹和彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

神谷政幸君（自民）、石橋通宏君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、秋野公造君（公明）、杉久武君（公明）、梅村聡君（維教）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）、上田清司君（無）

- 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について武見厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員足立康史君から説明を聴いた。

○令和6年4月9日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員足立康史君、武見厚生労働大臣、堂故国土交通副大臣、宮崎厚生労働副大臣、馬場総務副大臣、石橋国土交通大臣政務官、古賀内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

友納理緒君（自民）、石橋通宏君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、山本香苗君（公明）、猪瀬直樹君（維教）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）、上田清司君（無）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年4月11日（木）（第6回）

- 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

早稲田大学理事・法学学術院教授 菊池馨実君
一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事 稲葉剛君
座間市福祉部参事兼地域福祉課長 林星一君
大阪人間科学大学人間科学部准教授 石川久仁子君

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、大椿ゆうこ君（立憲）、山本香苗君（公明）、梅村聡君（維教）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）、上田清司君（無）

○令和6年4月16日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について武見厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

打越さく良君（立憲）、猪瀬直樹君（維教）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）、上田清司君（無）

（閣法第9号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、無（上田清司君）

反対会派 共産、れ新
なお、附帯決議を行った。

○令和6年4月18日(木) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 医薬品行政に関する件、歯科保健医療に関する件、医師偏在対策に関する件、重要経済安保情報の取扱者に係る適性評価に関する件、生活困窮者支援策に関する件、予防接種に関する件、医療分野のデジタル化に関する件、精神保健医療福祉施策に関する件、新型コロナウイルス感染症に伴う課題への対応に関する件等について武見厚生労働大臣、宮崎厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

神谷政幸君(自民)、山田宏君(自民)、高木真理君(立憲)、大椿ゆうこ君(立憲)、山本香苗君(公明)、秋野公造君(公明)、梅村聡君(維教)、田村まみ君(民主)、倉林明子君(共産)、天畠大輔君(れ新)、上田清司君(無)

- 雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)について武見厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年4月23日(火) (第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)について武見厚生労働大臣、宮崎厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

星北斗君(自民)、羽生田俊君(自民)、高木真理君(立憲)、大椿ゆうこ君(立憲)

○令和6年4月25日(木) (第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)について武見厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

杉久武君(公明)、猪瀬直樹君(維教)、田村まみ君(民主)、倉林明子君(共産)、天畠大輔君(れ新)、上田清司君(無)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年5月7日(火) (第11回)

- 雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

大阪大学理事・副学長 水島郁子君
日本労働組合総連合会副事務局長 村上陽子君
一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長 新田秀司君
日本弁護士連合会貧困問題対策本部事務局次長 房安強君

〔質疑者〕

友納理緒君(自民)、打越さく良君(立憲)、杉久武君(公明)、梅村聡君(維教)、田村まみ君(民主)、倉林明子君(共産)、天畠大輔君(れ新)、上田清司君(無)

○令和6年5月9日(木) (第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について武見厚生労働大臣、宮崎厚生労働副大臣、濱地厚生労働副大臣、古賀内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

打越さく良君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、田村まみ君（民主）、梅村聡君（維教）、山田宏君（自民）、杉久武君（公明）、秋野公造君（公明）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）、上田清司君（無）

（閣法第10号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、無（上田清司君）

反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和6年5月14日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 医薬品の供給体制に関する件、賃上げ促進に関する件、困難な問題を抱える女性への支援に関する件、依存症対策に関する件、障害福祉サービス等報酬に関する件、後期高齢者医療制度に関する件、職場におけるハラスメント対策に関する件、医療分野のデジタル化に関する件、糖尿病対策に関する件、新型コロナウイルス感染症に伴う課題への対応に関する件等について武見厚生労働大臣、船橋総務大臣政務官、中野法務大臣政務官、平沼内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

神谷政幸君（自民）、石橋通宏君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、杉久武君（公明）、秋野公造君（公明）、猪瀬直樹君（維教）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）、上田清司君（無）

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について武見厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年5月16日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について武見厚生労働大臣、工藤内閣府副大臣、矢倉財務副大臣、中野法務大臣政務官、古賀内閣府大臣政務官、安江文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

生稲晃子君（自民）、高木真理君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、杉久武君（公明）、猪瀬直樹君（維教）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）、上田清司君（無）
また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年5月21日（火）（第15回）

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

独立行政法人労働政策研究・研修機構副統括研究員 池田心豪君

三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社政策研究事業本部執行役員・主席研究員 矢島
洋子君

ＮＰＯ法人となりのかいご代表理事 川内潤君

障がい児及び医療的ケア児を育てる親の会会長 工藤さほ君

〔質疑者〕

山田宏君（自民）、高木真理君（立憲）、杉久武君（公明）、梅村聡君（維教）、田村まみ君（民
主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）、上田清司君（無）

○令和６年５月23日（木）（第16回）

○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について内閣委員
会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策
推進法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について武見厚生労働大臣、工藤内
閣府副大臣、進藤財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、打越さく良君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、秋野公造君（公明）、猪瀬
直樹君（維教）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）、上田清司君
（無）

（閣法第54号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、れ新、無（上田清司君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和６年５月28日（火）

内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会（第１回）

（内閣委員会を参照）

○令和６年５月30日（木）（第17回）

○出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）及び出入国管
理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部
を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）について法務委員会に連合審査会の開会を申し入
れることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○歯科保健医療に関する件、精神保健医療福祉施策に関する件、ＩＬＯ条約への対応に関する件、感
染症対策に関する件、障害者雇用対策に関する件、臓器移植に関する件、労働安全衛生対策に関す
る件、賃上げ促進に関する件、公的年金制度に関する件、新型コロナウイルス感染症に伴う課題へ
の対応に関する件等について武見厚生労働大臣、神田内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人日
本年年金機構理事長大竹和彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田宏君（自民）、打越さく良君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、秋野公造君（公明）、杉久武
君（公明）、梅村聡君（維教）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）、

上田清司君（無）

- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について武見厚生労働大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和6年6月4日（火）

法務委員会、厚生労働委員会連合審査会（第1回）

（法務委員会を参照）

○令和6年6月6日（木）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について武見厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

古川俊治君（自民）、高木真理君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、秋野公造君（公明）、梅村聡君（維教）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）、上田清司君（無）（閣法第41号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、無（上田清司君）

反対会派 れ新

○令和6年6月11日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 臓器移植に関する件及び戦没者の遺骨収集事業に関する件について武見厚生労働大臣から報告を聞いた後、診療報酬に関する件、生活衛生関係営業に関する件、非正規雇用労働者問題に関する件、職業紹介事業に関する件、公的年金制度に関する件、労働安全衛生対策に関する件、高齢者施設に関する件、医薬品の供給体制に関する件、障害者支援策に関する件、ハンセン病問題に関する件、感染症対策に関する件等について武見厚生労働大臣、濱地厚生労働副大臣、塩崎厚生労働大臣政務官、神田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

星北斗君（自民）、高木真理君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、奥村政佳君（立憲）、山本香苗君（公明）、秋野公造君（公明）、猪瀬直樹君（維教）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）、上田清司君（無）

- ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第19号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長新谷正義君から趣旨説明を聞いた後、可決した。

（衆第19号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、れ新、無（上田清司君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和6年6月18日（火）（第20回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 食品安全に関する件、生活保護制度に関する件、肺炎対策に関する件、臓器移植に関する件、医療分野のデジタル化に関する件、障害者支援策に関する件、感染症対策に関する件等について武見厚

生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

打越さく良君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、秋野公造君（公明）、梅村聡君（維教）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）、上田清司君（無）

○令和6年6月21日（金）（第21回）

- 請願第48号外366件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第15号外627件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

農 林 水 産 委 員 会

委員一覧 (21名)

委員長	滝波	宏文 (自民)	野村	哲郎 (自民)	羽田	次郎 (立憲)
理 事	佐藤	啓 (自民)	藤木	眞也 (自民)	高橋	光男 (公明)
理 事	山下	雄平 (自民)	舞立	昇治 (自民)	横山	信一 (公明)
理 事	山本	啓介 (自民)	宮崎	雅夫 (自民)	松野	明美 (維教)
理 事	横沢	高德 (立憲)	山田	俊男 (自民)	紙	智子 (共産)
理 事	舟山	康江 (民主)	田名部	匡代 (立憲)	寺田	静 (無)
	清水	真人 (自民)	徳永	エリ (立憲)	— 欠員 1 名 —	
						(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第213回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出 6 件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願 6 種類80件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案は、特定農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、法の有効期限を 5 年間延長するとともに、原材料の調達安定化の措置を講じようとするものである。委員会では、期限延長の意義、原材料の調達安定化と国産化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案は、食料安全保障の確保等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策等を定めようとするものである。なお、衆議院において、多収化に資する新品種の導入等を施策として明記する修正が行われた。委員会では、栃木県において現地視察を、岩手県において地方公聴会及び現地視察をそれぞれ実施するとともに、参考人から意見を聴取したほか、岸田内閣総理大臣にも出席を求め、農業者の所得を確保する方策、食料の合理的な価格形成、農村振興の基本理念等について質疑が行われ、続いて、立憲民主・社民及び国民民主党・新緑風会から、総則及び基本的施策を修正する修正案が提出され、原案及び修正案に対する質疑が行われた。討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

食料供給困難事態対策法案は、食料供給が困難な事態等において対策本部の設置等、重要な食料等の安定供給対策を講じようとするものである。**食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案**（農振法等改正案）は、確保すべき農用地面積目標の達成に向けた措置の強化等を行おうとするものである。また、**農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用**

の促進に関する法律案（スマート農業促進法案）は、認定制度の創設等、スマート農業技術の活用と開発を促進するための措置を講じようとするものである。

委員会では、3法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取したほか、茨城県において現地視察を実施するとともに、食料安全保障における国内生産強化の重要性、農地確保と地域開発の調整の在り方、スマート農業促進のための環境整備等について質疑が行われ、討論の後、食料供給困難事態対策法案及び農振法等改正案は多数をもって、スマート農業促進法案は全会一致をもって可決された。なお、3法律案に対しそれぞれ附帯決議が付された。

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案は、厳格な漁獲量管理を行うべき水産資源について、個体の数の報告、船舶の名称の伝達等を義務付ける等の措置を講じようとするものである。委員会では、太平洋クロマグロの管理強化の実効性、情報伝達の負担軽減や電子化等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月12日、令和6年度の農林水産行政の基本施策に関する件について坂本農林水産大臣から所信を聴取し、3月21日、これに対し、施政方針演説において総理が発言した農政の抜本的見直しを受けて農林水産大臣が考える農政の抜本的見直しの内容、再生産可能な所得の実現に必要な政策に関する農林水産大臣の所見、生産資材高騰、人口減少、少子高齢化を踏まえた食料安全保障の確立の考え方、所信表明に食料自給率の向上が提示されていない理由及び食料自給率目標の未達に対する農林水産大臣の感想、能登半島地震で被災した農業用施設に対する更なる支援の必要性、培養肉の食品としての安全性を担保するための政府の方針、これまで締結した経済連携協定等の分析とその結果を農林水産物の輸出促進に活用する必要性、農業の魅力を学生等に伝えるための施策と農業高校等におけるスマート農業教育の充実を急ぐ必要性、農業への女性の参画を推進するための支援を拡充する必要性、藻場等を保全しJブルークレジットの創出に取り組む漁業者とブルーカーボン活動に関心のある企業とのマッチングの必要性等について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された令和6年度農林水産省所管予算の審査を行い、みどりの食料システム戦略の実現のため、直接支払などの支援制度を根本的に再構築する必要性、生態系の力を借りて農畜産業を行うアグロエコロジーの概念を政策に位置付けて具体化する必要性、ゲノム編集技術応用食品に関する表示の義務付けに向けた検討状況、平時からの食料安全保障の確立に向けて輸入依存度の高い小麦、大豆等の国内生産を拡大するための方策、水田の畑地化を食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案で明文化し、多額の予算措置を講じて促進する理由、新規就農者の定着状況に関する更なる分析の必要性、都市部から遠く離れた地域の関係人口を増加させるための取組、漁業系廃棄物対策の予算を拡充する必要性等について質疑を行った。

4月18日、食料自給率の目標設定において食生活の変化を十分に分析できていなかった理由、クビアカツヤカミキリによる果樹及び街路樹の被害状況及び政府を挙げた緊急対策の必要性、5年に一度の水張りを非かんがい期に行う場合の用水確保に向けた政府の検討

状況、我が国のアニマルウェルフェアに対する海外の評価に関する農林水産大臣の見解、能登半島地震被災漁業者への対応や外国漁船の違法操業取締りなどにより漁獲量が減少しているイカ釣り漁業の支援を強化する必要性等について質疑を行った。

5月30日、温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて我が国の農業分野において必要な投資額、食品衛生法改正により漬物製造業を営業許可業種としたことの妥当性、岩手県初となる豚熱の患畜確認を踏まえた防疫措置等の状況、アグロエコロジーについて定義や海外の取組を含めて実態を調査する必要性、本委員会が令和4年競馬法改正の際に付した附帯決議が引退競走馬のセカンドキャリアの形成等を目的とする一般財団法人TAWの設立に及ぼした影響、林業分野における外国人材の受入れに向けた検討状況、消費者が求める水産加工品の提供拡大及び水産物の消費拡大に向けた取組、温室効果ガス吸収源としての藻場の維持に向けた取組方針と地球温暖化対策計画にブルーカーボンを位置付ける必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和6年3月12日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 令和6年度の農林水産行政の基本施策に関する件について坂本農林水産大臣から所信を聴いた。

○令和6年3月21日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和6年度の農林水産行政の基本施策に関する件について坂本農林水産大臣、鈴木農林水産副大臣、高橋農林水産大臣政務官、朝日環境大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山下雄平君(自民)、山本啓介君(自民)、横山信一君(公明)、田名部匡代君(立憲)、横沢高德君(立憲)、松野明美君(維教)、舟山康江君(民主)、紙智子君(共産)、須藤元気君(無)、寺田静君(無)

○令和6年3月22日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和6年度一般会計予算(衆議院送付)
- 令和6年度特別会計予算(衆議院送付)
- 令和6年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(農林水産省所管)について坂本農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、鈴木農林水産副大臣、高橋農林水産大臣政務官、国定環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤啓君(自民)、徳永エリ君(立憲)、横山信一君(公明)、松野明美君(維教)、舟山康江君(民主)、紙智子君(共産)、須藤元気君(無)、寺田静君(無)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和6年4月2日(火) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。

- 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について坂本農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年4月4日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について坂本農林水産大臣、鈴木農林水産副大臣、高橋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

清水真人君（自民）、羽田次郎君（立憲）、横山信一君（公明）、松野明美君（維教）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）、寺田静君（無）

（閣法第50号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、無（須藤元気君、寺田静君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和6年4月18日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 食料自給率に関する件、クビアカツヤカミキリの防除に関する件、家畜伝染病対策に関する件、水田農業政策に関する件、アニマルウェルフェアに関する件、イカ釣り漁業の振興施策に関する件等について坂本農林水産大臣、鈴木農林水産副大臣、高橋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

徳永エリ君（立憲）、串田誠一君（維教）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

○令和6年5月7日（火）（第7回）

- 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について坂本農林水産大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員池畑浩太郎君から説明を聴いた。

○令和6年5月9日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について坂本農林水産大臣、鈴木農林水産副大臣、高橋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤啓君（自民）、田名部匡代君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、横山信一君（公明）、松野明美君（維教）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年5月14日（火）（第9回）

- 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院農学生命科学研究科教授 中嶋康博君

一般社団法人全国農業協同組合中央会専務理事 馬場利彦君

明治大学農学部専任教授 作山巧君

特定非営利活動法人中山間地域フォーラム副会長 野中和雄君

農民運動全国連合会会長 長谷川敏郎君

〔質疑者〕

山本啓介君（自民）、徳永エリ君（立憲）、横山信一君（公明）、金子道仁君（維教）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）

また、同法律案の審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○令和6年5月16日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について坂本農林水産大臣、鈴木農林水産副大臣、高橋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮崎雅夫君（自民）、徳永エリ君（立憲）、田名部匡代君（立憲）、横沢高德君（立憲）、横山信一君（公明）、松野明美君（維教）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

○令和6年5月23日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について坂本農林水産大臣、鈴木農林水産副大臣、高橋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤木眞也君（自民）、徳永エリ君（立憲）、田名部匡代君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、横山信一君（公明）、金子道仁君（維教）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

○令和6年5月28日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について岸田内閣総理大臣、坂本農林水産大臣、鈴木農林水産副大臣、高橋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）及び同法律案に対する修正案について修正案提出者徳永エリ君、同舟山康江君及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

野村哲郎君（自民）、羽田次郎君（立憲）、横山信一君（公明）、松野明美君（維教）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

・質疑

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、田名部匡代君（立憲）、横沢高德君（立憲）、横山信一君（公明）、松野明美君（維教）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

・質疑（原案及び修正案）

〔質疑者〕

横沢高德君（立憲）、松野明美君（維教）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

（閣法第26号）

賛成会派 自民、公明、維教

反対会派 立憲、民主、共産、無（寺田静君）

なお、附帯決議を行った。

○令和6年5月30日(木) (第13回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○農業分野の気候変動への適応に関する件、漬物製造業の規制の在り方に関する件、家畜伝染病対策に関する件、アグロエコロジーの推進に関する件、アニマルウェルフェアに関する件、林業分野における外国人材の受入れに関する件、水産業の振興施策に関する件、ブルーカーボンの利用拡大に関する件等について坂本農林水産大臣、鈴木農林水産副大臣、朝日環境大臣政務官、高橋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本啓介君(自民)、徳永エリ君(立憲)、横沢高德君(立憲)、横山信一君(公明)、串田誠一君(維教)、舟山康江君(民主)、紙智子君(共産)、寺田静君(無)

○食料供給困難事態対策法案(閣法第27号)(衆議院送付)

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律案(閣法第48号)(衆議院送付)

以上3案について坂本農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年6月4日(火) (第14回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○食料供給困難事態対策法案(閣法第27号)(衆議院送付)

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律案(閣法第48号)(衆議院送付)

以上3案について坂本農林水産大臣、鈴木農林水産副大臣、高橋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮崎雅夫君(自民)、羽田次郎君(立憲)、田名部匡代君(立憲)、横山信一君(公明)、松野明美君(維教)、舟山康江君(民主)、紙智子君(共産)、寺田静君(無)

また、3案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年6月6日(木) (第15回)

○食料供給困難事態対策法案(閣法第27号)(衆議院送付)

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律案(閣法第48号)(衆議院送付)

以上3案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

丸紅株式会社代表取締役副社長執行役員 寺川彰君

阿賀野市農業委員会会長職務代理 笠原尚美君

株式会社資源・食糧問題研究所代表取締役 柴田明夫君

東京大学名誉教授 谷口信和君

近畿大学名誉教授 池上甲一君

〔質疑者〕

宮崎雅夫君（自民）、横沢高德君（立憲）、横山信一君（公明）、松野明美君（維教）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

○令和6年6月11日（火）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○食料供給困難事態対策法案（閣法第27号）（衆議院送付）

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）

以上3案について坂本農林水産大臣、鈴木農林水産副大臣、高橋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

清水真人君（自民）、羽田次郎君（立憲）、田名部匡代君（立憲）、横山信一君（公明）、松野明美君（維教）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

○令和6年6月13日（木）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○食料供給困難事態対策法案（閣法第27号）（衆議院送付）

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）

以上3案について坂本農林水産大臣、鈴木農林水産副大臣、高橋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

藤木真也君（自民）、徳永エリ君（立憲）、横沢高德君（立憲）、横山信一君（公明）、松野明美君（維教）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

（閣法第27号）

賛成会派 自民、公明、維教

反対会派 立憲、民主、共産、無（寺田静君）

（閣法第28号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、無（寺田静君）

反対会派 共産

（閣法第48号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、無（寺田静君）

反対会派 なし

なお、3案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について坂本農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年6月18日（火）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について坂本農林水産大臣、鈴木農林水産副大臣、高橋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、徳永エリ君（立憲）、横沢高德君（立憲）、横山信一君（公明）、松野明美君（維教）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

（閣法第49号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、無（寺田静君）

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和6年6月21日（金）（第19回）

- 請願第1号外79件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和6年5月21日（火）

（地方公聴会）

- 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案（閣法第26号）の審査に資するため、現地において意見聴取等を行う。

〔派遣地〕

岩手県

〔派遣委員〕

滝波宏文君（自民）、佐藤啓君（自民）、山下雄平君（自民）、山本啓介君（自民）、横沢高德君（立憲）、舟山康江君（民主）、清水真人君（自民）、野村哲郎君（自民）、藤木眞也君（自民）、宮崎雅夫君（自民）、山田俊男君（自民）、田名部匡代君（立憲）、徳永エリ君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、高橋光男君（公明）、横山信一君（公明）、松野明美君（維教）、紙智子君（共産）、寺田静君（無）

〔公述人〕

株式会社西部開発農産代表取締役社長 照井勝也君

全国農業協同組合連合会岩手県本部県本部長 高橋司君

賢治の土株式会社代表取締役 畠山武志君

岩手大学人文社会科学部教授 横山英信君

経 済 産 業 委 員 会

委員一覧 (21名)

委員長	森本	真治 (立憲)	越智	俊之 (自民)	村田	享子 (立憲)
理 事	青山	繁晴 (自民)	小林	一大 (自民)	里見	隆治 (公明)
理 事	中田	宏 (自民)	上月	良祐 (自民)	三浦	信祐 (公明)
理 事	長峯	誠 (自民)	松村	祥史 (自民)	石井	章 (維教)
理 事	古賀	之士 (立憲)	丸川	珠代 (自民)	磯崎	哲史 (民主)
理 事	東	徹 (維教)	渡辺	猛之 (自民)	岩渕	友 (共産)
	浅尾	慶一郎 (自民)	辻元	清美 (立憲)	平山	佐知子 (無)
						(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第213回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願11種類119件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案は、低炭素水素等の供給及び利用を早期に促進するため、主務大臣による基本方針の策定、主務大臣の認定を受けた計画に基づき事業を実施する者に対する助成金の交付及び規制の特例措置、低炭素水素等の供給の促進に関し判断の基準となるべき事項の策定等の措置を講じようとするものである。

二酸化炭素の貯留事業に関する法律案は、二酸化炭素の貯留事業に係る許可制度及び貯留権の創設、貯留事業における保安の確保のために必要な措置の義務付け、二酸化炭素が貯蔵された事業場の長期的な管理のための制度の整備、導管輸送事業に係る届出制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、各法律案について、参考人から意見を聴取したほか、環境委員会と連合審査会を行うとともに、脱炭素社会実現に向けた水素・CCSの利活用の在り方、水素関連産業の国際競争力強化に向けた取組、低炭素水素等のGX製品価値向上の方策、CCS事業に係る安全確保及び国民の理解促進の必要性、CCSの2030年までの事業開始に向けた課題等について質疑が行われ、討論の後、両法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、両法律案に対して、それぞれ附帯決議を行った。

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案は、国際的な企業立地に係る競争の激化等の経済情勢の変化に適切に対応し、新たな事業の創出及び産業への投資の促進を通じて我が国産業の持続的な発展を図るため、事業再編を行う中堅企業者に対する支援の拡充、事業適応計画の認定制度の見直し、株式会社産業革新投資機構の運用期限の延長等の措置を講ずるなど、4法律について改正

を行おうとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、我が国経済の失われた30年に至った要因及び今後の産業政策の在り方、戦略分野国内生産促進税制の効果をサプライチェーン全体に波及させる必要性、イノベーション拠点税制の意義及び対象範囲の妥当性、中堅・中小企業のM&Aにおける課題等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対して附帯決議を行った。

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案は、スマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤となっていることに鑑み、スマートフォンを利用した事業に係る競争環境を整備するため、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェアの提供等を行う事業者を指定し、特定ソフトウェアに係る競争を制限するおそれのある行為を禁止する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本法律案における規制対象をスマートフォンに限定した理由及び今後の規制対象範囲拡大の可能性、デジタル分野における競争環境の整備と、セキュリティ確保、プライバシー、青少年保護等の両立の在り方、公正取引委員会の体制強化の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して附帯決議を行った。

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案は、消費生活用製品等による一般消費者の生命又は身体に対する危害等の防止を図るため、規制の対象に係る輸入の定義を見直すとともに、主務大臣による取引デジタルプラットフォームの利用停止要請の創設等の措置を講ずるほか、主として子供の生活の用に供される製品の安全性を確保するための措置を講ずるなど、4法律について改正を行おうとするものである。

委員会においては、海外事業者の国内管理人の要件及び規制の実効性を担保する方策、取引デジタルプラットフォーム提供者に期待される役割、子供用特定製品の対象品目の在り方及び民間の任意規格との関係等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

2月19日～20日、大阪府及び愛知県における経済、産業等に関する実情調査のため、委員派遣を行った。

3月12日、経済産業行政等の基本施策に関する件について齋藤経済産業大臣・国務大臣（原子力経済被害担当、GX実行推進担当、産業競争力担当、ロシア経済分野協力担当）・内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）から所信を、令和5年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について古谷公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

また、上記委員派遣について派遣委員から報告を聴取した。

3月22日、予算委員会から委嘱された令和6年度経済産業省所管予算等の審査を行い、デジタルライフラインの全国的な整備を進める狙い、経済産業省所管の一般会計補正予算額が当初予算額を大幅に上回ることに対する経済産業大臣の所見、中小企業向け賃上げ促進税制における「継続雇用者」要件の在り方、今後の防衛装備品の創出及び生産力の確保

に向けたスタートアップ活用の必要性、2025年大阪・関西万博の開催意義及び前売り券の販売方法見直しの必要性、異次元金融緩和の終了が今後の経済及び中小企業の経営等に与える影響、地域住民の同意をF I T等の認定要件として義務化する必要性、インターネット通信販売のトラブルに対する消費生活センターの対応方法等について質疑を行った。

4月2日、経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について調査を行い、グーグルマップに原子力発電所の構内写真が掲載されている現実に対するテロ対策上の懸念、日本の名目GDP順位が後退している原因及び今後の経済成長を実現する方策、エネルギー価格の激変緩和措置の今後の対応方針、リスクリングに関する支援事業の実施状況及び今後の取組方針、最近のEVをめぐる状況変化に対する経済産業大臣の認識及び今後のEV普及戦略、2025年大阪・関西万博において東日本大震災からの復興を世界に向けて発信する必要性、中小企業賃上げ促進税制における税額控除繰越期間の在り方、再生可能エネルギー出力制御対策パッケージの進捗状況、災害対応においてデジタル技術を活用する防災DXへの取組状況と効果等について質疑を行った。

4月18日、企業の奨学金返還支援制度の普及促進策に関する件、使用済鉛蓄電池の不法解体・輸出の抑制策に関する件、2025年大阪・関西万博に関する件、自動車産業政策に関する件、なりわい再建支援補助金に関する件、スタートアップ政策に関する件等について質疑を行った。

6月13日、ラーメン店及び書店の振興策に関する件、価格転嫁対策に関する件、燃料油価格激変緩和対策事業の在り方に関する件、2025年大阪・関西万博に関する件、下請取引適正化に関する件、電源の脱炭素化に向けた政策に関する件、仕事と介護の両立支援に関する件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和6年2月1日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○令和6年3月12日(火) (第2回)

- 経済産業行政等の基本施策に関する件について齋藤国務大臣から所信を聴いた。
- 令和5年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について古谷公正取引委員会委員長から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和6年3月22日(金) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和6年度一般会計予算(衆議院送付)
- 令和6年度特別会計予算(衆議院送付)
- 令和6年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(公正取引委員会)及び経済産業省所管)について齋藤経済産業大臣及び古谷公正取

引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、古谷公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小林一大君（自民）、古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、三浦信祐君（公明）、東徹君（維教）、磯崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和6年4月2日（火）（第4回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について齋藤国務大臣、森屋内閣官房副長官、上月経済産業副大臣、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、里見隆治君（公明）、東徹君（維教）、石井章君（維教）、磯崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

○令和6年4月18日（木）（第5回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○企業の奨学金返還支援制度の普及促進策に関する件、使用済鉛蓄電池の不法解体・輸出の抑制策に関する件、2025年大阪・関西万博に関する件、自動車産業政策に関する件、なりわい再建支援補助金に関する件、スタートアップ政策に関する件等について齋藤経済産業大臣、上月経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、東徹君（維教）、磯崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○令和6年4月25日（木）

内閣委員会、経済産業委員会連合審査会（第1回）

（内閣委員会を参照）

○令和6年4月25日（木）（第6回）

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）

二酸化炭素の貯留事業に関する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）

以上両案について齋藤経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年5月7日（火）（第7回）

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を

行った。

〔参考人〕

愛知工業大学総合技術研究所教授 近藤元博君

特定非営利活動法人国際環境経済研究所理事・主席研究員

U3イノベーションズ合同会社共同代表

東北大学特任教授（客員） 竹内純子君

株式会社やまなしハイドロジェンカンパニー代表取締役社長 中澤宏樹君

〔質疑者〕

越智俊之君（自民）、村田享子君（立憲）、三浦信祐君（公明）、東徹君（維教）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

- 二酸化炭素の貯留事業に関する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院工学系研究科システム創成学専攻教授 辻健君

日本CCS調査株式会社代表取締役社長 中島俊朗君

東北大学東北アジア研究センター・同大学院環境科学研究科教授 明日香壽川君

〔質疑者〕

小林一大君（自民）、古賀之士君（立憲）、三浦信祐君（公明）、石井章君（維教）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

○令和6年5月9日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）

二酸化炭素の貯留事業に関する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）

以上両案について環境委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）

二酸化炭素の貯留事業に関する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）

以上両案について齋藤経済産業大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

越智俊之君（自民）、小林一大君（自民）、古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、里見隆治君（公明）、東徹君（維教）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

○令和6年5月14日（火）

経済産業委員会、環境委員会連合審査会（第1回）

- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）

二酸化炭素の貯留事業に関する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）

以上両案について齋藤経済産業大臣、伊藤環境大臣、上月経済産業副大臣、八木環境副大臣及び政

府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

梶原大介君（自民）、川田龍平君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、串田誠一君（維教）、浜野喜史君（民主）、岩渕友君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）、平山佐知子君（無）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○令和6年5月16日（木）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）

二酸化炭素の貯留事業に関する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）

以上両案について齋藤経済産業大臣、上月経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、三浦信祐君（公明）、東徹君（維教）、磯崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

（閣法第16号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、無（平山佐知子君）

反対会派 共産

（閣法第17号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、無（平山佐知子君）

反対会派 共産

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○令和6年5月21日（火）（第10回）

○新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について齋藤経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年5月23日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について齋藤経済産業大臣、上月経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

越智俊之君（自民）、小林一大君（自民）、古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、里見隆治君（公明）、三浦信祐君（公明）、東徹君（維教）、磯崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年5月28日（火）（第12回）

○新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

デロイト トーマツ グループ 執行役 松江英夫君
フクシマガリレイ株式会社代表取締役社長執行役員 福島豪君
エレファンテック株式会社代表取締役CEO 清水信哉君

〔質疑者〕

小林一大君（自民）、村田享子君（立憲）、里見隆治君（公明）、石井章君（維教）、磯崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

○令和6年5月30日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について齋藤経済産業大臣、上月経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、里見隆治君（公明）、三浦信祐君（公明）、東徹君（維教）、石井章君（維教）、磯崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

（閣法第23号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、無（平山佐知子君）

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和6年6月4日（火）（第14回）

○スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）について自見内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年6月6日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）について自見内閣府特命担当大臣、古谷公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小林一大君（自民）、石橋通宏君（立憲）、古賀之士君（立憲）、三浦信祐君（公明）、東徹君（維教）、磯崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

○令和6年6月11日（火）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）について自見内閣府特命担当大臣、上月経済産業副大臣、土田デジタル大臣政務官、古谷公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

越智俊之君（自民）、古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、里見隆治君（公明）、三浦信祐君（公明）、東徹君（維教）、磯崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

（閣法第62号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、無（平山佐知子君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和6年6月13日(木) (第17回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ラーメン店及び書店の振興策に関する件、価格転嫁対策に関する件、燃料油価格激変緩和対策事業の在り方に関する件、2025年大阪・関西万博に関する件、下請取引適正化に関する件、電源の脱炭素化に向けた政策に関する件、仕事と介護の両立支援に関する件等について齋藤経済産業大臣、上月経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、東徹君（維教）、磯崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

- 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について齋藤経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年6月18日(火) (第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について齋藤経済産業大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

小林一大君（自民）、越智俊之君（自民）、古賀之士君（立憲）、村田享子君（立憲）、三浦信祐君（公明）、石井章君（維教）、磯崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）（閣法第36号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、無（平山佐知子君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和6年6月21日(金) (第19回)

- 請願第100号外118件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和6年2月19日(月)～20日(火)

- 大阪府及び愛知県における経済、産業等に関する実情調査

〔派遣地〕

大阪府、愛知県

〔派遣委員〕

森本真治君（立憲）、青山繁晴君（自民）、中田宏君（自民）、長峯誠君（自民）、古賀之士君（立憲）、東徹君（維教）、里見隆治君（公明）、磯崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	青木	愛 (立憲)	鶴保	庸介 (自民)	河野	義博 (公明)
理事	青木	一彦 (自民)	堂故	茂 (自民)	平木	大作 (公明)
理事	吉井	章 (自民)	豊田	俊郎 (自民)	嘉田	由紀子 (維教)
理事	森屋	隆 (立憲)	永井	学 (自民)	藤巻	健史 (維教)
理事	塩田	博昭 (公明)	長谷川	岳 (自民)	浜口	誠 (民主)
理事	青島	健太 (維教)	宮本	周司 (自民)	田村	智子 (共産)
	石井	浩郎 (自民)	山本	佐知子 (自民)	木村	英子 (れ新)
	江島	潔 (自民)	小沼	巧 (立憲)		
	こやり	隆史 (自民)	三上	えり (立憲)		(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第213回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件（うち本院先議1件）及び衆議院提出1件（国土交通委員長）の合計7件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願7種類180件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を令和11年3月31日まで延長するとともに、奄美群島及び小笠原諸島への移住の促進を図るため、それぞれの基本方針及び振興開発計画に定める事項として移住の促進に関する事項を追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、奄美群島及び小笠原諸島の振興開発の現状及び今後の支援の在り方、両地域への移住・定住促進策、防災対策の推進の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及びその居住の安定の確保を一層図るため、居住安定援助計画及び住宅確保要配慮者の家賃債務の保証に関する業務を行う家賃債務保証業者の認定制度の創設、住宅確保要配慮者居住支援法人の業務の拡大、終身賃貸事業者が行う事業に係る認可手続の見直し等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、居住支援法人等が住宅確保要配慮者に対し入居中のサポートを行う賃貸住宅に係る制度の運用の在り方、居住支援体制の強化に向けた方策、住宅確保要配慮者が賃貸住宅に円滑に入居できる環境の整備に向けた取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改

正する法律案は、物資の流通の効率化を図るため、基本理念及び国の責務並びに貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関し講ずべき措置等を定めるとともに、貨物自動車運送事業における下請構造に対応するため、一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合の措置等を定めるほか、貨物軽自動車運送事業の安全対策を強化するため、貨物軽自動車運送事業者に対し貨物軽自動車安全管理者の選任を義務付ける等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、トラックドライバーの労働環境及び処遇の改善に向けた取組、多重下請構造是正のための規制の在り方、貨物軽自動車運送事業者に対する安全規制の実効性を担保するための方策等について質疑が行われた。質疑終局後、日本共産党から、荷主による自己の地位を利用した不当に低い運賃での運送契約締結の禁止等を内容とする修正案が提出され、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案は、広域的地域活性化のための基盤整備を一層推進するため、広域的特定活動及び拠点施設に特定居住の促進に係る活動及び施設を追加するとともに、市町村による特定居住促進計画の作成及び同計画に定められた事業等の実施に係る関係法律の特例、特定居住促進協議会の設置、特定居住支援法人の指定制度等について定めようとするものである。

委員会においては、特定居住の考え方及びこれを促進する意義、特定居住の促進に係る施策の在り方、特定居住促進計画等の制度運用の方向性及び期待される効果等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

都市緑地法等の一部を改正する法律案は、良好な都市環境の形成を図り、併せて都市における脱炭素化を推進するため、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する国土交通大臣による基本方針及び都道府県による広域計画の策定、機能維持増進事業に係る都市計画に関する手続の特例、都市緑化支援機構の指定、民間事業者等による緑地確保の取組の認定、都市の脱炭素化に資する都市開発事業に対する支援の拡充等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、国主導による都市緑地の確保に関する具体的な取組、都市緑地の保全・更新の推進方策、都市の脱炭素化に資する認定制度の効果等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、建設工事の適正な施工の確保を図るため、建設業者による通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とする請負契約又は著しく短い期間を工期とする請負契約の締結の禁止、監理技術者等の専任に関する規制の合理化、建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関する国土交通大臣による指針の策定、公共工事における施工体制台帳の提出に関する規制の合理化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、建設工事の労務費に関する基準の作成及び運用方法、法改正により講じられる措置の周知方法及び実効性を担保するた

めの方策、生産性向上等に資する建設業におけるICT活用の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律案は、公共工事の品質確保の促進を図るため、公共工事の品質確保に関する基本理念、発注者の責務等として、公共工事等に従事する者の休日等の労働環境の改善、地域の実情を踏まえた適切な公共工事等の発注、公共工事等に関する新たな技術の活用等について定めるとともに、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置の適切な実施のための支援、測量に関する専門の養成施設に係る登録の要件の柔軟化等について定めようとするものである。

委員会においては、公共工事に従事する者に対する適正な賃金及び休日確保のための施策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月12日、国土交通行政等の基本施策について、斉藤国務大臣から所信を聴取した。

3月19日、国土交通行政等の基本施策について質疑を行い、令和6年能登半島地震で被災した建物の公費解体の迅速化に向けた取組の必要性、液状化被害への柔軟な復旧支援の在り方と復興基金創設の必要性などの諸問題が取り上げられた。

3月22日、予算委員会から委嘱された令和6年度国土交通省所管予算の審査を行い、斉藤国土交通大臣から説明を聴取した後、質疑において、道路運送法第78条第3号に基づく自家用車活用事業の実施の要件と取りやめの可能性、運輸業等の国土交通分野における男性の育児休業の取得状況に対する国土交通大臣の認識、水道行政の移管を踏まえての防災・減災の推進に向けた国土交通大臣の決意、インバウンドなどで増加した交通への需要を補完するためのライドシェア事業の必要性、積載車のオーバーハングや高さ規制の緩和により積載可能台数の減少を防止する必要性、地方公共団体に高齢者向け優良賃貸住宅への家賃補助期間を延長するよう徹底する必要性、障害者等を含む在宅避難者に対する給水支援の必要性などの諸問題が取り上げられた。

同日、国土交通行政等の基本施策について質疑を行い、持続可能な建設業実現のための建設労働者の処遇改善に向け賃上げ環境を整備する必要性、ライドシェアの定義について政府として統一する必要性、能登半島地震発生直後の初動を含めた政府の災害対応の徹底した検証の必要性、厳しい経営状況が続いているローカル鉄道の現状に対する国土交通大臣の受け止め、羽田空港で発生した日本航空機と海上保安庁機との衝突事故を踏まえた対策、水道行政の移管も踏まえ石木ダム事業を再評価する必要性に対する国土交通大臣の見解、能登半島地震の被災地における車検の有効期間の更なる延長も含めた柔軟な対応の必要性、航空機衝突事故の原因解明が警察の捜査により困難になるとの懸念に対する国土交通大臣の受け止め、障害者参加の防災訓練実施など災害時の心のバリアフリーに国が率先して取り組む必要性などの諸問題が取り上げられた。

4月2日、質疑を行い、全国の高規格道路ネットワークの機能強化を早急に図る必要性、建設業における重層下請構造に留意した制度面及び予算面での施策を講じる必要性、地方ローカル鉄道における人材の確保に向け賃金引上げを優先する必要性、液状化被害を受けた宅地への支援を更に強化する必要性及び国土交通大臣の決意、長期末着手の都市計画道

路に係る計画を見直す必要性、駅ホームにおける視覚障害者の転落事故防止に向けた取組の必要性、アプリ系列タクシー事業者への優先的配車等配車アプリの活用に伴う課題、マイナカードを使わずに障害者割引乗車券をウェブ購入可能な仕組みを構築する必要性などの諸問題が取り上げられた。

4月11日、物流施設及び東京国際（羽田）空港に関する実情調査のため、東京都において視察を行った。

4月18日、質疑を行い、水道管路の耐震化促進に対する国土交通省の見解、第4種踏切道における事故を防止するための取組、航空機の客室乗務員を航空法上の航空従事者として位置付ける必要性、高速道路上にあるバス停留所の利便性向上に向けた今後の取組、川辺川ダム整備に係る事業評価の妥当性及び環境影響の貨幣評価を行う必要性、女性整備士の増加や離職した整備士の復帰などの自動車整備士不足への対策、有事に特定利用港湾が攻撃目標になるとの地元住民の不安に対する国土交通大臣の見解、航空機における障害者等への対応を検討する官民合同の会議体を早期に設置する必要性などの諸問題が取り上げられた。

5月16日、質疑を行い、バス運転士不足や路線バスの減便等に対する国土交通大臣の現状認識、地方における鉄道の再構築に係る取組に対する見解、長期未着手の都市計画道路による建築制限に係る損失補償を行わないことの憲法上の問題、多岐にわたる割引制度を見直し高速道路利用料金を引き下げる必要性、鉄道における小児運賃割引の対象年齢を引き上げる必要性、障害者参画の下小規模店舗におけるバリアフリーの義務化の検討を進める必要性などの諸問題が取り上げられた。

5月30日、路線バスの減便廃止等を踏まえた地域公共交通政策をめぐる諸課題等について質疑を行い、バス運転者の給与水準が全産業平均と同等となるよう国としてその改善を支援する必要性、複数のバス会社による共同運営など地域公共交通再編の取組に対する国土交通大臣の認識、路線バス運転者の人件費に対する国の支援の在り方、能登半島地震で被災した水道の宅内配管に係る応急的な対応の周知徹底と今後の対策、新幹線の今後の展望及び課題への対応に対する国土交通大臣の見解、特定技能制度による外国人運転者の確保に向けた今後の対応方針、路線バスの減便廃止を防止し運転者の待遇改善に資する新たな財政措置を設ける必要性、車椅子利用者等を乗車拒否しないよう国からバス事業者等に対し働きかけを行う必要性などの諸問題が取り上げられた。

6月13日、質疑を行い、地域鉄道事業者における賃上げの実現に向けた環境整備の必要性、公共交通機関における精神障害者割引の拡充及び導入促進の必要性、球磨川水系における治水対策の全体最適を図る必要性、高速道路の定額制料金の導入に対する国土交通大臣の見解、型式指定申請における自動車メーカーの不正行為に伴い出荷停止の影響を受ける労働者や企業への自動車メーカーによる補償の必要性、公共交通機関のキャッシュレス化の推進に当たり多様なニーズや障害者に配慮する必要性などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和6年3月12日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政等の基本施策に関する件について斉藤国土大臣から所信を聴いた。

○令和6年3月19日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国土交通行政等の基本施策に関する件について堂故国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

塩田博昭君 (公明)

○令和6年3月22日(金) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和6年度一般会計予算 (衆議院送付)
令和6年度特別会計予算 (衆議院送付)
令和6年度政府関係機関予算 (衆議院送付)
(国土交通省所管) について斉藤国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣、平沼内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森屋隆君 (立憲)、塩田博昭君 (公明)、浅田均君 (維教)、浜口誠君 (民主)、田村智子君 (共産)、木村英子君 (れ新)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 国土交通行政等の基本施策に関する件について斉藤国土交通大臣、國場国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小沼巧君 (立憲)、三上えり君 (立憲)、青島健太君 (維教)、嘉田由紀子君 (維教)、浜口誠君 (民主)、田村智子君 (共産)、木村英子君 (れ新)

○令和6年3月26日(火) (第4回)

- 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案 (閣法第11号) (衆議院送付) について斉藤国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年3月29日(金) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案 (閣法第11号) (衆議院送付) について斉藤国土交通大臣、國場国土交通副大臣、こやり国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

山本佐知子君 (自民)、森屋隆君 (立憲)、三上えり君 (立憲)、河野義博君 (公明)、青島健太君 (維教)、浜口誠君 (民主)、吉良よし子君 (共産)、大島九州男君 (れ新)

(閣法第11号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和6年4月2日(火) (第6回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国土の強靱化に資する高規格道路整備に関する件、地方鉄道への経営支援の在り方に関する件、令和6年能登半島地震で被災した宅地の液状化対策に関する件、都市計画道路による建築制限の見直しに関する件、駅ホームにおける視覚障害者の転落事故防止に関する件、タクシー配車アプリ活用に伴う課題に関する件、障害者の新幹線利用における合理的配慮に関する件等について斉藤国土交通大臣、國場国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉井章君(自民)、小沼巧君(立憲)、塩田博昭君(公明)、藤巻健史君(維教)、浜口誠君(民主)、伊藤岳君(共産)、木村英子君(れ新)

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第52号)について斉藤国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年4月4日(木) (第7回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第52号)について斉藤国土交通大臣、堂故国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

永井学君(自民)、森屋隆君(立憲)、三上えり君(立憲)、河野義博君(公明)、青島健太君(維教)、浜口誠君(民主)、吉良よし子君(共産)、木村英子君(れ新)

(閣法第52号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産

反対会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和6年4月18日(木) (第8回)

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○水道管路の耐震化促進に関する件、踏切道における事故の防止に関する件、高速バス停留所の利便性向上に関する件、河川整備事業の評価に関する件、自動車整備士不足対策に関する件、特定利用港湾の指定及び運用に関する件、航空機における障害者への対応に関する件等について斉藤国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本佐知子君(自民)、三上えり君(立憲)、河野義博君(公明)、嘉田由紀子君(維教)、浜口誠君(民主)、紙智子君(共産)、木村英子君(れ新)

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について斉藤国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年4月23日(火) (第9回)

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑

を行った。

〔参考人〕

公益社団法人全日本トラック協会副会長 馬渡雅敏君

全日本運輸産業労働組合連合会中央執行委員長 成田幸隆君

全日本建設交運一般労働組合中央副執行委員長 足立浩君

〔質疑者〕

永井学君（自民）、森屋隆君（立憲）、河野義博君（公明）、藤巻健史君（維教）、浜口誠君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

○令和6年4月25日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について斉藤国土交通大臣、鈴木農林水産副大臣、堂故国土交通副大臣、こやり国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

森屋隆君（立憲）、小沼巧君（立憲）、藤巻健史君（維教）、青島健太君（維教）、山本佐知子君（自民）、河野義博君（公明）、浜口誠君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

（閣法第19号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産

反対会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和6年5月9日（木）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について斉藤国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年5月14日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について斉藤国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

古井章君（自民）、三上えり君（立憲）、塩田博昭君（公明）、嘉田由紀子君（維教）、浜口誠君（民主）、吉良よし子君（共産）、木村英子君（れ新）

（閣法第12号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産

反対会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和6年5月16日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○路線バス・地方鉄道の路線維持に関する件、都市計画道路による建築制限に係る損失補償に関する件、高速道路の料金設定の在り方に関する件、鉄道における小児運賃の在り方に関する件、小規模店舗のバリアフリー化の推進に関する件等について斉藤国土交通大臣、堂故国土交通副大臣、こやり国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森屋隆君（立憲）、藤巻健史君（維教）、浜口誠君（民主）、吉良よし子君（共産）、木村英子君（れ新）

- 都市緑地法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について斉藤国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年5月21日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 都市緑地法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について斉藤国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

永井学君（自民）、森屋隆君（立憲）、三上えり君（立憲）、塩田博昭君（公明）、嘉田由紀子君（維教）、浜口誠君（民主）、田村智子君（共産）、木村英子君（れ新）

（閣法第18号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主

反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和6年5月28日（火）（第15回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について斉藤国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年5月30日（木）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 路線バスの減便廃止等を踏まえた地域公共交通政策をめぐる諸課題等に関する件について斉藤国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉井章君（自民）、三上えり君（立憲）、小沼巧君（立憲）、塩田博昭君（公明）、青島健太君（維教）、浜口誠君（民主）、田村智子君（共産）、木村英子君（れ新）

- 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年6月4日（火）（第17回）

- 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

一般社団法人建設産業専門団体連合会会長 岩田正吾君

全国建設労働組合総連合書記次長 小倉範之君

全国仮設安全事業協同組合副理事長

日本建設職人社会振興連盟副理事長 小岸昭義君

〔質疑者〕

山本佐知子君（自民）、森屋隆君（立憲）、塩田博昭君（公明）、浅田均君（維教）、浜口誠君（民主）、田村智子君（共産）、大島九州男君（れ新）

○令和6年6月6日（木）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について斉藤国土交通大臣、堂故国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

永井学君（自民）、森屋隆君（立憲）、三上えり君（立憲）、塩田博昭君（公明）、青島健太君（維教）、浜口誠君（民主）、田村智子君（共産）、大島九州男君（れ新）
（閣法第51号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和6年6月11日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（衆第17号）（衆議院提出）について提出者衆議院国土交通委員長長坂康正君から趣旨説明を聴き、衆議院国土交通委員長代理城井崇君、同古川禎久君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

田村智子君（共産）

（衆第17号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和6年6月13日（木）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 地域鉄道事業者における賃上げの実現に向けた環境整備に関する件、公共交通機関における精神障害者割引の拡充等に関する件、球磨川水系における治水対策に関する件、高速道路の料金設定の在り方に関する件、型式指定に係る自動車メーカーの不正行為に関する件、公共交通機関におけるキャッシュレス化に伴う課題に関する件等について斉藤国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小沼巧君（立憲）、三上えり君（立憲）、嘉田由紀子君（維教）、浜口誠君（民主）、田村智子君（共産）、木村英子君（れ新）

○令和6年6月21日（金）（第21回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 請願第101号外179件を審査した。

- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

環境委員会

委員一覧（21名）

委員長	三原じゅん子（自民）	石井	準一（自民）	竹谷	とし子（公明）
理事	梶原 大介（自民）	加田	裕之（自民）	谷合	正明（公明）
理事	長谷川 英晴（自民）	佐藤	信秋（自民）	梅村	みずほ（維教）
理事	田島 麻衣子（立憲）	関口	昌一（自民）	浜野	喜史（民主）
理事	串田 誠一（維教）	滝沢	求（自民）	山本	太郎（れ新）
理事	山下 芳生（共産）	川田	龍平（立憲）	世耕	弘成（無）
	朝日 健太郎（自民）	水岡	俊一（立憲）	ながえ	孝子（無）
					（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第213回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願2種類24件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案は、昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を踏まえ、生物の多様性の損失が続いている状況を改善するため、事業者等による地域生物多様性増進活動の実施に関する計画の認定、当該認定を受けた者に対する自然公園法等の規制の特例等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、現行の自然共生サイトと本法律案に基づく制度との違い、独立行政法人に認定事務の一部を行わせる理由、事業者等へのインセンティブの在り方等について質疑が行われ、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案は、温室効果ガスの排出削減効果が高い資源循環を促進するため、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設及び当該認定を受けた者に対する廃棄物処理法の特例、特定産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告及び公表等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、再生材の利用拡大策、廃棄物処分業者への支援の在り方、資源循環の促進に向けた国民の意識改革の必要性等について質疑が行われ、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、パリ協定に基づく我が国の温室効果ガス削減目標の確実な達成を図るため、二国間クレジット制度の実施体制を強化するための規定を整備するほか、地域脱炭素化促進事業制度の拡充等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、二国間クレジット制度の意義とその課題、地域における脱炭素化の取組の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

3月12日、環境行政等の基本施策に関する件について伊藤国務大臣から所信を聴くとともに、令和6年度環境省予算及び環境保全経費の概要に関する件について八木環境副大臣から、公害等調整委員会の業務等に関する件について永野公害等調整委員会委員長から、原子力規制委員会の業務に関する件について山中原子力規制委員会委員長からそれぞれ説明を聴いた。

3月21日、環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について調査を行い、第6次環境基本計画に「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を盛り込む意義、東日本大震災被災者のふるさとへの帰還の実現に向けた環境省の取組の方途、クマ類の指定管理鳥獣への早期追加に向けて環境大臣がリーダーシップを発揮する必要性、使用済紙おむつの再生利用等に向けた環境省の今後の取組と地方公共団体への支援の在り方、災害時のし尿処理に有効なトイレトレーラーを全国的に導入するための環境省による支援内容、自動販売機横のリサイクルボックスへの異物混入防止に関する実証事業の狙い及び新機能の効果についての環境大臣の見解、現在規制の対象外となっているPFASについても企業の管理状況の調査を行い不適正管理については改善措置を採る必要性、原子力災害時の避難退域時（スクリーニング）検査について高い信頼性を確保することの重要性、環境アセスメントについて早い段階で地域住民への説明会や対審的な討論ができるよう制度改正する必要性等について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された令和6年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について審査を行い、特定外来生物ナガエツルノゲイトウの安価かつ効率的・効果的な防除手法の開発・確立の必要性、PFASに係る令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算の全体像、次期ND C策定に向けた議論において国の気候変動対策をけん引していく環境大臣の決意、日本気候リーダーズ・パートナーシップによる「G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合及び広島サミットに向けた意見書」に対する環境大臣の見解、予算審議における令和6年度環境保全経費一覧の動物愛護管理関連経費の表示の妥当性、高速道路等における環境性能の高いコンクリート舗装の推進がCO₂排出量の削減に大きく貢献するとの考えに対する環境大臣の見解、被災家屋の公費解体における家財等の搬出に関する国の見解を分かりやすく被災地方公共団体等に周知する必要性、川ごみの回収・処理を海岸漂着物等地域対策推進事業の補助対象とする必要性等について質疑を行った。

4月9日、福島県内での除去土壌の再生利用に係る実証事業で必要な科学的知見が集積できているにもかかわらず県外において実証事業を行う理由、優良事例の提供等により地方公共団体におけるペットの災害対策に係る平時からの備えを促進する必要性、食品ロス問題に係る関係府省の連携の必要性、再エネに係る規制の在り方の検討の場を規制改革推

進会議のワーキンググループとしなかった理由、これまでの気候モデルでは説明できない気温上昇が起きていることに対する環境大臣の見解、米軍航空機による学校周辺の騒音が100デシベルを超える状況に対する環境大臣の所感、ごみを燃やさないことを前提とした資源循環の取組の促進に向けた環境大臣の決意等について質疑を行った。

4月23日、レジ袋有料化に関する政策評価を実施する必要性、持続可能な航空燃料S A Fの原料となる廃食用油回収の適正確保のため関係業者による連絡協議会を設置する必要性、地熱を鉱業法の対象とし権利義務を明確化することにより開発を進めやすくする必要性、紙パルプ・紙加工産業における脱炭素化の取組状況に対する環境大臣の見解、環境省の「P F O S及びP F O Aに関する対応の手引き」に従い排出源特定のための調査及び必要な措置を実施する必要性、被災地の実情を踏まえた携帯トイレの支援を実施する必要性、ブルーボンドに係るガイドラインの策定状況及び地方公共団体への支援策、瀬戸内海の栄養塩類管理に向けた環境省による支援の必要性等について質疑を行った。

5月23日、水俣病問題等に関する件について調査を行い、環境大臣の水俣市再訪問及び水俣病関係団体への謝罪後の具体的対応、環境省が考える水俣病の最終的解決の在り方、水俣病の事実を伝えていくため被害者等が保有する民間資料を公的に収集・保存していく必要性、水俣病関係団体との懇談の場の議事録等を国民に広報する必要性、水俣病問題をめぐる反省を踏まえた今後の取組方針、水俣病問題に対する国・県の初動の状況及び訴訟における原告による因果関係証明の難易度、我が国の2022年度温室効果ガス排出量の減少に関する要因分析がいまだに行われていない理由、環境大臣のイニシアティブで水俣病の全面解決につながる制度の見直しや構築を早期に実施する必要性、水俣病被害者について「疑わしきは救済」していくことの重要性、水俣病担当審議官及び水俣病タスクフォースを設置した目的の妥当性等について質疑を行った。

6月4日、民間企業による静脈物流の取組に対する環境大臣の所感、人工芝由来のマイクロプラスチック及びプラスチック製漁具の流出抑制対策、廃棄物処理業における適正な価格転嫁のため廃棄物処理法に基づく委託料の基準等を見直す必要性、飼い主と連絡が取れない場合の動物の緊急一時保護の在り方、印刷産業の脱炭素化の取組の認知度向上に官民一体で取り組む必要性、大阪・関西万博会場予定地でのメタンガス爆発事故の責任の所在及びこれまでのメタンガス対策の妥当性、被災建物の公費解体の迅速な実施に向けた国の取組強化の必要性、熱中症対策に取り組む地方公共団体への国の財政支援の必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和6年3月12日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 環境行政等の基本施策に関する件について伊藤国務大臣から所信を聴いた。
- 令和6年度環境省予算及び環境保全経費の概要に関する件について八木環境副大臣から説明を聴いた。

- 公害等調整委員会の業務等に関する件について永野公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。
- 原子力規制委員会の業務に関する件について山中原子力規制委員会委員長から説明を聴いた。

○令和6年3月21日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について伊藤国土大臣、岩田経済産業副大臣、国定環境大臣政務官、船橋総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

梶原大介君（自民）、長谷川英晴君（自民）、水岡俊一君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、梅村みずほ君（維教）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）

○令和6年3月22日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について伊藤環境大臣、滝沢環境副大臣、武村農林水産副大臣、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、川田龍平君（立憲）、谷合正明君（公明）、山下芳生君（共産）、串田誠一君（維教）、浜野喜史君（民主）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和6年4月9日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 福島県外における除去土壌の再生利用に係る実証事業に関する件、災害時のペット同行避難に係る対策に関する件、食品ロス問題における関係府省の連携に関する件、再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースに関する件、過去に例のない気候危機への認識と対策に関する件、学校近辺における騒音問題に関する件、焼却以外のごみ処理方式の普及に関する件等について伊藤環境大臣、あべ文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川田龍平君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、串田誠一君（維教）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）

- 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について伊藤環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年4月11日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について伊藤環境大臣、八木環境副大臣、朝日環境大臣政務官、こやり国土交通大臣政務官、高橋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

梶原大介君（自民）、田島麻衣子君（立憲）、谷合正明君（公明）、梅村みずほ君（維教）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）

(閣法第43号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、無（世耕弘成君、ながえ孝子君）

反対会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和6年4月23日(火)（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○レジ袋有料化の問題に関する件、持続可能な航空燃料SAFへの廃食用油の利用に関する件、地熱発電の開発促進策の在り方に関する件、紙パルプ・紙加工産業における脱炭素化に関する件、PFOS及びPFOAによる環境汚染に関する件、被災地における災害用トイレの支援の在り方に関する件、ブルーボンドの活用促進に関する件、瀬戸内海における栄養塩類の管理に関する件等について伊藤環境大臣、上月経済産業副大臣、高橋農林水産大臣政務官、平沼内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田島麻衣子君（立憲）、谷合正明君（公明）、梅村みずほ君（維教）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）、加田裕之君（自民）

○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）について伊藤環境大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年5月7日(火)（第7回）

○理事の補欠選任を行った。

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について経済産業委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

一般社団法人日本環境保全協会副会長

加藤商事株式会社代表取締役 加藤宣行君

同志社大学経済学部准教授 原田禎夫君

上智大学法学部教授 北村喜宣君

〔質疑者〕

長谷川英晴君（自民）、田島麻衣子君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、串田誠一君（維教）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）

○令和6年5月9日(木)（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）について伊藤環境大臣、中野法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

長谷川英晴君（自民）、川田龍平君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、梅村みずほ君（維教）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）

○令和6年5月14日(火)

経済産業委員会、環境委員会連合審査会（第1回）

（経済産業委員会を参照）

○令和6年5月21日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第60号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、無（世耕弘成君、ながえ孝子君）

反対会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和6年5月23日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 水俣病問題等に関する件について伊藤環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、田島麻衣子君（立憲）、川田龍平君（立憲）、谷合正明君（公明）、梅村みずほ君（維教）、串田誠一君（維教）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）

○令和6年6月4日（火）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民間企業による静脈物流の取組に関する件、マイクロプラスチックの自然界への流出抑制策に関する件、廃棄物処理業における賃金水準等に関する件、動物愛護管理の取組に関する件、印刷産業の脱炭素化に関する件、大阪・関西万博会場予定地の安全性に関する件、令和6年能登半島地震における被災建物の公費解体に関する件、熱中症対策の強化に関する件等について伊藤環境大臣、国定環境大臣政務官、安江文部科学大臣政務官、朝日環境大臣政務官、平沼内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長谷川英晴君（自民）、川田龍平君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、串田誠一君（維教）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について伊藤環境大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年6月6日（木）（第12回）

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学未来ビジョン研究センター教授 高村ゆかり君

公益財団法人世界自然保護基金ジャパン自然保護室長 山岸尚之君

認定NPO法人F o E J a p a n 事務局次長 深草亜悠美君

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、田島麻衣子君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、梅村みずほ君（維教）、

浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）

○令和6年6月11日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について伊藤環境大臣、滝沢環境副大臣、八木環境副大臣、工藤内閣府副大臣、舞立農林水産大臣政務官、朝日環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、水岡俊一君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、串田誠一君（維教）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）

（閣法第42号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、無（世耕弘成君、ながえ孝子君）

反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和6年6月21日（金）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第343号外23件を審査した。

○環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国家基本政策委員会

委員一覧（20名）

委員長	浅田 均（維教）	上月 良祐（自民）	森本 真治（立憲）
理事	牧野 たかお（自民）	滝沢 求（自民）	谷合 正明（公明）
理事	松山 政司（自民）	柘植 芳文（自民）	山口 那津男（公明）
理事	榛葉 賀津也（民主）	馬場 成志（自民）	片山 大介（維教）
理事	小池 晃（共産）	船橋 利実（自民）	田村 智子（共産）
	こやり 隆史（自民）	斎藤 嘉隆（立憲）	木村 英子（れ新）
	古賀 友一郎（自民）	田名部 匡代（立憲）	（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第213回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を１回開き討議を行った。

〔国政調査〕

国家基本政策委員会合同審査会は、１回開かれ、泉健太君、馬場伸幸君、田村智子君及び玉木雄一郎君が発言者となって、岸田内閣総理大臣との間で討議が行われた。

６月19日の合同審査会では、根本匠衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、政治資金規正法の改正を受けての政策活動費の在り方、近年の物価上昇の下での国民生活への支援策、現下の諸課題に対する総理の姿勢と政治責任、政治資金制度改革をめぐる二党間合意に係る経緯、憲法改正に向けた総理のリーダーシップの必要性、選択的夫婦別姓制度の早期実現の必要性、政治の信頼を取り戻すために果たすべき総理の責任等について討議が行われた。

（２）委員会経過

○令和６年２月２日（金）（第１回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○令和６年６月19日（水）（第２回）

- 理事の補欠選任を行った。

○令和６年６月19日（水）（合同審査会第１回）

- 国家の基本政策に関する件について泉健太君、馬場伸幸君、田村智子君及び玉木雄一郎君が岸田内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧（45名）

委員長	櫻井	充（自民）	中田	宏（自民）	辻元	清美（立憲）
理事	臼井	正一（自民）	長峯	誠（自民）	福島	みずほ（立憲）
理事	加藤	明良（自民）	長谷川	英晴（自民）	水野	素子（立憲）
理事	小林	一大（自民）	広瀬	めぐみ（自民）	秋野	公造（公明）
理事	中西	祐介（自民）	堀井	巖（自民）	伊藤	孝江（公明）
理事	宮崎	雅夫（自民）	松川	るい（自民）	宮崎	勝（公明）
理事	石橋	通宏（立憲）	宮本	周司（自民）	横山	信一（公明）
理事	杉尾	秀哉（立憲）	山田	太郎（自民）	東	徹（維教）
理事	河野	義博（公明）	山田	俊男（自民）	清水	貴之（維教）
理事	金子	道仁（維教）	山田	宏（自民）	松野	明美（維教）
	有村	治子（自民）	吉川	ゆうみ（自民）	伊藤	孝恵（民主）
	石田	昌宏（自民）	若林	洋平（自民）	田村	まみ（民主）
	猪口	邦子（自民）	石垣	のりこ（立憲）	伊藤	岳（共産）
	佐藤	啓（自民）	小沼	巧（立憲）	山添	拓（共産）
	田中	昌史（自民）	高木	真理（立憲）	山本	太郎（れ新）

（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第213回国会において、本委員会に付託された案件は、令和6年度総予算3案であり、いずれも可決した。また、予算の執行状況に関する調査を行った。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔予算の審査〕

令和6年度総予算3案は、医療・福祉分野等における賃上げの実現に向けた取組、こども・子育て支援加速化プランの実施、防衛力の強化などに対応するための予算とされている。総予算3案は、1月26日国会に提出され、3月28日に成立した。

委員会では、2月2日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付の後、3月4日から質疑に入り、基本的質疑、一般質疑に加え、8日には政治資金問題等を含む内外の諸課題に関する集中審議、13日には外交・安全保障等を含む内外の諸課題に関する集中審議、15日には農業・地方等を含む内外の諸課題に関する集中審議、18日にはこども政策・社会保障等を含む内外の諸課題に関する集中審議、25日には岸田内閣の基本姿勢に関する集中審議、27日には内外の諸課題に関する集中審議を行った。

3月12日には公聴会を開催し、21日及び22日には各委員会に審査を委嘱したほか、予備審査中の2月5日及び6日の2日間、沖縄県に委員を派遣して現地調査を行った。

3月28日には締めくくり質疑を行い、討論の後に採決の結果、総予算3案は可決された。委員会の質疑においては、能登半島地震の復旧・復興、少子化対策の取組と財源の在り

方、社会保障制度の方向性、マイナス金利政策解除の影響、次期戦闘機の第3国輸出の方針、イスラエル・パレスチナ情勢への外交姿勢、物流2024年問題への対応、人手不足対策と賃上げの取組、価格転嫁の重要性、年収の壁対策の課題、障害者政策の拡充、食料安全保障の強化、原子力防災の取組、選択的夫婦別氏制度の導入、政治資金をめぐる問題等、などの問題が取り上げられた。

〔国政調査〕

第212回国会閉会後の**1月24日**、予算の執行状況に関する調査を議題として、令和6年能登半島地震等に関する集中審議が行われた。質疑においては、2次避難の促進を始めとする避難生活長期化への対応、自衛隊投入の在り方を含めた政府の初動対応の妥当性、迅速な補正予算編成の必要性、現地対策本部と避難所責任者との連携強化、中間評価も含めた日本海側海域活断層に係る長期評価公表の必要性、地震発災後の志賀原子力発電所の状況に関する事実関係、避難所における医療支援拡充及び女性の視点からの改善策、災害救助法の政令改正による支援拡充の必要性等の問題が取り上げられた。

第213回国会においては、予算の執行状況に関する調査を議題として、以下のとおり、委員会が開かれた。

1月29日、政治資金問題等に関する集中審議が行われた。質疑においては、政治資金問題に対する説明責任、政治団体から還流された資金の受領主体、政治資金問題の早期実態解明の必要性、政治資金規正法の改正等に係る与野党協議の必要性、政治団体の会計責任者を政治家とする必要性、政治資金収支報告書の訂正に係る審査厳格化の必要性、パーティー券購入を含む企業・団体献金の全面禁止の必要性、被災者生活再建支援法の改正及び災害救助法の施行令改正による支援拡充の必要性等の問題が取り上げられた。

4月24日、政治資金等内外の諸課題に関する集中審議が行われた。質疑においては、郵便局の耐震化の進捗状況及び災害時における自治体業務の受託の取組、防災基本計画におけるリハビリテーション専門職の役割の明確化、実効性確保に向けた政治資金規正法改正の在り方、政治資金問題における総理の責任、国会議員によるオンラインパーティーに係る規制及び課税の在り方、建設業の賃上げに向けた政府の取組、調査研究広報滞在費（旧文書通信交通滞在費）の使途公開や残金返納に係る法改正の必要性、食料安全保障の強化に向けた農林水産予算増額の必要性、政策活動費の支出実態と見直しの必要性、水に関する国からの直接的な被災地支援の必要性等の問題が取り上げられた。

5月22日、国内外の諸課題に関する集中審議が行われた。質疑においては、政治の信頼回復に向けた総理のリーダーシップ、定額減税を給与明細に明記することの是非、政策活動費の廃止又は透明化徹底の必要性、公職選挙法改正も含めた選挙妨害事件への対応、調査研究広報滞在費（旧文書通信交通滞在費）の改革を実施する必要性、カスタマーハラスメント対策の推進に向けた立法措置の必要性、企業・団体献金が政策決定に与える影響、被災地における宅地内漏水に対する国の財政支援等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和6年1月24日(水) (第212回国会閉会後第1回)

— 集中審議(令和6年能登半島地震等) —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、令和6年能登半島地震等に関する件について岸田内閣総理大臣、松村内閣府特命担当大臣、斉藤国土交通大臣、齋藤経済産業大臣、木原防衛大臣、松本総務大臣、坂本農林水産大臣、武見厚生労働大臣及び盛山文部科学大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

足立敏之君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、打越さく良君(立憲)、塩田博昭君(公明)、柴田巧君(維教)、竹詰仁君(民主)、井上哲士君(共産)、山本太郎君(れ新)

○令和6年1月29日(月) (第1回)

— 集中審議(政治資金問題等) —

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、政治資金問題等に関する件について岸田内閣総理大臣、松本総務大臣、鈴木財務大臣、小泉法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

磯崎仁彦君(自民)、小西洋之君(立憲)、熊谷裕人君(立憲)、谷合正明君(公明)、音喜多駿君(維教)、舟山康江君(民主)、山添拓君(共産)、山本太郎君(れ新)

- 令和6年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○令和6年2月2日(金) (第2回)

- 令和6年度一般会計予算(予)

令和6年度特別会計予算(予)

令和6年度政府関係機関予算(予)

以上3案について鈴木財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年3月4日(月) (第3回)

— 基本的質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 令和6年度一般会計予算(衆議院送付)

令和6年度特別会計予算(衆議院送付)

令和6年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について岸田内閣総理大臣、林内閣官房長官、木原防衛大臣、鈴木財務大臣、加藤内閣府特命担当大臣、上川外務大臣、坂本農林水産大臣、齋藤経済産業大臣、松本総務大臣、新藤国務大臣、小泉法務大臣、伊藤環境大臣、盛山文部科学大臣、松村内閣府特命担当大臣、武見厚生労働大臣、斉藤国土交通大臣、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

辻元清美君(立憲)、石橋通宏君(立憲)、石垣のりこ君(立憲)、小沢雅仁君(立憲)、蓮舫君(立憲)、佐藤正久君(自民)、宮本周司君(自民)、友納理緒君(自民)

○令和6年3月5日(火) (第4回)

— 基本的質疑 —

○令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について岸田内閣総理大臣、武見厚生労働大臣、松本総務大臣、齋藤経済産業大臣、鈴木
国務大臣、加藤内閣府特命担当大臣、新藤国務大臣、斉藤国土交通大臣、木原防衛大臣、小林参議
院事務総長、古谷公正取引委員会委員長、政府参考人、最高裁判所当局、衆議院事務局当局及び国
立国会図書館当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田実仁君（公明）、杉久武君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維教）、東徹君（維教）、音喜多駿君
（維教）、川合孝典君（民主）、田村智子君（共産）、山本太郎君（れ新）

○派遣委員から報告を聴いた。

○令和6年3月6日（水）（第5回）

— 一般質疑 —

○令和6年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について岸田内閣総理大臣、木原防衛大臣、上川外務大臣、加藤国務大臣、武見厚生労働
大臣、坂本農林水産大臣、松村国務大臣、斉藤国土交通大臣、伊藤環境大臣、小泉法務大臣、齋藤
経済産業大臣、政府参考人、参議院事務局当局及び参考人特定非営利活動法人日本障害者協議会代
表藤井克徳君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

有村治子君（自民）、小西洋之君（立憲）、小沼巧君（立憲）、※高木真理君（立憲）、横山信
一君（公明）、串田誠一君（維教）、舟山康江君（民主）、山添拓君（共産）、天島大輔君（れ
新）

※関連質疑

○令和6年3月7日（木）（第6回）

— 一般質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について松本総務大臣、武見厚生労働大臣、鈴木財務大臣、松村内閣府特命担当大臣、小
泉法務大臣、新藤国務大臣、林内閣官房長官、盛山文部科学大臣、木原防衛大臣、加藤内閣府特命
担当大臣、齋藤経済産業大臣、斉藤国土交通大臣、上川外務大臣、政府参考人、参考人日本銀行総
裁植田和男君及び同銀行企画局長正木一博君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、田中昌史君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、※岸真紀子君（立憲）、秋野
公造君（公明）、藤巻健史君（維教）、竹詰仁君（民主）、伊藤岳君（共産）、大島九州男君（れ
新）

※関連質疑

○令和6年3月8日（金）（第7回）

— 集中審議（政治資金問題等を含む内外の諸課題） —

○令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について岸田内閣総理大臣、坂本農林水産大臣、松村国務大臣、高市国務大臣、武見厚生労働大臣、木原防衛大臣、斉藤国土交通大臣、河野内閣府特命担当大臣、松本総務大臣、盛山文部科学大臣、齋藤経済産業大臣、鈴木国務大臣、古谷公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮崎雅夫君（自民）、福島みずほ君（立憲）、森屋隆君（立憲）、上田勇君（公明）、猪瀬直樹君（維教）、磯崎哲史君（民主）、井上哲士君（共産）、山本太郎君（れ新）

○令和6年3月11日（月）（第8回）

— 一般質疑 —

○令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について盛山文部科学大臣、坂本農林水産大臣、齋藤経済産業大臣、木原防衛大臣、自見内閣府特命担当大臣、武見厚生労働大臣、加藤内閣府特命担当大臣、松本総務大臣、斉藤国土交通大臣、古賀内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長峯誠君（自民）、白坂亜紀君（自民）、宮崎勝君（公明）

○令和6年3月12日（火）（公聴会 第1回）

○令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

〔公述人〕

立教大学経済学部経済政策学科教授 首藤若菜君

東京大学名誉教授 大沢真理君

学習院大学経済学部教授

社会保障審議会会長 遠藤久夫君

明治大学農学部専任教授 作山巧君

東京大学公共政策大学院客員教授 高見澤將林君

元陸上総隊司令官 高田克樹君

・公述人（首藤若菜君、大沢真理君）に対する質疑（経済・財政／金融・雇用／労働）

〔質疑者〕

加藤明良君（自民）、高木真理君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、清水貴之君（維教）、伊藤孝恵君（民主）、岩渕友君（共産）、大島九州男君（れ新）

・公述人（遠藤久夫君、作山巧君）に対する質疑（農業・地方・社会保障）

〔質疑者〕

小林一大君（自民）、小沼巧君（立憲）、河野義博君（公明）、東徹君（維教）、田村まみ君（民主）、紙智子君（共産）、大島九州男君（れ新）

- ・公述人（高見澤將林君、高田克樹君）に対する質疑（外交・安全保障）

〔質疑者〕

臼井正一君（自民）、福島みずほ君（立憲）、宮崎勝君（公明）、金子道仁君（維教）、伊藤孝恵君（民主）、山添拓君（共産）、大島九州男君（れ新）

○令和6年3月13日（水）（第9回）

— 集中審議（外交・安全保障等を含む内外の諸課題） —

○令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について岸田内閣総理大臣、林国務大臣、上川外務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、齋藤経済産業大臣、高市国務大臣、盛山文部科学大臣、木原防衛大臣、新藤国務大臣、加藤内閣府特命担当大臣、國場国土交通副大臣、高橋農林水産大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁植田和男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小林一大君（自民）、塩村あやか君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、西田実仁君（公明）、片山大介君（維教）、伊藤孝恵君（民主）、山添拓君（共産）、山本太郎君（れ新）

○令和6年3月15日（金）（第10回）

— 集中審議（農業・地方等を含む内外の諸課題） —

○令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会については3月21日の1日間、内閣委員会、総務委員会、法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員会及び環境委員会については3月22日の1日間、当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

以上3案について岸田内閣総理大臣、加藤内閣府特命担当大臣、坂本農林水産大臣、盛山文部科学大臣、鈴木財務大臣、武見厚生労働大臣、高市内閣府特命担当大臣、斉藤国土交通大臣、小泉法務大臣、松村内閣府特命担当大臣、松本総務大臣、齋藤経済産業大臣、新藤国務大臣、上月経済産業副大臣、石川デジタル副大臣、堂故国土交通副大臣、矢倉財務副大臣、三浦厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加藤明良君（自民）、臼井正一君（自民）、田名部匡代君（立憲）、石川大我君（立憲）、水野素子君（立憲）、山本香苗君（公明）、秋野公造君（公明）、嘉田由紀子君（維教）、高木かおり君（維教）、田村まみ君（民主）、小池晃君（共産）、山本太郎君（れ新）

○令和6年3月18日（月）（第11回）

— 集中審議（こども政策・社会保障等を含む内外の諸課題） —

○令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について岸田内閣総理大臣、武見厚生労働大臣、松村内閣府特命担当大臣、加藤内閣府特

命担当大臣、木原防衛大臣、坂本農林水産大臣、斉藤国土交通大臣、河野内閣府特命担当大臣、鈴木財務大臣、あべ文部科学副大臣、松本防衛大臣政務官、政府参考人及び衆議院事務局当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

片山さつき君（自民）、今井絵理子君（自民）、福山哲郎君（立憲）、古賀之士君（立憲）、宮口治子君（立憲）、秋野公造君（公明）、里見隆治君（公明）、清水貴之君（維教）、梅村聡君（維教）、竹詰仁君（民主）、倉林明子君（共産）、山本太郎君（れ新）

○令和6年3月19日（火）（第12回）

— 一般質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について林内閣官房長官、加藤内閣府特命担当大臣、武見厚生労働大臣、松本総務大臣、伊藤国務大臣、斉藤国土交通大臣、鈴木国務大臣、坂本農林水産大臣、齋藤経済産業大臣、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田島麻衣子君（立憲）、※鬼木誠君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、青島健太君（維教）、中条きよし君（維教）、浜口誠君（民主）、岩渕友君（共産）、木村英子君（れ新） ※関連質疑

○令和6年3月25日（月）（第13回）

— 集中審議（岸田内閣の基本姿勢） —

○各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について岸田内閣総理大臣、齋藤経済産業大臣、武見厚生労働大臣、松本総務大臣、斉藤国土交通大臣、伊藤環境大臣、坂本農林水産大臣、加藤内閣府特命担当大臣、盛山文部科学大臣、松村国務大臣、鈴木財務大臣、小泉法務大臣、河野内閣府特命担当大臣、上川外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中田宏君（自民）、山本佐知子君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、勝部賢志君（立憲）、徳永エリ君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、塩田博昭君（公明）、石川博崇君（公明）、音喜多駿君（維教）、金子道仁君（維教）、浜口誠君（民主）、紙智子君（共産）、山本太郎君（れ新）

○令和6年3月26日（火）（第14回）

— 一般質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について松本総務大臣、鈴木財務大臣、坂本農林水産大臣、齋藤経済産業大臣、加藤内閣府特命担当大臣、斉藤国土交通大臣、武見厚生労働大臣、上川外務大臣、林内閣官房長官、盛山文

部科学大臣、松村内閣府特命担当大臣、土屋復興大臣、小泉法務大臣、政府参考人及び参考人東日本高速道路株式会社代表取締役兼専務執行役員・建設事業本部長高橋知道君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕

横沢高德君（立憲）、※三上えり君（立憲）、柴愼一君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、石井苗子君（維教）、柴田巧君（維教）、田村まみ君（民主）、山添拓君（共産）、※仁比聡平君（共産）、舩後靖彦君（れ新） ※関連質疑

○令和6年3月27日（水）（第15回）

— 集中審議（内外の諸課題） —

○令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について岸田内閣総理大臣、松村内閣府特命担当大臣、齋藤経済産業大臣、坂本農林水産大臣、盛山文部科学大臣、林内閣官房長官、加藤内閣府特命担当大臣、武見厚生労働大臣、上川外務大臣、濱地厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁植田和男君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕

越智俊之君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、水岡俊一君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、東徹君（維教）、大塚耕平君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）

○令和6年3月28日（木）（第16回）

— 締めくくり質疑 —

○令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について岸田内閣総理大臣、武見厚生労働大臣、松本総務大臣、加藤内閣府特命担当大臣、鈴木財務大臣、松村国家公安委員会委員長、自見国務大臣、齋藤経済産業大臣、田中会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

神谷政幸君（自民）、辻元清美君（立憲）、熊谷裕人君（立憲）、河野義博君（公明）、松野明美君（維教）、伊藤孝恵君（民主）、井上哲士君（共産）、木村英子君（れ新）

（令和6年度総予算）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維教、民主、共産、れ新

○令和6年4月24日（水）（第17回）

— 集中審議（政治資金等内外の諸課題） —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○予算の執行状況に関する調査のうち、政治資金等内外の諸課題に関する件について岸田内閣総理大臣、新藤国務大臣、松村内閣府特命担当大臣、武見厚生労働大臣、盛山文部科学大臣、齋藤経済産業大臣、自見国務大臣、松本総務大臣、斉藤国土交通大臣、鈴木財務大臣、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社代表執行役副社長加藤進康君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長谷川英晴君（自民）、田中昌史君（自民）、蓮舫君（立憲）、杉尾秀哉君（立憲）、田島麻衣子君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、片山大介君（維教）、舟山康江君（民主）、小池晃君（共産）、山本太郎君（れ新）

○令和6年5月22日(水) (第18回)

— 集中審議(国内外の諸課題) —

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、国内外の諸課題に関する件について岸田内閣総理大臣、武見厚生労働大臣、坂本農林水産大臣、斉藤国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福岡資麿君(自民)、辻元清美君(立憲)、小沼巧君(立憲)、里見隆治君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維教)、田村まみ君(民主)、小池晃君(共産)、山本太郎君(れ新)

○令和6年6月21日(金) (第19回)

- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和6年2月5日(月)～6日(火)

- 令和6年度総予算の審査に資するため

〔派遣地〕

沖縄県

〔派遣委員〕

櫻井充君(自民)、臼井正一君(自民)、加藤明良君(自民)、小林一大君(自民)、中西祐介君(自民)、宮崎雅夫君(自民)、石橋通宏君(立憲)、杉尾秀哉君(立憲)、河野義博君(公明)、金子道仁君(維教)、伊藤孝恵君(民主)、山添拓君(共産)

決算委員会

委員一覧（30名）

委員長	佐藤	信秋（自民）	岩本	剛人（自民）	羽田	次郎（立憲）
理事	石井	浩郎（自民）	太田	房江（自民）	村田	享子（立憲）
理事	越智	俊之（自民）	酒井	庸行（自民）	里見	隆治（公明）
理事	永井	学（自民）	高橋	はるみ（自民）	山本	博司（公明）
理事	徳永	エリ（立憲）	豊田	俊郎（自民）	若松	謙維（公明）
理事	下野	六太（公明）	西田	昌司（自民）	石井	苗子（維教）
理事	梅村	聡（維教）	森	まさこ（自民）	串田	誠一（維教）
	赤池	誠章（自民）	和田	政宗（自民）	竹詰	仁（民主）
	赤松	健（自民）	岸	真紀子（立憲）	芳賀	道也（民主）
	今井	絵理子（自民）	古賀	千景（立憲）	吉良	よし子（共産）
						（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第213回国会における本委員会付託案件は、令和４年度決算外２件（第212回国会提出）、令和４年度予備費関係６件（第211回国会提出）である。

審査の結果、令和４年度決算外２件はいずれも是認すべきものと議決した。また、令和４年度予備費関係６件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔令和４年度決算の審査〕

令和４年度決算外２件は、第212回国会の令和５年11月20日に提出され、12月11日の本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日の委員会において鈴木財務大臣から概要説明を聴取し、今国会の令和６年４月１日に岸田内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、全般質疑を行った。

なお、同日の委員会において、１月26日に岸田内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された令和３年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置に関して、令和３年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置と併せて、鈴木財務大臣から説明を聴取した。また、令和３年度決算審査措置要求決議について最高裁判所の講じた措置に関して、堀田最高裁判所事務総長から説明を聴取した。令和３年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府の講じた措置
(1) 令和3年7月、福岡県中間市において5歳の子供が保育所の送迎用バスに置き去りにされ熱中症で亡くなる事案が発生したことを受けて、政府は同年8月、子供の出欠状況に係る保護者への確認や職員間での情報共有等の安全管理の徹底に係る通知を発出したものの、4年9月、静岡県牧之原市において3歳の子供が認定こども園の送迎用バスで亡くなる同様の事案が発生したことは、極めて遺憾である。 政府は、現場任せの対応を続けていたことで、安全管理の徹底に係る通知の発出後も送迎用バスの置き去り事案が発生したことを重く受け止め、同様の事案が二度と繰り返されることのないよう、安全装置の導入支援等を速やかに進めるとともに、バス送迎における安全管理対策を徹底すべきである。	(1) 送迎用バスの置き去り事案を繰り返さないための対策の徹底については、「こどものバス送迎・安全徹底プラン」に基づき、所在確認や安全装置の装備の義務付け、安全装置の導入支援等を推進しているところである。 また、安全装置の装備状況の調査・公表、「こどもの事故防止週間」における広報啓発等にも取り組んでいるところである。 引き続き、同様の事案が二度と繰り返されることのないよう、バス送迎における安全管理対策を徹底してまいる所存である。
(2) 名古屋刑務所の刑務官22名が収容中の受刑者3名に対して暴行や暴言等の不適正処遇を行い、刑務官等33名が懲戒処分等となり、このうち13名が特別公務員暴行陵虐等の容疑で書類送検されたことは、極めて遺憾である。 政府は、平成13年及び14年にも受刑者死傷事案が相次いで発生した同刑務所において、刑事施設視察委員会の意見を施設運営に適切に反映できておらず、再び刑務官による不適正処遇が繰り返されたことを重く受け止め、全国の刑務所等において再発防止策を徹底し、被収容者への不適正処遇を根絶すべきである。	(2) 名古屋刑務所の刑務官による不適正処遇事案については、二度とこのような事態が生じないよう、本事案を受けて設置した第三者委員会から提出された提言書を踏まえ、令和5年6月に組織風土の変革を含むアクションプランを策定し、刑事施設視察委員会制度の運用改善を実施するなど、全国の刑務所等において再発防止の取組を進めているところである。 引き続き、こうした取組を着実に実施するなど、被収容者への不適正処遇の根絶に向けて万全を期してまいる所存である。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い1年延期して開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会について、不正行為により組織委員会の元理事らが相次いで起訴され、スポーツの価値を大きくおとしめたこと、大会経費について国として公表する仕組みがなく、組織委員会と会計検査院とで2,751億円もの相違があり、国民に十分な情報が提供されなかったことは、遺憾である。 政府は、多額の国費を投じ国を挙げて開催した大会の運営が透明性を欠く事態となったことを重く受け止め、不正行為については刑事手続等により明らかとなった事実に基づき法令上の責任を果たすとともに、今後開催される大規模な競技大会では組織委員会等のガバナンス確保や大会経費の公表等を徹底し、再発防止に万全を期すべきである。	(3) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の不透明な運営については、刑事手続等において国費が過大支出されていたことが明らかになった場合には、法令等に則って返還を命じる所存である。 また、令和5年3月に「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」を策定し、組織委員会等のガバナンス確保や大会経費の公表等を促すため、地方自治体に周知を行っているところである。 今後とも、指針の実効性を高める取組に努めてまいる所存である。
(4) ハラスメントは、自衛隊員相互の信頼関係を失墜させ、組織の根幹を揺るがす決して許されないものであるにもかかわらず、元女性陸上自衛官が所属していた部隊で性被害を受ける事案が発生し加害者の隊員5名が懲戒免職処分とされたこと、ハラスメントが重大な問題となっていることを受け発出された防衛大臣指示による特別防衛監察で1,000件を超えるハラスメント被害の申出があったことは、極めて遺憾である。 政府は、従来のハラスメント防止対策の効果が組織全体に行き届いていないことを重く受け止め、ハラスメント防止に係る有識者会議における検討結果等を踏まえた新たな対策を確立し、全ての自衛隊員に徹底させ、ハラスメントを一切許容しない組織環境を構築し、防衛省・自衛隊におけるハラスメントを根絶すべきである。	(4) 防衛省・自衛隊におけるハラスメントの根絶については、防衛省ハラスメント防止対策有識者会議のハラスメント防止対策の抜本的見直しに関する提言等を踏まえ、ハラスメント防止対策検討チームを設置し、相談体制や教育の見直し等を行っているところである。 また、防衛大臣から、各機関等の長に対し、ハラスメントへの厳正な措置を求める指示を発出するとともに、ハラスメント防止に係るメッセージを全隊員宛てと指揮官・管理職宛てのそれぞれに発出したところである。 引き続き、隊員の意識改革や事案の迅速な解決体制の構築等の実行性のある防止対策を通じて、ハラスメントを一切許容しない環境を構築してまいる所存である。

4月8日以降省庁別審査を計6回行った後、5月27日には鈴木財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月10日には岸田内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。令和4年度決算審査における質疑の主な項目は、財政健全化に向けた取組方針、令和6年能登半島地震からの復旧・復興対策、地方公共団体における標準準拠システムの移行支援の在り方、エネルギー価格・物価高騰対策などである。

同日の質疑終局の後、委員長より、令和4年度決算についての4項目から成る内閣に対する警告案及び8項目から成る令和4年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、令和4年度決算は多数をもって是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①紅麹原料を含む機能性表示食品による健康被害について、②東京オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達に係る不適正な契約手続について、③羽田空港における航空機衝突事故について、④自衛隊において近年相次ぐヘリコプター墜落事故についてである。

次に、令和4年度決算審査措置要求決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①新型コロナウイルス感染症の無料検査事業における不正事案について、②特殊詐欺の被害防止策及び若者を犯罪に加担させないための取組の徹底について、③地方公共団体における基幹業務システムの統一・標準化に向けた支援の強化について、④学校における医療的ケア児に対する支援体制の整備について、⑤日本年金機構のコールセンター機器群における不十分な情報セキュリティ対策について、⑥水田活用の直接支払交付金における不適正な交付及び収量把握について、⑦小型家電リサイクル推進事業の不十分な実績について、⑧防衛省の契約において予定価格の過大積算が繰り返されている事態についてである。

次に、令和4年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで令和4年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

〔令和4年度予備費の審査〕

令和4年度予備費関係6件のうち、令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、令和4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）は令和5年3月17日、令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）、令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）、令和4年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書は令和5年5月23日、いずれも第211回国会に提出された。今国会の令和6年4月16日に衆議院から受領した後、5月24日に本委員会に付託され、5月27日、鈴木財務大臣から概要説明を聴取し、決算外2件と一括して質疑を行った。

同日に討論を行った後、採決の結果、令和4年度予備費関係6件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

〔国政調査〕

5月27日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について、田中会計検査院長から説明を聴取した。

また、6月10日、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し検査要請を行うことを決定した。要請した項目は、①国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金について、②有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達の状態について、③マイナポイント事業の実施状況等についてである。

（２）委員会経過

○令和6年4月1日（月）（第1回）

— 全般質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和4年度決算外2件の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 令和4年度決算外2件について岸田内閣総理大臣、鈴木国土大臣、坂本農林水産大臣、木原防衛大臣、上川外務大臣、小泉法務大臣、松村国土大臣、林内閣官房長官、斉藤国土交通大臣、武見厚生労働大臣、伊藤環境大臣、盛山文部科学大臣、加藤内閣府特命担当大臣、齋藤経済産業大臣、高市内閣府特命担当大臣、松本総務大臣、堂故国土交通副大臣、田中会計検査院長、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、清水真人君（自民）、永井学君（自民）、田名部匡代君（立憲）、横沢高德君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、山本香苗君（公明）、三浦信祐君（公明）、石井苗子君（維教）、梅村聡君（維教）、芳賀道也君（民主）、吉良よし子君（共産）

- 令和4年度決算外2件に関し、令和3年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び令和3年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について鈴木財務大臣から説明を聴いた後、令和3年度決算審査措置要求決議について最高裁判所の講じた措置について堀田最高裁判所事務総長から説明を聴いた。

○令和6年4月8日（月）（第2回）

— 省庁別審査 —

- 令和4年度決算外2件中、裁判所、法務省及び厚生労働省関係について小泉法務大臣、武見厚生労働大臣、宮崎厚生労働副大臣、古賀内閣府大臣政務官、政府参考人、最高裁判所当局及び参考人日本年金機構理事長大竹和彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

豊田俊郎君（自民）、生稲晃子君（自民）、羽田次郎君（立憲）、徳永エリ君（立憲）、塩田博昭君（公明）、窪田哲也君（公明）、清水貴之君（維教）、串田誠一君（維教）、芳賀道也君（民主）、吉良よし子君（共産）

○令和6年4月10日（水）（第3回）

— 省庁別審査 —

- 令和4年度決算外2件中、国会、会計検査院、復興庁、総務省及び環境省関係について松本総務大臣、土屋復興大臣、伊藤環境大臣、平木復興副大臣、八木環境副大臣、工藤内閣府副大臣、矢倉財務副大臣、小林参議院事務総長、岡田衆議院事務総長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本郵政株式会社専務執行役林俊行君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長谷川英晴君（自民）、山本啓介君（自民）、小沼巧君（立憲）、村田享子君（立憲）、吉川沙織君（立憲）、若松謙維君（公明）、下野六太君（公明）、高木かおり君（維教）、梅村みずほ君（維教）、浜口誠君（民主）、吉良よし子君（共産）

○令和6年4月15日（月）（第4回）

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。

- 令和4年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、デジタル庁、警察庁、消費者庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について林内閣官房長官、松村国務大臣、加藤内閣府特命担当大臣、自見国務大臣、河野国務大臣、高市内閣府特命担当大臣、新藤国務大臣、門山法務副大臣、安江文部科学大臣政務官、穂坂外務大臣政務官、倉田国立国会図書館長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、山田太郎君（自民）、岸真紀子君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、下野六太君（公明）、嘉田由紀子君（維教）、柴田巧君（維教）、竹詰仁君（民主）、紙智子君（共産）

○令和6年5月8日（水）（第5回）

— 省庁別審査 —

- 令和4年度決算外2件中、財務省、経済産業省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行関係について鈴木財務大臣、齋藤経済産業大臣、上月経済産業副大臣、矢倉財務副大臣、石川内閣府副大臣、馬場総務副大臣、平沼内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人株式会社国際協力銀行代表取締役総裁林信光君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

太田房江君（自民）、越智俊之君（自民）、村田享子君（立憲）、古賀之士君（立憲）、若松謙維君（公明）、塩田博昭君（公明）、藤巻健史君（維教）、柳ヶ瀬裕文君（維教）、竹詰仁君（民主）、岩渕友君（共産）

○令和6年5月13日（月）（第6回）

— 省庁別審査 —

- 令和4年度決算外2件中、文部科学省、農林水産省及び国土交通省関係について坂本農林水産大臣、盛山文部科学大臣、斉藤国土交通大臣、古賀内閣府副大臣、宮崎厚生労働副大臣、古賀内閣府大臣政務官、長谷川総務大臣政務官、安江文部科学大臣政務官、倉田国立国会図書館長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

酒井庸行君（自民）、赤松健君（自民）、古賀千景君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、山本博司君（公明）、里見隆治君（公明）、石井苗子君（維教）、金子道仁君（維教）、芳賀道也君（民主）、山添拓君（共産）

○令和6年5月20日（月）（第7回）

— 省庁別審査 —

- 令和４年度決算外２件中、外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について上川外務大臣、木原防衛大臣、田中会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人国際協力機構理事長田中明彦君、同機構理事宮崎桂君、同機構理事大場雄一君及び同機構理事井倉義伸君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、高橋はるみ君（自民）、石橋通宏君（立憲）、小西洋之君（立憲）、新妻秀規君（公明）、宮崎勝君（公明）、青島健太君（維教）、金子道仁君（維教）、浜口誠君（民主）、山下芳生君（共産）

○令和６年５月２７日（月）（第８回）

— 准総括質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和４年度予備費関係６件の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 令和４年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
令和４年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
令和４年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
令和４年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
令和４年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
令和４年度特別会計予算総則第２０条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
以上６件について鈴木財務大臣から説明を聴いた。
- 令和４年度決算外２件及び予備費関係６件について鈴木財務大臣、木原防衛大臣、上川外務大臣、松村国務大臣、自見内閣府特命担当大臣、小泉法務大臣、松本総務大臣、斉藤国土交通大臣、盛山文部科学大臣、坂本農林水産大臣、高市内閣府特命担当大臣、齋藤経済産業大臣、新藤国務大臣、武見厚生労働大臣、矢倉財務副大臣、濱地厚生労働副大臣、政府参考人、参考人日本銀行企画局長正木一博君及び独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長芦立訓君に対し質疑を行い、
令和４年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
令和４年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
令和４年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
令和４年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
令和４年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
令和４年度特別会計予算総則第２０条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増

額調書（第211回国会提出）（衆議院送付）

以上 6 件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、赤池誠章君（自民）、羽田次郎君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、古賀千景君（立憲）、秋野公造君（公明）、三浦信祐君（公明）、石井苗子君（維教）、串田誠一君（維教）、竹詰仁君（民主）、浜口誠君（民主）、吉良よし子君（共産）

（令和 4 年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 1））

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維教、民主、共産

（令和 4 年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 1））

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維教、民主、共産

（令和 4 年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 1））

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維教、民主、共産

（令和 4 年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 2））

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維教、民主、共産

（令和 4 年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 2））

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維教、民主、共産

（令和 4 年度特別会計予算総則第 20 条第 1 項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書）

賛成会派 自民、立憲、公明、共産

反対会派 維教、民主

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第 30 条の 2 の規定に基づく報告に関する件について田中会計検査院長から説明を聞いた。

○令和 6 年 6 月 10 日（月）（第 9 回）

— 締めくくり総括質疑 —

- 令和 4 年度決算外 2 件について岸田内閣総理大臣、坂本農林水産大臣、斉藤国土交通大臣、齋藤経済産業大臣、高市内閣府特命担当大臣、盛山文部科学大臣、上川外務大臣、河野内閣府特命担当大臣、伊藤環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、

令和 4 年度一般会計歳入歳出決算、令和 4 年度特別会計歳入歳出決算、令和 4 年度国税収納金整理資金受払計算書、令和 4 年度政府関係機関決算書を議決し、令和 4 年度決算審査措置要求決議を行い、

令和 4 年度国有財産増減及び現在額総計算書及び令和 4 年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、

松本総務大臣、盛山文部科学大臣、武見厚生労働大臣、坂本農林水産大臣、斉藤国土交通大臣、伊藤環境大臣、木原防衛大臣、河野デジタル大臣、松村国家公安委員会委員長、新藤国務大臣及び自見内閣府特命担当大臣から発言があった。

〔質疑者〕

佐藤信秋君（委員長質疑）、岩本剛人君（自民）、赤松健君（自民）、徳永エリ君（立憲）、村田享子君（立憲）、下野六太君（公明）、清水貴之君（維教）、芳賀道也君（民主）、山添拓君（共産）

（令和４年度一般会計歳入歳出決算、令和４年度特別会計歳入歳出決算、令和４年度国税収納金整理資金受払計算書、令和４年度政府関係機関決算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維教、民主、共産

（内閣に対する警告）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産

反対会派 なし

（令和４年度決算審査措置要求決議）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産

反対会派 なし

（令和４年度国有財産増減及び現在額総計算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維教、民主、共産

（令和４年度国有財産無償貸付状況総計算書）

賛成会派 自民、立憲、公明、共産

反対会派 維教、民主

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

○令和６年６月21日（金）（第10回）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（３）委員会決議

—令和４年度決算審査措置要求決議—

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

１ 新型コロナウイルス感染症の無料検査事業における不正事案について

政府は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に検査促進枠を創設し、6,200億円を予算計上して令和３年12月から５年５月まで都道府県によるＰＣＲ検査等の無料化を支援した。しかし、実施事業者による不正申請が、６年３月末までに東京都において393億円、大阪府において81億円に上るなど全国で相次いでいることが明らかとなった。

政府は、急速に検査体制を拡充する必要があったことなどから、制度設計の準備や検討が十分に行えなかったとはいえ、多額の不正申請が生じていることを重く受け止め、不正申請の調査を進める都道府県と連携して実態を解明し、不正受給された交付金の返還を徹底するとともに、感染症対策として緊急的に実施する事業において不正を防止するための制度設計を検討すべきである。

２ 特殊詐欺の被害防止策及び若者を犯罪に加担させないための取組の徹底について

不特定多数の者から現金等をだまし取る特殊詐欺について、令和5年の被害額は2年連続で増加して453億円に上り、特に架空料金請求詐欺の被害額は140億円と前年から39億円的大幅増加となった。また、SNS上で犯罪実行者を募集するいわゆる「闇バイト」に若者が応募し、特殊詐欺等の重大な犯罪に加担してしまうことが大きな社会問題となっている。

政府は、特殊詐欺の被害が深刻となっていることを踏まえ、取締りを徹底することはもとより、民間事業者との緊密な連携の下、被害の拡大が顕著な架空料金請求詐欺の手口に係る注意喚起等の被害防止策を更に推進するとともに、闇バイトがアルバイトではなく犯罪であることを周知徹底する広報啓発活動や不安定な就業状況にある若者への支援などを通じて、若者を特殊詐欺等に加担させないための総合的な取組を徹底すべきである。

3 地方公共団体における基幹業務システムの統一・標準化に向けた支援の強化について

政府は、地方公共団体における基幹業務システムの統一・標準化について、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行する目標とともに、平成30年度比で情報システム運用経費等を少なくとも3割削減する目標を掲げて整備を進めている。しかし、令和6年3月の政府の公表では1,788団体の3万4,592システム中171団体の702システムが移行期限に間に合わない見込みであること、5年12月に政府が公表したガバメントクラウド先行事業の中間報告において8地域中5地域で現行システムをそのままガバメントクラウドに移行した場合、ランニングコストが増加することが明らかとなった。

政府は、期限ありきの移行による作業期間の集中が経費の増大や安定したシステムの運用に影響しかねないことを改めて認識し、各地方公共団体の実情に合わせた期限設定及び財政支援を行うとともに、地方公共団体とベンダーの経費削減交渉に係る仲介や、システム構築等に係る支援を強化すべきである。

4 学校における医療的ケア児に対する支援体制の整備について

文部科学省は、各教育委員会に対し、学校における医療的ケア児への対応の在り方を示したガイドライン等の策定を求めているが、同省の調査によると、令和5年4月時点でガイドライン等を策定している教育委員会は全体の22%にとどまっている。また、総務省行政評価局による調査では、小学校における医療的ケアの実施体制について、医療的ケア実施者を確保できていない事例や看護師の休暇時等において保護者の付添いが発生している事例等があり、在校時における発災への備えについては、医療器具等の備蓄や人工呼吸器用の非常用電源の確保が行われていない事例等が見受けられたことから、6年3月、総務省は文部科学省に対し改善を求める通知を发出した。

政府は、医療的ケア児支援法の趣旨を踏まえ、各教育委員会によるガイドライン等策定の促進や総務省による通知に基づく改善措置を徹底し、医療的ケア児が学校において適切な医療的ケア等の支援を受けられるよう万全を期すべきである。

5 日本年金機構のコールセンター機器群における不十分な情報セキュリティ対策について

日本年金機構は、年金に関する電話相談に対応するため、情報セキュリティ対策の対象となる情報システムとしてコールセンター機器群（CC機器群）を運用している。会計検査院が検査したところ、CC機器群の調達や保守業務の外部委託に際してセキュリティ要件を定義せず、機構の情報セキュリティポリシーの適合性確認や外部委託の実施に係る仕様書案の審査を実施していなかったこと、CC機器群のOSについて、セキュリティパッチを適用するなどのぜい弱性対策を実施していなかったことから、ポリシーに基づく適切な情報セキュリティ対策が講じられておらず、相談者の年金個人情報を含む録音データが漏えいするなどのリスクが回避されているとは認められない状況となっていた事態が明らかとなった。

政府は、機構がこれまで個人情報流出事案を発生させていることや、内部監査によってCC機器群

にぜい弱性があることを把握しながら十分な対策を講じていなかったことを踏まえ、機構において、保護の必要性の高い年金個人情報を取り扱っていることが十分に認識され、外部の環境変化や情報技術の進展に応じた継続的な見直しによって万全な情報セキュリティ対策が徹底されるよう指導監督すべきである。

6 水田活用の直接支払交付金における不適正な交付及び収量把握について

農林水産省は、主食用米を作付けしない水田において、麦や大豆等の対象作物を生産する農業者に対して水田活用の直接支払交付金を交付している。令和2年度及び3年度に交付された交付金について会計検査院が検査したところ、水稻の作付けが困難な農地は交付対象から除くこととされているにもかかわらず、他の国庫補助金等によりビニールハウス等の園芸施設が設置されていて実質的に水稻の作付けが困難な農地に対して交付金が交付されていた事態、対象作物の収量が相当程度低い場合も交付対象から除くこととされているにもかかわらず、地方農政局等において対象作物の生産実績や収量を把握しないまま交付金が交付されていた事態等が明らかとなった。

政府は、水田を活用して麦や大豆等の国内生産拡大を推進する交付金の制度趣旨が地方農政局等において徹底されていないことを踏まえ、水稻の作付けが困難な農地に係る判断基準を明確化して関係者に周知するとともに、交付対象農業者の収量が適切に把握されるよう取り組むべきである。

7 小型家電リサイクル推進事業の不十分な実績について

環境省は、使用済小型電子機器等のリサイクルを推進するため、回収量の増加等に向けた市町村への支援事業や調査・検討等を行う小型家電リサイクル推進事業を実施しており、平成24年度から令和4年度までに35億円を超える予算が執行されている。しかし、平成25年策定の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針」で掲げた使用済小型電子機器等の回収・再資源化量を年間14万トンとする目標について、直近の令和4年度で8.9万トンにとどまるなど、これまで一度も達成することなく期限の先送りを繰り返していることが明らかとなった。

政府は、多額の予算を投じてきたにもかかわらず、回収・再資源化の実績が不十分であることを重く受け止め、目標未達の原因分析や一者応札の改善、行政事業レビューシートに係る透明性向上を図った上で、市町村と関係事業者の連携による好事例の周知等を通じて早期に目標を達成し、使用済小型電子機器等のリサイクルをより一層促進すべきである。

8 防衛省の契約において予定価格の過大積算が繰り返されている事態について

令和4年度決算検査報告では、防衛省地方防衛局が契約した建設工事等に伴う警備業務契約に係る警備労務費の予定価格の積算について5億2,550万円過大となっていることが指摘された。同省の予定価格の積算については、平成28年度の海上警備業務、30年度の航空機騒音自動測定装置等の保守点検業務、令和3年度の建設工事に係る道路清掃員費及び各駐屯地等における給食業務等の部外委託など近年の検査報告において同様の指摘が繰り返されており、平成28年度から令和4年度の検査報告におけるこれらの事態に係る指摘金額の合計は、11億6,040万円に上っている。

政府は、防衛関係費の大幅な増額が見込まれる中、これまで以上に適正かつ効率的な予算執行が求められることを肝に銘じ、防衛省において類似の不適切な契約がないか検証を行った上で、監査法人等の部外の知見や各種デジタル技術を取り入れるなど内部監査機能を強化し、再発防止に万全を期すべきである。

行政監視委員会

委員一覧 (35名)

委員長	川田 龍平 (立憲)	上野 通子 (自民)	古賀 之士 (立憲)
理事	片山 さつき (自民)	江島 潔 (自民)	柴 慎一 (立憲)
理事	鶴保 庸介 (自民)	加田 裕之 (自民)	田島 麻衣子 (立憲)
理事	鬼木 誠 (立憲)	白坂 亜紀 (自民)	三上 えり (立憲)
理事	杉 久武 (公明)	羽生田 俊 (自民)	上田 勇 (公明)
理事	音喜多 駿 (維教)	橋本 聖子 (自民)	竹内 真二 (公明)
理事	柳ヶ瀬 裕文 (維教)	藤井 一博 (自民)	竹谷 とし子 (公明)
理事	倉林 明子 (共産)	古川 俊治 (自民)	川合 孝典 (民主)
	青山 繁晴 (自民)	星 北斗 (自民)	大島 九州男 (れ新)
	井上 義行 (自民)	山下 雄平 (自民)	伊波 洋一 (沖縄)
	石井 正弘 (自民)	山谷 えり子 (自民)	浜田 聡 (N党)
	磯崎 仁彦 (自民)	大椿 ゆうこ (立憲)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第213回国会において、本委員会は、国と地方の行政の役割分担に関する件、行政評価等プログラムに関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件等について調査を行った。

また、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）を議長に提出することを決定した。

なお、今国会においては、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

〔国政調査〕

2月19日、国と地方の行政の役割分担に関する件について参考人佐賀県多久市長横尾俊彦君、西南学院大学法学部教授勢一智子君及び武蔵大学社会学部メディア社会学科教授庄司昌彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

質疑では、自治体情報システムの標準化後に防災・医療等の先進的なプラットフォームを水平展開するための方策、人口減少社会における女性・高齢者の労働力向上に向けた多久市の取組と国の役割、地方分権の議論を再び喚起していくために必要な工夫や課題提起、計画策定や広域連携における都道府県の役割、計画行政体系の再設計における評価の視点やサンセット方式での計画規定見直しの在り方、自治体情報システムの標準化が自治体の業務フロー見直しに寄与することへの所見、自治体DX推進計画の重点取組事項のうち自治体情報システムの標準化・共通化を除いて取組状況に課題のある事項、減税等の国による制度改正を受けた地方自治体のデジタル面での負担、エストニアの電子政府導入と日本での実現可能性に対する所見、政府の生産性を意識したガバナンス推進のために実践すべ

き事項、デジタル民主主義の負の側面拡大に対し個人を起点としたデジタルな人権を強化する必要性の趣旨、行政計画策定時にジェンダー平等の視点を貫く重要性に対する所見、防災や震災時に連携する姉妹都市の仕組みをつくる計画の必要性、学校施設等を事前に災害時の拠点に指定して初動体制を確保しておく必要性、シェアリングエコノミーを市民が理解し取り組むための周知方法、国・都道府県・市町村の計画行政体系の三層構造の下位ほど担当組織が縮小する問題のデジタル活用による解決策、自治体DX推進計画等の推進による夜間休日サービスの拡充や人手不足解消への効果、ライドシェアについての一首長としての見解などが取り上げられた。

2月26日、国と地方の行政の役割分担に関する件について参考人明治大学政治経済学部教授牛山久仁彦君、東京大学先端科学技術研究センター教授牧原出君及び毎日新聞論説委員人羅格君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

質疑では、能登半島地震で明らかになった人口が集中する東京と小規模自治体の間で拡大する自治の格差の解消方法、関係人口という新たな概念も踏まえて中央集権と地方分権は対極にあるとの考え方を乗り越えていく必要性、非平時における国の指示権が国と地方の対等な関係を損なうとの懸念に対する所見、非平時に係る想定 of 甘さを改めることなく国の指示権を拡大することに対する所見、人口減を迎えた集落・地方自治体に係る行政コストと地域の尊厳の保持との兼ね合い、地方議会議員のなり手不足に関する現状と改善方策、最適な基礎自治体の規模を再度検討し市町村合併等の自治体再編を行う必要性、能登半島地震をめぐる議論の中で生じた限界集落の集約化と復興の在り方に対する所見、災害時の窓口においてたらい回しが生じないよう地方自治体が平時から進めるべき取組、関係人口増加に取り組む際に構想すべき地域社会の在り方、三位一体改革に伴う地方公務員の定数削減が地方自治体にもたらした影響、女性の非正規公務員の待遇が賃上げとジェンダー平等に逆行するとの問題意識に対する所見、学校施設等を事前に災害時の拠点に指定して初動体制を確保しておく必要性、災害時に広域で連携する姉妹都市を事前につくる必要性、国が標準化したシステムを提供して地方自治体の本来業務を処理することに対する所見、国が進める昨今の地方行政のデジタル化やDXについての認識、参考人の考える地方分権、小規模自治体がデジタル化に対応していく余力の有無と都道府県による支援の必要性などが取り上げられた。

4月1日、統計作成・データ利活用及び感染症対策の取組状況に関する調査のため、独立行政法人統計センター及び国立感染症研究所の視察を行った。

4月8日、行政評価等プログラムに関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について松本総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、同大臣、岩田経済産業副大臣、國場国土交通副大臣、高村外務大臣政務官、国定環境大臣政務官、川本人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、太陽光発電の導入拡大を転換して最小限度にすることに対する所見、消防隊員の水難救助訓練中の事故を踏まえて事前に勤務状況や体質を考慮する等の安全管理体制を徹底する必要性、物価上昇を上回る所得の実現という岸田内閣総理大臣の約束に対する人事院総裁の受け止め、国家公務員の新幹線等を利用した遠距離通勤に対する通勤手当の導入の必要性、市町村における障害者相談支援事業の委託契約への消費税課税の可否をめ

ぐる混乱の再発防止策、令和5年度末で雇い止めとなった会計年度任用職員に関する調査を実施する必要性、不適正な浄化槽が特定既存単独処理浄化槽と判定されずに放置されている現状への環境省の取組状況、浄化槽の保守点検業者等が行政に情報提供を行うインセンティブとなるシステムの必要性、公営火葬場の設置等を求める地方自治体に対する支援の必要性についての総務大臣の見解、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を行政評価の対象とする必要性、基準を満たしていない状況で設置されている太陽光発電設備への対応方針、プロのタクシードライバーが排除されかねないライドシェアの導入反対に対する所見、2026年に水俣病の公式確認から70年の節目を迎えるに当たっての環境省の取組、障害児保育における地方自治体ごとの支援のばらつきを国が是正していく必要性、食料自給率は必ずしも世界各国の政府で重視されている指標とは言えないとの指摘に対する見解などが取り上げられた。

5月13日、国と地方の行政の役割分担に関する件について松本総務大臣、あべ文部科学副大臣、宮崎厚生労働副大臣、岩田経済産業副大臣、滝沢環境副大臣、神田内閣府大臣政務官、本田文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、総務省の医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査結果に基づく通知を受けた文部科学省の今後の取組、災害時の避難所の運営や備蓄に女性の視点を取り入れる動きを加速させるための内閣府の取組、複数住居が同一住居番号にある場合の枝番付与の対応を地方自治体に推奨する必要性、業務の多様化・高度化や自然災害への対応等の実態に合わせて国家公務員の定員合理化計画を見直す必要性、地域住民が有償でPTA業務を行うことなどにより子育てを社会全体で担う方向性に対する文部科学省の所見、健康保険証としてスマートフォンや次期マイナンバーカードを利用するのに伴い新たに発生する費用、地方自治体職員における男女の賃金格差の解消に向けた今後の取組方針、小児がん治療により免疫を失った者のワクチン再接種に助成を行う地方自治体数と定期接種化に向けた検討状況、政府の新型コロナウイルス感染症対応に客観的・科学的な検証がなされているかの認識、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において政府の情報発信の在り方を評価する第三者機関の設置を定める必要性、万引き犯罪抑止に向けた地方自治体への働きかけなどの総務省の取組、化学物質過敏症の児童生徒への対応をガイドライン化して学校や教育委員会の遵守を徹底し必要な予算を措置する必要性、水俣病問題の早期終結のため係争中の訴訟について直ちに控訴を取り下げて和解する必要性、会計年度任用職員制度の抜本的な見直しの必要性に対する総務大臣の所見、永住許可申請者の税滞納の現状と今後の対策などが取り上げられた。

6月3日、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）を提出することを決定した。

なお、6月5日、本会議において委員長が行政監視の実施の状況等に関する報告を行った。

（２）委員会経過

○令和6年2月19日（月）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国と地方の行政の役割分担に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

佐賀県多久市長 横尾俊彦君
 西南学院大学法学部教授 勢一智子君
 武蔵大学社会学部メディア社会学科教授 庄司昌彦君

〔質疑者〕

藤井一博君（自民）、鬼木誠君（立憲）、杉久武君（公明）、音喜多駿君（維教）、川合孝典君（民主）、倉林明子君（共産）、大島九州男君（れ新）、高良鉄美君（沖縄）、浜田聡君（N党）

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年2月26日（月）（第2回）

- 国と地方の行政の役割分担に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

明治大学政治経済学部教授 牛山久仁彦君
 東京大学先端科学技術研究センター教授 牧原出君
 毎日新聞論説委員 人羅格君

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、三上えり君（立憲）、竹内真二君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維教）、川合孝典君（民主）、倉林明子君（共産）、大島九州男君（れ新）、伊波洋一君（沖縄）、浜田聡君（N党）

○令和6年4月8日（月）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政評価等プログラムに関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について松本総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、同大臣、岩田経済産業副大臣、國場国土交通副大臣、高村外務大臣政務官、国定環境大臣政務官、川本人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、古賀之士君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、上田勇君（公明）、音喜多駿君（維教）、川合孝典君（民主）、倉林明子君（共産）、大島九州男君（れ新）、伊波洋一君（沖縄）、浜田聡君（N党）

○令和6年5月13日（月）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国と地方の行政の役割分担に関する件について松本総務大臣、あべ文部科学副大臣、宮崎厚生労働副大臣、岩田経済産業副大臣、滝沢環境副大臣、神田内閣府大臣政務官、本田文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

白坂亜紀君（自民）、柴愼一君（立憲）、田島麻衣子君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維教）、川合孝典君（民主）、倉林明子君（共産）、大島九州男君（れ新）、伊波洋一君（沖縄）、浜田聡君（N党）

○令和6年6月3日（月）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）を提出することを決定した。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の中間報告要求書を提出することを決定した。

○令和6年6月21日（金）（第6回）

- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（３）行政監視の実施の状況等に関する報告要旨

【要 旨】

平成30年の参議院改革協議会報告書において、行政監視機能の強化に参議院全体として取り組むとされたことを受け、本委員会は行政監視機能の強化の具体化に取り組んできた。

委員会においては、政府からの説明聴取及び質疑を行うとともに、国と地方の行政の役割分担に関する件について参考人からの意見聴取及び質疑を行い、政策評価の結果の政策への適切な反映や制度の改善、E B P Mの推進、総務省行政評価局による調査の必要性や調査結果に関連した各府省の取組、地方分権の在り方や災害時等における国と地方の権限関係、諸施策の地域における実施を支える国の対応や行政計画の在り方、行政のデジタル化による効率化、公務員の定員や雇用の在り方など多岐にわたる議論が行われた。

このほか、統計作成・データ利活用及び感染症対策の取組状況に関する視察を行うとともに、行政に対する苦情窓口を通して苦情を受け付けるなどの取組を進めた。

議 院 運 営 委 員 会

委員一覧 (25名)

委員長	浅尾 慶一郎 (自民)	青木 一彦 (自民)	牧山 ひろえ (立憲)
理 事	清水 真人 (自民)	生稲 晃子 (自民)	横沢 高德 (立憲)
理 事	藤木 眞也 (自民)	梶原 大介 (自民)	窪田 哲也 (公明)
理 事	渡辺 猛之 (自民)	神谷 政幸 (自民)	塩田 博昭 (公明)
理 事	勝部 賢志 (立憲)	古庄 玄知 (自民)	青島 健太 (維教)
理 事	吉川 沙織 (立憲)	友納 理緒 (自民)	
理 事	三浦 信祐 (公明)	山本 啓介 (自民)	
理 事	柴田 巧 (維教)	山本 佐知子 (自民)	
理 事	浜野 喜史 (民主)	吉井 章 (自民)	
理 事	岩渕 友 (共産)	小沢 雅仁 (立憲)	(会期終了日 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	青木 一彦 (自民)	藤木 眞也 (自民)	塩田 博昭 (公明)
	生稲 晃子 (自民)	渡辺 猛之 (自民)	三浦 信祐 (公明)
	梶原 大介 (自民)	勝部 賢志 (立憲)	柴田 巧 (維教)
	古庄 玄知 (自民)	横沢 高德 (立憲)	浜野 喜史 (民主)
	清水 真人 (自民)	吉川 沙織 (立憲)	岩渕 友 (共産)
			(6. 1. 26 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	牧山 ひろえ (立憲)	山本 佐知子 (自民)	窪田 哲也 (公明)
	清水 真人 (自民)	吉井 章 (自民)	三浦 信祐 (公明)
	友納 理緒 (自民)	渡辺 猛之 (自民)	柴田 巧 (維教)
	藤木 眞也 (自民)	勝部 賢志 (立憲)	浜野 喜史 (民主)
	山本 啓介 (自民)	吉川 沙織 (立憲)	岩渕 友 (共産)
			(6. 1. 26 現在)

(1) 審議概観

第213回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。
また、本委員会付託の請願 1 種類 1 件は、保留とした。

(2) 委員会経過

○令和 6 年 1 月 25 日 (木) (第212回国会閉会後第 1 回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の令和 6 年度予定経費要求に関する件について決定した。

○令和6年1月26日(金) (第1回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、議院運営委員長の辞任並びに内閣委員長、外交防衛委員長、財政金融委員長、予算委員長及び議院運営委員長の補欠選任について決定した。

一、災害対策特別委員会、政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党10人、立憲民主・社民3人、公明党及び日本維新の会・教育無償化を実現する会各2人、国民民主党・新緑風会、日本共産党及びれいわ新選組各1人 計20人

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

自由民主党17人、立憲民主・社民6人、公明党4人、日本維新の会・教育無償化を実現する会3人、国民民主党・新緑風会2人、日本共産党、沖縄の風及びNHKから国民を守る党各1人 計35人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党17人、立憲民主・社民6人、公明党4人、日本維新の会・教育無償化を実現する会3人、国民民主党・新緑風会1人、日本共産党2人、れいわ新選組及び沖縄の風各1人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党10人、立憲民主・社民3人、公明党及び日本維新の会・教育無償化を実現する会各2人、国民民主党・新緑風会、日本共産党及びれいわ新選組各1人 計20人

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

自由民主党10人、立憲民主・社民及び公明党各3人、日本維新の会・教育無償化を実現する会2人、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各1人 計20人

消費者問題に関する特別委員会

自由民主党10人、立憲民主・社民4人、公明党及び日本維新の会・教育無償化を実現する会各2人、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各1人 計20人

東日本大震災復興特別委員会

自由民主党17人、立憲民主・社民6人、公明党4人、日本維新の会・教育無償化を実現する会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各2人、れいわ新選組及びNHKから国民を守る党各1人 計35人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党7人、立憲民主・社民3人、公明党2人、日本維新の会・教育無償化を実現する会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、情報監視審査会委員の補欠選任について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年1月30日(火) (第2回)

一、本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 2月1日及び2日

ロ、時 間 自由民主党60分、立憲民主・社民45分、公明党30分、日本維新の会・教育無償化を実現する会25分、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各20分、れいわ新選組10分

ハ、人 数 自由民主党及び立憲民主・社民各2人、公明党、日本維新の会・教育無償化を実現する会、国民民主党・新緑風会、日本共産党及びれいわ新選組各1人

ニ、順 序 1 立憲民主・社民 2 自由民主党 3 公明党 4 日本維新の会・教育無償化を実現する会 5 国民民主党・新緑風会 6 日本共産党 7 立憲民主・社民 8 自由民主党 9 れいわ新選組

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年2月1日(木) (第3回)

一、議員故室井邦彦君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年2月2日(金) (第4回)

一、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選任について決定した。

一、清友会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年2月21日(水) (第5回)

一、次の件について森屋内閣官房副長官、古賀内閣府副大臣、工藤内閣府副大臣、渡辺総務副大臣、門山法務副大臣、瀧地厚生労働副大臣、上月経済産業副大臣、國場国土交通副大臣及び滝沢環境副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、国家公務員倫理審査会会長及び同委員の任命同意に関する件

ロ、総合科学技術・イノベーション会議議員の任命同意に関する件

ハ、再就職等監視委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ニ、公正取引委員会委員の任命同意に関する件

ホ、行政不服審査会委員の任命同意に関する件

ヘ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

ト、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

チ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

リ、公安審査委員会委員の任命同意に関する件

ヌ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ル、中央社会保険医療協議会公益委員の任命同意に関する件

ヲ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

ワ、調達価格等算定委員会委員の任命同意に関する件

カ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

コ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、裁判官訴追委員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員予備委員及び国土審議会委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年3月8日(金) (第6回)

一、所得税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会・教育無償化を実現する会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年3月13日(水) (第7回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、本会議における令和6年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民15分、日本維新の会・教育無償化を実現する会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、人事官の任命同意に関する件について参考人人事官候補者・元内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長土生栄二君から所信を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

勝部賢志君（立憲）、柴田巧君（維教）、浜野喜史君（民主）、岩渕友君（共産）、清水真人君（自民）、窪田哲也君（公明）、吉川沙織君（立憲）

○令和6年3月28日(木) (第8回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、次の件について森屋内閣官房副長官、工藤内閣府副大臣、馬場総務副大臣、濱地厚生労働副大臣、國場国土交通副大臣及び滝沢環境副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、人事官の任命同意に関する件

ロ、国家公務員倫理審査会委員の任命同意に関する件

ハ、食品安全委員会委員の任命同意に関する件

ニ、衆議院議員選挙区画定審議会委員の任命同意に関する件

ホ、国地方係争処理委員会委員の任命同意に関する件

ヘ、公害等調整委員会委員の任命同意に関する件

ト、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

チ、中央社会保険医療協議会公益委員の任命同意に関する件

リ、中央労働委員会公益委員の任命同意に関する件

ヌ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

ル、原子力規制委員会委員の任命同意に関する件

一、元本院副議長故角田義一君に対し、院議をもって弔詞をささげること決定した。

一、国立国会図書館職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。

一、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年3月29日(金) (第9回)

- 一、国立国会図書館長吉永元信君の辞任を承認することに決定した。
- 一、国立国会図書館長に倉田敬子君を任命することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年4月5日(金) (第10回)

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年4月12日(金) (第11回)

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会の設置の目的を「政治改革に関する調査のため」と改め、その名称を「政治改革に関する特別委員会」と改めることに決定した。
- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年4月17日(水) (第12回)

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、元議員故真鍋賢二君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。
- 一、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民15分、日本維新の会・教育無償化を実現する会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年4月19日(金) (第13回)

- 一、民法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
- イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会・教育無償化を実現する会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本会議における内閣総理大臣の米国公式訪問に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会・教育無償化を実現する会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年4月24日(水) (第14回)

- 一、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
- イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会・教育無償化を実現する会、国民民主党・新緑風

会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年4月26日(金) (第15回)

一、渡邊紗耶香君の議員辞職を許可することに決定した。

一、食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会・教育無償化を実現する会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年5月8日(水) (第16回)

一、防衛省設置法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会・教育無償化を実現する会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年5月10日(金) (第17回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会・教育無償化を実現する会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年5月15日(水) (第18回)

一、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会・教育無償化を実現する会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年5月17日(金) (第19回)

一、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取

することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会・教育無償化を実現する会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年5月22日(水) (第20回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年5月24日(金) (第21回)

一、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案及び出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民15分、日本維新の会・教育無償化を実現する会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年5月29日(水) (第22回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、グローバル戦闘航空プログラム（G C A P）政府間機関の設立に関する条約の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会・教育無償化を実現する会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年5月31日(金) (第23回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年6月5日(水) (第24回)

一、地方自治法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会・教育無償化を実現する会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本会議において行政監視委員会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年6月7日(金) (第25回)

一、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領によ

り質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会・教育無償化を実現する会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本会議において外交・安全保障に関する調査会、国民生活・経済及び地方に関する調査会及び資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年6月12日(水) (第26回)

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年6月14日(金) (第27回)

一、ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議案(浅尾慶一郎君外9名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本会議において情報監視審査会の報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年6月19日(水) (第28回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和6年6月20日(木) (第29回)

○内閣総理大臣岸田文雄君問責決議案(東徹君外2名発議)の委員会審査省略要求の件についてこれを否決した。

○令和6年6月21日(金) (第30回)

一、裁判官訴追委員の選任について決定した。

一、本会議における令和5年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告についての総務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会・教育無償化を実現する会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

■ 庶務関係小委員会

○令和6年1月25日(木) (第212回国会閉会後第1回)

○参議院の令和6年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

■ 図書館運営小委員会

○令和6年1月25日(木) (第212回国会閉会後第1回)

○国立国会図書館の令和6年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	松沢	成文（維教）	関口	昌一（自民）	舟山	康江（民主）
	石井	準一（自民）	福岡	資麿（自民）	井上	哲士（共産）
	岡田	直樹（自民）	水岡	俊一（立憲）		
	山東	昭子（自民）	山本	香苗（公明）		（会期終了日 現在）

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	竹内	真二（公明）	梶原	大介（自民）	森本	真治（立憲）
理事	岩本	剛人（自民）	古庄	玄知（自民）	嘉田	由紀子（維教）
理事	加藤	明良（自民）	藤木	眞也（自民）	松野	明美（維教）
理事	羽田	次郎（立憲）	堀井	巖（自民）	芳賀	道也（民主）
理事	宮崎	勝（公明）	宮崎	雅夫（自民）	仁比	聡平（共産）
	阿達	雅志（自民）	宮本	周司（自民）	大島	九州男（れ新）
	加田	裕之（自民）	杉尾	秀哉（立憲）		（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第213回国会において本特別委員会に付託された法律案はなかった。
また、本特別委員会付託の請願２種類34件は、いずれも保留とした。

〔国政調査〕

２月16日、令和６年能登半島地震に係る被害状況等について、松村内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取した後、質疑を行い、国・石川県が一体となった被災地支援の実践に当たっての防災担当大臣の決意、能登半島地震の被災地におけるボランティアの活動実態及び受入体制整備の必要性、仮設住宅の着工戸数の更なる増加に向けての防災担当大臣の見解、二次避難所における生活環境の改善状況、被災地における福祉避難所の開設状況、県外避難者の心のケアや避難元の地方公共団体による情報提供の取組の必要性、地震により液状化が予想される地域における防災・減災対策の必要性、半島など交通が寸断されるおそれのある地域における防災対策推進の必要性、大阪・関西万博における創造的復興の発信の意義、水循環社会の形成に対する防災担当大臣の見解、大規模災害時の医薬品の安定供給に係る新たな立法措置の必要性、被災地における電力の復旧状況、輪島塗の職住一体の特性に合った仮設工房の整備等に係る柔軟な対応の必要性、災害救助費を始めとする被災者支援の拡大の必要性などの諸問題が取り上げられた。

４月３日、災害対策の基本施策について松村国務大臣から所信を、また、令和６年度防災関係予算について内閣府副大臣から説明を聴取した。

４月５日、災害対策の基本施策について質疑を行い、厳しい財政状況にある小規模地方公共団体の上下水道の災害復旧を積極的に支援する必要性、国土強靱化実施中期計画の策定に向けた見通し及び同計画関係予算の十分な確保の必要性、米国連邦緊急事態管理庁（FEMA）のような常設の災害対応組織の創設に対する防災担当大臣の所見、災害に即応可能な常設の実働支援部隊の創設に対する防災担当大臣の見解、地域で防災等の専門知識を有する者を養成する必要性及びその支援の在り方、ジェンダー等の視点を踏まえた避難所運営の取組状況、事前防災・減災対策の更なる推進の重要性に対する国土強靱化担当大臣の認識、災害対応に有効な機器等の事前の備えの在り方及びその導入支援の推進、液状化

対策に係る過去の取組の知見・専門的助言等を被災地方公共団体に提供する必要性、土地利用規制等への活用可能性の観点から見た液状化ハザードマップの精度の現状、能登半島地震で液状化被害を受けた地域への支援に向けた防災担当大臣の決意、被災したＪＲ米坂線の復旧に向け国による一層の支援を検討する必要性、能登半島地震からの復興のグランドデザインを示す必要性に対する防災担当大臣の見解、なりわい再建支援補助金による取得施設等の処分制限の柔軟な運用及びその周知の在り方、被災前の生活やコミュニティ等を考慮した住宅確保の重要性に対する防災担当大臣の認識、被災者生活再建支援金を一律に増額する必要性に対する防災担当大臣の見解、発災後72時間に焦点を当てて能登半島地震への政府の対応を検証する必要性などの諸問題が取り上げられた。

4月15日、令和6年能登半島地震による被害状況等の実情調査のため、石川県に委員派遣を行った。

4月26日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

同日、質疑を行い、本年6月をめどに創設される能登半島地震の復興基金の目的及び必要性、能登半島地震からの石川県創造的復興プラン（仮称）策定に対する支援の内容、能登半島地震で被災した港湾及び海岸の本格復旧についての国の方針、人口減少に直面する奥能登の被災地を含めた上下水道の復旧、耐震化への支援の在り方、世界農業遺産「能登の里山里海」でもある被災地の農業・漁業の再建に向けた意気込み、災害支援に携わるボランティアの育成や民間団体の活動を支援する必要性、災害リハビリテーションに取り組む民間団体の地域防災計画等への位置付けの重要性、大規模盛土造成マップと能登半島地震における被害箇所との整合性、津波救命艇の普及状況とその普及に向けた国の支援の必要性、個別避難計画の記載内容の不備や情報共有の不足に関する今後の対策等の必要性、ヘリコプターによる夜間消火活動能力の整備の必要性、災害対策基本法を改正して災害時における官民連携の強化を図ることの必要性、災害廃棄物の処理に係る被災者の負担軽減に向けた地方公共団体の取組への補助、能登半島地震の倒壊家屋の公費解体に取り組む地方公共団体への支援の必要性、能登半島地震発災直後の救助要請に対する国等の対応の実態、防災分野におけるヘリコプター関係の人材育成と今後の体制づくりの必要性などの諸問題が取り上げられた。

6月7日、質疑を行い、災害時のボランティア活動に対し国費により支援を行う必要性、南海トラフ地震臨時情報等の周知啓発に向けた政府の方策、能登半島地震の被災地方公共団体に派遣される長期の応援職員を確保する必要性、被災地において家屋等の公費解体を加速させる必要性、被災地の復旧・復興を着実に進めるために補正予算を編成する必要性、上下水道耐震化等に係るＫＰＩの設定の必要性に対する国土強靱化担当大臣の見解、防災分野において地方自治法改正案に基づく指示について想定される内容、避難所における個人の尊厳や良好な生活環境の確保に向けた防災担当大臣の決意、基礎自治体におけるトイレトレーラー設置のための予算確保に対する防災担当大臣の見解、液状化ハザードマップ等と実際の被害状況を比較分析し精度の向上を図る必要性、災害関連死や孤独死を防ぐことに資する地域住民の交流の場を確保する必要性、高所作業や重機作業などを行う技術系ＮＰＯ法人を支援する仕組みを設ける必要性、能登半島地震からの復旧・復興の加速化に向けた防災担当大臣の決意、被災地における職権滅失登記等を円滑に実施するための体

制整備に向けた法務省の取組、能登半島地震における家屋等の公費解体に特化した立法措置の必要性、被災地方公共団体における水道の宅内配管の早期復旧に向けた国の財政支援の必要性などの諸問題が取り上げられた。

6月19日、質疑を行い、能登半島地震被災地の水害対策等を着実に進める必要性、石川県創造的復興プラン（仮称）案のインフラの強靱化に係る取組に対する支援の方向性、被災者生活再建支援金の引上げ又は地域福祉推進支援臨時特例給付金の対象拡大の必要性、仮設住宅入居者の見守りの強化及び健康面のケアの取組方針、能登半島地震被災地の稲作・畜産農家の現状及び漁業の復旧状況、宅内配管が未復旧のため水道を使用できない家屋の数の把握に向けた調査の進捗状況、災害中間支援組織が未設置の都道府県に同組織の発足を促すための方策に関する考え方、被災地方公共団体で公費解体に関する事務を行う応援職員の不足に対する認識及び今後の対応、能登半島地震被災地における災害公営住宅の整備に伴う被災地方公共団体の財政負担の軽減策、公費解体の促進のため住民・地方公共団体の訴訟リスクを国が負う仕組みを整備する必要性、住民・地方公共団体の訴訟リスクの存在が公費解体の申請の遅れの一因であるという認識の有無などの諸問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

○令和6年1月26日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和6年2月16日（金）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和6年能登半島地震に係る被害状況等に関する件について松村内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。
- 令和6年能登半島地震の被災地の復旧状況等に関する件、二次避難所の在り方に関する件、液状化による被害及び対応に関する件、交通寸断のおそれのある地域における防災対策に関する件、大阪・関西万博における創造的復興の発信に関する件、大規模災害時の医薬品の安定供給に関する件、伝統的工芸品産業の再建支援の在り方に関する件、災害救助費を始めとする被災者支援の拡大に関する件等について松村内閣府特命担当大臣、上月経済産業副大臣、三浦厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮本周司君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、宮崎勝君（公明）、嘉田由紀子君（維教）、芳賀道也君（民主）、井上哲士君（共産）、山本太郎君（れ新）

○令和6年4月3日（水）（第3回）

- 災害対策の基本施策に関する件について松村国務大臣から所信を聴いた。
- 令和6年度防災関係予算に関する件について古賀内閣府副大臣から説明を聴いた。
- 令和6年能登半島地震による被害状況等の実情調査のため委員派遣を行うことを決定した。

○令和6年4月5日（金）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 災害対策の基本施策に関する件について松村国務大臣、古賀内閣府副大臣、上月経済産業副大臣、石橋国土交通大臣政務官、こやり国土交通大臣政務官、三宅防衛大臣政務官及び政府参考人に対し

質疑を行った。

〔質疑者〕

岩本剛人君（自民）、熊谷裕人君（立憲）、宮崎勝君（公明）、嘉田由紀子君（維教）、芳賀道也君（民主）、仁比聡平君（共産）、大島九州男君（れ新）

○令和6年4月26日（金）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○令和6年能登半島地震からの石川県創造的復興プラン（仮称）の策定支援に関する件、令和6年能登半島地震で被災したインフラ等の復旧の在り方に関する件、災害時のリハビリテーション支援の重要性に関する件、個別避難計画の策定促進に関する件、災害時における官民連携の強化に関する件、令和6年能登半島地震で倒壊した家屋の公費解体に対する国の支援の在り方に関する件、令和6年能登半島地震への国の初動対応に関する件等について松村内閣府特命担当大臣、岩田経済産業副大臣、馬場総務副大臣、八木環境副大臣、平沼内閣府大臣政務官、こやり国土交通大臣政務官、高橋農林水産大臣政務官、尾崎国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加藤明良君（自民）、羽田次郎君（立憲）、宮崎勝君（公明）、松野明美君（維教）、芳賀道也君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

○令和6年6月7日（金）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年能登半島地震の被災地におけるボランティア活動への支援に関する件、被災地の復旧・復興に従事する地方公共団体職員の確保に関する件、被災家屋の公費解体の促進に関する件、上下水道の耐震化に関する件、地震による土地の液状化の予防対策に関する件、被災した住民の交流の場の確保に関する件、令和6年能登半島地震からの復旧・復興の加速化に関する件等について松村国務大臣、門山法務副大臣、馬場総務副大臣、国定環境大臣政務官、進藤財務大臣政務官、塩崎厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、宮崎勝君（公明）、嘉田由紀子君（維教）、芳賀道也君（民主）、仁比聡平君（共産）、山本太郎君（れ新）

○令和6年6月19日（水）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○出水期における防災対策に関する件、令和6年能登半島地震による災害関連死の防止に向けた取組に関する件、災害対応における官民連携体制の整備に関する件、被災地の復旧・復興に従事する地方公共団体職員の確保に関する件、被災家屋の公費解体の促進に関する件等について松村内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

羽田次郎君（立憲）、松野明美君（維教）、芳賀道也君（民主）、仁比聡平君（共産）、山本太郎君（れ新）

○令和6年6月21日（金）（第8回）

○請願第294号外33件を審査した。

○災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和6年4月15日(月)

○令和6年能登半島地震による被害状況等の実情調査

〔派遣地〕

石川県

〔派遣委員〕

竹内真二君（公明）、岩本剛人君（自民）、加藤明良君（自民）、羽田次郎君（立憲）、宮崎勝君（公明）、松野明美君（維教）、芳賀道也君（民主）、井上哲士君（共産）

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	藤川	政人（自民）	大家	敏志（自民）	水野	素子（立憲）
理事	青木	一彦（自民）	高橋	克法（自民）	秋野	公造（公明）
理事	今井	絵理子（自民）	高橋	はるみ（自民）	河野	義博（公明）
理事	臼井	正一（自民）	中西	祐介（自民）	安江	伸夫（公明）
理事	若林	洋平（自民）	本田	顕子（自民）	猪瀬	直樹（維教）
理事	田島	麻衣子（立憲）	松山	政司（自民）	音喜多	駿（維教）
理事	窪田	哲也（公明）	三原	じゅん子（自民）	浜口	誠（民主）
理事	清水	貴之（維教）	三宅	伸吾（自民）	舟山	康江（民主）
	青山	繁晴（自民）	勝部	賢志（立憲）	紙	智子（共産）
	朝日	健太郎（自民）	古賀	之士（立憲）	高良	鉄美（沖縄）
	井上	義行（自民）	塩村	あやか（立憲）	浜田	聡（N党）
	江島	潔（自民）	徳永	エリ（立憲）		（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第213回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

３月15日、政府開発援助等の基本方針に関する件について、上川外務大臣から所信を聴いた。また、沖縄及び北方問題に関する基本施策に関する件について、自見内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）及び上川外務大臣から所信を聴いた。

３月21日、予算委員会から委嘱された令和６年度政府開発援助関係経費、内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫の予算について審査を行い、ODAに対する国民の理解を得るための今後の政府の行動、北方墓参の再開に向けた日露交渉が停滞している現状を踏まえた具体的な取組の必要性、沖縄の子供の貧困に関する現状認識とその解消に向けた大臣の決意、民間資金を活用した戦略的ODAを推進するに当たっての大臣のリーダーシップの必要性、日本の食料援助の規模や貢献の在り方、米軍基地に起因するPFASの除去費用を水道料金値上げにより県民が負担することの妥当性、難民認定申請者保護事業において年度途中に予算措置が必要となった場合に対応する必要性、離島振興を図るために離島税制における優遇措置を大胆に拡張する必要性等について質疑を行った。

４月12日、参議院政府開発援助調査に関する件について、令和５年度政府開発援助調査派遣団の参加議員からの意見表明を踏まえ、長年にわたるODA等の活動を通じた途上国における日本に対する印象、為替の動向の影響が広がる中で日本で働きたいという外国人の思いと人材育成のバランスの在り方、バングラデシュ経済特区の今後の展望、ロヒンギャ難民のキャンプを視察した際に感じたこと及び同難民に対する今後の支援の在り方、

スリランカへの円借款再開に関する政府の方針、女性の JICA 海外協力隊員が安心して活動できる生活環境の確保等に向けた取組の必要性、今回の派遣において現地の日本人との対話で印象に残ったこと、分かりやすい成果指標による ODA の評価の必要性等について意見交換を行った。

5月24日、政府開発援助等の基本方針に関する件及び沖縄及び北方問題に関しての基本施策に関する件について調査を行い、北方四島周辺水域安全操業交渉の再開に向けた政府の対応と方向性、「女性の活躍推進のための開発戦略」の中核に女性・平和・安全保障(WPS)を位置付けるべきとの考えに対する大臣の所見、ODAにおける科学技術の活用として例示されている宇宙開発に係る協力の在り方、「国立こどもまんなかウェルビーイングセンターin沖縄(仮称)」の設立を目指す議連設立に関する大臣の見解、開発協力大綱の改定と国家安全保障戦略や平和安全法制との具体的な関連、日本のODAにおけるオファー型協力の必要性及び今後の位置付け、北方領土隣接地域振興等基金に対する財政措置の必要性、米軍の北部訓練場における訓練へのオランダ海兵隊員参加に関する事前把握の有無、沖縄県庁の地下駐車場からのPFOS流出の公表が遅れたことに対する大臣の見解等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和6年1月26日(金) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和6年3月15日(金) (第2回)

- 政府開発援助等の基本方針に関する件について上川外務大臣から所信を聴いた。
- 沖縄及び北方問題に関しての基本施策に関する件について自見内閣府特命担当大臣及び上川外務大臣から所信を聴いた。

○令和6年3月21日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年度一般会計予算(衆議院送付)

令和6年度特別会計予算(衆議院送付)

令和6年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(政府開発援助関係経費、内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費)、北方対策本部、沖縄総合事務局)及び沖縄振興開発金融公庫)について上川外務大臣及び自見内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、上川外務大臣、自見内閣府特命担当大臣、柘植外務副大臣、鈴木農林水産副大臣、滝沢環境副大臣、三宅防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

青山繁晴君(自民)、勝部賢志君(立憲)、窪田哲也君(公明)、音喜多駿君(維教)、舟山康江君(民主)、紙智子君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、浜田聡君(N党)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和6年4月12日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 参議院政府開発援助調査に関する件について意見の交換を行った。

○令和6年5月24日(金) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府開発援助等の基本方針に関する件及び沖縄及び北方問題に関する基本施策に関する件について上川外務大臣、自見内閣府特命担当大臣、矢倉財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高橋はるみ君（自民）、田島麻衣子君（立憲）、水野素子君（立憲）、秋野公造君（公明）、猪瀬直樹君（維教）、浜口誠君（民主）、紙智子君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、浜田聡君（N党）

○令和6年6月21日(金) (第6回)

- 政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

政治改革に関する特別委員会

(6. 4. 12 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を目的及び名称変更)

委員一覧 (35名)

委員長	豊田	俊郎 (自民)	加藤	明良 (自民)	森屋	隆 (立憲)
理事	石井	浩郎 (自民)	神谷	政幸 (自民)	里見	隆治 (公明)
理事	佐藤	正久 (自民)	清水	真人 (自民)	矢倉	克夫 (公明)
理事	藤井	一博 (自民)	白坂	亜紀 (自民)	山本	博司 (公明)
理事	牧野	たかお (自民)	鶴保	庸介 (自民)	梅村	聡 (維教)
理事	小沼	巧 (立憲)	友納	理緒 (自民)	藤巻	健史 (維教)
理事	谷合	正明 (公明)	宮崎	雅夫 (自民)	浜野	喜史 (民主)
理事	高木	かおり (維教)	山下	雄平 (自民)	井上	哲士 (共産)
	青木	一彦 (自民)	青木	愛 (立憲)	山下	芳生 (共産)
	赤松	健 (自民)	熊谷	裕人 (立憲)	船後	靖彦 (れ新)
	岩本	剛人 (自民)	小西	洋之 (立憲)	伊波	洋一 (沖縄)
	臼井	正一 (自民)	宮口	治子 (立憲)		(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第213回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、本院議員提出3件及び衆議院提出1件の合計4件であり、このうち衆議院提出1件を可決した。

また、本特別委員会付託の請願3種類91件は、いずれも保留とした。

なお、「政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会」は、令和6年4月12日の本会議において、設置目的が「政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため」から「政治改革に関する調査のため」に、名称が「政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会」から「政治改革に関する特別委員会」にそれぞれ変更された。

〔法律案の審査〕

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第13号）は、最近における政治資金をめぐる状況に鑑み、政治団体の収支報告の適正の確保及び透明性の向上により政治に対する国民の信頼の回復を図るため、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化、収支報告書の不記載及び虚偽記入に係る収入等の国庫納付制度の導入、政治資金監査の強化、政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準の引下げ、いわゆる政策活動費の使途の明細の公開の導入、政党交付金の交付停止等の制度の創設、政治資金に関する独立性が確保された機関の設置等の措置を講じようとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第1号）は、議会制民主主義の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体

及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止、政治活動に関する寄附の量的制限の強化、収支報告書の要旨の公表の期限の短縮等の措置を講ずるとともに、政治団体の代表者に政治団体に対する監督義務を課し、あわせて、政治資金規正法違反について罰則を強化しようとするものである。

政党助成法を廃止する法律案（参第2号）は、政党の政治資金は主として国民が拠出する浄財によって賄われるべきものであることに鑑み、国が政党に対する助成を行う制度を廃止しようとするものである。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案（参第11号）は、最近における政治資金をめぐる状況に鑑み、政治団体の収支報告の適正の確保及び透明性の向上により政治に対する国民の信頼の回復を図るため、収支報告書の不記載、虚偽記入等に関する政治団体の代表者に対する罰則の強化、政治資金監査の対象となる政治団体及び事項の拡大、収支報告書のデジタル化の一層の推進、政党から公職の候補者に対してされる寄附の禁止及び渡切りの方法による支出の禁止、政策研究団体による政治資金パーティーの開催の禁止、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準の引下げ、外国人等からの政治資金パーティーの対価の收受の禁止、政治資金パーティーの対価の支払方法の制限等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、衆第13号、参第1号、参第2号及び参第11号の4法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、政治資金規正法違反事件の真相究明と政治家の責任の在り方、政策活動費の是非と公開の範囲や時期についての具体的な考え方、政治資金に関する独立性が確保された第三者機関の必要性とその役割、企業・団体献金の是非と政治資金パーティーの適正な実施についての考え方、検索機能等を備えた収支報告書のデータベース化の必要性等について、岸田内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行った。

衆第13号について、質疑終局後、日本維新の会・教育無償化を実現する会より、修正案が提出された。討論の後、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。参第1号、参第2号及び参第11号は審査未了となった。

〔国政調査〕

5月10日、政治資金規正法改正に関する考え方について委員相互間において意見の交換が行われ、自由民主党の政治刷新本部による「中間とりまとめ」の経緯と政治資金規正法の遵守に向けた党ガバナンス改革等の取組、政治改革実現のため立憲民主党が4月に取りまとめた政治資金制度の見直し案の全体像、公明党が1月に策定した「政治改革ビジョン」と4月に取りまとめた政治資金規正法改正案の考え方、企業・団体による献金廃止と政治資金パーティー券購入の制限、収支報告書の虚偽記載等に対する政治家の責任についての見解、調査研究広報滞在費の使途公開と残余额の返還、政治資金に関する調査・提言を行う第三者機関創設の提案、自分が支持していない政党に交付され、思想・心情の自由や政党支持の自由を脅かす政党助成制度の廃止、政治資金規正法改正にとどまらず、選挙における供託金制度の見直し、野党に対する政党交付金の手厚い配分等の改革の提示、自由民主党における「裏金疑惑」の解明、連座制の導入、企業・団体献金の廃止、政治資金収支報

告書のデジタル化等の必要性等について、見解が述べられた。

(2) 委員会経過

○令和6年1月26日(金) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和6年5月10日(金) (第2回)

- 政治資金規正法改正に関する考え方について意見の交換を行った。

○令和6年6月7日(金) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第13号)(衆議院提出)について発議者・修正案提出者衆議院議員鈴木馨祐君から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴き、
政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第1号)
政党助成法を廃止する法律案(参第2号)
以上両案について発議者参議院議員井上哲士君から趣旨説明を聴き、
政治資金規正法等の一部を改正する法律案(参第11号)について発議者参議院議員竹詰仁君から趣旨説明を聴いた。

○令和6年6月10日(月) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第13号)(衆議院提出)
政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第1号)
政党助成法を廃止する法律案(参第2号)
政治資金規正法等の一部を改正する法律案(参第11号)
以上4案について発議者参議院議員浜口誠君、同井上哲士君、同竹詰仁君、発議者・修正案提出者衆議院議員鈴木馨祐君、同小倉将信君、同本田太郎君、同勝目康君、同藤井比早之君及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

牧野たかお君(自民)、熊谷裕人君(立憲)、里見隆治君(公明)、音喜多駿君(維教)、浜野喜史君(民主)、山下芳生君(共産)、木村英子君(れ新)、伊波洋一君(沖縄)

また、4案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年6月11日(火) (第5回)

- 政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第13号)(衆議院提出)
政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第1号)
政党助成法を廃止する法律案(参第2号)
政治資金規正法等の一部を改正する法律案(参第11号)
以上4案について発議者・修正案提出者衆議院議員藤井比早之君、同本田太郎君、同鈴木馨祐君、同小倉将信君、同勝目康君及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山下雄平君(自民)、小西洋之君(立憲)、杉久武君(公明)

○令和6年6月12日(水) (第6回)

- 政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第13号)(衆議院提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第1号）

政党助成法を廃止する法律案（参第2号）

政治資金規正法等の一部を改正する法律案（参第11号）

以上4案について発議者参議院議員竹詰仁君、発議者・修正案提出者衆議院議員鈴木馨祐君、同藤井比早之君、同勝目康君、同本田太郎君、同小倉將信君及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

東徹君（維教）、浜野喜史君（民主）、井上哲士君（共産）、天畠大輔君（れ新）、伊波洋一君（沖縄）

○令和6年6月14日（金）（第7回）

○政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第13号）（衆議院提出）

政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第1号）

政党助成法を廃止する法律案（参第2号）

政治資金規正法等の一部を改正する法律案（参第11号）

以上4案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

政策研究大学院大学教授 飯尾潤君

駒澤大学名誉教授 大山礼子君

日本大学危機管理学部教授 西田亮介君

中央大学法学部教授 中北浩爾君

〔質疑者〕

藤井一博君（自民）、森屋隆君（立憲）、山本博司君（公明）、梅村聡君（維教）、浜野喜史君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）、伊波洋一君（沖縄）

○令和6年6月17日（月）（第8回）

○政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第13号）（衆議院提出）

政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第1号）

政党助成法を廃止する法律案（参第2号）

政治資金規正法等の一部を改正する法律案（参第11号）

以上4案について発議者参議院議員竹詰仁君、同浜口誠君、同井上哲士君、発議者・修正案提出者衆議院議員鈴木馨祐君、同藤井比早之君、同勝目康君、同小倉將信君及び同本田太郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、宮口治子君（立憲）、里見隆治君（公明）、音喜多駿君（維教）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、舩後靖彦君（れ新）、伊波洋一君（沖縄）

○令和6年6月18日（火）（第9回）

○政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第13号）（衆議院提出）

政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第1号）

政党助成法を廃止する法律案（参第2号）

政治資金規正法等の一部を改正する法律案（参第11号）

以上4案について発議者参議院議員浜口誠君、同竹詰仁君、発議者・修正案提出者衆議院議員鈴木馨祐君、岸田内閣総理大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第13号）（衆議院提出）について討論の後、可決した。

〔質疑者〕

小沼巧君（立憲）、谷合正明君（公明）、音喜多駿君（維教）、浜野喜史君（民主）、井上哲士君（共産）、天畠大輔君（れ新）、伊波洋一君（沖縄）

（衆第13号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維教、民主、共産、れ新、沖縄

なお、附帯決議を行った。

○令和6年6月21日（金）（第10回）

○請願第354号外90件を審査した。

○政治改革に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	松下 新平（自民）	北村 経夫（自民）	新妻 秀規（公明）
理事	清水 真人（自民）	小林 一大（自民）	中条 きよし（維教）
理事	吉井 章（自民）	永井 学（自民）	柳ヶ瀬 裕文（維教）
理事	打越 さく良（立憲）	山田 宏（自民）	川合 孝典（民主）
理事	石川 博崇（公明）	山谷 えり子（自民）	井上 哲士（共産）
	赤池 誠章（自民）	川田 龍平（立憲）	舩後 靖彦（れ新）
	衛藤 晟一（自民）	三上 えり（立憲）	（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第213回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

３月15日、北朝鮮をめぐる最近の状況について上川外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について林国務大臣からそれぞれ説明を聴いた。

４月26日、日朝交渉、拉致被害者の認定、拉致問題解決に向けた国際的連携、拉致問題の啓発・広報、北朝鮮向けラジオ放送等について質疑を行った。

６月７日、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立について、参考人として、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会事務局次長横田哲也君、特定失踪者家族会事務局長・特定失踪者古川了子氏の姉竹下珠路君及び南山大学総合政策学部教授平岩俊司君を招致し、意見を聴いた後、質疑を行った。

（２）委員会経過

○令和６年１月26日（金）（第１回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和６年３月15日（金）（第２回）

- 北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件について上川外務大臣から説明を聴き、拉致問題に関する件について林国務大臣から説明を聴いた。

○令和６年４月26日（金）（第３回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日朝交渉に関する件、拉致被害者の認定に関する件、拉致問題解決に向けた国際的連携に関する件、拉致問題の啓発・広報に関する件、北朝鮮向けラジオ放送に関する件等について林国務大臣、上川外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三上えり君（立憲）、石川博崇君（公明）、中条きよし君（維教）、川合孝典君（民主）、井上哲士君（共産）、舩後靖彦君（れ新）、小林一大君（自民）

○令和6年6月7日(金) (第4回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

北朝鮮による拉致被害者家族連絡会事務局次長 横田哲也君
特定失踪者家族会事務局長
特定失踪者古川了子氏の姉 竹下珠路君
南山大学総合政策学部教授 平岩俊司君

〔質疑者〕

井上哲士君（共産）、永井学君（自民）、打越さく良君（立憲）、新妻秀規君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維教）、川合孝典君（民主）、船後靖彦君（れ新）

○令和6年6月21日(金) (第5回)

- 北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	古川	俊治（自民）	進藤	金日子（自民）	上田	勇（公明）
理事	磯崎	仁彦（自民）	鶴保	庸介（自民）	山本	香苗（公明）
理事	山本	佐知子（自民）	友納	理緒（自民）	東	徹（維教）
理事	岸	真紀子（立憲）	長谷川	英晴（自民）	片山	大介（維教）
理事	杉	久武（公明）	山本	啓介（自民）	伊藤	孝恵（民主）
	越智	俊之（自民）	高木	真理（立憲）	伊藤	岳（共産）
	太田	房江（自民）	福島	みずほ（立憲）		（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第213回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出３件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願６種類180件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地域再生法の一部を改正する法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域住宅団地再生事業計画について、記載事項の見直し及びこれに伴う関係法律の規定による許可等の特例の拡充、地域再生推進法人による提案制度の創設等の措置を講ずるとともに、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る施設の整備に関する助成についての地方債の特例の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、これまでの再生事業の評価、住民参加を含む官民共創による再生の在り方、地方拠点強化税制の対象拡大による効果、民間事業者の施設整備に関する地方債起債の影響等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、データの品質の確保に関する規定の整備、法人に係る事項の変更が登記された場合に他の法令の規定により義務付けられている当該変更に係る届出を省略する仕組みの創設、公的基礎情報データベースの整備等の推進に関する規定の整備、移動端末設備を用いて個人番号カードを代替するための仕組みの創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、公的基礎情報データベースの整備の在り方、マイナンバーカードの機能の移動端末設備への搭載の推進、マイナンバーカードの偽造対策、行政手続のオンライン化の推進等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、地方分権改革の意義と提案募集方式の課題、行政手続に係るデジタル化の進め方、里帰り出産等母子保健における課題と対応、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格の在り方等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

3月18日、地方創生及びデジタル社会の形成等の基本施策に関する件について自見内閣府特命担当大臣及び河野国務大臣から所信を聴取した。

3月21日、予算委員会から委嘱された令和6年度内閣（デジタル田園都市国家構想関係経費、デジタル行財政改革関係経費）、内閣府（内閣本府（地方創生関係経費）、地方創生推進事務局）及びデジタル庁予算の審査を行い、離島等の過疎地における医療格差の解消に対する自見大臣の認識、GIGAスクール構想の意義と重要性、広報活動や居住地確保等による国の就農支援の必要性、令和6年能登半島地震の状況を踏まえた原子力災害対策指針の見直しの必要性、香害及びマイクロカプセル規制についての政府の取組、地方自治法改正案において国の地方公共団体に対する指示権を発動する事態の具体的な内容、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する会計検査院の指摘と政府の対応状況、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用効果等の公表の意義、「Dig i田甲子園2023」の実施状況とこれにより得られた知見の全国展開、災害時における避難者支援業務のマイナンバーカードの活用法、災害時における有効活用に向けて日常生活でのマイナンバーカードの利活用を働きかける必要性、情報システムで用いられる漢字氏名表記の「外字」の標準化に係る政府の取組、令和6年能登半島地震の被災地の復旧・復興の在り方に対する自見大臣の認識、令和6年能登半島地震の被災地の早急な復旧のための財政支援を拡充する必要性、デジタル庁における官民の人材活用の在り方に係る河野大臣の認識、マイナ保険証とスマートフォンの一体化により医療機関等が新たに負担する費用についての厚生労働省の想定、被保険者の資格確認方法が多数あることによる医療機関の負担増に関する河野大臣の見解、マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援を利用率に応じた仕組みとすることの是非等の諸問題について質疑を行った。

4月3日、大臣の所信に対し、レセプト返戻業務の改善を始めとするマイナ保険証を用いたことによる業務スリム化の効果、地方公共団体におけるデジタル化を推進するためのデジタル庁の取組、アナログ規制の見直しと今後の社会像に対する河野大臣の認識、地方創生に向けた地域における人手不足対策及び経済人材の育成策、地域の中小・小規模事業者の実情を踏まえた行政手続等のデジタル化への対応、デジタルを活用した地域活性化・地方創生の促進についての今後の政府の取組、地方創生に関する10年にわたる取組の成果と評価、地方創生推進交付金について地方公共団体の自由度を高める必要性、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」における国への申請業務のデジタル化の進捗状況、戸籍証

明書の広域交付制度におけるシステムトラブルの状況と対応策、定額減税と併せて実施される調整給付に係る実務上の課題、地方創生の推進に当たって地方公共団体から事前に意見聴取を行う必要性、地方創生に資する取組の優良事例を全国的に広報周知する必要性、マイナンバー情報総点検を踏まえた対応とマイナンバーカード等による利便性向上のための取組、自治体情報システム標準化の意義と移行困難システムに対する国の支援策、「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」の推計結果に対する自見大臣及び河野大臣の評価、地方創生に係る抜本的な対策を検討する必要性、人口減少社会において行政サービスを維持するための行政DX及び機構・定員管理の在り方、有害なネット広告の規制強化に対する河野大臣の所見、持続可能な社会の形成に向けて民生委員に期待する今後の役割、子育て世代を中心とした関係人口の創出や二段階移住促進の取組に対する自見大臣の評価、デジタル行財政改革先行挑戦型（TYPES）創設の趣旨と執行段階における伴走型支援の内容、国と地方のデジタル化に関する連携や役割分担の在り方についての河野大臣の見解、「アプリによる配車とタクシー運賃の収受が可能な運送サービス」により運転手の仕事量や賃金に格差が生じるおそれについての河野大臣の認識等の諸問題について質疑を行った。

6月5日、地方自治法改正案における指示権と地方自治の本旨との関係、東京の少子化対策の推進と東京一極集中の是正との関係、円安によるガバメントクラウドの海外ベンダーに対する支払額への影響とそれに対する政府の対応、戸籍情報連携システムの障害の調査等のためにシステム運用を停止する必要性等の諸問題について質疑を行った。

6月12日、戸籍情報連携システムの運用開始に伴う障害発生・業務量増加等の課題、地方公共団体情報システム標準化の遅れに対する政府の対応、中央省庁のシステム改革及びデジタル化に関するBPRの進捗状況、地方創生の観点からの乗合バス運転手確保のための仕組みの必要性等の諸問題について質疑を行った。

（２）委員会経過

○令和6年1月26日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和6年3月18日（月）（第2回）

○地方創生及びデジタル社会の形成等の基本施策に関する件について自見内閣府特命担当大臣及び河野国務大臣から所信を聴いた。

○令和6年3月21日（木）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣所管（デジタル田園都市国家構想関係経費、デジタル行財政改革関係経費）、内閣府所管（内閣本府（地方創生関係経費）、地方創生推進事務局）及びデジタル庁所管）について自見内閣府特命担当大臣及び河野国務大臣から説明を聴いた後、河野国務大臣、自見内閣府特命担当大臣、濱地厚生労働副大臣、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

た。

〔質疑者〕

山本佐知子君（自民）、福島みずほ君（立憲）、杉久武君（公明）、片山大介君（維教）、伊藤孝恵君（民主）、伊藤岳君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和6年4月3日（水）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方創生及びデジタル社会の形成等の基本施策に関する件について河野国務大臣、自見内閣府特命担当大臣、船橋総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本啓介君（自民）、越智俊之君（自民）、高木真理君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、杉久武君（公明）、東徹君（維教）、伊藤孝恵君（民主）、伊藤岳君（共産）

○地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について自見内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年4月5日（金）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について自見内閣府特命担当大臣、堂故国土交通副大臣、本田文部科学大臣政務官、国定環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

友納理緒君（自民）、福島みずほ君（立憲）、杉久武君（公明）、東徹君（維教）、片山大介君（維教）、伊藤孝恵君（民主）、伊藤岳君（共産）

（閣法第29号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主

反対会派 共産

○令和6年5月24日（金）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について河野デジタル大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本啓介君（自民）、岸真紀子君（立憲）、上田勇君（公明）、片山大介君（維教）、伊藤孝恵君（民主）、伊藤岳君（共産）

○令和6年5月29日（水）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について河野デジタル大臣、濱地厚生労働副大臣、古賀内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

友納理緒君（自民）、高木真理君（立憲）、山本香苗君（公明）、東徹君（維教）、伊藤孝恵君

(民主)、伊藤岳君(共産)
(閣法第40号)
賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和6年5月31日(金)(第8回)

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○令和6年6月5日(水)(第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方自治法改正案における指示権に関する件、東京一極集中の是正と少子化対策に関する件、円安によるガバメントクラウドに係る支払額への影響に関する件、戸籍情報連携システムの障害への政府の対応に関する件等について自見内閣府特命担当大臣、河野デジタル大臣、濱地厚生労働副大臣、船橋総務大臣政務官、中野法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福島みずほ君(立憲)、東徹君(維教)、伊藤孝恵君(民主)、伊藤岳君(共産)

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第55号)(衆議院送付)について自見内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年6月7日(金)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第55号)(衆議院送付)について自見内閣府特命担当大臣、船橋総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

長谷川英晴君(自民)、高木真理君(立憲)、上田勇君(公明)、東徹君(維教)、伊藤孝恵君(民主)、伊藤岳君(共産)

(閣法第55号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主
反対会派 共産

○令和6年6月12日(水)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 戸籍情報連携システムの運用面の課題に関する件、地方公共団体情報システムの標準化に係る課題に関する件、デジタルを活用した中央省庁及び国会の働き方改革に関する件、地方創生の観点を踏まえた乗合バス事業維持の必要性に関する件等について河野国務大臣、自見内閣府特命担当大臣、こやり国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岸真紀子君(立憲)、片山大介君(維教)、伊藤孝恵君(民主)、伊藤岳君(共産)

○令和6年6月21日(金)(第12回)

- 請願第16号外179件を審査した。
- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関しての総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

消費者問題に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	石井	章（維教）	上野	通子（自民）	大椿	ゆうこ（立憲）
理事	神谷	政幸（自民）	古賀	友一郎（自民）	村田	享子（立憲）
理事	中田	宏（自民）	田中	昌史（自民）	塩田	博昭（公明）
理事	石川	大我（立憲）	比嘉	奈津美（自民）	松沢	成文（維教）
理事	伊藤	孝江（公明）	宮本	周司（自民）	田村	まみ（民主）
	赤松	健（自民）	山田	太郎（自民）	倉林	明子（共産）
	生稻	晃子（自民）	小沢	雅仁（立憲）		（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第213回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

3月19日、消費者行政の基本施策について自見内閣府特命担当大臣から所信を聴取した。

3月21日、予算委員会から委嘱された令和6年度内閣府（内閣本府（消費者委員会関係経費）、消費者庁）予算の審査を行い、脱毛エステにおける無償期間を含む契約の中途解約に係る課題、子供向け脱毛サービスの開始年齢に係る指針の必要性、脱毛エステに関するトラブル増加を踏まえた消費者庁の取組、不適切な表示により不利な条件で住居を借りた生活困窮者を保護する必要性、悪質な貧困ビジネスの被害に直面する生活困窮者の保護に向けた自見大臣の認識、省庁が連携して貧困ビジネスの実態を調査し消費者に注意喚起を行う必要性、いわゆる送り付け商法による被害の未然防止に向けた消費者庁の取組、宅配便を利用した悪質商法の抑止のため見守りネットワークの設置を促進する必要性、加熱式たばこに含まれる有害物質の成分表示の問題点、家電リサイクル券のオンライン化に向けた課題、消費生活相談の現場におけるカスタマーハラスメントに対する自見大臣の認識、消費生活相談員の安全と健康を確保する必要性、消費者のウェルビーイング向上への自見大臣の所見、消費者庁新未来創造戦略本部における役割と取組、消費者教育の一環における食育を推進するための取組、母乳代用品の使用前に医師等による相談指導等を受けることを求めている趣旨、WHOの「母乳代用品のマーケティングに関する国際規準」の国内対応、「送料無料」の表示を見直す必要性、地方消費者行政強化交付金の推進事業分を終了することに対する懸念、消費生活相談のDX化による消費生活相談員の業務負担増の懸念、消費生活相談員の安定的な雇用の必要性等の諸問題について質疑を行った。

4月12日、大臣の所信に対し、小林製菓の紅麹関連製品による健康被害の状況と政府による今後の対応、適正製造規範（GMP）ガイドラインに基づき機能性表示食品を製造することの必要性、紅麹を使用した製品に対する風評被害を防止する情報発信の必要性、有名人等のなりすまし広告の景品表示法等における違法性、なりすまし広告に対して消費者庁が立法措置を含めて対応する必要性、迷惑メール送信者を検挙するために消費者庁が捜

査当局と協力する必要性、小林製菓の紅麹関連製品による健康被害に対する自見大臣の認識、機能性表示食品等の健康食品のリスクに係る注意喚起の在り方、機能性表示食品等の製造工程におけるGMPの認証義務化の必要性、機能性表示食品制度創設時の検討会における議論の検証、機能性表示食品に対する検査体制の強化の必要性、機能性表示食品制度の導入と医療費抑制との関係、震災に便乗した悪質商法等による被害の未然防止策、オンラインカジノの違法性の周知やアクセス遮断等の対策を講じる必要性、デジタル化の進展に伴って生じる様々な消費者被害の防止策、小林製菓の紅麹関連製品による健康被害の原因を早急に究明する必要性、健康食品の安全性と健康被害情報の透明性を高める必要性、安全な機能性表示食品に対する風評被害の防止策、労務費を含む適正な価格転嫁の推進に関する広報の在り方、外国人旅行者向け消費税免税制度の不正利用の実態を踏まえた見直しの必要性、酒類販売時の年齢確認におけるマイナンバーカードを始めとするデジタル技術の活用、小林製菓の紅麹関連製品による健康被害の重大性、機能性表示食品の事後検証に対する自見大臣の認識、機能性表示食品制度を廃止する必要性等の諸問題について質疑を行った。

6月14日、機能性表示食品の安全・安心の確保に向けた自見大臣の見解、食べ残しの持ち帰りを促進するためのガイドライン策定のポイント、エステティックサービス等の消費者トラブルの防止に向けた取組、ステルスマーケティング規制の実効性確保策、ダークパターン対策の状況、消費者トラブルを防止するためのAIの活用及び消費者保護の観点からのAI等への対応、機能性表示食品の表示事項等見直しの方向性、食品表示基準の具体的な改正時期、たばこの広告規制を強化する必要性、2025年日本国際博覧会会場予定地におけるメタングス爆発事故時の関係者間での情報共有状況、博覧会来場者の安全確保に関する責任の所在、安全性が確認できない博覧会会場への修学旅行や校外学習の受入れの是非、デジタル化に対応した消費者教育の加速化、マッチングアプリによる被害の実態及び対策、マッチングアプリにおける認証制度を検討する必要性、内閣府による「ぼうさいこくたい」における母乳代替食品の試供品提供等の禁止、母乳代替食品のマーケティングについてWHOが定める国際規準の遵守状況、母乳代替食品や母乳育児の適切な表示の周知に対する自見大臣の所見、たばこの受動喫煙の疾病リスクに関するJTの認識に対する参考人の見解、乳幼児の加熱式たばこの誤飲事故防止対策が十分でないたばこ会社に対する参考人の見解、サプリメントに関する規制の在り方、消費者教育の実効性を高める必要性、機能性表示食品における健康被害情報の医薬品医療機器総合機構への報告義務化の必要性、機能性表示を行うサプリメントの製造管理の強化に当たっての実効性確保策、機能性表示食品制度の抜本的見直しを行わない理由、機能性表示を行うサプリメントに対する規制強化の必要性、特定商取引法の実効性を確保するための法改正の必要性等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和6年1月26日(金) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和6年3月19日(火) (第2回)

- 消費者行政の基本施策に関する件について自見内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○令和6年3月21日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年度一般会計予算(衆議院送付)

令和6年度特別会計予算(衆議院送付)

令和6年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(内閣本府(消費者委員会関係経費)、消費者庁))について自見内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、古賀内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

村田享子君(立憲)、大椿ゆうこ君(立憲)、松沢成文君(維教)、田村まみ君(民主)、上野通子君(自民)、伊藤孝江君(公明)、倉林明子君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和6年4月12日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 消費者行政の基本施策に関する件について自見内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

田中昌史君(自民)、山田太郎君(自民)、小沢雅仁君(立憲)、大椿ゆうこ君(立憲)、塩田博昭君(公明)、松沢成文君(維教)、田村まみ君(民主)、倉林明子君(共産)

○令和6年6月14日(金) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 機能性表示食品制度に関する件、食品ロス削減に関する件、ステルスマーケティング規制に関する件、たばこによる消費者被害に関する件、2025年日本国際博覧会会場予定地の安全性に関する件、マッチングアプリによる被害の防止策に関する件、母乳代替食品に関する件、特定商取引法の見直しに関する件等について自見内閣府特命担当大臣、赤澤財務副大臣、上月経済産業副大臣、安江文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策研究所がん情報提供部たばこ政策情報室長平野公康君に対し質疑を行った。

[質疑者]

中田宏君(自民)、赤松健君(自民)、石川大我君(立憲)、大椿ゆうこ君(立憲)、塩田博昭君(公明)、伊藤孝江君(公明)、松沢成文君(維教)、田村まみ君(民主)、倉林明子君(共産)

○令和6年6月21日(金) (第6回)

- 消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

東日本大震災復興特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	野田	国義 (立憲)	滝沢	求 (自民)	柴	慎一 (立憲)
理事	石井	浩郎 (自民)	堂故	茂 (自民)	高橋	光男 (公明)
理事	梶原	大介 (自民)	羽生田	俊 (自民)	平木	大作 (公明)
理事	広瀬	めぐみ (自民)	橋本	聖子 (自民)	若松	謙維 (公明)
理事	和田	政宗 (自民)	星	北斗 (自民)	梅村	みずほ (維教)
理事	横沢	高德 (立憲)	三浦	靖 (自民)	榛葉	賀津也 (民主)
理事	横山	信一 (公明)	宮沢	洋一 (自民)	竹詰	仁 (民主)
理事	石井	苗子 (維教)	森	まさこ (自民)	岩渕	友 (共産)
	江島	潔 (自民)	山田	太郎 (自民)	紙	智子 (共産)
	太田	房江 (自民)	石垣	のりこ (立憲)	山本	太郎 (れ新)
	櫻井	充 (自民)	鬼木	誠 (立憲)	齊藤	健一郎 (N党)
	白坂	亜紀 (自民)	古賀	千景 (立憲)		(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第213回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

2月26日～27日、東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査のため、宮城県及び岩手県に委員派遣を行った。

3月13日、東日本大震災復興の基本施策について土屋復興大臣から所信を、また、令和6年度復興庁関係予算について復興副大臣から説明を聴取した。

同日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月21日、予算委員会から委嘱された令和6年度予算中、東日本大震災復興についての審査・質疑を行い、国の補助を含めた震災遺構の維持管理費用等の財源の在り方、復興大臣及び経済産業大臣が漁業関係者の意見を直接聞く必要性、岩手県内の学校に保管されている除去土壌の処分に対する復興大臣の認識、被災地におけるスクールカウンセラーの雇用実態、被災海域における種苗放流支援事業に係る予算措置、原子力災害被災地域の森林除染において地域のニーズに沿った対応の必要性、防災集団移転促進事業に伴う移転元地の活用の在り方、被災地における労働力の確保に向けた国の対策、大阪・関西万博に際してのALPS処理水に関する情報の積極的な発信の必要性、双葉町及び大熊町における小中学校の再開状況、双葉町及び大熊町の復興において今後居住区域を集約する必要性、ALPS処理水の海洋放出に対するIAEA事務局長の評価、中国等による水産物の輸入規制措置を踏まえた輸出先の転換に係る支援状況、グループ補助金を受けた事業者の返還義務発生時における特例的な対応の必要性、原子力災害被災地域、特に浜通り地域の復興にとっての重要な課題、岩手・宮城両県の復旧・復興に関する基本的な考え方及び復興に向

けた対応などの諸問題が取り上げられた。

5月17日、東日本大震災復興の基本施策について質疑を行い、特定帰還居住区域への新規転入者の受入れの可能性に対する復興大臣の見解、双葉地域における帰還人口増加に先行した中核的病院整備促進の必要性、令和8年度以降の復興支援に係る安定的な財源確保に向けた復興大臣の覚悟、被災者支援総合交付金を活用したこれまでの支援事業の内容及び今後の予定、地震・津波被災地域の復興完遂に向けた復興大臣の意気込み、原子力災害時の避難に際して緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）による放射性物質拡散予測を活用する必要性、自然災害と原子力災害の複合災害に係る屋内退避を前提とした避難計画を見直す必要性、国際リニアコライダーの国内誘致に向けた政治決断の必要性、除去土壌等の福島県外最終処分に向けて国民全体の理解を得るための取組、特定帰還居住区域への帰還開始目標を設定し避難者に示す必要性に対する復興大臣の見解、帰還困難区域の全てを除染することに向けた復興大臣の決意、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉事業への地元企業の元請での参入促進に向けた取組、名称の変更を含む今後の帰還困難区域の在り方、福島国際教育研究機構の研究開発における福島県立医科大学との連携強化の必要性、被災地の復興・再生に向けた地元の地域団体との連携の重要性に対する復興副大臣の認識、これまでの振り返りを踏まえた復興庁の機能強化の必要性に対する復興大臣の所見、令和8年度以降の福島復興の取組に向けた施策の見直しの方向性に対する復興大臣の認識、被災者支援総合交付金の「心の復興」事業等に係る予算措置の在り方、除去土壌等の福島県外最終処分に係る国民の理解醸成に向けた復興庁の役割、福島県外での除去土壌等の受入れを促すための補助金を含めた対応方策、被災者の生活実態を踏まえ東日本大震災の災害援護資金の償還免除要件を緩和する必要性、岩手・宮城両県の伝承活動の担い手確保等を福島県と同様に十分支援する必要性、福島第一原発の廃炉の最終的な姿に対する復興大臣及び東京電力の認識、福島第一原発の廃炉の終了要件を法律に規定する必要性、東日本大震災において自衛隊が果たした役割に対する復興大臣の所見、代休取得や使用するパソコンの実態等を踏まえた自衛官の処遇改善の必要性などの諸問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

○令和6年1月26日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○令和6年3月13日（水）（第2回）

- 東日本大震災復興の基本施策に関する件について土屋復興大臣から所信を聴いた。
- 令和6年度復興庁関係予算に関する件について平木復興副大臣から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和6年3月21日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（東日本大震災復興）について土屋復興大臣、あべ文部科学副大臣、平木復興副大臣、岩田経済産業副大臣、上月経済産業副大臣、高橋農林水産大臣政務官、石橋国土交通大臣政務官、深澤外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、古賀千景君（立憲）、横沢高德君（立憲）、横山信一君（公明）、梅村みずほ君（維教）、竹詰仁君（民主）、岩渕友君（共産）、山本太郎君（れ新）、齊藤健一郎君（N党）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和6年5月17日（金）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災復興の基本施策に関する件について土屋復興大臣、伊藤国務大臣、盛山文部科学大臣、木原防衛大臣、平木復興副大臣、政府参考人、参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長山口裕之君及び福島国際研究教育機構理事長山崎光悦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

星北斗君（自民）、広瀬めぐみ君（自民）、石垣のりこ君（立憲）、横沢高德君（立憲）、鬼木誠君（立憲）、若松謙維君（公明）、石井苗子君（維教）、榛葉賀津也君（民主）、紙智子君（共産）、山本太郎君（れ新）、齊藤健一郎君（N党）

○令和6年6月21日（金）（第5回）

- 東日本大震災復興の総合的対策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和6年2月26日（月）～27日（火）

- 東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査

〔派遣地〕

宮城県、岩手県

〔派遣委員〕

野田国義君（立憲）、石井浩郎君（自民）、広瀬めぐみ君（自民）、和田政宗君（自民）、横沢高德君（立憲）、横山信一君（公明）、石井苗子君（維教）、竹詰仁君（民主）、岩渕友君（共産）、齊藤健一郎君（N党）

2 調査会審議経過

外交・安全保障に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	猪口 邦子（自民）	赤松 健（自民）	高木 真理（立憲）
理 事	岩本 剛人（自民）	朝日 健太郎（自民）	三上 えり（立憲）
理 事	越智 俊之（自民）	生稲 晃子（自民）	水野 素子（立憲）
理 事	吉川 ゆうみ（自民）	上野 通子（自民）	新妻 秀規（公明）
理 事	塩村 あやか（立憲）	こやり 隆史（自民）	金子 道仁（維教）
理 事	宮崎 勝（公明）	永井 学（自民）	伊波 洋一（沖縄）
理 事	串田 誠一（維教）	松川 るい（自民）	齊藤 健一郎（N党）
理 事	浜口 誠（民主）	森 まさこ（自民）	
理 事	岩渕 友（共産）	大椿 ゆうこ（立憲）	（会期終了日 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、外交・安全保障に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第210回国会の令和4年10月3日に設置された。その後、3年間の調査テーマを「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」と決定し、今国会においては、「L A W S（自律型致死兵器システム）に関する国際的なルール作り及び対人地雷禁止条約の履行確保に係る取組と課題」、「武力紛争等と人道主義の実践・再構築に向けた取組と課題」、「F M C T（核兵器用核分裂性物質生産禁止条約）の交渉開始への取組と課題」、「気候変動や武力紛争等の影響を踏まえた国際的な食料・エネルギー安全保障及び人間の安全保障の確保等に向けた取組と課題」及び「気候変動が海洋法秩序に及ぼす影響への対策と取組の在り方」について調査を行った。

2月7日には、「L A W S（自律型致死兵器システム）に関する国際的なルール作り及び対人地雷禁止条約の履行確保に係る取組と課題」について、参考人前軍縮会議日本政府代表部特命全権大使小笠原一郎君、京都産業大学法学部客員教授・世界問題研究所長岩本誠吾君及び地雷廃絶日本キャンペーン代表理事清水俊弘君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月14日には、「武力紛争等と人道主義の実践・再構築に向けた取組と課題」について、参考人赤十字国際委員会（I C R C）駐日代表榛澤祥子君、国境なき医師団日本事務局長村田慎二郎君及び名古屋大学名誉教授松井芳郎君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月21日には、「F M C T（核兵器用核分裂性物質生産禁止条約）の交渉開始への取組と課題」について、参考人一橋大学大学院法学研究科教授秋山信将君、青山学院大学国際政治経済学部教授阿部達也君及びピースボート共同代表川崎哲君から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月17日には、「気候変動や武力紛争等の影響を踏まえた国際的な食料・エネルギー安全保障及び人間の安全保障の確保等に向けた取組と課題」について、参考人東京大学大学院新領域創成科学研究科教授亀山康子君、公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所特別研究員秋元一峰君及び国連開発計画（UNDP）駐日代表ハジアリッチ秀子君から意見を聴取した後、質疑を行った。

5月15日には、「気候変動が海洋法秩序に及ぼす影響への対策と取組の在り方」について、参考人東京大学大気海洋研究所教授原田尚美君、神戸大学大学院海事科学研究科准教授本田悠介君及び公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所太平洋島嶼国チーム主任研究員塩澤英之君から意見を聴取した後、質疑を行った。

5月22日には、「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」について、委員間の意見交換を行った。

6月5日には、2年目の調査を取りまとめた調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月7日の調査会では、3名の参考人から、LAWSをめぐる議論の現状やLAWSと対人地雷禁止条約をめぐる日本の取組、AIの軍事利用をめぐる国際法上の問題やLAWSをめぐる議論の現状を踏まえて日本が果たすべき役割、対人地雷禁止条約をめぐる現状や地雷対策支援に係る課題等について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、AIの軍事利用の現状と規制の在り方、LAWSの定義と今後の議論の在り方、LAWSや対人地雷に対応していくための日本の役割、市民社会の役割や活動の現状、進化したAIを人間がコントロールできなくなる可能性、対人地雷禁止条約等の非対称性の問題、LAWS規制に関する中国の立ち位置、クラスター弾製造企業への投融資をめぐる問題、日本の外交・安全保障政策の在り方、国連改革の在り方等について質疑を行った。

2月14日の調査会では、3名の参考人から、ICRCの活動、国境なき医師団の活動、人道支援活動が直面している危機や課題、国際法における武力行使の規制の在り方と国際人道法の課題等について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、ガザ情勢をめぐる国際法上の評価と日本政府の対応、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）への資金拠出の停止をめぐる対応、ウクライナ情勢及びガザ情勢を踏まえた日本政府への要望、人道支援を担う機関をめぐる課題、人道支援と開発協力の連携、武力紛争をめぐる国際法と国際機関の機能等、日本の安全保障政策に関する課題等について質疑を行った。

2月21日の調査会では、3名の参考人から、FMCTを取り巻く現状と日本の取組の在り方、FMCT構想の意義と課題、核兵器禁止条約（TPNW）との関係を踏まえたFMCTの意義等について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、核分裂性物質の現状と規制の在り方、FMCTを議論すべき場、FMCTを条約化する課題と暫定的代替アプローチ、TPNWなど核軍縮関連諸条約とFMCTとの関係性、FMCTを推進するための方策、FMCT推進に向けた日本の取組及び課題、日本が大量に保有する非軍事用核分裂性物質への対応の在り方、TPNWへの日本の対応、核軍縮・不拡散外交の在り方、国際機関による平和維持を可能とするために必要な取組と日本の役割等について質疑を行った。

4月17日の調査会では、3名の参考人から、気候変動と安全保障の関係、気候安全保障の概念・類型と具体的な影響に対する国家の対応策、北極海融水によるシーレーンの変化と安全保障への影響、人間の安全保障の理念と紛争や気候変動が食料・エネルギー安全保障に及ぼす影響、紛争や気候変動についてのUNDPの取組と日本との更なる連携強化の必要性等について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、気候変動の現状と課題、紛争等と気候危機の関係、気候変動をめぐる日本の課題、気候変動が食料・エネルギー安全保障に及ぼす影響と課題、人間の安全保障の確保等に向けた取組等について質疑を行った。

5月15日の調査会では、3名の参考人から、北極及び南極の海水の現状と南極における氷床の融解が海面水位上昇に及ぼす影響、海面上昇が基線に与える法的影響と法的解釈をめぐる国際的な議論、太平洋島嶼国において基線の不確実性がもたらす安全保障上の懸念と我が国との間での連携・協力の在り方等について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、基線をめぐる議論、基線についての考え方、基線の不確実性に伴う懸念と実質的な改正方法、低潮線保全法と重要土地規制法の関係性、気候変動の将来予測、海面上昇による被害を防ぐための国内での議論の有無、気候変動によるポジティブな側面、国際社会で日本に求められる役割、気候変動に対応するための取組、科学技術研究と海洋人材育成に必要な予算・取組、地球温暖化が進む中での南極の状況、南極の調査研究の意義、太平洋島嶼国に対する中国の影響、気候変動が太平洋島嶼国に与える影響、太平洋島嶼国との連携・協力、福島第一原子力発電所ALPS処理水の海洋放出に関する太平洋島嶼国の認識等について質疑を行った。

5月22日の調査会では、「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」について委員間の意見交換を行い、委員から、LAWS、対人地雷禁止条約・クラスター弾に関する条約、FMCT等の核軍縮・不拡散、人道主義・国際人道法、気候変動、海面上昇への法的対応を含む海洋に関する取組、食料・エネルギー安全保障、人間の安全保障、国際法・国連、日本の外交・安全保障、本調査会の調査等について意見が述べられた。

(2) 調査会経過

○令和6年2月7日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 外交・安全保障に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、LAWS（自律型致死兵器システム）に関する国際的なルール作り及び対人地雷禁止条約の履行確保に係る取組と課題について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

前軍縮会議日本政府代表部特命全権大使 小笠原一郎君

京都産業大学法学部客員教授・世界問題研究所長 岩本誠吾君

地雷廃絶日本キャンペーン代表理事 清水俊弘君

〔質疑者〕

岩本剛人君（自民）、大椿ゆうこ君（立憲）、新妻秀規君（公明）、串田誠一君（維教）、浜口誠君（民主）、岩渕友君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、浜田聡君（N党）、水野素子君（立憲）、金子道仁君（維教）

○令和6年2月14日(水) (第2回)

- 「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、武力紛争等と人道主義の実践・再構築に向けた取組と課題について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

赤十字国際委員会（I C R C）駐日代表 榛澤祥子君

国境なき医師団日本事務局長 村田慎二郎君

名古屋大学名誉教授 松井芳郎君

〔質疑者〕

吉川ゆうみ君（自民）、水野素子君（立憲）、宮崎勝君（公明）、金子道仁君（維教）、浜口誠君（民主）、岩渕友君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、浜田聡君（N党）、塩村あやか君（立憲）、新妻秀規君（公明）

○令和6年2月21日(水) (第3回)

- 「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、F M C T（核兵器用核分裂性物質生産禁止条約）の交渉開始への取組と課題について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

一橋大学大学院法学研究科教授 秋山信将君

青山学院大学国際政治経済学部教授 阿部達也君

ピースボート共同代表 川崎哲君

〔質疑者〕

松川るい君（自民）、高木真理君（立憲）、新妻秀規君（公明）、金子道仁君（維教）、浜口誠君（民主）、岩渕友君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、齊藤健一郎君（N党）、三上えり君（立憲）

○令和6年4月17日(水) (第4回)

- 「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、気候変動や武力紛争等の影響を踏まえた国際的な食料・エネルギー安全保障及び人間の安全保障の確保等に向けた取組と課題について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 亀山康子君

公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所特別研究員 秋元一峰君

国連開発計画（UNDP）駐日代表 ハジアリッチ秀子君

〔質疑者〕

越智俊之君（自民）、三上えり君（立憲）、宮崎勝君（公明）、串田誠一君（維教）、浜口誠君（民主）、岩渕友君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、齊藤健一郎君（N党）、大椿ゆうこ君（立憲）

○令和6年5月15日(水) (第5回)

- 「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、気候変動が海洋法秩序に及ぼす影響への対策と取組の在り方について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大気海洋研究所教授 原田尚美君

神戸大学大学院海事科学研究科准教授 本田悠介君

公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所太平洋島嶼国チーム主任研究員 塩澤英之君

〔質疑者〕

赤松健君（自民）、高木真理君（立憲）、新妻秀規君（公明）、金子道仁君（維教）、浜口誠君（民主）、岩渕友君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、齊藤健一郎君（N党）、大椿ゆうこ君（立憲）

○令和6年5月22日（水）（第6回）

- 「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」について意見の交換を行った。

○令和6年6月5日（水）（第7回）

- 外交・安全保障に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 外交・安全保障に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○令和6年6月21日（金）（第8回）

- 外交・安全保障に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

（3）調査会報告要旨

外交・安全保障に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、外交・安全保障に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、令和4年10月3日に設置され、3年間の調査テーマを「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」と決定した。

2年目の調査では、「L A W S（自律型致死兵器システム）に関する国際的なルール作り及び対人地雷禁止条約の履行確保に係る取組と課題」、「武力紛争等と人道主義の実践・再構築に向けた取組と課題」、「F M C T（核兵器用核分裂性物質生産禁止条約）の交渉開始への取組と課題」、「気候変動や武力紛争等の影響を踏まえた国際的な食料・エネルギー安全保障及び人間の安全保障の確保等に向けた取組と課題」及び「気候変動が海洋法秩序に及ぼす影響への対策と取組の在り方」について、計15名の参考人から意見を聴取し、質疑を行ったほか、「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」について、委員間の意見交換を行った後、これらを調査報告（中間報告）として取りまとめ、令和6年6月5日、議長に提出した。

同報告書では、調査会における参考人の意見、主要論議及び委員間の意見交換について、それぞれの概要を取りまとめるとともに、主要論点の整理を行っている。

国民生活・経済及び地方に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	福山	哲郎（立憲）	白坂	亜紀（自民）	若林	洋平（自民）
理 事	今井	絵理子（自民）	田中	昌史（自民）	柴	愼一（立憲）
理 事	清水	真人（自民）	堂故	茂（自民）	森屋	隆（立憲）
理 事	長峯	誠（自民）	友納	理緒（自民）	竹内	真二（公明）
理 事	田名部	匡代（立憲）	長谷川	英晴（自民）	三浦	信祐（公明）
理 事	下野	六太（公明）	星	北斗（自民）	高木	かおり（維教）
理 事	中条	きよし（維教）	山本	啓介（自民）	木村	英子（れ新）
理 事	舟山	康江（民主）	山本	佐知子（自民）		
理 事	山添	拓（共産）	和田	政宗（自民）		（会期終了日 現在）

（１）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国民生活・経済及び地方に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第210回国会の令和4年10月3日に設置された。その後、3年間の調査テーマを「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」と決定した。

今国会においては、「社会経済、地方及び国民生活に必要な施策」について調査を行った。

令和6年2月7日、「地域経済とコミュニティの活性化」について、参考人株式会社農林中金総合研究所主事研究員石田一喜君、摂南大学現代社会学部特任教授・神戸大学名誉教授平山洋介君及び徳島大学大学院教授田口太郎君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月14日、「若者への教育支援」について、参考人東京大学大学院教育学研究科教授・教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター長小国喜弘君、NPO法人あなたのいばしょ理事長大空幸星君及び一般社団法人日本ケアラー連盟理事・一般社団法人ケアラーワークス代表理事田中悠美子君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月21日、「ジェンダー平等と働き方」について、参考人和光大学名誉教授・ジャーナリスト竹信三恵子君、東京大学大学院経済学研究科教授山口愼太郎君及び立命館大学教授筒井淳也君から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月17日、「障がい者・ユニバーサルデザイン・地域交通への対応」について、参考人特定非営利活動法人インフォメーションギャップバスター理事長伊藤芳浩君、DPI日本会議事務局長佐藤聡君及び京都大学名誉教授・富山大学特別研究教授中川大君から意見を聴取した後、質疑を行った。

5月15日、2年目の中間報告を取りまとめるに当たっての委員間の意見交換を行った。

6月5日、2年目の調査を踏まえ、主要論点の整理を含む中間報告書を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月7日の調査会では、参考人から、地方の農村部における移住をめぐる課題、既存住宅市場の活性化策及び既存住宅の価値を維持する施策の必要性、住民自身が主体的に考えて地域づくりを進める必要性等について意見が述べられた。その後、関係人口を活用した農業の担い手不足対策の是非、マルチワークと中長期的なキャリア形成との関係性、移住者の受皿となるマルチワークが地域でうまく機能するためのポイント、地方における空き家問題の解決策、移住の促進に係る交付金等の配分の在り方、地域づくりが長年課題とされながらも目指した姿が実現できていない要因、障がい者を含めた地域コミュニティ形成に必要な行政の人材育成策等について質疑を行った。

2月14日の調査会では、参考人から、特別支援教育及び学校教育をめぐる問題点、子どもや若者のセーフティネットとしてのチャット相談の役割、ヤングケアラーをめぐる現状等について意見が述べられた。その後、海外における特別支援学級の実情、日本のインクルーシブ教育を推進する上で政治が果たせる役割、子どもの不登校や自殺等の問題が拡大している要因、相談者の悩みを受け止める「聞く力」を育む取組の必要性、「子ども・若者民生委員」を制度化する際の課題、ヤングケアラーへの支援に際し家族全体を支える視点を持つ意義、要支援者への支援を家族だけに責任を負わせない社会の実現に向けた取組等について質疑を行った。

2月21日の調査会では、参考人から、男女賃金格差が存在する要因とその是正策、海外と比較した男性育休の現状、婚姻の有無から見た女性の雇用形態の実態等について意見が述べられた。その後、男女の賃金格差の是正や女性の労働参加のために優先して着手すべき課題、低賃金や雇止めの問題を抱える有期雇用者の実情、社会保障制度におけるモデル世帯や第3号被保険者制度の見直しの必要性、男性が育休を取得しづらい職場の雰囲気解消する方法、男性の育休取得に対する課題認識、男性育休の取得促進に向けた経営者側の意識改革の必要性、同一労働同一賃金やジョブ型雇用の推進に対する見解等について質疑を行った。

4月17日の調査会では、参考人から、聴覚障がい者が置かれている現状と課題、日本のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化が近年進展した理由、公共交通を公共サービスと捉えて社会全体の利益の最大化を目指す必要性等について意見が述べられた。その後、聴覚障がいを持つ子どもの進学率を高める取組の必要性、選挙運動や政治参加に関わる聴覚障がい者の情報格差や情報保障の問題点、聴覚障がい者が入院したときに生じる困難と情報保障の必要性、障がい者の情報格差が就業に与える影響と対応策、地方と都市部でバリアフリーの地域格差が生じる要因と解消策、ライドシェア導入による高齢者や障がい者等への合理的配慮に対する懸念、「心のバリアフリー」の現状と課題、障がい者に対するUＤタクシーの乗車拒否が増加している要因、財政的な制約のある地方鉄道等のバリアフリー化を進める方策、地域公共交通の災害復旧における国の積極的な関与の必要性、公共交通機関を利用して行きたいところに誰もが行くことができる環境の必要性等について質疑を行った。

5月15日の調査会では、委員間の意見交換が行われ、複合的な課題を抱えるダブルケア

ラーに対する重層的支援体制の整備、ジェンダー平等の実現に向けて社会及び個人の意識や働き方を変える必要性、住民が地域の自然の価値を教育を通じて再認識する必要性、公共交通の維持やバリアフリー化に向けた関係者の協力体制強化の必要性、交通政策を公共サービスの視点で再構築する必要性、個人の尊厳を基本とする人権尊重の施策を進める必要性、合理的配慮の下で誰もが力を発揮できる労働環境を整備する必要性、「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」に向けた本調査会の役割等について意見が述べられた。

6月5日、2年目の調査を踏まえ、主要論点の整理を含む中間報告書を取りまとめ、議長に提出した。

(2) 調査会経過

○令和6年2月7日(水) (第1回)

- 国民生活・経済及び地方に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」のうち、社会経済、地方及び国民生活に必要な施策(地域経済とコミュニティの活性化)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

株式会社農林中金総合研究所主事研究員 石田一喜君
摂南大学現代社会学部特任教授
神戸大学名誉教授 平山洋介君
徳島大学大学院教授 田口太郎君

〔質疑者〕

若林洋平君(自民)、森屋隆君(立憲)、下野六太君(公明)、中条きよし君(維教)、舟山康江君(民主)、山添拓君(共産)、天畠大輔君(れ新)

○令和6年2月14日(水) (第2回)

- 「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」のうち、社会経済、地方及び国民生活に必要な施策(若者への教育支援)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院教育学研究科教授・教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター長 小国喜弘君
NPO法人あなたのいばしょ理事長 大空幸星君
一般社団法人日本ケアラー連盟理事
一般社団法人ケアラーワークス代表理事 田中悠美子君

〔質疑者〕

山本啓介君(自民)、田名部匡代君(立憲)、三浦信祐君(公明)、高木かおり君(維教)、舟山康江君(民主)、山添拓君(共産)、木村英子君(れ新)

○令和6年2月21日(水) (第3回)

- 「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」のうち、社会経済、地方及び国民生活に必要な施策(ジェンダー平等と働き方)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

和光大学名誉教授

ジャーナリスト 竹信三恵子君

東京大学大学院経済学研究科教授 山口慎太郎君

立命館大学教授 筒井淳也君

〔質疑者〕

友納理緒君（自民）、柴愼一君（立憲）、竹内真二君（公明）、高木かおり君（維教）、舟山康江君（民主）、山添拓君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

○令和6年4月17日（水）（第4回）

- 「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」のうち、社会経済、地方及び国民生活に必要な施策（障がい者・ユニバーサルデザイン・地域交通への対応）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

特定非営利活動法人インフォメーションギャップバスター理事長 伊藤芳浩君

D P I 日本会議事務局長 佐藤聡君

京都大学名誉教授

富山大学特別研究教授 中川大君

〔質疑者〕

星北斗君（自民）、森屋隆君（立憲）、下野六太君（公明）、中条きよし君（維教）、舟山康江君（民主）、山添拓君（共産）、木村英子君（れ新）、田中昌史君（自民）、下野六太君（公明）、舟山康江君（民主）、田名部匡代君（立憲）

○令和6年5月15日（水）（第5回）

- 「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」のうち、社会経済、地方及び国民生活に必要な施策について意見の交換を行った。

○令和6年6月5日（水）（第6回）

- 国民生活・経済及び地方に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 国民生活・経済及び地方に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○令和6年6月21日（金）（第7回）

- 国民生活・経済及び地方に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

（3）調査会報告要旨

国民生活・経済及び地方に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、国民生活・経済及び地方に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第210回国会の令和4年10月3日に設置され、3年間の調査テーマを「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」と決定した後、1年目は、調査テーマのうち、「社会経済、地方の現状と国民生活における課題」について調査を行った。

2年目は、調査テーマのうち、「社会経済、地方及び国民生活に必要な施策」について調査を行うこととし、「地域経済とコミュニティの活性化」、「若者への教育支援」、「ジェンダー平等と働き方」及び「障がい者・ユニバーサルデザイン・地域交通への対応」の各調査項目について参考人から

意見を聴取し、質疑を行った。続いて、委員間の意見交換を行った後、これまでの調査を調査報告書（中間報告）として取りまとめ、令和6年6月5日、議長に提出した。

また、同報告書では、主要論点の整理を行っている。

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	宮沢	洋一（自民）	有村	治子（自民）	鬼木	誠（立憲）
理 事	北村	経夫（自民）	井上	義行（自民）	村田	享子（立憲）
理 事	広瀬	めぐみ（自民）	石田	昌宏（自民）	佐々木	さやか（公明）
理 事	藤井	一博（自民）	神谷	政幸（自民）	杉	久武（公明）
理 事	宮口	治子（立憲）	高橋	はるみ（自民）	若松	謙維（公明）
理 事	河野	義博（公明）	滝波	宏文（自民）	梅村	みずほ（維教）
理 事	青島	健太（維教）	船橋	利実（自民）	藤巻	健史（維教）
理 事	浜野	喜史（民主）	本田	顕子（自民）		
理 事	吉良	よし子（共産）	青木	愛（立憲）		（会期終了日 現在）

（１）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第210回国会の令和4年10月3日に設置された。3年間の調査テーマを「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」とし、1年目は「資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢」を調査項目とした。

調査の2年目は、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた論点整理」を調査項目とすることとし、調査を行った。また、「原子力問題に関する件」について調査を行った。

今国会においては、令和6年2月7日、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた論点整理」に関し、「エネルギー安全保障の確立に向けた論点」について、参考人特定非営利活動法人国際環境経済研究所副理事長兼所長山本隆三君、一般財団法人日本エネルギー経済研究所研究理事久谷一朗君及び公益財団法人自然エネルギー財団常務理事大野輝之君から意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行った。また、同日、令和5年9月にアイスランド及びドイツ連邦共和国における資源エネルギー・持続可能社会に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察のため、本院から議員団の派遣が行われたことから、本調査会の調査に資するため、その調査の概要報告を聴取した。

2月14日、「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について山中原子力規制委員会委員長から説明を聴取した。また、「原子力問題に関する件」について、上月経済産業副大臣、吉田経済産業大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長山口裕之君に対し質疑を行った。

2月21日、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた論点整理」に関し、「脱炭素社会の実現に向けた論点」について、参考人公益財団法人地球環境産業技術研究機構システム研究グループグループリーダー・主席研究員秋元圭吾君、つばめBH

B株式会社名誉会長渡邊昌宏君及び一般社団法人Climate Integrate代表理事平田仁子君から意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行った。

4月17日、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた論点整理」に関し、「資源エネルギー分野のイノベーション」について、参考人国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長兼最高執行責任者石村和彦君、東京工業大学科学技術創成研究院特命教授・全固体電池研究センター長菅野了次君及び山梨県公営企業管理者村松稔君から意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行った。

5月15日、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた論点整理」についての参考人からの意見聴取等を踏まえ、岩田経済産業副大臣及び八木環境副大臣から説明を聴取し、両副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、中間報告書の取りまとめに向けた委員間の意見交換を行った。

5月29日、「原子力問題に関する件」について、上月経済産業副大臣、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長山口裕之君に対し質疑を行った。

6月5日、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた論点整理」について、調査報告書（中間報告）を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月7日の調査会では、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた論点整理」に関し、「エネルギー安全保障の確立に向けた論点」について、参考人から①コストや脱炭素の問題を考えながら原発を含む多様な電源を維持する必要性、②外部環境及びエネルギーシステムの変化に応じて生じる安全保障上のリスクを踏まえた対策の必要性、③エネルギー安全保障の観点から国産可能な自然エネルギー増の重要性等について意見を聴取し、送電網の国際連携ができない島国の日本で再エネ安定供給を図る方策、原子力発電に対する所見、日本のエネルギー安全保障の総合的な戦略の課題、今後の日本のLNG調達能力の低下が価格に反映されていく可能性、次期エネルギー基本計画は地球温暖化対策偏重からエネルギー安全保障基本へと修正する必要性、日本の風土に合わせた再エネ普及拡大の可能性及び現状の課題、日本が今後目指すべきエネルギー政策の具体的な形と推進に向けた計画、重要鉱物に係る公正な貿易への取組や精製の技術を守るための日本の方策等について質疑を行った。

2月14日の調査会では、「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について原子力規制委員会委員長から説明を聴取し、「原子力問題に関する件」について、「常陽」を用いた医療用R Iの生産の実現がもたらす日本の優位性として期待できる点、国民の理解と信頼を得るための原子力やエネルギー安全保障の必要性に係る広報の取組状況、能登半島地震の実態を踏まえて原発立地自治体の避難計画を検証・再検討する必要性、原子力研究分野における学生の人材確保・育成に向けた取組及び大学保有の研究炉の現状と課題、高経年化した原子炉に係る新たな規制制度への移行期における審査体制整備等への対応方針、ALPS処理水の海洋放出の安全性に係るデータの重層的収集及び共有の必要性、原子炉設置変更許可の審査業務円滑化のため具体的合格基準を明示する必要性、実

効性ある避難計画の策定を原発再稼働の審査項目に加える必要性等について質疑を行った。

2月21日の調査会では、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた論点整理」に関し、「脱炭素社会の実現に向けた論点」について、参考人から①カーボンニュートラル実現のため様々な技術を組み合わせて全方的に取り組む必要性、②アンモニアの国内生産への転換のための電力価格低減化の必要性、③エネルギー基本計画の改定に向けて国の目標と政策を1.5℃目標と整合させる必要性等について意見を聴取し、日本の技術力や産業構造を踏まえ脱炭素化に向けて協調関係を取っていくべき国や地域、メタネーション技術のメリット及び社会実装に向けた課題、アンモニアの国内生産のため重点を置くべき日本の取組、地熱発電のポテンシャルについての見解、製品等の創出過程を脱炭素化しても新たな価値が生み出されるものではないとの現実を直視した政策の必要性、地域と共生した再エネの普及の必要性及び普及促進に必要な政策や課題、脱炭素の価値を織り込んだ商品等の普及に必要な需要者視点に立った価値創造の在り方、途上国と日本のカーボンニュートラル目標年の相違による不利を踏まえ求められる取組等について質疑を行った。

4月17日の調査会では、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた論点整理」に関し、「資源エネルギー分野のイノベーション」について、参考人から①イノベーションの在り方及び日本が国際的ルール作りをリードする重要性、②全固体電池開発の課題、③電気で水素を作るやまなしモデルP2Gシステムの特徴及び開発状況等について意見を聴取し、日本のオープンイノベーション関連研究開発費の少なさに係る見解、次世代の研究者・技術者の育成等後継者の課題、全固体電池が実用化された際の将来像、広域自治体・基礎自治体各々で実現可能な電源施策及び連携の重要性、CO₂排出量に応じた製品への国際的にフェアな課金は困難との前提での研究開発・実装の必要性、地域共生の再エネ普及の必要性・課題・可能性に係る見解、水素輸送コスト低減策及び新たな水素供給事業者への支援策の在り方、再エネ安定化に向けた産業技術総合研究所の研究及び実用化に向けた課題、CO₂排出量可視化のために産業技術総合研究所が作成するIDEAが世界で支持されるために必要なこと等について質疑を行った。

5月15日の調査会では、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた論点整理」について、政府から、エネルギー安全保障・脱炭素社会をめぐる内外情勢、電力システム改革の概要、資源エネルギー分野のイノベーション、気候変動対策・SDGs目標をめぐる内外情勢及び日本の取組等について説明を聴取し、地熱発電の更なる導入拡大のための方策、核融合技術開発に係る国内外の取組の現状及び日本の今後の展望、エネルギー自給率向上のために国が取り組むべき重要施策、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が遅れている国・地域に対する日本の支援策、次期エネルギー基本計画は特定電源最優先にしない計画とする必要性、次期エネルギー基本計画の策定プロセスに子供・若者を参画させる必要性等について質疑を行った。

また、中間報告書の取りまとめに向けて委員間の意見交換を行い、エネルギー安全保障の確立及びその確立に向けた国際協調の必要性、エネルギー安全保障の確立及び国内産業発展のために再エネ設備の国産化を促進する重要性、化石燃料依存の国の形を変えるため

の国産エネルギー開発の重要性、多様な電源の組合せによるエネルギーのベストミックス創造の必要性、ハイブリッド市場の概念が必要との総括の上に立って電力システム改革の検証を行う必要性、原発推進・石炭火力発電維持の方針を見直して再エネの最大限の普及拡大を図る必要性等について意見が述べられた。

5月29日の調査会では、「原子力問題に関する件」について、科学技術の発展に伴う電力需要増大を見据えた今後の対応策、モリブデン-99/テクネチウム-99mの国産化に向けた取組、原発再稼働が進めば電気料金が下がるのではないかとの現場の声に対する政府認識、科学的特性マップ上長期安定性から好ましくない特性がある地域での文献調査の実施可能性、原子力発電に対する国民不安・不信の解消や原発不祥事の発生防止の取組、燃料デブリの大規模取り出しに向けた原子力損害賠償・廃炉等支援機構の提言内容及び政府の対応、原発の再稼働や新設ができない場合にエネルギー危機が起こる可能性とバックアップ体制の有無、原子力規制委員会の審査プロセス改善に向けた検討状況、2023年12月の適格性判断の再確認で原子力規制委員会が東京電力に原発運転の適格性ありと判断したのかについての確認等について質疑を行った。

6月5日の調査会では、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた論点整理」について、2年目の調査活動の概要をまとめ、エネルギー安全保障、エネルギー政策、再生可能エネルギー、イノベーション、原子力政策、脱炭素社会及び人材育成という主要論点別に議論を整理した調査報告書（中間報告）を取りまとめ、議長に提出した。

（２）調査会経過

○令和6年2月7日(水)（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」のうち、資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた論点整理（エネルギー安全保障の確立に向けた論点）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

特定非営利活動法人国際環境経済研究所副理事長兼所長 山本隆三君
一般財団法人日本エネルギー経済研究所研究理事 久谷一朗君
公益財団法人自然エネルギー財団常務理事 大野輝之君

〔質疑者〕

藤井一博君（自民）、宮口治子君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、藤巻健史君（維教）、浜野喜史君（民主）、吉良よし子君（共産）、広瀬めぐみ君（自民）、村田享子君（立憲）

- 海外派遣議員から報告を聴いた。

○令和6年2月14日(水)（第2回）

- 「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について山中原子力規制委員会委員長から説明を聴いた。

- 原子力問題に関する件について上月経済産業副大臣、吉田経済産業大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長山口裕之君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

神谷政幸君（自民）、広瀬めぐみ君（自民）、鬼木誠君（立憲）、杉久武君（公明）、河野義博君（公明）、青島健太君（維教）、浜野喜史君（民主）、吉良よし子君（共産）

○令和6年2月21日（水）（第3回）

- 「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」のうち、資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた論点整理（脱炭素社会の実現に向けた論点）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

公益財団法人地球環境産業技術研究機構システム研究グループグループリーダー・主席研究員
秋元圭吾君

つばめBHB株式会社名誉会長 渡邊昌宏君

一般社団法人Climate Integrate代表理事 平田仁子君

〔質疑者〕

藤井一博君（自民）、青木愛君（立憲）、若松謙維君（公明）、梅村みずほ君（維教）、浜野喜史君（民主）、吉良よし子君（共産）、石田昌宏君（自民）、村田享子君（立憲）

○令和6年4月17日（水）（第4回）

- 「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」のうち、資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた論点整理（資源エネルギー分野のイノベーション）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長兼最高執行責任者 石村和彦君

東京工業大学科学技術創成研究院特命教授・全固体電池研究センター長 菅野了次君

山梨県公営企業管理者 村松稔君

〔質疑者〕

藤井一博君（自民）、宮口治子君（立憲）、杉久武君（公明）、梅村みずほ君（維教）、浜野喜史君（民主）、吉良よし子君（共産）、広瀬めぐみ君（自民）、青木愛君（立憲）、有村治子君（自民）

○令和6年5月15日（水）（第5回）

- 「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」のうち、資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた論点整理について岩田経済産業副大臣及び八木環境副大臣から説明を聴き、岩田経済産業副大臣、八木環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕

広瀬めぐみ君（自民）、鬼木誠君（立憲）、河野義博君（公明）、青島健太君（維教）、浜野喜史君（民主）、吉良よし子君（共産）

○令和6年5月29日（水）（第6回）

- 原子力問題に関する件について上月経済産業副大臣、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長山口裕之君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、神谷政幸君（自民）、村田享子君（立憲）、鬼木誠君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、若松謙維君（公明）、藤巻健史君（維教）、浜野喜史君（民主）、吉良よし子君（共産）

○令和6年6月5日（水）（第7回）

- 原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○令和6年6月21日（金）（第8回）

- 原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

（３）調査会報告要旨

原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、令和4年10月3日に設置され、3年間の調査テーマを「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」とした。

2年目においては「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた論点整理」を調査項目として取り上げ、「エネルギー安全保障の確立に向けた論点」、「脱炭素社会の実現に向けた論点」及び「資源エネルギー分野のイノベーション」について、参考人から意見を聴取し質疑を行った。続いて、政府から説明を聴取し質疑を行うとともに、委員間の意見交換を行った後、これらを調査報告書（中間報告）として取りまとめ、令和6年6月5日、議長に提出した。

本報告書においては、これまでの調査の概要をまとめるとともに、主な議論を「エネルギー安全保障」、「エネルギー政策」、「再生可能エネルギー」、「イノベーション」、「原子力政策」、「脱炭素社会」及び「人材育成」という7つの主要論点に着目して整理している。

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

会 長	中曾根 弘文（自民）	加藤 明良（自民）	小沢 雅仁（立憲）
幹 事	臼井 正一（自民）	梶原 大介（自民）	熊谷 裕人（立憲）
幹 事	片山 さつき（自民）	古庄 玄知（自民）	古賀 千景（立憲）
幹 事	小林 一大（自民）	田中 昌史（自民）	福島 みずほ（立憲）
幹 事	佐藤 正久（自民）	中田 宏（自民）	伊藤 孝江（公明）
幹 事	吉井 章（自民）	中西 祐介（自民）	窪田 哲也（公明）
幹 事	小西 洋之（立憲）	藤木 眞也（自民）	里見 隆治（公明）
幹 事	辻元 清美（立憲）	松川 るい（自民）	塩田 博昭（公明）
幹 事	西田 実仁（公明）	松下 新平（自民）	浅田 均（維教）
幹 事	片山 大介（維教）	山本 啓介（自民）	猪瀬 直樹（維教）
幹 事	大塚 耕平（民主）	山本 佐知子（自民）	柴田 巧（維教）
幹 事	山添 拓（共産）	和田 政宗（自民）	磯崎 哲史（民主）
	青山 繁晴（自民）	若林 洋平（自民）	仁比 聡平（共産）
	赤池 誠章（自民）	石川 大我（立憲）	山本 太郎（れ新）
	衛藤 晟一（自民）	打越 さく良（立憲）	高良 鉄美（沖縄）
（会期終了日 現在）			

（１）活動概観

〔調査等の経過〕

憲法審査会は、①日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、②憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関である（国会法第102条の6）。

今国会においては、「憲法に対する考え方について」について1回、「憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会について）」について2回、「憲法に対する考え方について（国民投票法等について）」について1回、審査会を開会した。

また、本審査会付託の請願4種類82件は、いずれも保留とした。

〔調査の概要〕

5月8日、「憲法に対する考え方について」について委員相互間において意見の交換が行われ、大規模自然災害等に備えた迅速な緊急集会開会に向けたシミュレーション及び参議院BCPの検討の必要性、生成AIなどの選挙及び国民投票への影響についての議論の必要性、選挙実施困難事態及び繰延投票制度についての議論の必要性、憲法改正発議に向けて結論を出すべき時期を見据えた衆参憲法審査会の進め方、憲法議論に際しての日本国憲法の性質の定義の重要性、自民党総裁任期中の改憲に関する岸田総理の発言、憲法改正に優先すべき被災者支援における諸課題の解決、憲法改正権力・憲法尊重擁護義務・立憲

主義と憲法審査会の在り方、緊急事態条項及び自衛隊の憲法への明記についての審議の積み重ね、地方自治法改正案と憲法92条の趣旨、憲法への自衛隊の存在の明記の実現、自治体の人口規模に応じた地方自治の在り方、衆院東京15区補欠選挙における選挙の自由妨害、憲法改正発議と裏金問題、緊急集会の権能の明確化及び緊急時の立法府の在り方、人権後進国としての現状と憲法の保障する豊かな人権の実現、国民にとって不利益な部分についての憲法改正に関する考え方、札幌高裁判決を踏まえた婚姻の平等、国会法改正による緊急集会の機能強化等について、見解が述べられた。

5月15日、「憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会について）」について、川崎参議院法制局長及び憲法審査会事務局当局から説明が行われた。この後、委員相互間において意見の交換が行われ、あらゆる事態を想定したシミュレーションを通じた緊急集会の検討事項の洗い出し、緊急政令規定を含む法律の改正を通じた衆議院議員任期満了時の緊急集会による統制の明確化、参議院議員の参集が困難な事態を想定した一定要件の下でのオンライン出席等の制度創設の検討、広範な地域において70日を超えて選挙の適正な実施が困難な場合の緊急集会だけでの対処の困難性、緊急集会の審議の対象となる予算の種別、選挙権の制限を正当化する衆議院議員任期延長改憲論の不当性、制定趣旨を踏まえた緊急時の制度としての緊急集会、緊急集会制度と法の支配、70日の制約を取り払いフルスペックの国会の権限を行使可能な緊急集会についての議論の必要性、緊急集会の開催可能期間、選挙困難事態における緊急集会と繰延投票を基本とする国会機能維持、万が一の場合でも緊急集会を機能させるための参議院と内閣のBCP策定の必要性、国会議員の任期の特例を含む緊急事態条項の憲法への明記、緊急事態時の国家権力の行使も法の支配下に置く必要性、早期の総選挙実施に向けたインセンティブに係る緊急集会と衆議院議員任期延長の比較等について、見解が述べられた。

5月29日、「憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会について）」について、川崎参議院法制局長及び内閣府から説明が行われた。この後、委員相互間において意見の交換が行われ、衆議院議員任期満了時の緊急集会の可否に係る各会派の意見、危機の事態における国民の選択機会確保のための公職選挙法改正及び自治体選挙事務の改善、緊急集会の審議の対象となる予算の種別、緊急集会制度の限界、制度としての議員任期延長が確立していない前提での緊急集会における衆議院議員の身分復活に係る特別法制定の可否、災害対応のための地方自治体の人的・財政的体制の強化、参議院の権限の根幹に関わる問題についての衆議院憲法審査会での議論、緊急事態を理由とした憲法改正の必要性の有無、緊急集会において議員の発議できる議案の範囲、憲法54条2項の「国に緊急の必要があるとき」の範囲等緊急集会に関する論点整理の必要性、緊急集会の権能に関する改憲会派の主張の一貫性の欠如、衆議院憲法審査会における緊急集会制度の意味の不十分な理解、非常事態・緊急事態時の解散権の在り方等の議論の重要性、憲法改正条文案起草に関する憲法審査会長の指導力、緊急集会に関する各会派の見解等について、見解が述べられた。

6月12日、「憲法に対する考え方について（国民投票法等について）」について、憲法審査会事務局当局及び川崎参議院法制局長から説明が行われた。この後、委員相互間において意見の交換が行われ、インターネット広告の規制に係る広告回数・広告費の広報協議会への報告の義務付け、国民投票運動等の支出上限の設定及び収支報告書の提出の必要性、

各種媒体を通じた有料CMに係る政党による自主規制ルール検討の必要性、国民投票運動の放送CMやインターネットCMを含むインターネット上の情報発信に関する自由と公正のバランスを踏まえた慎重な対応の必要性、民間機関との連携を含む広報協議会によるファクトチェック機能の検討、資金力の多寡が結果を左右しかねない現行国民投票法の根本的欠陥、憲法改正に先立つ国民投票に係る厳格なメディア規制、憲法96条1項の「過半数」の解釈、衆議院憲法審査会に付託されている国民投票法改正案の参議院送付後の取扱い、地方自治法改正案に規定された国の指示権の違憲性、広報協議会の発信する情報への容易なアクセスの検討、憲法本体の議論と国民投票に関わる議論の並行的実施、令和3年改正国民投票法附則4条2号の趣旨等について、見解が述べられた。

(2) 審査会経過

○令和6年4月10日(水) (第1回)

- 幹事の補欠選任を行った。

○令和6年5月8日(水) (第2回)

- 憲法に対する考え方について意見の交換を行った。

○令和6年5月15日(水) (第3回)

- 憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会について)について川崎参議院法制局長及び憲法審査会事務局当局から説明を聴いた後、意見の交換を行った。

○令和6年5月29日(水) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会について)について川崎参議院法制局長及び政府参考人から説明を聴いた後、意見の交換を行った。

○令和6年6月12日(水) (第5回)

- 憲法に対する考え方について(国民投票法等について)について憲法審査会事務局当局及び川崎参議院法制局長から説明を聴いた後、意見の交換を行った。

○令和6年6月21日(金) (第6回)

- 請願第2号外81件を審査した。

4 情報監視審査会

委員一覧（8名）

会 長	有村 治子（自民）	宮崎 雅夫（自民）	串田 誠一（維教）
	石田 昌宏（自民）	牧山 ひろえ（立憲）	浜口 誠（民主）
	羽生田 俊（自民）	石川 博崇（公明）	（会期終了日 現在）

（１）活動概観

1月26日の本会議で欠員中の委員1名について、新たに委員が選任された。同日、選任された1名の委員により、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓が行われた。

〔調査の経過〕

今国会においては、防衛省で特定秘密の不適切な取扱事案が複数確認されたこと等を受け、特定秘密の管理について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。また、令和4年末時点で特定秘密を指定している13行政機関から指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明を聴取し、質疑を行った。さらに、公安調査庁（東京都）における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同庁への委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受けた。加えて、陸上自衛隊及び海上自衛隊において特定秘密の漏えいのおそれのある事案が相次いで認知されたため、審査会の特定秘密保護制度の常時監視という責務に鑑み、それぞれ最終的な調査結果を待たずに防衛省から報告を聴くなどの対応を行い、同省における調査が終了したところで、両事案の公表に先立ち、特定秘密の管理について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。その後、高市国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。最後に、年次報告書（調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（対象期間は令和5年5月1日から令和6年5月31日までの間））を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月8日、公安調査庁の特定秘密の提示を要求することを決定した。また、特定秘密の管理について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。さらに、防衛省、防衛装備庁、国家安全保障会議、内閣官房、内閣府及び警察庁の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

2月13日、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省、海上保安庁及び外務省の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

2月20日、公安調査庁における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同庁への委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受けた。

4月16日、特定秘密の管理について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った後、高市国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

6月12日、年次報告書（令和6年6月）を決定し、議長に提出した。また、同日、調査及び審査の報告を申し出ることを決定し、6月14日の本会議で会長が報告した。

（２）審査会経過

○令和6年2月8日（木）（第1回）

- 委員派遣を行うことを決定した。
- 特定秘密の提示を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の管理に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和6年2月13日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和6年4月16日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の管理に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について高市国務大臣に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について政府参考人に対し質疑を行った。
- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和6年6月12日（水）（第4回）

- 議員その他の者の傍聴を許すものとするに決定した。
- 本審査会の調査及び審査に関する年次報告書を提出することを決定した。
- 本審査会の調査及び審査の報告を申し出ることを決定した。

委員派遣

○令和6年2月20日(火)

○公安調査庁における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査

〔派遣地〕

東京都

〔派遣委員〕

有村治子君（自民）、石田昌宏君（自民）、羽生田俊君（自民）、宮崎雅夫君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、石川博崇君（公明）、串田誠一君（維教）、浜口誠君（民主）

（３）審査会報告要旨

年次報告

【要旨】

本審査会は、令和5年6月に政府が国会に提出した年次報告等を基に、令和4年末時点の特定秘密の指定等について調査を行い、6月12日、報告書を議長に提出した。本報告書の対象期間は令和5年5月1日から令和6年5月31日までであり、その主な内容は次のとおりである。

一 調査の経過及び結果

1 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての調査の経過

政府が国会に提出した年次報告等について、政府から説明を聴取し、質疑を行った後、特定秘密を指定している各行政機関から特定秘密の指定等の状況について、防衛省から特定秘密の管理について、それぞれ説明を聴取し、質疑を行った。また、高市国务大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し締めくくり的な質疑を行った。このほか、公安調査庁（東京都）への委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受けた。

2 主な指摘事項の概要

以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

ア 特定秘密保護法施行10年間の運用についての徹底的な検証、適正な運用の徹底に必要な措置の実施

イ 防衛省における漏えい等の不適切事案の続発を踏まえた法令遵守の徹底、再発防止措置の早急な実施

ウ 漏えい事案についての適時適切な審査会への報告、国民への早期公表

エ 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の成立を受けた特定秘密保護法の運用基準の事項の細目の見直しにおける具体的かつ明確な規定

オ 重要経済安保情報に係る検証・監察の実施等を見据えた情報保全監察室の体制強化

二 審査の経過及び結果

議院又は委員会若しくは調査会からの審査の求め又は要請がなかったため、審査は行わなかった。

5 政治倫理審査会

委員一覧（15名）

会 長	野村	哲郎（自民）	石井	準一（自民）	竹谷	とし子（公明）
幹 事	佐藤	正久（自民）	石井	浩郎（自民）	谷合	正明（公明）
幹 事	牧野	たかお（自民）	片山	さつき（自民）	音喜多	駿（維教）
幹 事	吉川	沙織（立憲）	福岡	資麿（自民）	舟山	康江（民主）
	青木	一彦（自民）	斎藤	嘉隆（立憲）	山下	芳生（共産）
						（会期終了日 現在）

（１）活動概観

〔審査の経過〕

今国会においては、参議院政治倫理審査会規程第1条及び第2条の規定に基づき、32名の議員に対する審査の申立てがあり、審査会においては、申立委員から説明を聴いた後、審査を行うことを決定し、被申立議員世耕弘成君、西田昌司君及び橋本聖子君からそれぞれ弁明を聴いた後、質疑を行った。その後、前記3名を除く被申立議員の出席を求めることを決定した。

〔審査の概要〕

議員赤池誠章君に対する審査申立ての件、議員井上義行君に対する審査申立ての件、議員石井正弘君に対する審査申立ての件、議員石田昌宏君に対する審査申立ての件、議員上野通子君に対する審査申立ての件、議員江島潔君に対する審査申立ての件、議員衛藤晟一君に対する審査申立ての件、議員太田房江君に対する審査申立ての件、議員岡田直樹君に対する審査申立ての件、議員加田裕之君に対する審査申立ての件、議員北村経夫君に対する審査申立ての件、議員佐藤啓君に対する審査申立ての件、議員酒井庸行君に対する審査申立ての件、議員末松信介君に対する審査申立ての件、議員世耕弘成君に対する審査申立ての件、議員高橋はるみ君に対する審査申立ての件、議員長峯誠君に対する審査申立ての件、議員西田昌司君に対する審査申立ての件、議員野上浩太郎君に対する審査申立ての件、議員羽生田俊君に対する審査申立ての件、議員橋本聖子君に対する審査申立ての件、議員堀井巖君に対する審査申立ての件、議員松川るい君に対する審査申立ての件、議員丸川珠代君に対する審査申立ての件、議員宮本周司君に対する審査申立ての件、議員森まさこ君に対する審査申立ての件、議員山崎正昭君に対する審査申立ての件、議員山田宏君に対する審査申立ての件、議員山谷えり子君に対する審査申立ての件、議員山本順三君に対する審査申立ての件、議員吉川ゆうみ君に対する審査申立ての件及び議員大野泰正君に対する審査申立ての件は、2月21日に、吉川沙織君外4名から審査の申立てがなされた。2月27日、各件について申立委員吉川沙織君から説明を聴取し、3月8日、参議院政治倫理審査

会規程第2条第3項の規定に基づき、申立てに係る事案を審査することに決定した。

その後、3月14日、議員世耕弘成君に対する審査申立ての件、議員西田昌司君に対する審査申立ての件及び議員橋本聖子君に対する審査申立ての件について、参議院政治倫理審査会規程第16条第1項の規定に基づき、それぞれ被申立議員から弁明を聴取した後、質疑を行った。

また、5月17日、議員赤池誠章君に対する審査申立ての件、議員井上義行君に対する審査申立ての件、議員石井正弘君に対する審査申立ての件、議員石田昌宏君に対する審査申立ての件、議員上野通子君に対する審査申立ての件、議員江島潔君に対する審査申立ての件、議員衛藤晟一君に対する審査申立ての件、議員太田房江君に対する審査申立ての件、議員岡田直樹君に対する審査申立ての件、議員加田裕之君に対する審査申立ての件、議員北村経夫君に対する審査申立ての件、議員佐藤啓君に対する審査申立ての件、議員酒井庸行君に対する審査申立ての件、議員末松信介君に対する審査申立ての件、議員高橋はるみ君に対する審査申立ての件、議員長峯誠君に対する審査申立ての件、議員野上浩太郎君に対する審査申立ての件、議員羽生田俊君に対する審査申立ての件、議員堀井巖君に対する審査申立ての件、議員松川るい君に対する審査申立ての件、議員丸川珠代君に対する審査申立ての件、議員宮本周司君に対する審査申立ての件、議員森まさこ君に対する審査申立ての件、議員山崎正昭君に対する審査申立ての件、議員山田宏君に対する審査申立ての件、議員山谷えり子君に対する審査申立ての件、議員山本順三君に対する審査申立ての件、議員吉川ゆうみ君に対する審査申立ての件及び議員大野泰正君に対する審査申立ての件の審査のため、参議院政治倫理審査会規程第17条の規定に基づき、各被申立議員の出席を求めることを決定した。

(2) 審査会経過

○令和6年2月27日(火) (第4回)

○幹事の補欠選任を行った。

○議員及び報道関係者の傍聴を許すものとするに決定した。

○議員赤池誠章君に対する審査申立ての件
議員井上義行君に対する審査申立ての件
議員石井正弘君に対する審査申立ての件
議員石田昌宏君に対する審査申立ての件
議員上野通子君に対する審査申立ての件
議員江島潔君に対する審査申立ての件
議員衛藤晟一君に対する審査申立ての件
議員太田房江君に対する審査申立ての件
議員岡田直樹君に対する審査申立ての件
議員加田裕之君に対する審査申立ての件
議員北村経夫君に対する審査申立ての件
議員佐藤啓君に対する審査申立ての件
議員酒井庸行君に対する審査申立ての件

議員末松信介君に対する審査申立ての件
議員世耕弘成君に対する審査申立ての件
議員高橋はるみ君に対する審査申立ての件
議員長峯誠君に対する審査申立ての件
議員西田昌司君に対する審査申立ての件
議員野上浩太郎君に対する審査申立ての件
議員羽生田俊君に対する審査申立ての件
議員橋本聖子君に対する審査申立ての件
議員堀井巖君に対する審査申立ての件
議員松川るい君に対する審査申立ての件
議員丸川珠代君に対する審査申立ての件
議員宮本周司君に対する審査申立ての件
議員森まさこ君に対する審査申立ての件
議員山崎正昭君に対する審査申立ての件
議員山田宏君に対する審査申立ての件
議員山谷えり子君に対する審査申立ての件
議員山本順三君に対する審査申立ての件
議員吉川ゆうみ君に対する審査申立ての件
議員大野泰正君に対する審査申立ての件

以上32件について申立委員吉川沙織君から説明を聴いた。

○令和6年3月8日(金) (第5回)

○幹事の補欠選任を行った。

○議員及び報道関係者の傍聴を許すものとするに決定した。

○議員赤池誠章君に対する審査申立ての件

議員井上義行君に対する審査申立ての件

議員石井正弘君に対する審査申立ての件

議員石田昌宏君に対する審査申立ての件

議員上野通子君に対する審査申立ての件

議員江島潔君に対する審査申立ての件

議員衛藤晟一君に対する審査申立ての件

議員太田房江君に対する審査申立ての件

議員岡田直樹君に対する審査申立ての件

議員加田裕之君に対する審査申立ての件

議員北村経夫君に対する審査申立ての件

議員佐藤啓君に対する審査申立ての件

議員酒井庸行君に対する審査申立ての件

議員末松信介君に対する審査申立ての件

議員世耕弘成君に対する審査申立ての件

議員高橋はるみ君に対する審査申立ての件

議員長峯誠君に対する審査申立ての件

議員西田昌司君に対する審査申立ての件

議員野上浩太郎君に対する審査申立ての件

議員羽生田俊君に対する審査申立ての件
議員橋本聖子君に対する審査申立ての件
議員堀井巖君に対する審査申立ての件
議員松川るい君に対する審査申立ての件
議員丸川珠代君に対する審査申立ての件
議員宮本周司君に対する審査申立ての件
議員森まさこ君に対する審査申立ての件
議員山崎正昭君に対する審査申立ての件
議員山田宏君に対する審査申立ての件
議員山谷えり子君に対する審査申立ての件
議員山本順三君に対する審査申立ての件
議員吉川ゆうみ君に対する審査申立ての件
議員大野泰正君に対する審査申立ての件
以上32件について審査することを決定した。

○令和6年3月14日(木) (第6回)

- 幹事の補欠選任を行った。
- 議員及び報道関係者の傍聴を許すものとするに決定した。
- 議員世耕弘成君に対する審査申立ての件について被申立議員世耕弘成君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、蓮舫君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、音喜多駿君（維教）、舟山康江君（民主）、山下芳生君（共産）

- 議員西田昌司君に対する審査申立ての件について被申立議員西田昌司君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福岡資麿君（自民）、吉川沙織君（立憲）、里見隆治君（公明）、音喜多駿君（維教）、舟山康江君（民主）、井上哲士君（共産）

- 議員橋本聖子君に対する審査申立ての件について被申立議員橋本聖子君から弁明を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

牧野たかお君（自民）、吉川沙織君（立憲）、里見隆治君（公明）、片山大介君（維教）、舟山康江君（民主）、井上哲士君（共産）

○令和6年5月17日(金) (第7回)

- 議員及び報道関係者の傍聴を許すものとするに決定した。
- 議員赤池誠章君に対する審査申立ての件
議員井上義行君に対する審査申立ての件
議員石井正弘君に対する審査申立ての件
議員石田昌宏君に対する審査申立ての件
議員上野通子君に対する審査申立ての件
議員江島潔君に対する審査申立ての件
議員衛藤晟一君に対する審査申立ての件
議員太田房江君に対する審査申立ての件

議員岡田直樹君に対する審査申立ての件
議員加田裕之君に対する審査申立ての件
議員北村経夫君に対する審査申立ての件
議員佐藤啓君に対する審査申立ての件
議員酒井庸行君に対する審査申立ての件
議員末松信介君に対する審査申立ての件
議員高橋はるみ君に対する審査申立ての件
議員長峯誠君に対する審査申立ての件
議員野上浩太郎君に対する審査申立ての件
議員羽生田俊君に対する審査申立ての件
議員堀井巖君に対する審査申立ての件
議員松川るい君に対する審査申立ての件
議員丸川珠代君に対する審査申立ての件
議員宮本周司君に対する審査申立ての件
議員森まさこ君に対する審査申立ての件
議員山崎正昭君に対する審査申立ての件
議員山田宏君に対する審査申立ての件
議員山谷えり子君に対する審査申立ての件
議員山本順三君に対する審査申立ての件
議員吉川ゆうみ君に対する審査申立ての件
議員大野泰正君に対する審査申立ての件

以上29件について被申立議員の出席を求めることを決定した。

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、3,171件（168種類）であり、このうち件数の多かったものは、「建設労働者の雇用改善、担い手確保・育成に関する請願」177件、「優生保護法問題の全面解決に関する請願」及び「障害福祉についての法制度拡充に関する請願」各95件、「教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願」86件、「現行の健康保険証を残すことを求めることに関する請願」77件などであった。

各委員会及び憲法審査会の付託件数は、内閣322件、総務1件、法務200件、外交防衛224件、財政金融304件、文教科学334件、厚生労働995件、農林水産80件、経済産業119件、国土交通180件、環境24件、議院運営1件、災害対策34件、政治改革91件、地方デジ180件、憲法82件であった。

請願者の総数は729万4,319人に上っている。

4月12日、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会は目的及び名称が変更され、政治改革に関する調査を目的とする政治改革に関する特別委員会となり、付託されていた請願はそのまま引き継がれることとなった。

請願書の紹介提出期限は、6月6日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の6日前の同17日までと決定された。

6月21日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われ、2委員会において392件（7種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで、同日の本会議において「裁判所の人的・物的充実に関する請願」外391件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は12.4%であり、種類別による採択率（採択数／付託数）は4.2%であった。

2 請願件数表

委 員 会 ・ 憲 法 審 査 会					本会議	備 考
委員会等名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	322	0	0	322	0	
総 務	1	0	0	1	0	
法 務	200	25	0	175	25	
外 交 防 衛	224	0	0	224	0	
財 政 金 融	304	0	0	304	0	
文 教 科 学	334	0	0	334	0	
厚 生 労 働	995	367	0	628	367	
農 林 水 産	80	0	0	80	0	
経 済 産 業	119	0	0	119	0	
国 土 交 通	180	0	0	180	0	
環 境	24	0	0	24	0	
議 院 運 営	1	0	0	1	0	
災 害 対 策	34	0	0	34	0	
政 治 改 革	91	0	0	91	0	
地 方 デ ジ	180	0	0	180	0	
憲 法	82	0	0	82	0	
計	3, 171	392	0	2, 779	392	提出総数 3, 171件

3 本会議において採択された請願件名一覧

【内閣に送付するを要するもの】

- 法務委員会……………25件
裁判所の人的・物的充実に関する請願（第1475号外24件）
- 厚生労働委員会…………… 367件
建設労働者の雇用改善、担い手確保・育成に関する請願（第48号外176件）
社会福祉施設職員等退職共済制度に関する請願（第383号）
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第713号外70件）
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願（第1517号外47件）
現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願（第1858号外19件）
てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願（第2585号外49件）

【内閣に送付するを要しないもの】

なし

質問主意書一覧

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日
1	当選無効となった国会議員に対する国による不当利得返還請求権に関する質問主意書	西田 実仁君	6. 1. 26	6. 1. 31	6. 2. 6
2	令和六年一月二日に東京国際空港で発生した航空機事故に関する質問主意書	神谷 宗幣君	1. 26	1. 31	2. 6
3	S N Sの安全性に関する質問主意書	神谷 宗幣君	1. 26	1. 31	2. 6
4	歴史認識に関わる我が国の政策に関する質問主意書	神谷 宗幣君	1. 26	1. 31	2. 6
5	クマとの共存に関する質問主意書	ながえ 孝子君	1. 26	1. 31	2. 6
6	線状降水帯予想の適中率に関する質問主意書	石垣 のりこ君	1. 26	1. 31	2. 6
7	令和六年能登半島地震発生時の原子力規制庁の初動に関する質問主意書	石垣 のりこ君	1. 26	1. 31	2. 6
8	日本の適正人口に関する質問主意書	齊藤 健一郎君	1. 30	2. 5	2. 9
9	令和四年十月十八日から十九日にかけて宗教法人法の解釈を変更した閣議決定の有無とその内容に関する質問主意書	浜田 聡君	1. 31	2. 5	2. 9
10	女性用トイレの運用に関する質問主意書	須藤 元気君	1. 31	2. 5	2. 9
11	パンデミック条約及び国際保健規則改正案に関する質問主意書	須藤 元気君	1. 31	2. 5	2. 9
12	クマの「指定管理鳥獣」指定に関する質問主意書	神谷 宗幣君	2. 1	2. 7	2. 13
13	台湾政府の内政部より処分を受けた人物の在留及び帰化に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 1	2. 7	2. 13
14	国の専決事項たる外交や安全保障を侵害する非核神戸方式に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 1	2. 7	2. 13

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書 受領日
15	大規模災害時の公務員の宿泊料に関する質問主意書	石垣 のりこ君	6. 2. 2	6. 2. 13	6. 2. 16
16	令和六年一月一日能登半島地震発災時のNHK報道に関する質問主意書	石垣 のりこ君	2. 2	2. 13	2. 16
17	地方議会におけるウイグルの人権問題にかかる決議や意見書への政府の受け止めに関する質問主意書	浜田 聡君	2. 2	2. 13	2. 16
18	外国人の国民健康保険の低額な保険料とその医療給付によって日本国民たる一般加入者の負担につながる等に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 5	2. 13	2. 16
19	生活保護制度における医療扶助の適正化に向けた抜本的な見直しに関する質問主意書	浜田 聡君	2. 5	2. 13	2. 16
20	日本PTA全国協議会の会長が同会における不明瞭な会計や決済プロセスの徹底調査等の方針を打ち出したのち、任期の途中で突然解任されたこと等に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 5	2. 13	2. 16
21	公の施設における表現の自由に関する質問主意書	石垣 のりこ君	2. 6	2. 13	2. 16
22	第二次岸田第二次改造内閣政務三役等のマイナンバーカード取得状況等に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 7	2. 14	2. 20
23	第二次岸田第二次改造内閣政務三役等の多重国籍に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 7	2. 14	2. 20
24	世界各国の腐敗度ランキングで百八十カ国・地域中百四位のウクライナに対して、「日・ウクライナ経済復興推進会議」を開催することの妥当性に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 7	2. 14	2. 20
25	能登半島地震に伴う災害派遣の自衛官の移動費及び代休取得に関する質問主意書	齊藤 健一郎君	2. 7	2. 14	2. 20
26	埼玉県における公立別学高校の廃止に向けた動きに関する質問主意書	鈴木 宗男君	2. 7	2. 14	2. 20
27	岸田内閣が掲げる少子化対策におけるEBPMが明確ではない可能性等に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 8	2. 14	2. 20

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日
28	終戦記念日が八月十五日であることに関する質問 主意書	齊藤 健一郎君	6. 2. 9	6. 2. 19	6. 2. 22
29	素手でのトイレ清掃に関する質問主意書	石垣 のりこ君	2. 9	2. 19	2. 22
30	旧ソビエト連邦による北方四島占領に関する質問 主意書	齊藤 健一郎君	2. 13	2. 19	2. 22
31	町内会や自治会に入会しないとごみが捨てられない 等の町内会及び自治会の問題に関する質問主意 書	浜田 聡君	2. 13	2. 19	2. 22
32	イーゼス・システム搭載艦の費用に関する質問主 意書	辻元 清美君	2. 15	2. 21	2. 27
33	不法滞在外国人が国内に滞在し続けることをNH K専門解説委員が肯定している記事に関する質問 主意書	浜田 聡君	2. 15	2. 21	2. 27
34	国民負担率の算出目的に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 16	2. 26	3. 1
35	認定NPO法人フローレンスが自社の取組を渋谷 区のふるさと納税の対象にすることで税金の支払 い逃れをしている可能性に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 16	2. 26	3. 1
36	極左暴力集団の一つである革マル派がJR総連及 びJR東労組へ浸透し続けている可能性に関する 質問主意書	浜田 聡君	2. 16	2. 26	3. 1
37	いわゆる避難所ガチャを作らないための「日本版 スフィア基準」創設に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 16	2. 26	3. 1
38	災害拠点病院における免震化の推進に関する質問 主意書	石垣 のりこ君	2. 16	2. 26	3. 1
39	原子力発電環境整備機構の費用負担による地方議 員の視察旅行に関する質問主意書	石垣 のりこ君	2. 16	2. 26	3. 1
40	志賀原子力発電所の損傷した変圧器の耐震性に関 する質問主意書	石垣 のりこ君	2. 20	2. 26	3. 1
41	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱 税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政 府との間の条約の実務に関する質問主意書	須藤 元気君	2. 20	2. 26	3. 1

番号	件 名	提出者	提出 月 日	転送 月 日	答 弁 書 受 領 日
42	日本とロシアの北方墓参に関する質問主意書	鈴木 宗男君	6. 2. 20	6. 2. 26	6. 3. 1
43	N T T法廃止議論に関する質問主意書	須藤 元気君	2. 22	2. 28	3. 5
44	固定電話加入権販売時の説明に関する質問主意書	須藤 元気君	2. 22	2. 28	3. 5
45	女性用トイレの運用に関する再質問主意書	須藤 元気君	2. 22	2. 28	3. 5
46	T S M C誘致に関する質問主意書	須藤 元気君	2. 22	2. 28	3. 5
47	地方公共団体における随意契約の要件に関する質問主意書	塩村 あやか君	2. 22	2. 28	3. 5
48	在日米軍施設・区域内のP C B廃棄物に関する質問主意書	高良 鉄美君	2. 26	3. 4	3. 8
49	避難所における新型コロナウイルス感染者数とウイルス除去できる空気清浄機に関する質問主意書	石垣 のりこ君	2. 26	3. 4	3. 8
50	終戦記念日が八月十五日であることに関する再質問主意書	齊藤 健一郎君	2. 27	3. 4	3. 8
51	埼玉県における公立別学高校の廃止に向けた動きに関する再質問主意書	鈴木 宗男君	2. 27	3. 4	3. 8
52	歴史認識に関わる我が国の政策に関する再質問主意書	神谷 宗幣君	2. 28	3. 4	3. 8
53	我が国に設置された孔子学院に関する質問主意書	神谷 宗幣君	2. 28	3. 4	3. 8
54	政治参加の門戸を広げるための選挙供託金制度に関する質問主意書	神谷 宗幣君	2. 29	3. 6	3. 12
55	国連パレスチナ難民救済事業機関（U N R W A）の評価及び情報に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 29	3. 6	3. 12
56	国民保護措置の実施のための自衛隊と地方公務員の法制比較に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 29	3. 6	3. 12

番号	件 名	提出者	提出 月 日	転送 月 日	答 弁 書 受 領 月 日
57	イスラエルのテロ攻撃に国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）職員が関与したとの疑惑に関する質問主意書	鈴木 宗男君	6. 2. 29	6. 3. 6	6. 3. 12
58	辺野古新基地建設に係る埋立てに用いる土砂等の採取に関する質問主意書	大椿 ゆうこ君	2. 29	3. 6	3. 12
59	宗教法人解散要件の解釈変更手続きに関する、令和四年十月十九日早朝の「政府部内の検討過程」と文化庁による宗教法人審議会での合意形成に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 1	3. 6	3. 12
60	運輸安全委員会に関する質問主意書	齊藤 健一郎君	3. 1	3. 6	3. 12
61	銀行口座の名義に関する質問主意書	須藤 元気君	3. 4	3. 11	3. 15
62	二〇二二年八月二十七日放送のTBS「報道特集」の番組内容が放送法第四条違反である可能性に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 5	3. 11	3. 15
63	岸田総理は連合と面会するにあたり、連合会長に対してJR総連との関係断絶を求めることが必要であることに関する質問主意書	浜田 聡君	3. 5	3. 11	3. 15
64	半導体政策の妥当性に関する質問主意書	須藤 元気君	3. 6	3. 11	3. 15
65	パンデミック条約の訳に関する質問主意書	須藤 元気君	3. 6	3. 11	3. 15
66	外務省HPに掲載されているヨルダン川西岸地区の地図とパレスチナ自治政府の領域に関する質問主意書	石垣 のりこ君	3. 6	3. 11	3. 15
67	日本たばこ産業株式会社（JT）のロシア事業に関する質問主意書	松沢 成文君	3. 8	3. 13	3. 19
68	不法滞在の外国人男性に埼玉県知事が感謝状を渡したことで、行政庁が不法滞在者を容認しているという誤解を与える可能性等に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 11	3. 18	3. 22
69	日本が子の連れ去り国との非難を受けていることに関する質問主意書	浜田 聡君	3. 12	3. 18	3. 22

番号	件 名	提出者	提出 月 日	転送 月 日	答 弁 書 受 領 日
70	岸田首相の能登半島地震被災地支援者らとの意見交換および生業近接型仮設住宅ニーズ調査に関する質問主意書	山本 太郎君	6 . 3 . 12	6 . 3 . 18	6 . 3 . 22
71	日本が実施すべき半導体支援策に関する質問主意書	須藤 元気君	3 . 13	3 . 21	3 . 26
72	N T T法廃止議論に関する再質問主意書	須藤 元気君	3 . 13	3 . 21	3 . 26
73	我が国の「移民政策」と外国人労働者に関する質問主意書	神谷 宗幣君	3 . 14	3 . 21	3 . 26
74	ジャンボタニシを水田に撒いている写真がSNSで拡散したことに関する質問主意書	石垣 のりこ君	3 . 15	3 . 25	3 . 29
75	地方行政への国の介入強化に関する質問主意書	神谷 宗幣君	3 . 19	3 . 25	3 . 29
76	T S M C誘致に関する再質問主意書	須藤 元気君	3 . 19	3 . 25	3 . 29
77	岸田内閣が掲げる少子化対策におけるE B P Mが明確ではない可能性等に関する再質問主意書	浜田 聡君	3 . 19	3 . 25	3 . 29
78	法務省の人権救済制度に関する質問主意書	浜田 聡君	3 . 19	3 . 25	3 . 29
79	自衛官が制服を着用して靖国神社に参拝したことに関する質問主意書	石垣 のりこ君	3 . 19	3 . 25	3 . 29
80	公職選挙法、特に個人演説会場用看板の類等に関する質問主意書	ながえ 孝子君	3 . 25	4 . 1	4 . 5
81	パンデミック条約の訳に関する再質問主意書	須藤 元気君	3 . 25	4 . 1	4 . 5
82	「高齢者集団自決」を求める発言をした有識者の省庁事業での起用に関する質問主意書	山本 太郎君	3 . 26	4 . 1	4 . 5
83	いわゆるパンデミック条約及び国際保健規則改正関連の情報開示に対する関係省庁の姿勢に関する質問主意書	須藤 元気君	3 . 26	4 . 1	4 . 5

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日
84	半導体政策の妥当性に関する再質問主意書	須藤 元気君	6. 3. 26	6. 4. 1	6. 4. 5
85	L D（学習障害）、ディスレクシア、発達障害等により文字の読み書き学習に著しく困難を抱える児童生徒の教科書に関する質問主意書	石垣 のりこ君	3. 26	4. 1	4. 5
86	我が国における航空事故の事故調査と刑事捜査に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 28	4. 3	4. 9
87	沖縄県における優遇措置に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 28	4. 3	4. 9
88	避難退域時検査のためのゲートモニタの実効性及び検査の処理試算に関する質問主意書	山本 太郎君	3. 29	4. 3	4. 9
89	放課後等デイサービス等の児童発達支援管理責任者が処遇改善加算の対象に加えられていないことに関する質問主意書	石垣 のりこ君	3. 29	4. 3	4. 9
90	L G B T理解増進法施行後の性教育の懸念に関する質問主意書	神谷 宗幣君	4. 1	4. 8	4. 12
91	東京出入国在留管理局の労働実態に関する質問主意書	神谷 宗幣君	4. 1	4. 8	4. 12
92	赤い羽根共同募金の受配者が社会福祉法第二百二十二条の禁止事項に反して寄附金を募集し集めていること等に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 1	4. 8	4. 12
93	中央省庁及び中央省庁が管轄する外郭団体と「高齢者集団自決」を求める発言をした有識者との間の契約に関する質問主意書	山本 太郎君	4. 1	4. 8	4. 12
94	技能実習、特定技能等の在留資格で長期滞在する外国人のワクチン接種に関する質問主意書	石垣 のりこ君	4. 1	4. 8	4. 12
95	麻疹感染者の増加とMRワクチンの二回目接種に関する質問主意書	石垣 のりこ君	4. 1	4. 8	4. 12
96	収支報告書不記載金額分の納税義務に関する質問主意書	須藤 元気君	4. 2	4. 8	4. 12
97	道府県原子力防災担当者連絡会議の議事録に関する質問主意書	山本 太郎君	4. 2	4. 8	4. 12

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日
98	ジャンボタニシの特定外来生物指定に関する質問 主意書	石垣 のりこ君	6. 4. 3	6. 4. 8	6. 4. 12
99	国会議員事務所からの質問や資料要求等に関する 質問主意書	浜田 聡君	4. 4	4. 10	4. 16
100	戦時下の朝鮮半島出身労働者をめぐる問題に関する 質問主意書	神谷 宗幣君	4. 4	4. 10	4. 16
101	地方行政への国の介入強化に関する再質問主意書	神谷 宗幣君	4. 4	4. 10	4. 16
102	日本が実施すべき半導体支援策に関する再質問主 意書	須藤 元気君	4. 8	4. 15	4. 19
103	N H Kが「警視庁によりますと」という記載で書 類送検された男性を報道した事に関する質問主意 書	浜田 聡君	4. 8	4. 15	4. 19
104	我が国の薬物乱用実態とそれが国家安全保障に与 える影響に対する認識に関する質問主意書	神谷 宗幣君	4. 9	4. 15	4. 19
105	J A S M第二工場の住所に関する質問主意書	須藤 元気君	4. 10	4. 15	4. 19
106	T S M C及びJ A S Mとの契約に関する質問主意 書	須藤 元気君	4. 10	4. 15	4. 19
107	半導体助成金に関する質問主意書	須藤 元気君	4. 10	4. 15	4. 19
108	政治資金収支報告書の適切な記載に向けた総務省 及び選挙管理委員会の監督権限行使のあり方等に 関する質問主意書	舟山 康江君	4. 10	4. 15	4. 19
109	有権者に日本酒を提供したことが報じられている 衆議院議員への捜査に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 11	4. 17	4. 23
110	日本の水道事業の民営化・外資開放への懸念に関 する質問主意書	神谷 宗幣君	4. 12	4. 17	4. 23
111	民商（日本共産党関連団体）の組織的積極的な指 南による持続化給付金の不正受給等に関する質問 主意書	浜田 聡君	4. 12	4. 17	4. 23

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日
112	学校付近における騒音被害調査等に関する質問主意書	山本 太郎君	6. 4. 12	6. 4. 17	6. 4. 23
113	引退する競走馬に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 15	4. 22	4. 26
114	ガバメントクラウドファンディングにおける自治体と一部のNPO法人の不明瞭な関係に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 16	4. 22	4. 26
115	イランを強く非難する一方、イスラエルに対しては確定的評価を差し控えていることに関する質問主意書	石垣 のりこ君	4. 17	4. 22	4. 26
116	コロナ禍における旅行支援政策と感染拡大防止との関係に関する質問主意書	村田 享子君	4. 23	4. 24	5. 7
117	我が国の科学技術関連政策における国際関係と安全保障への影響に関する質問主意書	神谷 宗幣君	4. 23	4. 24	5. 7
118	歴史認識に関わる我が国の政策に関する第三回質問主意書	神谷 宗幣君	4. 23	4. 24	5. 7
119	フリーランスで芸能に従事するクリエイターの保護に関する質問主意書	塩村 あやか君	4. 23	4. 24	5. 7
120	フリーランスの労災保険特別加入制度に関する質問主意書	塩村 あやか君	4. 23	4. 24	5. 7
121	画像生成AIの適正使用及びそれに伴う著作権制度の整備等に関する質問主意書	塩村 あやか君	4. 23	4. 24	5. 7
122	我が国に設置された孔子学院に関する再質問主意書	神谷 宗幣君	4. 25	5. 7	5. 10
123	辺野古大浦湾の工事にに関する質問主意書	福島 みずほ君	4. 26	5. 7	5. 10
124	聴覚障がい者が踏切を安全に横断できる赤色せん光灯に関する質問主意書	石垣 のりこ君	4. 26	5. 7	5. 10
125	難民認定申請者への保護費に関する質問主意書	高良 鉄美君	5. 8	5. 13	5. 17

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書 受領日
126	選挙期間中の政党その他の政治団体の機関紙誌の頒布に関する質問主意書	石垣 のりこ君	6. 5. 8	6. 5. 13	6. 5. 17
127	自動車E V化を巡る我が国の政策に関する質問主意書	神谷 宗幣君	5. 9	5. 15	5. 21
128	エネルギー供給基盤事業への外国企業参入及び自然エネルギー財団の関与に関する質問主意書	神谷 宗幣君	5. 9	5. 15	5. 21
129	内閣府の「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」等の私的諮問機関の構成員の国籍等に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 9	5. 15	5. 21
130	岸田内閣が推し進めるE B P Mを実践する上で必要不可欠である政府職員の統計に関する専門性に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 9	5. 15	5. 21
131	北朝鮮に拉致された日本人被害者を取り戻すための方策に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 13	5. 20	5. 24
132	特定非営利活動法人フローレンスによる養子縁組のあっせんに係る手数料と営利に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 14	5. 20	5. 24
133	本年四月二十八日実施の衆院補選（東京十五区）における政見放送の時間帯の在り方に関する質問主意書	神谷 宗幣君	5. 14	5. 20	5. 24
134	我が国の排他的経済水域への中国による浮遊式障害物の設置に関する質問主意書	神谷 宗幣君	5. 14	5. 20	5. 24
135	伊藤信太郎環境大臣と水俣病患者団体との懇談の場における警備の在り方に関する質問主意書	石垣 のりこ君	5. 14	5. 20	5. 24
136	水俣病の関係団体と伊藤信太郎環境大臣の懇談の場でマイクを切ったことに関する質問主意書	石垣 のりこ君	5. 14	5. 20	5. 24
137	次世代の教育を支えるための奨学金制度拡充に関する質問主意書	神谷 宗幣君	5. 17	5. 22	5. 28
138	家庭連合への解散命令請求手続きに関して数多くの有識者が問題視していることに関する質問主意書	浜田 聡君	5. 17	5. 22	5. 28

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日
139	岸田総理の「断絶宣言」を端緒とする地方自治体における家庭連合信者の公的施設の利用を禁じる等の決議が検討されていることに関する質問主意書	浜田 聡君	6. 5. 17	6. 5. 22	6. 5. 28
140	米国上院公聴会での原爆投下を正当化する発言に対して上川陽子外務大臣が米国政府などに抗議したことに関する質問主意書	石垣 のりこ君	5. 17	5. 22	5. 28
141	家庭連合信者への拉致監禁事件に関与している左翼過激派系弁護士集団「全国弁連」が、政府による家庭連合への解散命令請求の決定に関与している可能性に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 21	5. 27	5. 31
142	保育における公定価格の地域区分に関する質問主意書	上田 清司君	5. 22	5. 27	5. 31
143	太陽光発電所を二施設保有する発電事業者が国の再生エネルギーに関する議論や提言に関わることの適正性に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 22	5. 27	5. 31
144	国語教育政策と言語文化としての日本語の継承に関する質問主意書	神谷 宗幣君	5. 23	5. 29	6. 4
145	地方自治体職員の国籍に関する質問主意書	神谷 宗幣君	5. 23	5. 29	6. 4
146	国際刑事裁判所が Netanyahu 首相やハマス幹部の逮捕状を請求したことに関する質問主意書	石垣 のりこ君	5. 27	6. 3	6. 7
147	ロシア連邦のプーチン大統領就任と日露関係、北方墓参に関する質問主意書	鈴木 宗男君	5. 28	6. 3	6. 7
148	委員長が交代した日本共産党と破壊活動防止法に関する質問主意書	鈴木 宗男君	5. 28	6. 3	6. 7
149	ノブドレフ駐日ロシア大使信任状捧呈式に関する質問主意書	鈴木 宗男君	5. 28	6. 3	6. 7
150	東日本大震災の発災翌日に菅直人総理が福島第一原発を視察した行為を後世の教訓とすることに関する質問主意書	浜田 聡君	5. 29	6. 3	6. 7
151	日本の水道事業の民営化・外資開放への懸念に関する再質問主意書	神谷 宗幣君	5. 29	6. 3	6. 7

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日
152	ブラックバス（オオクチバス・コクチバス）等特定外来生物の魚類に関する質問主意書	嘉田 由紀子君	6. 5. 29	6. 6. 3	6. 6. 7
153	法令で国民に支払いが義務化されている拋出金や賦課金等の経済的影響に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 29	6. 3	6. 7
154	定額減税と調整給付の合計額に関する質問主意書	石垣 のりこ君	5. 29	6. 3	6. 7
155	京急蒲田駅を「京急蒲タコハイ駅」とするキャンペーンに関する質問主意書	石垣 のりこ君	5. 30	6. 5	6. 11
156	福島第一原子力発電所の廃止措置と燃料デブリの位置づけに関する質問主意書	山本 太郎君	5. 30	6. 5	6. 11
157	静岡県知事選の応援演説における上川外相の「うみの苦しみ」発言撤回による負の影響に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 31	6. 5	6. 11
158	国際結婚で日本人配偶者が子供を日本国内へ連れ去るという問題が民法改正で解消されるか否かに関する質問主意書	浜田 聡君	5. 31	6. 5	6. 11
159	親権を巡って子供を一方的に連れ去る問題に弁護士が関与している可能性等に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 31	6. 5	6. 11
160	千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式における政党代表者の指名献花に関する質問主意書	齊藤 健一郎君	5. 31	6. 5	6. 11
161	令和六年六月から行われる定額減税の効果検証に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 31	6. 5	6. 11
162	森林環境税等の国税が上乗せされている個人住民税均等割の税率を標準税率よりも下げて減税することが可能であるか否かに関する質問主意書	浜田 聡君	5. 31	6. 5	6. 11
163	離婚などの家事事件での弁護士の成功報酬は公序良俗に反するという理由で制限または禁止している国がある一方、日本ではその制限がないことに関する質問主意書	浜田 聡君	5. 31	6. 5	6. 11
164	政治資金監査対象を拡大し政治資金規正法の実効性を高めることに関する質問主意書	浜田 聡君	6. 6	6. 12	6. 18

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日
165	特定非営利活動法人フローレンスによる養子縁組のあっせんに係る手数料と営利に関する再質問主意書	浜田 聡君	6. 6	6. 12	6. 18
166	S N S等を通じて不特定多数に「賞金」を提示して犯人逮捕を呼びかける行為に関する質問主意書	石垣 のりこ君	6. 6	6. 12	6. 18
167	「名目G D Pが％上がったときに税収が何％増えるか」という数値である税収弾性値を従来の一・一から二・七四へと見直すこと等に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 10	6. 17	6. 21
168	非営利性が要件であるはずの認定N P O法人フローレンスにおいて年額二千万円を超える給与をもらっている職員が存在すること等に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 10	6. 17	6. 21
169	いじめによる自殺の実数と統計上の数値の関係に関する質問主意書	石垣 のりこ君	6. 10	6. 17	6. 21
170	行政文書の存否を明らかにすることが公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことに関する質問主意書	石垣 のりこ君	6. 11	6. 17	6. 21
171	改正民法の運用におけるD V・虐待ケースの取り扱いに関する質問主意書	福島 みずほ君	6. 12	6. 17	6. 21
172	埼玉県における公立別学高校の廃止に向けた動きに関する第三回質問主意書	鈴木 宗男君	6. 12	6. 17	6. 21
173	離婚後共同親権と児童虐待に関する質問主意書	辻元 清美君	6. 12	6. 17	6. 21
174	家族の口座が登録された問題を受けた公金受取口座制度の在り方に関する質問主意書	打越 さく良君	6. 12	6. 17	6. 21
175	L G B T理解増進法における「不当な差別」の定義の明確化に関する質問主意書	神谷 宗幣君	6. 14	6. 19	6. 25
176	J C M（二国間クレジット制度）に関する質問主意書	神谷 宗幣君	6. 14	6. 19	6. 25
177	福祉現場における、いわゆるパワーハラスメントと虐待に関する質問主意書	打越 さく良君	6. 14	6. 19	6. 25

番号	件 名	提出者	提出 月 日	転送 月 日	答 弁 受 領 月 日
178	「自由権規約委員会第七回日本定期報告審査に係る総括所見」及び「ILO／ユネスコ教職員勧告適用合同専門家委員会十三会期・第十四会期最終報告書」への日本政府の対応に関する質問主意書	大 椿 ゆうこ君	6. 17	6. 21	6. 28
179	経団連が提言しても政府が選択的夫婦別姓制度を導入しない理由に関する質問主意書	水野 素子君	6. 18	6. 21	6. 28
180	子の扶養と法定養育費に関する質問主意書	水野 素子君	6. 18	6. 21	6. 28
181	「ものづくりマイスター制度」に関する質問主意書	水野 素子君	6. 18	6. 21	6. 28
182	学校騒音調査に関する質問主意書	山本 太郎君	6. 18	6. 21	6. 28
183	ミャンマー国民和解担当日本政府代表に関する質問主意書	石橋 通宏君	6. 18	6. 21	6. 28
184	我が国における難民認定の状況に関する質問主意書	石橋 通宏君	6. 18	6. 21	6. 28
185	ヤフーニュースやLINEニュースなどニュースポータルサイトによるニュースの寡占化に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 18	6. 21	6. 28
186	「ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議」を受けた政府の対応に関する質問主意書	石垣 のりこ君	6. 18	6. 21	6. 28
187	地方公共団体のフルタイム非常勤職員の退職手当に関する質問主意書	石垣 のりこ君	6. 18	6. 21	6. 28
188	柔道整復業の施術所の名称等に関する質問主意書	大 島 九州男君	6. 18	6. 21	6. 28
189	日本における台風観測の精度向上に向けた政府の取組に関する質問主意書	奥村 政佳君	6. 18	6. 21	6. 28
190	ロシア連邦のプーチン大統領就任と日露関係、北方墓参に関する再質問主意書	鈴木 宗男君	6. 19	6. 21	6. 28
191	ノズドレフ駐日ロシア大使信任状捧呈式に関する再質問主意書	鈴木 宗男君	6. 19	6. 21	6. 28

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日
192	我が国の「移民政策」と外国人労働者に関する再質問主意書	神谷 宗幣君	6. 19	6. 21	6. 28
193	創薬力の向上に関する質問主意書	田島 麻衣子君	6. 19	6. 21	6. 28
194	世界初の国際英語力調査であるPISA二〇二五FLAへの不参加と世界で活躍できる人材育成の教育政策に関する質問主意書	田島 麻衣子君	6. 19	6. 21	6. 28
195	特定非営利活動法人フローレンスをはじめとする派遣型看護サービスを提供する事業者の訪問先での費用請求において、二重請求を防止する措置が講じられているか否か等に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 19	6. 21	6. 28
196	改正政治資金規正法の運用に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 20	6. 21	7. 2
197	パブリック・コメントに関する質問主意書	神谷 宗幣君	6. 20	6. 21	7. 2
198	帰化要件の見直しに関する質問主意書	神谷 宗幣君	6. 20	6. 21	7. 2
199	我が国の科学技術関連政策における国際関係と安全保障への影響に関する再質問主意書	神谷 宗幣君	6. 20	6. 21	7. 2
200	建設アスベスト給付金法に関する質問主意書	山添 拓君	6. 20	6. 21	7. 2
201	有機フッ素化合物（PFAS）の農産物への影響に関する質問主意書	紙 智子君	6. 20	6. 21	7. 2
202	公益通報者保護制度と公務員の守秘義務との関係に関する質問主意書	石垣 のりこ君	6. 20	6. 21	7. 2
203	レプリコンワクチンに関する質問主意書	川田 龍平君	6. 21	6. 21	7. 2
204	令和六年能登半島地震と女川原子力発電所再稼働に関する質問主意書	川田 龍平君	6. 21	6. 21	7. 2
205	共同親権とドメスティック・バイオレンス等に関する質問主意書	石川 大我君	6. 21	6. 21	7. 2

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日
206	特定非営利活動法人グッド・エイジング・エールズと一般社団法人金沢レインボープライドの関係性と相互の事業に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 21	6. 21	6. 27
207	日米宇宙協力枠組協定に関する質問主意書	水野 素子君	6. 21	6. 21	7. 2
208	憲法の有権解釈に関する質問主意書	水野 素子君	6. 21	6. 21	7. 2
209	ライドシェアに関する質問主意書	水野 素子君	6. 21	6. 21	7. 2
210	高齢者の運転免許証に関する質問主意書	水野 素子君	6. 21	6. 21	7. 2
211	公共サービスの待遇改善に関する質問主意書	水野 素子君	6. 21	6. 21	7. 2
212	女性差別撤廃条約に関する質問主意書	水野 素子君	6. 21	6. 21	7. 2
213	中東紛争、国際人道法、ジェノサイド条約に関する質問主意書	水野 素子君	6. 21	6. 21	7. 2
214	防衛省・自衛隊の制服着用に関する質問主意書	水野 素子君	6. 21	6. 21	7. 2
215	馬毛島基地の必要性に関する質問主意書	水野 素子君	6. 21	6. 21	7. 2
216	日米地位協定、日米合同委員会に関する質問主意書	水野 素子君	6. 21	6. 21	7. 2
217	空港のDX化に関する質問主意書	水野 素子君	6. 21	6. 21	7. 2
218	防災・復興庁新設に関する質問主意書	水野 素子君	6. 21	6. 21	7. 2
219	災害時の風評被害に関する質問主意書	水野 素子君	6. 21	6. 21	7. 2
220	第四種踏切の解消に関する質問主意書	水野 素子君	6. 21	6. 21	7. 2

番号	件 名	提出者	提出 月 日	転送 月 日	答 弁 書 受 領 日
221	武器と弾薬の定義に関する質問主意書	水野 素子君	6. 6. 21	6. 6. 21	6. 7. 2
222	日・クロアチア航空協定に関する質問主意書	水野 素子君	6. 6. 21	6. 6. 21	7. 7. 2
223	教育の無償化、給付型奨学金への転換、教育の現場支援に関する質問主意書	水野 素子君	6. 6. 21	6. 6. 21	7. 7. 2
224	養育費不払いと共同親権に関する質問主意書	水野 素子君	6. 6. 21	6. 6. 21	7. 7. 2
225	健康増進法が定める「喫煙目的施設」の定義及び要件の明確化に関する質問主意書	松沢 成文君	6. 6. 21	6. 6. 21	7. 7. 2
226	D V等被害者支援措置としての住民基本台帳閲覧制限等の期間制限に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 6. 21	6. 6. 21	7. 7. 2
227	D V被害者の住所情報漏洩の防止に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 6. 21	6. 6. 21	7. 7. 2
228	共同親権に係る改正民法の解釈及びガイドライン等に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 6. 21	6. 6. 21	7. 7. 2
229	令和五年度の入管難民法改正後の動向に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 6. 21	6. 6. 21	7. 7. 2
230	犯罪被害者等の経済的被害回復の現状及び現行の損害賠償命令制度に関する政府の評価等に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 6. 21	6. 6. 21	7. 7. 2
231	犯罪被害給付制度に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 6. 21	6. 6. 21	7. 7. 2
232	ゼロフィー（手数料ゼロ）の推進に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 6. 21	6. 6. 21	7. 7. 2
233	手数料の利子が技能実習の適正化に与える影響に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 6. 21	6. 6. 21	7. 7. 2
234	離婚の結果としてのひとり親世帯が置かれている困難な状況の克服に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 6. 21	6. 6. 21	7. 7. 2

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日
235	新制度における転籍の在り方に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 6. 21	6. 6. 21	6. 7. 2
236	転籍容認の実態に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 6. 21	6. 6. 21	6. 7. 2
237	MOCと送り出し機関の「適切な手数料額」に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 6. 21	6. 6. 21	6. 7. 2
238	薬価中間年改定の廃止の必要性に関する質問主意書	小西 洋之君	6. 6. 21	6. 6. 21	6. 7. 2
239	地方自治法第二百五十二条の二十六の五に定める各大臣の「生命等の保護の措置に関する指示」と地方自治の本旨等との関係に関する質問主意書	小西 洋之君	6. 6. 21	6. 6. 21	6. 7. 2

(令和6年7月2日現在)

参議院改革協議会

協議員一覧（13名）

座長	松山	政司（自民）	田名部	匡代（立憲）	船後	靖彦（れ新）
	青木	一彦（自民）	谷合	正明（公明）	伊波	洋一（沖縄）
	中西	祐介（自民）	柴田	巧（維教）	浜田	聡（N党）
	堀井	巖（自民）	川合	孝典（民主）		
	小西	洋之（立憲）	井上	哲士（共産）		（6. 2. 21 現在）

選挙制度に関する専門委員一覧（12名）

委員長	牧野	たかお（自民）	小西	洋之（立憲）	井上	哲士（共産）
	滝波	宏文（自民）	谷合	正明（公明）	船後	靖彦（れ新）
	堀井	巖（自民）	片山	大介（維教）	伊波	洋一（沖縄）
	石橋	通宏（立憲）	川合	孝典（民主）	浜田	聡（N党）
						（6. 2. 21 現在）

（１）検討の経緯

〔参議院改革協議会〕

参議院改革協議会は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第210回国会の令和4年11月11日に設置された。また、本協議会の下に参議院選挙制度について調査検討するため、選挙制度に関する専門委員会が設置された。

第212回国会閉会後においては、本協議会を開かなかった。

第213回国会において、本協議会（松山政司座長）は2回の調査検討を行った。

まず、2月27日の協議会（第9回）では、今後の進め方について、令和5年2月8日に合意された検討項目について引き続き議論を深めるほか、選挙制度に関連する事項については、選挙制度に関する専門委員会において引き続き協議を進めることを確認した。

6月14日の協議会（第10回）では、同月7日に「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会報告書」が提出されたことを受け、専門委員長から報告を聴取した。また、今後の進め方について、座長から、二院制の下に参議院が担う機能・役割について改革協議会で協議を行うこととすること、選挙制度の見直しについて引き続き調査・検討を続けていくこと、これまで協議を行ってきた「デジタル化、オンライン審議」のうち、「委員会におけるオンライン審議」の問題について協議を継続していくことについて提案があった後、協議員間の意見交換が行われ、これらの論点について、今後、各協議員と相談しながら協議を進めていくこととなった。

〔選挙制度に関する専門委員会〕

第212回国会閉会後においては、本専門委員会を開かなかった。

第213回国会において、本専門委員会（牧野たかお専門委員長）は6回の調査検討を行い、その後、報告書の取りまとめを行った。

2月27日の専門委員会（第10回）では、参議院選挙に関する最高裁判決について、参考人西村あさひ法律事務所・外国法共同事業オブカウンセル弁護士・元最高裁判所判事千葉勝美君及び一橋大学大学院法学研究科教授只野雅人君から意見を聴取した後、各会派から質疑を行った。

4月5日の専門委員会（第11回）では、現行選挙制度の課題について（特に合区の現状等について）、参考人鳥取県知事平井伸治君及び高知県知事濱田省司君から意見を聴取した後、各会派から質疑を行った。

4月12日の専門委員会（第12回）では、参議院選挙制度の在り方について（都道府県選挙区の意義、選挙制度論、各種選挙制度の論点等について）、参考人政策研究大学院大学教授竹中治堅君及び中央大学法学部教授中北浩爾君から意見を聴取した後、各会派から質疑を行った。

4月19日の専門委員会（第13回）では、参議院選挙制度の在り方について（都道府県選挙区の意義、選挙制度論、各種選挙制度の論点等について）、参考人広島大学大学院人間社会科学研究科教授新井誠君及び上智大学法学部教授上田健介君から意見を聴取した後、各会派から質疑を行った。

5月17日の専門委員会（第14回）では、参議院選挙制度について（参議院選挙制度の在り方や具体的な論点・方向性）、各会派からの意見表明を行った。

5月24日の専門委員会（第15回）では、参議院選挙制度について（参議院選挙制度の在り方や具体的な論点・方向性）、意見交換を行った後、今後の進め方について協議を行った。

6月7日の専門委員会（第16回）では、専門委員長から本専門委員会における協議の内容を取りまとめた報告書案が示され、同報告書案を参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会報告書として参議院改革協議会座長に提出することを決定した。

（報告書は参議院ホームページ参照）

（２）協議会経過

〔参議院改革協議会〕

○令和6年2月27日（火）（第9回）

○参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○令和6年6月14日（金）（第10回）

一、去る7日に座長に提出された選挙制度に関する専門委員会報告書について専門委員長から報告を聴いた。

一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

〔選挙制度に関する専門委員会〕

○令和6年2月27日（火）（第10回）

一、参議院選挙制度について西村あさひ法律事務所・外国法共同事業オブカウンセル弁護士・元最高裁判所判事千葉勝美君及び一橋大学大学院法学研究科教授只野雅人君から意見を聴いた後、質疑を行った。

一、本専門委員会の運営等について協議を行った。

○令和6年4月5日(金)(第11回)

一、参議院選挙制度について鳥取県知事平井伸治君及び高知県知事濱田省司君から意見を聴いた後、質疑を行った。

一、本専門委員会の運営等について協議を行った。

○令和6年4月12日(金)(第12回)

一、参議院選挙制度について政策研究大学院大学教授竹中治堅君及び中央大学法学部教授中北浩爾君から意見を聴いた後、質疑を行った。

一、本専門委員会の運営等について協議を行った。

○令和6年4月19日(金)(第13回)

一、参議院選挙制度について広島大学大学院人間社会科学研究科教授新井誠君及び上智大学法学部教授上田健介君から意見を聴いた後、質疑を行った。

一、本専門委員会の運営等について協議を行った。

○令和6年5月17日(金)(第14回)

○次の件について協議を行った。

イ、参議院選挙制度に関する件

ロ、本専門委員会の運営等に関する件

○令和6年5月24日(金)(第15回)

○次の件について協議を行った。

イ、参議院選挙制度に関する件

ロ、本専門委員会の運営等に関する件

○令和6年6月7日(金)(第16回)

○参議院改革協議会座長に参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会報告書を提出することを協議決定した。

(3) 参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長（以下「議長」という。）の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（以下「参議院改革協議会」という。）を置く。

第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員15人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する

次の事項とする。

- ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
 - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
 - (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
 - (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
 - (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
 - (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
 - (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。

1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第199回 (臨時会)	令和 元. 8. 1(木)	元. 8. 1(木)	元. 8. 5(月)	5	—	5
第200回 (臨時会)	元. 10. 4(金)	元. 10. 4(金)	元. 12. 9(月)	67	—	67
第201回 (常 会)	2. 1. 20(月)	2. 1. 20(月)	2. 6. 17(水)	150	—	150
第202回 (臨時会)	2. 9. 16(水)	2. 9. 17(木)	2. 9. 18(金)	3	—	3
第203回 (臨時会)	2. 10. 26(月)	2. 10. 26(月)	2. 12. 5(土)	41	—	41
第204回 (常 会)	3. 1. 18(月)	3. 1. 18(月)	3. 6. 16(水)	150	—	150
第205回 (臨時会)	3. 10. 4(月)	3. 10. 8(金)	3. 10. 14(木) 衆議院解散	11	—	11
第206回 (特別会)	3. 11. 10(水)	3. 11. 12(金)	3. 11. 12(金)	3	—	3
第207回 (臨時会)	3. 12. 6(月)	3. 12. 6(月)	3. 12. 21(火)	16	—	16
第208回 (常 会)	4. 1. 17(月)	4. 1. 17(月)	4. 6. 15(水)	150	—	150
第209回 (臨時会)	4. 8. 3(水)	4. 8. 3(水)	4. 8. 5(金)	3	—	3
第210回 (臨時会)	4. 10. 3(月)	4. 10. 3(月)	4. 12. 10(土)	69	—	69
第211回 (常 会)	5. 1. 23(月)	5. 1. 23(月)	5. 6. 21(水)	150	—	150
第212回 (臨時会)	5. 10. 20(金)	5. 10. 20(金)	5. 12. 13(水)	55	—	55
第213回 (常 会)	6. 1. 26(金)	6. 1. 26(金)	6. 6. 23(日)	150	—	150

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回 次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国 会 回 次	召集日
第 1 回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2* 28. 5. 2	第 1 回 (特別会)	22. 5. 20(火)
第 2 回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第 8 回 (臨時会)	25. 7. 12(水)
第 3 回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回 (特別会)	28. 5. 18(月)
第 4 回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回 (臨時会)	31. 11. 12(月)
第 5 回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回 (臨時会)	34. 6. 22(月)
第 6 回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回 (臨時会)	37. 8. 4(土)
第 7 回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回 (臨時会)	40. 7. 22(木)
第 8 回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回 (臨時会)	43. 8. 1(木)
第 9 回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回 (臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回 (臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回 (臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回 (特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回 (臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回 (特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	元. 7. 23(日)	元. 7. 23	7. 7. 22	第115回 (臨時会)	元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回 (臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回 (臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回 (臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回 (臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回 (臨時会)	16. 7. 30(金)

通常選挙 回 次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国 会 回 次	召集日
第21回	19. 7. 29(日)	19. 7. 29	25. 7. 28	第167回(臨時会)	19. 8. 7(火)
第22回	22. 7. 11(日)	22. 7. 26	28. 7. 25	第175回(臨時会)	22. 7. 30(金)
第23回	25. 7. 21(日)	25. 7. 29	令和 元. 7. 28	第184回(臨時会)	25. 8. 2(金)
第24回	28. 7. 10(日)	28. 7. 26	4. 7. 25	第191回(臨時会)	28. 8. 1(月)
第25回	元. 7. 21(日)	元. 7. 29	7. 7. 28	第199回(臨時会)	元. 8. 1(木)
第26回	4. 7. 10(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第209回(臨時会)	4. 8. 3(水)

*任期3年議員の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(会期終了日 現在)

第2次岸田第2次改造内閣

国務大臣

内閣総理大臣

岸田 文雄 (衆・自民)

総務大臣

松本 剛明 (衆・自民)

法務大臣

小泉 龍司 (衆・自民)

外務大臣

上川 陽子 (衆・自民)

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

鈴木 俊一 (衆・自民)

文部科学大臣

盛山 正仁 (衆・自民)

厚生労働大臣

武見 敬三 (参・自民)

農林水産大臣

坂本 哲志 (衆・自民)

経済産業大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構))

齋藤 健 (衆・自民)

国土交通大臣

斉藤 鉄夫 (衆・公明)

環境大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力防災))

伊藤 信太郎 (衆・自民)

防衛大臣

木原 稔 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

林 芳正 (衆・自民)

国務大臣 (デジタル大臣)

(内閣府特命担当大臣 (規制改革))

河野 太郎 (衆・自民)

国務大臣 (復興大臣)

土屋 品子 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災・海洋政策))

松村 祥史 (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、経済安全保障))

高市 早苗 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、孤独・孤立対策))

加藤 鮎子 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

新藤 義孝 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、地方創生、アイヌ施策))

自見 はなこ (参・自民)

内閣官房副長官

村井 英樹 (衆・自民) 森屋 宏 (参・自民) 栗生 俊一

副大臣

デジタル副大臣

内閣府副大臣

石川 昭政（衆・自民）

復興副大臣

高木 宏壽（衆・自民）

平木 大作（参・公明）

内閣府副大臣

井林 辰憲（衆・自民）

工藤 彰三（衆・自民）

古賀 篤（衆・自民）

総務副大臣

渡辺 孝一（衆・自民）

馬場 成志（参・自民）

法務副大臣

門山 宏哲（衆・自民）

外務副大臣

辻 清人（衆・自民）

柘植 芳文（参・自民）

財務副大臣

矢倉 克夫（参・公明）

赤澤 亮正（衆・自民）

文部科学副大臣

今枝 宗一郎（衆・自民）

あべ 俊子（衆・自民）

厚生労働副大臣

濱地 雅一（衆・公明）

宮崎 政久（衆・自民）

農林水産副大臣

鈴木 憲和（衆・自民）

武村 展英（衆・自民）

経済産業副大臣

内閣府副大臣

岩田 和親（衆・自民）

上月 良祐（参・自民）

国土交通副大臣

國場 幸之助（衆・自民）

国土交通副大臣

内閣府副大臣

復興副大臣

堂故 茂（参・自民）

環境副大臣

八木 哲也（衆・自民）

環境副大臣

内閣府副大臣

滝沢 求（参・自民）

防衛副大臣

内閣府副大臣

鬼木 誠（衆・自民）

大臣政務官

デジタル大臣政務官

内閣府大臣政務官

土田 慎（衆・自民）

内閣府大臣政務官

神田 潤一（衆・自民）

古賀 友一郎（参・自民）

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

平沼 正二郎（衆・自民）

総務大臣政務官

長谷川 淳二（衆・自民）

船橋 利実（参・自民）

西田 昭二（衆・自民）

法務大臣政務官

中野 英幸（衆・自民）

外務大臣政務官

高村 正大（衆・自民）

深澤 陽一（衆・自民）

穂坂 泰（衆・自民）

財務大臣政務官

瀬戸 隆一（衆・自民）

進藤 金日子（参・自民）

文部科学大臣政務官

安江 伸夫（参・公明）

文部科学大臣政務官

復興大臣政務官

本田 顕子（参・自民）

厚生労働大臣政務官

塩崎 彰久（衆・自民）

三浦 靖（参・自民）

農林水産大臣政務官

高橋 光男（参・公明）

舞立 昇治（参・自民）

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

石井 拓（衆・自民）

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

吉田 宣弘（衆・公明）

国土交通大臣政務官

石橋 林太郎（衆・自民）

こやり 隆史（参・自民）

国土交通大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

尾崎 正直（衆・自民）

環境大臣政務官

内閣府大臣政務官

国定 勇人（衆・自民）

環境大臣政務官

朝日 健太郎（参・自民）

防衛大臣政務官

松本 尚（衆・自民）

防衛大臣政務官

内閣府大臣政務官

三宅 伸吾（参・自民）

政府特別補佐人

人事院総裁	川本	裕子	内閣法制局長官	近藤	正春
公正取引委員会委員長	古谷	一之	原子力規制委員会委員長	山中	伸介
公害等調整委員会委員長	永野	厚郎			

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回 次	総 計 (人)	内 訳	
			本 会 議	委員会等
平成26年	186 (常 会)	7,236	1,878	5,358
	187 (臨時会)	1,649	484	1,165
	188 (特別会)	26	22	4
27年	189 (常 会)	8,409	1,447	6,962
28年	190 (常 会)	4,697	1,003	3,694
	191 (臨時会)	60	53	7
	192 (臨時会)	3,709	1,112	2,597
29年	193 (常 会)	5,814	1,005	4,809
	194 (臨時会)	13	13	0
	195 (特別会)	719	241	478
30年	196 (常 会)	5,696	1,000	4,696
	197 (臨時会)	1,507	329	1,178
令和元年	198 (常 会)	3,409	774	2,635
	199 (臨時会)	124	119	5
	200 (臨時会)	1,519	363	1,156
2 年	201 (常 会)	835	253	582
	202 (臨時会)	18	17	1
	203 (臨時会)	335	106	229
3 年	204 (常 会)	1,100	202	898
	205 (臨時会)	59	59	0
	206 (特別会)	16	16	0
	207 (臨時会)	182	94	88
4 年	208 (常 会)	1,726	510	1,216
	209 (臨時会)	83	75	8
	210 (臨時会)	944	251	693
5 年	211 (常 会)	3,264	989	2,275
	212 (臨時会)	1,142	268	874
6 年	213 (常 会)	4,365	623	3,742

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件 数	総 計 (人)	参 観 内 訳					特別参観 (人)
			一 般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成 20年	25,657	316,381	99,820	142,118	60,016	11,147	3,280	209
21年	26,600	340,006	101,179	154,592	68,253	13,382	2,600	267
22年	24,442	357,554	104,002	167,500	68,216	13,975	3,861	369
23年	16,339	270,069	65,353	160,843	33,085	9,090	1,698	570
24年	18,585	344,230	77,166	179,746	73,721	11,262	2,335	708
25年	21,997	346,637	88,099	178,694	64,468	12,135	3,241	425
26年	19,771	325,153	78,904	167,603	61,300	13,192	4,154	482
27年	20,407	319,852	73,379	167,364	60,354	14,038	4,717	298
28年	18,755	307,607	66,229	166,163	58,041	13,812	3,362	175
29年	17,623	287,001	60,604	161,900	47,123	15,036	2,338	173
30年	14,829	283,234	55,172	160,834	50,495	14,644	2,089	190
令和 元年	14,101	273,261	46,971	169,599	41,713	11,751	3,227	69
2 年	3,267	71,111	8,197	59,355	1,071	2,269	219	0
3 年	3,575	48,368	8,708	38,664	168	827	1	0
4 年	8,359	108,358	26,253	71,778	5,593	4,546	188	0
5 年	15,004	240,080	51,846	144,903	31,470	10,397	1,464	208
6 年	6,727	116,543	24,138	63,398	25,612	2,042	1,353	0

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。

令和6年の数は、第213回国会終了日(6月23日)現在。

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月1日から6月30日までの間、参観を中止した。また、7月1日から1回の受入人数の上限を50名程度(10月1日以降100名程度)とする等の感染症対策を講じた上で再開し、令和5年4月3日から上限をなくした。

6 参議院特別体験プログラム参加者数・参加団体数

	参加者数 (人)	団体数 (件)	団 体 内 訳		
			小学校	中学校	その他
平成24年度	95,336	1,311	1,120	151	40
平成25年度	92,685	1,307	1,132	134	41
平成26年度	64,120	1,024	860	130	34
平成27年度	94,074	1,322	1,138	146	38
平成28年度	91,771	1,350	1,144	145	61
平成29年度	91,586	1,337	1,184	120	33
平成30年度	94,435	1,351	1,183	135	33
令和元年度	87,574	1,226	1,101	100	25
令和2年度	4,759	149	139	5	5
令和3年度	7,200	231	211	5	15
令和4年度	11,242	366	335	13	18
令和5年度	67,951	1,129	1,005	71	53
令和6年4月～6月	30,470	436	385	47	4

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

令和6年の数は、4月1日から6月30日までを計上。

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月1日から6月30日までの間、参議院特別体験プログラムを中止した。また、7月1日から1回の受入人数の上限を45名、1日の回数を2回、1回の受入団体を1団体とする等の感染症対策を講じた上で再開した。その後、令和5年4月3日から1回の受入人数の上限を114名、1日の回数を4回、1回の受入団体数は複数进行可能とする等の感染症対策を緩和し、9月1日から従前どおり実施している。

7 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	団 長 及 び 一 行	滞在期間
コロンビア共和国上院議長一行 (6. 1. 15 招待状発送)	団長 上院議長 イバン・レオニダス・ナメ・バスケス君 団員 上院第二副議長 ディディエル・ロボ・チンチージャ君 同夫人 マリア・ファベリ・アピラ・ガスカ君 随員 上院議長秘書官 デイジー・アルディラ・ロハス君 同 上院議長顧問 フェルナンド・グティエレス・ボテロ君	6. 2. 8 ～ 2. 14

8 参議院議員海外派遣一覧

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第148回 I P U会議出席 (6. 2. 8 議長決定)	スイス	6. 3. 22 ～ 3. 28	吉川 ゆうみ君 (自民) 小西 洋之君 (立憲)	6. 6. 12 議院運営委員会 に報告書を提出

9 国会に対する報告等（5.12.14～6.6.23）

第212回国会閉会後から第213回国会中、法律等に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報 告 等 の 名 称
令和5年	
12. 15(金)	○ 東日本大震災からの復興の状況に関する報告 ○ 通貨及び金融の調節に関する報告書 ○ 「令和4年度政府が講じた死因究明等に関する施策」についての報告
22(金)	○ 『「令和4年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告、「令和4年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告、「令和4年度子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施状況」に関する報告』
令和6年	
1. 16(火)	○ 令和6年能登半島地震非常災害現地対策本部の設置について
22(月)	○ 国と地方の協議の場(令和5年度第3回)における協議の概要に関する報告書
23(火)	○ 令和5年7月1日から同年12月31日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書
26(金)	○ 令和3年度決算に関する参議院の議決について講じた措置の報告 ○ 令和4年度特別会計財務書類 ○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告
2. 2(金)	○ 令和5年10月20日から令和6年1月25日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書 ○ 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ○ 令和4年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告 ○ 令和4年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
6(火)	○ 令和6年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書 ○ 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書
27(火)	○ 令和5年における通信傍受等に関する報告
3. 5(火)	○ 令和5年度第3・四半期における予算使用の状況の報告 ○ 令和5年度第3・四半期における国庫の状況の報告
15(金)	○ 令和6年行政執行法人の常勤職員数に関する報告
26(火)	○ 郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見についての報告 ○ 地方財政の状況の報告 ○ 令和5年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告
27(水)	○ 令和5年官民人事交流に関する年次報告
4. 9(火)	○ 調達価格等に関する報告

19(金)	○ 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告 ○ 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告
26(金)	○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況の報告 ○ 令和5年団体規制状況の年次報告
5. 10(金)	○ 「令和5年度中小企業の動向」に関する報告及び「令和6年度中小企業施策」についての文書 ○ 「令和5年度小規模企業の動向」に関する報告及び「令和6年度小規模企業施策」についての文書
15(水)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」の報告
24(金)	○ 2023年の国際労働機関第111回総会において採択された条約に関する報告書 ○ 2023年の国際労働機関第111回総会において採択された勧告に関する報告書
31(金)	○ 「令和5年度食料・農業・農村の動向」に関する報告及び「令和6年度食料・農業・農村施策」についての文書 ○ 「令和5年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告
6. 4(火)	○ 令和5年度公害等調整委員会年次報告書 ○ 令和5年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告 ○ 「令和5年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告 ○ 「令和5年度森林及び林業の動向」に関する報告及び「令和6年度森林及び林業施策」についての文書 ○ 令和5年度エネルギーに関する年次報告
7(金)	○ 「令和5年度食育推進施策」に関する報告 ○ 『「令和5年度環境の状況」に関する報告及び「令和6年度環境の保全に関する施策」についての文書』、『「令和5年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び「令和6年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書』、『「令和5年度生物の多様性の状況」に関する報告及び「令和6年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書』 ○ 令和5年度原子力規制委員会年次報告書
11(火)	○ 令和5年度個人情報保護委員会年次報告書 ○ 令和5年度科学技術・イノベーション創出の振興に関する年次報告 ○ 「令和5年度水産の動向」に関する報告及び「令和6年度水産施策」についての文書
14(金)	○ 「防災に関してとった措置の概況」及び「令和6年度の防災に関する計画」についての報告 ○ 「令和5年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び「令和6年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書 ○ 『「令和5年度消費者政策の実施の状況」に関する報告』及び『「令和5年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告』 ○ 令和5年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告
18(火)	○ 「令和5年度水循環施策」に関する報告 ○ 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告 ○ 令和5年度公正取引委員会年次報告書

	○ 令和5年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告 ○ 令和5年度首都圏整備に関する年次報告 ○ 「令和5年度土地に関する動向」に関する報告及び「令和6年度土地に関する基本的施策」についての文書 ○ 「令和5年度観光の状況」に関する報告及び「令和6年度観光施策」についての文書 ○ 「令和5年度交通の動向」に関する報告及び「令和6年度交通施策」についての文書
19(水)	○ 令和5年度の人事院の業務状況報告書
21(金)	○ 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告 ○ 「令和5年度障害者施策の概況」に関する報告 ○ 「令和5年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「令和6年度交通安全施策に関する計画」についての報告 ○ 「令和5年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び「令和6年度高齢社会対策」についての文書 ○ 「令和5年度我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施状況」についての報告 ○ 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告 ○ デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画の変更の報告

10 国会関係日誌（5.12.14～6.6.23）

年月日	事 項
【第212回国会(臨時会)閉会后】	
令和5年	
12. 14(木)	○ 柿沢未途衆議院議員、自由民主党・無所属の会を退会
28(木)	○ 柿沢未途衆議院議員を公職選挙法違反容疑で逮捕(東京地検)
令和6年	
1. 3(水)	○ 室井邦彦参議院議員逝去
7(日)	○ 池田佳隆衆議院議員、自由民主党・無所属の会を退会 ○ 池田佳隆衆議院議員を政治資金規正法違反容疑で逮捕(東京地検)
16(火)	○ 常会召集を閣議決定 ○ 参・「日本維新の会」、「日本維新の会・教育無償化を実現する会」に会派名変更 ○ 嘉田由紀子参議院議員、日本維新の会・教育無償化を実現する会へ入会 ○ 衆・「教育無償化を実現する会」解散 ○ 衆・「日本維新の会」、「日本維新の会・教育無償化を実現する会」に会派名変更 ○ 斎藤アレックス衆議院議員外3名、日本維新の会・教育無償化を実現する会へ入会
19(金)	○ 大野泰正参議院議員、自由民主党を退会 ○ 参議院比例代表選出議員選挙、藤巻健史氏繰上補充当選(室井邦彦参議院議員死去による)、日本維新の会・教育無償化を実現する会へ入会 ○ 谷川弥一衆議院議員、自由民主党・無所属の会を退会
22(月)	○ 上田清司参議院議員、国民民主党・新緑風会を退会
24(水)	○ 衆・予算委(集中審議「令和6年能登半島地震等」) ○ 参・予算委(集中審議「令和6年能登半島地震等」) ○ 谷川弥一衆議院議員、議員辞職
【第213回国会(常会)】	
26(金)	○ 第213回国会召集 ○ 参・本会議(議院運営委員長辞任、5常任委員長選挙、7特別委員会設置、情報監視審査会委員選任) ○ 衆・本会議(4常任委員長辞任・選挙、情報監視審査会委員辞任・選任、8特別委員会設置) ○ 開会式
29(月)	○ 衆・予算委(集中審議「政治資金問題等」) ○ 参・予算委(集中審議「政治資金問題等」)
30(火)	○ 衆・本会議(政府4演説) ○ 参・本会議(政府4演説)
31(水)	○ 衆・本会議(代表質問1日目)
2. 1(木)	○ 参・本会議(代表質問1日目) ○ 衆・本会議(柿沢未途君辞職許可、代表質問2日目)
2(金)	○ 参・本会議(代表質問2日目) ○ 衆・予算委(令和6年度総予算趣旨説明) ○ 参・予算委(令和6年度総予算趣旨説明)
5(月)	○ 参・予算委委員派遣(沖縄県、～6日) ○ 衆・予算委(令和6年度総予算基本的質疑)
6(火)	○ 衆・予算委(令和6年度総予算基本的質疑)

7(水)	○ 衆・予算委(令和6年度総予算基本的質疑)
8(木)	○ 衆・予算委
9(金)	○ 衆・予算委(令和6年度総予算集中審議「外交、農業等」)
13(火)	○ 衆・予算委 ○ 衆・本会議(所得税法案趣旨説明・質疑) ○ コロンビア共和国・ナメ上院議長一行(参議院招待)、尾辻議長訪問
14(水)	○ 衆・予算委(令和6年度総予算集中審議「政治資金問題等」)
15(木)	○ 衆・予算委 ○ 衆・本会議(地方財政計画(報告)、地方税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑)
16(金)	○ 衆・予算委地方公聴会(石川県・長崎県)
19(月)	○ 参・外交防衛委委員派遣(長崎県・佐賀県、～20日) ○ 参・経済産業委委員派遣(大阪府・愛知県、～20日) ○ 衆・予算委
20(火)	○ 衆・本会議(文部科学大臣盛山正仁君不信任決議案否決)
21(水)	○ 参・本会議 ○ 衆・予算委
22(木)	○ 衆・予算委
23(金)	○ 角田義一元参議院副議長逝去
26(月)	○ 参・震災復興特別委委員派遣(宮城県・岩手県、～27日) ○ 衆・予算委(令和6年度総予算集中審議「能登半島地震、子育て支援、政治資金等国政全般」)
27(火)	○ 衆・予算委分科会(～28日) ○ 参議院改革協議会(第9回) ○ 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会(第10回) ○ 参・政治倫理審査会(申立委員から説明聴取)
29(木)	○ 衆・予算委公聴会 ○ 衆・政治倫理審査会(議員岸田文雄君、議員武田良太君から弁明聴取・質疑)
3. 1(金)	○ 衆・政治倫理審査会(議員西村康稔君、議員松野博一君、議員塩谷立君、議員高木毅君から弁明聴取・質疑) ○ 衆・本会議(予算委員長小野寺五典君解任決議案否決、財務大臣鈴木俊一君不信任決議案否決) ○ 衆・予算委(令和6年度総予算集中審議「内外の諸課題」)
2(土)	○ 衆・予算委(令和6年度総予算集中審議「内外の諸課題」、令和6年度総予算締めくり質疑、令和6年度総予算可決) ○ 衆・本会議(令和6年度総予算可決、地方税法案可決、地方交付税法案可決、所得税法案可決) ○ 真鍋賢二元参議院議員(元環境庁長官)逝去
4(月)	○ 参・予算委(令和6年度総予算基本的質疑)
5(火)	○ 参・予算委(令和6年度総予算基本的質疑)
6(水)	○ 参・予算委
7(木)	○ 参・予算委
8(金)	○ 参・政治倫理審査会(審査申立ての件32件について審査を決定) ○ 参・本会議(所得税法案趣旨説明・質疑) ○ 参・予算委(令和6年度総予算集中審議「政治資金問題等を含む内外の諸課題」)
11(月)	○ 参・予算委

12(火)	○ 参・予算委公聴会 ○ 衆・本会議(低炭素水素供給利用法案、二酸化炭素貯留事業法案趣旨説明・質疑)
13(水)	○ 参・本会議(地方財政計画(報告)、地方税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑) ○ 参・予算委(令和6年度総予算集中審議「外交・安全保障等を含む内外の諸課題」)
14(木)	○ 参・政治倫理審査会(議員世耕弘成君、議員西田昌司君、議員橋本聖子君から弁明聴取・質疑) ○ 衆・本会議(民法等改正案趣旨説明・質疑)
15(金)	○ 参・予算委(令和6年度総予算集中審議「農業・地方等を含む内外の諸課題」)
18(月)	○ 参・予算委(令和6年度総予算集中審議「こども政策・社会保障等を含む内外の諸課題」) ○ 衆・政治倫理審査会(議員下村博文君から弁明聴取・質疑)
19(火)	○ 参・予算委 ○ 衆・本会議(重要経済安保情報保護活用法案、経済安保推進法案趣旨説明・質疑)
21(木)	○ 衆・本会議(流通業務総合効率化法案趣旨説明・質疑)
25(月)	○ 参・予算委(令和6年度総予算集中審議「岸田内閣の基本姿勢」)
26(火)	○ 参・予算委 ○ 衆・本会議(食料・農業・農村基本法案趣旨説明・質疑)
27(水)	○ 参・予算委(令和6年度総予算集中審議「内外の諸課題」)
28(木)	○ 参・予算委(令和6年度総予算締めくくり質疑、令和6年度総予算可決) ○ 参・総務委(地方税法案可決、地方交付税法案可決) ○ 参・財政金融委(所得税法案可決) ○ 参・本会議(令和6年度総予算可決、地方税法案可決、地方交付税法案可決、所得税法案可決)
29(金)	○ 衆・本会議(雇用保険法案趣旨説明・質疑) ○ 参・本会議
4. 1(月)	○ 参・決算委(令和4年度決算全般質疑)
2(火)	○ 衆・本会議(子ども・子育て支援法案趣旨説明・質疑)
4(木)	○ 衆・本会議(防衛省設置法案趣旨説明・質疑)
5(金)	○ 参・本会議 ○ 衆・本会議(産業競争力強化法案趣旨説明・質疑) ○ 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会(第11回) ○ 世耕弘成参議院議員、自由民主党を退会
8(月)	○ 参・決算委 ○ 岸田総理、米国訪問(日米首脳会談出席、～14日)
9(火)	○ 衆・本会議(低炭素水素供給利用法案可決、二酸化炭素貯留事業法案可決、重要経済安保情報保護活用法案修正議決、経済安保推進法案可決、放送法案趣旨説明・質疑)
10(水)	○ 参・決算委
11(木)	○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について自由討議) ○ 衆・本会議(倫理選挙特別委を政治改革特別委に名称変更、流通業務総合効率化法案可決、雇用保険法案可決、育児・介護休業法案趣旨説明・質疑)
12(金)	○ 参・本会議(倫理選挙特別委を政治改革特別委に名称変更) ○ 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会(第12回)
15(月)	○ 参・決算委 ○ 参・災害対策特別委委員派遣(石川県)
16(火)	○ 衆・本会議(防衛省設置法案可決、民法等改正法案修正議決、出入国管理法案、外国人技能実習法案趣旨説明・質疑)

	○ 須藤元気参議院議員、公職選挙法第90条により退職 ○ 山田勝彦衆議院議員、公職選挙法第90条により退職
17(水)	○ 参・本会議(重要経済安保情報保護活用法案、経済安保推進法案趣旨説明・質疑)
18(木)	○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について自由討議) ○ 衆・本会議(米国公式訪問に関する報告・質疑)
19(金)	○ 参・本会議(民法等改正案趣旨説明・質疑、米国公式訪問に関する報告・質疑) ○ 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会(第13回) ○ 衆・本会議(子ども・子育て支援法案可決、食料・農業・農村基本法案修正議決、デジタル社会形成基本法案趣旨説明・質疑)
22(月)	○ 衆・予算委(集中審議「政治資金、能登半島地震等内外の諸課題」)
23(火)	○ 塩谷立衆議院議員、自由民主党・無所属の会を退会
24(水)	○ 参・本会議(低炭素水素供給利用法案、二酸化炭素貯留事業法案趣旨説明・質疑) ○ 参・予算委(集中審議「政治資金等内外の諸課題」) ○ 宮澤博行衆議院議員、自由民主党・無所属の会を退会
25(木)	○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について自由討議) ○ 衆・本会議(宮澤博行君辞職許可、GIGO設立条約趣旨説明・質疑) ○ 衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区、川内博史氏繰上補充当選(山田勝彦衆議院議員退職による)、立憲民主党・無所属へ入会
26(金)	○ 参議院比例代表選出議員選挙、渡邊紗耶香氏繰上補充当選(須藤元気参議院議員退職による) ○ 参・本会議(渡邊紗耶香君辞職許可、食料・農業・農村基本法案趣旨説明・質疑)
28(日)	○ 衆議院東京都第15区選出議員補欠選挙、酒井なつみ氏当選 ○ 衆議院島根県第1区選出議員補欠選挙、亀井亜紀子氏当選 ○ 衆議院長崎県第3区選出議員補欠選挙、山田勝彦氏当選
30(火)	○ 酒井なつみ衆議院議員、立憲民主党・無所属へ入会
5. 1(水)	○ 亀井亜紀子衆議院議員、山田勝彦衆議院議員、立憲民主党・無所属へ入会
7(火)	○ 衆・本会議(放送法案可決、デジタル社会形成基本法案可決、育児・介護休業法案可決、産業競争力強化法案可決、地方自治法案趣旨説明・質疑)
8(水)	○ 参・本会議(防衛省設置法案趣旨説明・質疑) ○ 参・決算委 ○ 参・憲法審査会(憲法に対する考え方について意見交換)
9(木)	○ 参・内閣委(重要経済安保情報保護活用法案可決、経済安保推進法案可決) ○ 参・外交防衛委(防衛省設置法案可決) ○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について自由討議) ○ 衆・本会議(児童対象性暴力防止法案趣旨説明・質疑)
10(金)	○ 参・本会議(育児・介護休業法案趣旨説明・質疑、防衛省設置法案可決、重要経済安保情報保護活用法案可決、経済安保推進法案可決)
13(月)	○ 参・決算委 ○ 参議院比例代表選出議員選挙、奥村政佳氏繰上補充当選(渡邊紗耶香参議院議員退職による)、立憲民主・社民へ入会 ○ 衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区、森由起子氏繰上補充当選(宮澤博行衆議院議員退職による)、自由民主党・無所属の会へ入会
14(火)	○ 衆・本会議(GIGO設立条約承認) ○ 衆・政治倫理審査会(申立書提出者から趣旨説明聴取)

15(水)	○ 参・本会議(デジタル社会形成基本法案趣旨説明・質疑) ○ 参・憲法審査会(憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会について)説明聴取、意見交換)
16(木)	○ 参・法務委(民法等改正案可決) ○ 参・経済産業委(低炭素水素供給利用法案可決、二酸化炭素貯留事業法案可決) ○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について自由討議)
17(金)	○ 参・本会議(子ども・子育て支援法案趣旨説明・質疑、民法等改正法案可決、低炭素水素供給利用法案可決、二酸化炭素貯留事業法案可決) ○ 参・政治倫理審査会(被申立議員の出席要求) ○ 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会(第14回) ○ 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応に関する全体会議、尾辻議長、長浜副議長出席
20(月)	○ 衆・予算委(集中審議「国内外の諸課題」) ○ 参・決算委
21(火)	○ 衆・本会議(出入国管理法案可決、外国人技能実習法案修正議決) ○ 参・農林水産委地方公聴会(岩手県)
22(水)	○ 参・本会議 ○ 参・予算委(集中審議「国内外の諸課題」)
23(木)	○ 参・厚生労働委(育児・介護休業法案可決) ○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について自由討議) ○ 衆・本会議(児童対象性暴力防止法案可決) ○ 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応に関する全体会議、尾辻議長、長浜副議長出席
24(金)	○ 参・本会議(出入国管理法案、外国人技能実習法案趣旨説明・質疑、育児・介護休業法案可決) ○ 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会(第15回)
27(月)	○ 参・決算委(令和4年度決算准総括質疑)
28(火)	○ 参・農林水産委(食料・農業・農村基本法案可決) ○ 衆・本会議
29(水)	○ 参・本会議(GIGO設立条約趣旨説明・質疑、食料・農業・農村基本法案可決) ○ 参・地方デジタル特別委(デジタル社会形成基本法案可決) ○ 参・憲法審査会(憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会について)説明聴取、意見交換)
30(木)	○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題(国民投票広報協議会その他国民投票法の諸問題を中心として)について説明聴取、自由討議) ○ 衆・本会議(地方自治法案修正議決)
31(金)	○ 参・本会議(デジタル社会形成基本法案可決)
6. 3(月)	○ 参・法務委地方公聴会(静岡県)
4(火)	○ 参・内閣委(子ども・子育て支援法案可決) ○ 参・外交防衛委(GIGO設立条約承認) ○ 衆・本会議
5(水)	○ 参・本会議(地方自治法案趣旨説明・質疑、GIGO設立条約承認、子ども・子育て支援法案可決、行政監視委員会中間報告)
6(木)	○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題(国民投票広報協議会その他国民投票法の諸問題を中心として)について自由討議)

	○ 衆・本会議
7(金)	○ 参・本会議(児童対象性暴力防止法案趣旨説明・質疑、3調査会中間報告) ○ 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会(第16回)
10(月)	○ 参・決算委(令和4年度決算締めくくり総括質疑、令和4年度決算議決、措置要求議決)
12(水)	○ 参・本会議(令和4年度決算議決) ○ 参・憲法審査会(憲法に対する考え方について(国民投票法等について)説明聴取、意見交換)
13(木)	○ 参・法務委(出入国管理法案可決、外国人技能実習法案可決) ○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について自由討議) ○ 衆・本会議(ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議)
14(金)	○ 参・本会議(ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議、出入国管理法案可決、外国人技能実習法案可決、情報監視審査会の調査及び審査の報告) ○ 参議院改革協議会(第10回) ○ 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応に関する各政党・各会派からの個別の意見聴取、尾辻議長、長浜副議長出席
18(火)	○ 参・内閣委(児童対象性暴力防止法案可決) ○ 参・総務委(地方自治法案可決) ○ 衆・本会議(情報監視審査会報告(情報監視審査会令和5年年次報告書について))
19(水)	○ 参・本会議(地方自治法案可決、児童対象性暴力防止法案可決) ○ 国家基本政策委合同審査会(党首討論) ○ 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応に関する各政党・各会派からの個別の意見聴取、尾辻議長、長浜副議長出席
20(木)	○ 衆・本会議(岸田内閣不信任決議案否決) ○ 蓮舫参議院議員、公職選挙法第90条により退職
21(金)	○ 参・本会議(令和5年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告・質疑) ○ 衆・本会議(事務総長辞任・選挙)
23(日)	○ 沖縄全戦没者追悼式、尾辻議長出席 ○ 第213回国会閉会